柏市地域防災計画

震災編
風水害等編
大規模事故編
放射性物質事故編

令和７年３月
修正

第１章　総則	第１節　計画の策定方針	第１　計画の目的	震-２
		第２　計画の概要	震-２
	第２節　防災関連機関の役割と業務大綱		震-４
	第３節　市の概況と災害環境	第１　自然環境	震-15
		第２　社会条件	震-17
		第３　震災履歴	震-19
		第４　被害等の想定	震-20
第２章　予防計画	第１節　災害に強い人と地域をつくる	第１　自助・共助の育成	震-29
		第２　自助・共助・公助の連携	震-36
		第３　人材の育成・確保	震-38
		第４　災害対応力の強化	震-41
	第２節　災害に強いまちをつくる	第１　耐震化・不燃化等	震-45
		第２　情報通信体制の強化	震-50
		第３　避難施設の整備	震-54
		第４　地盤被害の防止	震-57
	第３節　災害に強い体制を整える	第１　消防・救助体制	震-59
		第２　医療・救急・救護体制	震-61
		第３　物資供給・給水体制	震-63
		第４　要配慮者支援体制	震-67
		第５　交通輸送体制	震-72
		第６　廃棄物処理体制	震-74
		第７　帰宅困難者支援体制	震-76
	第４節　災害時の相互応援に備える	第１　応援・受援体制の構築	震-78
		第２　応援・受援体制の拡充・強化	震-80
第３章　応急対策計画	第１節　活動体制を整える	第１　基本的事項	震-85
		第２　活動体制	震-101
	第２節　被害を最小限にくいとめる	第１　情報収集・伝達	震-105
		第２　消防・救助	震-115
		第３　医療・救護	震-118
		第４　応援要請・市外被災地支援	震-124
		第５　要配慮者支援	震-134
		第６　避難対策	震-137
		第７　帰宅困難者支援	震-146
		第８　輸送支援	震-148
		第９　物資供給・給水	震-151
		第１０　遺体対応・安否不明	震-154
		第１１　災害拡大防止対策	震-158
	第３節　まちの機能を回復させる	第１　ライフライン・道路等の応急復旧	震-162
		第２　建物等の応急復旧	震-169
	第４節　被災者生活を支援する	第１　保健・環境衛生	震-174
		第２　生活安定・安全対策	震-179
		第３　相談対応	震-183
	第５節　災害救助法・激甚災害指定業務		震-184
第４章　復旧・復興計画	第１節　生活の安定化を目指す		震-188
	第２節　施設を復旧する		震-193
	第３節　早期に復興する		震-194

第１章　総則

第１節　計画の策定方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び柏市防災会議条例第 2 条の規定により、柏市防災会議が作成する計画であり、柏市で発生する、又は発生するおそれがある災害に対し、柏市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。

第２　計画の概要

１　計画の基本方針

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、東北３県を中心に未曾有の被害をもたらした。柏市においても多くの被害が発生するとともに、帰宅困難者対応、燃料の確保、停電対策、情報伝達、県外からの避難者の受け入れ、放射性物質への対応等、想定の枠組みを超えた課題が顕在化した。

平成 28 年４月 14 日に発生した熊本地震においては、車中泊避難者の急増、国からの支援と現地のニーズとの不一致、物資受け入れ対応の不行き届き、罹災証明発行の長期化などが課題となった。また、令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、火災や通信障害、避難所の衛生環境等の課題が浮き彫りとなった。

市ではこうした教訓を今後の対策に生かすため、次の視点により、住民、地域住民組織、防災関係機関、行政が一体となって取組むものとする。

- ■　人命保護を優先した体制の構築　■　自助・共助の育成による被害の軽減
- ■　広域的な応援や受援体制の構築　■　想定外の事態にも対応可能な体制の構築
- ■　男女共同参画の視点に立った計画と障害者等の要配慮者への気遣い

２　計画の位置付け

柏市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、国の「防災基本計画」（中央防災会議）及び千葉県地域防災計画、防災関係機関が策定する防災業務計画との整合性を有する計画である。

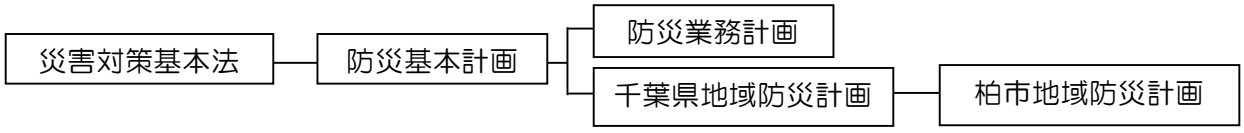

また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「柏市国土強靭化地域計画」の基本目標等と整合を図り、策定したものである。国土強靭化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に、まちづくり

の視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、地域防災計画とともに災害発生というリスクに対する計画である。それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

３　計画の構成

震災編、風水害等編、大規模事故編、放射性物質事故編の４つで構成する。

また、予防計画では目標値を掲げ、応急対策計画では時間目標を掲げる等、計画の実効性向上を目指す。

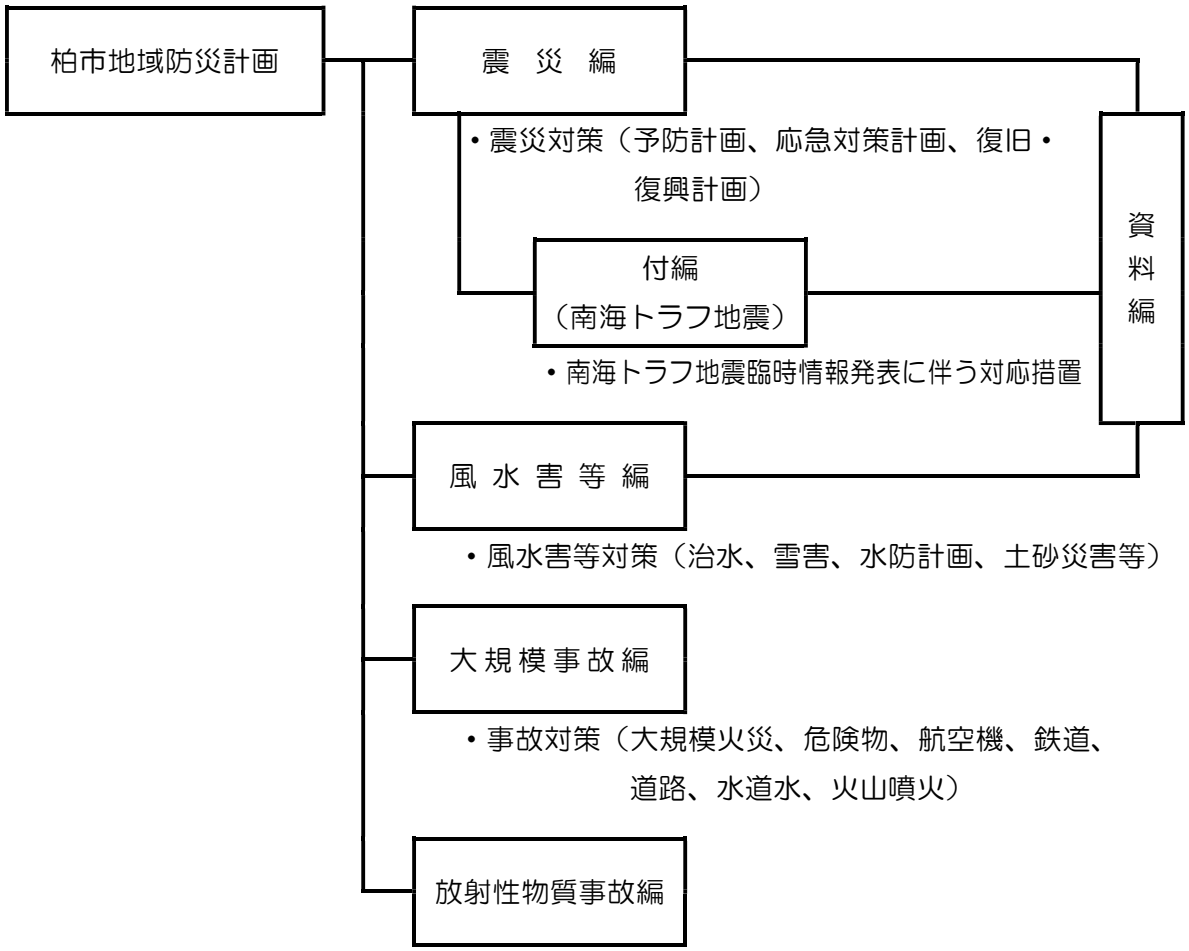

４　計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において修正し、県に対して報告する。

【地域防災計画と業務継続計画（BCP）の関係】

地域防災計画は、防災に関し、処理すべき業務などを総合的に定めるもので、職員が満足に参集でき、庁舎が機能しているなど、必要資源が被害に遭わないことを前提としている。

一方ＢＣＰは、災害時の応急対策業務に加えてサービスを継続すべき通常業務も視野に入れ、上記の災害対応資源が制限された状況で、特に重要性の高い業務を抽出し検討する。BCP は、地域防災計画をより実効性のあるものに補完するためのものである。

第２節　防災関連機関の役割と業務大綱

各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとる等し、「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成するよう努める。

１　市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	１　防災に関する組織の整備に関すること ２　市の防災会議及び災害対策本部に関すること ３　防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること ４　防災知識の普及、教育及び防災に関する訓練の実施に関すること ５　防災都市づくりの推進に関すること ６　防災に関する物資等の備蓄、整備に関すること ７　防災に関する施設及び設備の設置、並びに点検及び整備に関すること ８　避難情報及び誘導に関すること ９　災害に関する情報の収集、被害の調査、報告及び災害に関する広報に関すること 10　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること 11　被災者に対する救助及び救護措置に関すること 12　災害対策要員の動員、雇上げに関すること 13　災害時の医療及び助産救護、被災ペットの救護、給水等の応急処置に関すること 14　緊急道路と緊急輸送の確保に関すること 15　公共的施設及び設備の応急復旧に関すること 16　清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること 17　災害を受けた乳幼児、児童及び生徒の文教対策に関すること 18　生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 19　義援金品の受領及び配布に関すること 20　被災者の生活再建支援に関すること 21　災害復旧の実施に関すること 22　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 23　災害対策における近隣市等協力機関・団体との相互応援協力に関すること

２　県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1　千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3　災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4　災害の防除と拡大の防止に関すること 5　災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7　被災産業に対する融資等の対策に関すること 8　被災県営施設の応急対策に関すること 9　災害時における文教対策に関すること 10　災害時における社会秩序の維持に関すること 11　災害対策要員の動員、雇上げに関すること 12　災害時における交通、輸送の確保に関すること 13　被害施設の復旧に関すること 14　市が処理する事務及び業務の指導、指示及び斡旋等に関すること 15　災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16　災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること 17　被災者の生活再建支援に関すること 18　市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
東葛飾地域振興事務所	1　災害対策事務及び事業の指導、連絡調整に関すること 2　災害に関する情報の収集・伝達及び指示に関すること 3　災害救助に係わる連絡・調整に関すること 4　その他災害の防除と拡大の防止に関すること
柏土木事務所	1　県管理に係わる河川、道路、急傾斜地及び橋りょうの保全に関すること 2　水防に関すること
柏警察署	1　災害情報に関すること 2　被災者の救出及び避難に関すること 3　死体（安否不明者）の捜索並びに検視に関すること 4　交通規制に関すること 5　交通信号施設等の保全に関すること 6　犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること
東葛飾農業事務所	1　県管理に係る農業用施設の保全に関すること 2　農地及び農業用施設の被害調査結果のとりまとめと災害復旧の指導に関すること

３　指定地方行政機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
警察庁関東管区警察局	1　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
財務省関東財務局千葉財務事務所	（立会関係） 1　主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること （融資関係） 1　災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること 2　災害復旧事業費の融資（長期）に関すること （国有財産関係） 1　市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること 2　市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること 3　市が水防、消防その他防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること 4　災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること 5　市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること （民間金融機関等に対する指示、要請関係） 1　災害関係の融資に関すること 2　預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること 3　手形交換、休日営業等に関すること 4　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること 5　営業停止等における対応に関すること
厚生労働省関東信越厚生局	1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2　関係職員の派遣に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること
防衛省北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2　災害時における自衛隊等との連絡調整に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省関東農政局	1　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2　応急用食料・物資の支援に関すること 3　食品の需給・価格動向の調査に関すること 4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること 7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10　被害農業者に対する金融対策に関すること
林野庁関東森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
経済産業省関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2　商工業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3　被災中小企業の振興に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
国土地理院関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3　地殻変動の監視に関すること
国土交通省	
関東運輸局	1　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2　災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3　災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	1　国道の維持修繕工事（工事、監督を含む）及びこれらの施設の保全に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東地方整備局	（災害予防） 1　防災上必要な教育及び訓練等に関すること 2　通信施設等の整備に関すること 3　公共施設等の整備に関すること 4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること 5　官庁施設の災害予防措置に関すること （災害応急対策） 1　災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関すること 2　水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること 3　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること 4　災害時における復旧資材の確保に関すること 5　災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること 6　災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること 7　災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること （災害復旧） 1　災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
利根川上流河川事務所守谷出張所	
利根川下流河川事務所北千葉導水路管理支所	1　国土交通省の所管に係る河川管理施設保全に関すること 2　洪水予報、水防警報その他水防に関すること
江戸川河川事務所運河出張所	
気象庁東京管区気象台 （銚子地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
総務省関東総合通信局	1　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること 3　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
厚生労働省千葉労働局	1　工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2　労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

４　自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第１空挺団 （習志野）	1　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること 2　防災資機材の整備及び点検に関すること 3　地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練に関すること 4　災害派遣時の救援活動のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること
陸上自衛隊需品学校（松戸駐屯地）	1　災害派遣部隊による救助、水防活動等 2　人員・救援物資等の緊急輸送等に関すること
海上自衛隊 下総教育航空群	1　災害派遣部隊による救助、消防及び水防活動 2　人員・救援物資の緊急輸送等に関すること
航空自衛隊航空システム通信隊 （柏送信所）	1　災害情報通信等の協力に関すること

５　指定公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話㈱ ㈱NTT ドコモ ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱	1　電気通信施設の整備に関すること 2　災害時における緊急通話の取扱いに関すること 3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	1　災害時における救護班の編制並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること 2　災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること 3　義援金の募集及び受付に関すること
日本放送協会 （ＮＨＫ）	1　市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2　市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること 4　被災者の受信対策に関すること
東日本高速道路㈱	1　東日本高速道路の保全に関すること 2　東日本高速道路の災害復旧に関すること 3　災害時における緊急交通路の確保に関すること
東日本旅客鉄道㈱ 柏駅及び我孫子保線技術センター	1　鉄道施設等の保全に関すること 2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3　帰宅困難者対策に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本通運㈱ 千葉支店	1　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド㈱	1　災害時における電力の供給に関すること 2　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
日本郵便㈱ （柏郵便局）	1　災害時における郵便事業運営の確保 2　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 （１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること （２）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること （３）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること （４）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること （５）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること 3　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
KDDI㈱	1　電気通信施設の整備に関すること 2　災害時等における通信サービスの提供に関すること 3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
ソフトバンク㈱	1　電気通信施設の整備に関すること 2　災害時等における通信サービスの提供に関すること 3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

６　指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
手賀沼土地改良区	1　防災ため池等の施設の整備と管理に関すること 2　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
京葉ガス㈱ 京和ガス㈱	1　ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
東武鉄道㈱柏駅 首都圏新都市鉄道㈱	1　鉄道施設の保全に関すること 2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3　帰宅困難者対策に関すること
一般社団法人千葉県トラック協会 一般社団法人千葉県バス協会	1　災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人千葉県医師会	1　災害時の医療及び助産活動に関すること 2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人千葉県歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること 2　歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
一般社団法人千葉県薬剤師会	1　調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3　地区薬剤師会との連絡調整に関すること
公益社団法人千葉県看護協会	1　医療救護活動に関すること 2　看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送㈱ ㈱ニッポン放送 ㈱ベイエフエム	1　市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2　市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3　社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人柏市医師会	1　災害時の医療及び助産活動に関すること 2　医師会と医療機関との連絡調整に関すること 3　救護本部の運営及び指揮統制に関すること
一般社団法人柏歯科医師会	1　災害時の歯科医療活動に関すること 2　歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人柏市薬剤師会	1　医薬品の調達、供給に関すること 2　薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
公益社団法人千葉県柔道整復師会柏・我孫子支部	1　災害時の接骨救護活動に関すること 2　柔道整復師会と接骨師との連絡調整に関すること
柏市社会福祉協議会	1　要配慮者支援に関すること 2　被災者生活支援に関すること 3　災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 4　救援ボランティアの受入・派遣に関すること
利根土地改良区	1　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 2　たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合	1　災害時における食糧及び物資の供給に関すること 2　被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
柏商工会議所 大規模商業施設	1　災害時における物価安定についての協力に関すること 2　救助物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力に関すること
柏市赤十字奉仕団 婦人会等社会教育関係団体	1　被災者に対する炊出し、救援物資の配分等の協力に関すること 2　その他災害応急対策についての協力に関すること
柏市建設関連防災ネットワーク	1　仮設住宅、トイレの建設の協力に関すること 2　倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3　その他災害時における建設活動の協力に関すること
柏市防火安全協会	1　防災対策の充実と危険物の安全確保に関すること 2　地域における防災活動の向上に関すること
病院等管理者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設管理者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資に関すること
北千葉広域水道企業団	1　取水・導水施設及び送水・配水に関すること 2　応急給水用水の供給に関すること
柏市管工事協同組合	1　管路施設に関すること 2　応急給水活動に関すること
公益社団法人日本水道協会 千葉県支部	1　応急給水活動に関すること 2　応急復旧活動に関すること 3　他水道事業体と水道関連団体との連絡調整に関すること

８　住民及び事業所等

名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
住　　民	1　自らの生命・身体・財産の被害を食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図ること 2　食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等適切な取扱い等の出火防止など、各家庭での身近な震災発生時に備えを講じること 3　住民は町会・自治会・区等の構成に参加しその活動に協力すること 4　知事及び市長等が実施する防災対策に協力するとともに、積極的に防災活動に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
町会・自治会・自主防災組織・区等	1　自主防災活動の推進に関すること 2　避難誘導、救出救護の協力に関すること 3　初期消火活動の協力に関すること 4　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること 5　被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること
事　業　所	1　事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること 2　地域の防災活動に積極的に参加し、災害の未然の防止、自主防災組織、町会・自治会・区等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に関すること 3　集客施設を保有する施設にあっては、来客者の安全確保に関すること 4　災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること 5　帰宅困難者発生の抑制に関すること
ボランティア団体	1　平常時から構成員間の連携を密にした活動体制の整備に関すること 2　災害時の救援救護活動の迅速な実施に関すること

第３節　市の概況と災害環境

第１　自然環境

１　位　置

本市は、東京都心から 30km 圏の千葉県北西部に位置する。東に我孫子市及び印西市、利根川を挟んで茨城県取手市及び守谷市、南に鎌ケ谷市及び白井市、西に松戸市及び流山市、北に野田市が隣接する。

２　面積及び地形

東西約 18km、南北約 15km、面積は 114.74km^2 で、周囲は約 92km である。本市は下総台地の北西部に位置し、その大部分は台地上にある。市の北東部には利根川が流れ、利根川沿いには沖積低地が広がっている。約７割を占める台地面と３割の沖積面の割合で、階段状の形をしている。標高差は、最大 32mでほぼなだらかな地形である。

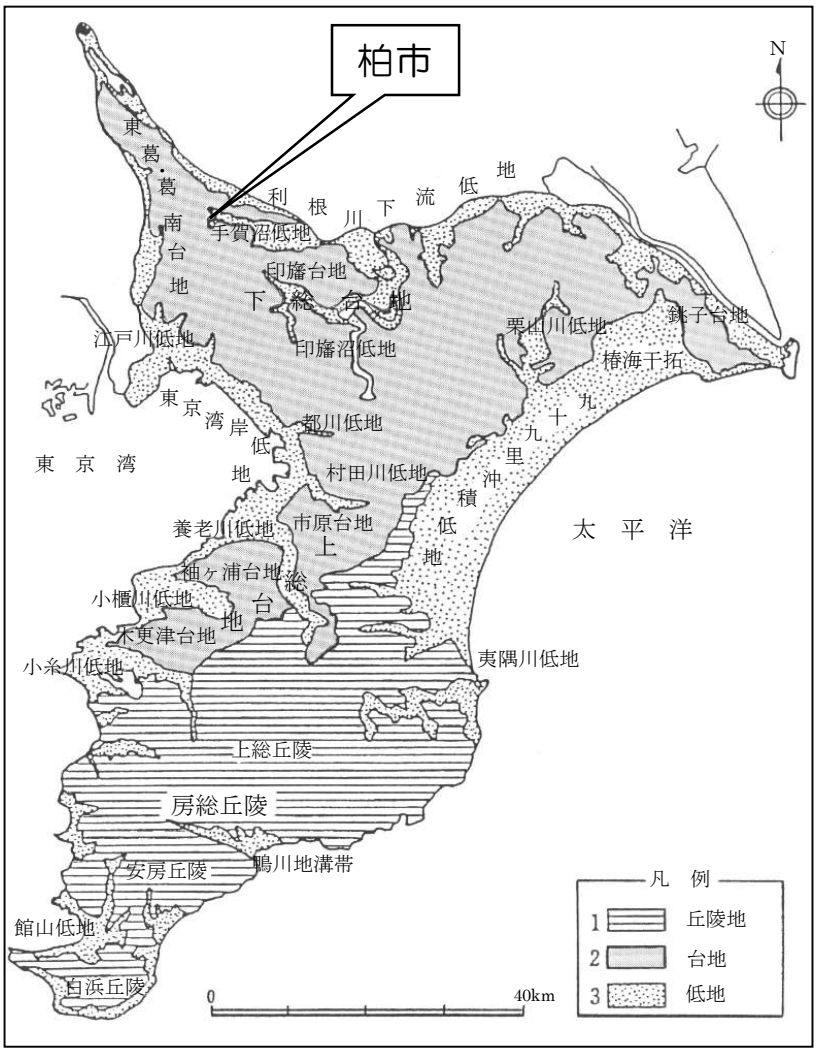

３　地　質

本市のほとんどが「下総台地」にあたり、更新世の下末吉期の海進時に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（成田層群）と、その上位の層厚 2m～5mの関東ローム層によって構成されている。

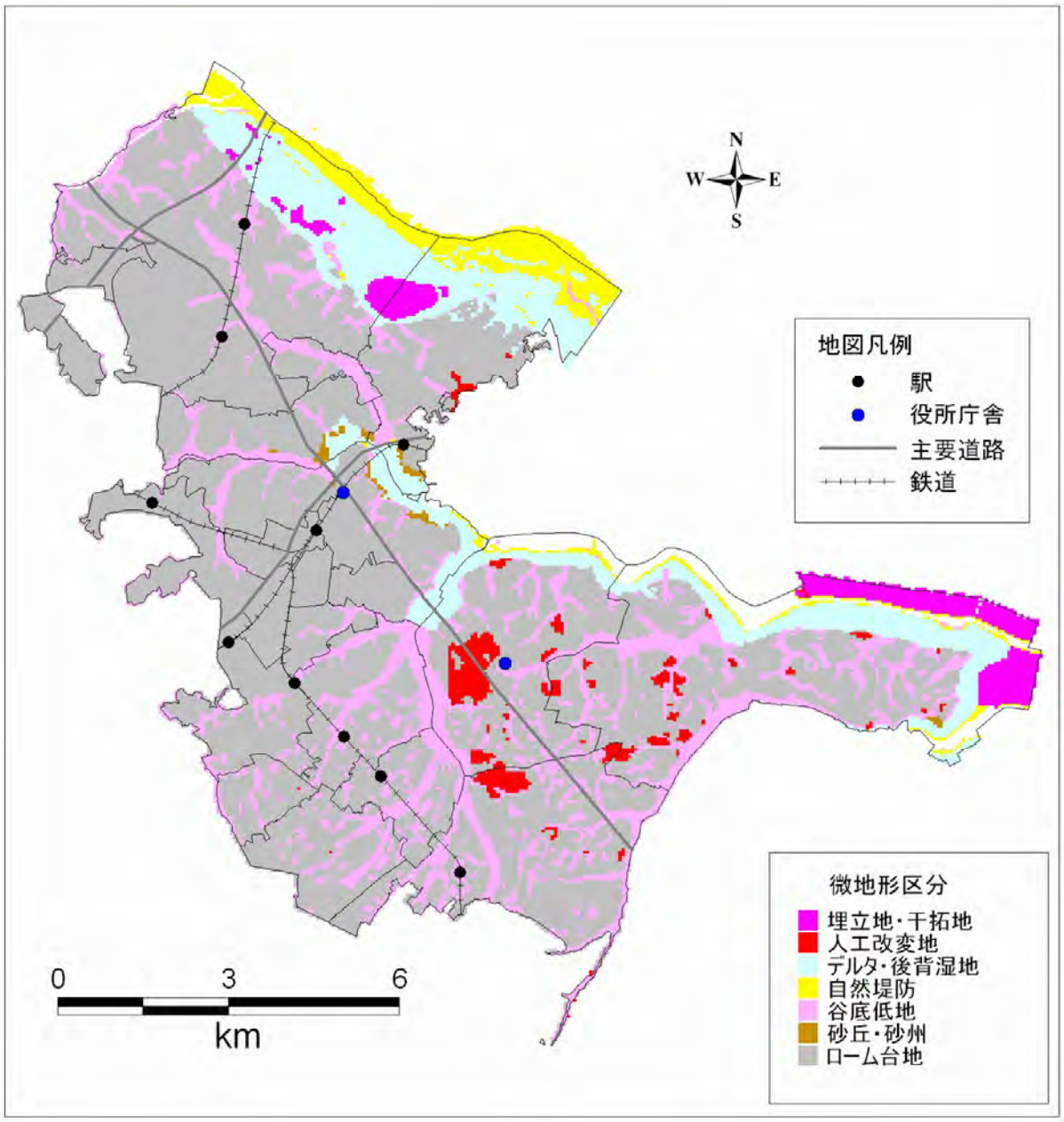

柏市における微地形区分図

第２　社会条件

１　人　口

（1）人口と世帯

東京都心からわずか 30km 圏にある柏市は、我が国経済の高度成長期以降、東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し、平成元年には 30 万人を、平成 22 年には 40 万人を突破した。

令和２年 10 月１日（国勢調査）現在の人口は 426,468 人、世帯数は 188,022 世帯であり、平成２７年比で 3.02%増加している。また、「柏市の将来人口推計（平成 30 年４月）」によると、2025 年の 433,481 人をピークに減少することが見込まれている。

なお、平成 17 年３月 28 日に沼南町と合併し、平成２０年４月からは、中核市の指定を受けた。

人　口 （人）	世帯数 （世帯）	人口密度 （人／km^2）	１世帯当人口 （人／世帯）
４２６，４６８	１８８，０２２	３，７１６．８	２．３

※　令和２年１０月１日国勢調査

（2）昼夜間人口（単位：人）

夜間人口 （A）	流出人口 （B）	流入人口 （C）	昼間人口（D） (A)－(B)＋(C)
４１３，９５４	１１４，８２５	７５，０３０	３７４，１５９

※平成２７年国勢調査結果
※流出人口とは、市内に常住する者で、昼間市外に従業・通学する者
※流入人口とは、市外に常住する者で、昼間柏市に従業・通学する者

２　交　通

（1）道　路

柏市域を東西に国道６号、南北に国道 16 号が市を４分割するように通っている。また、常磐自動車道が市北部を通り国道 16 号と交差する場所に柏インターチェンジが設置されている。これらの間を県道、市道が縦横に配置されている。国道、県道の舗装率は約 100%、市道は 86.3％（平成２９年３月 31 日現在）となっている。

災害時には、県指定の常磐自動車道、国道６号、国道 16 号、国道 464 号等が緊急輸送道路となる。

（2）鉄　道

柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道㈱（常磐線）、南北に東武鉄道㈱（東武アーバンパークライン）が通っており、駅はそれぞれ３駅、６駅の合計９駅が設置されている。また、市北部に首都圏新都市鉄道㈱（つくばエクスプレス）が通っており、２駅が設置されている。この他、市南端に北総鉄道㈱（北総線）が通っているが、駅は無い。

中でも柏駅は、東日本旅客鉄道㈱（常磐線）と東武鉄道㈱（東武野田線）が交差したターミナル駅となっている。

３　産業経済

（1）商　業

柏市には市街地に加え、幹線道路沿いにも多様な商業施設が数多く集積し、周辺市からの購買力も吸引するなど商業機能が充実している。しかし近年、柏駅周辺地区の商業施設の勢いがやや頭打ちとなっていることなどを背景に、年間商品販売額はわずかながら減少傾向にある。今後も年間商品販売額は高水準を維持するものの、全国的な人口減少や都市間競争の激化などを背景に緩やかな減少基調で推移することが想定される。

（2）工　業

本市には十余二工業団地など９つの工業団地が立地しているが、その多くが昭和 40 年代に形成されたもので、老朽化が進んでいる。また、近年の市内からの工場移転の動きなども背景に、本市の製造業は、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向にある。

（3）農　業

本市は、有数の野菜産地として都市農業が盛んである一方、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の耕作放棄地化などの問題が深刻化している。

第３　震災履歴

江戸時代以降、柏市に影響を及ぼしたと推定される主な地震は、次のとおりである。

発生日：西暦（日本歴）	震源域・規模	被害状況
1703 年 12 月 31 日 （元禄 16 年）	房総沖 M7.9～8.2	（元禄地震） 関東地方の南部の広い範囲で震度 6 相当の揺れがあり、房総半島や相模湾の沿岸部に津波が襲来する。全体として、死者 10，000 人以上の被害となる。
1707年10月4日 （宝永４年）	紀伊半島沖 M8.4～8.7	（宝永地震） 東海地方沿岸部から四国にかけての広い範囲で震度 6 以上の揺れがあり、太平洋沿岸部を中心に大津波が襲来する。少なくとも、死者 20，000 人以上と言われる。東葛飾郡誌には「この地方一帯大地震、暴風と重なる」と記述がある。49 日後には富士山が噴火し、船橋で３～４寸の降灰があった。
1855 年 11 月 11 日 （安政２年）	東京湾北部 M7.2	（安政江戸地震） 東京都東部、千葉県北西部、埼玉県東部などで震度６相当の揺れが生じ、各所で火災、液状化が起きる。全体として死者 7，000 人以上の被害となる。
1923 年９月１日 （大正 12 年）	相模湾 M7.9	（関東大震災） 関東地方の南部を中心に広い範囲で震度 6 を観測。地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京、神奈川を中心に 10 万人以上の死者を出した。千葉県内の死者は 1，335 人。 【柏市史による被害の記述】 〇根戸下・呼塚中間地点で貨車が脱線し東京との往来途絶、流言蜚語流れ人心動揺す 〇地割し、噴水、堤防の亀裂、陥落、石碑の倒壊、屋根瓦の落下、家屋の損傷実に甚し、幸い人畜に死傷なかりし 〇土村に於ける震災被害程度は、建物に僅に毀損せしのみにして人畜其他に被害なかりき 〇運河堤塘大亀裂、堤塘復旧に着手して五千数百の人夫を費す
1987 年 12 月 17 日 （昭和 62 年）	九十九里浜付近 M6.7	（千葉県東方沖地震） 山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、液状化現象等が多数発生した。千葉県全体で死者２人
2011 年３月 11 日 （平成 23 年）	三陸沖 M9.0	（東日本大震災） 東北沿岸部に大津波が襲来。東京湾沿岸部等で液状化。 （全体被害） 千葉県内の死者は 22 人（行方不明２人）。柏市では震度５強を記録し、鉄道の運行停止により多くの帰宅困難者が発生。 〇　人的被害　死者１人　中等症６人　軽症１６人 〇　建物被害　全壊１棟、半壊１６棟、一部破損４，７５０棟 〇　道路損壊　１４３件 〇　水道被害　２８件 （令和３年８月６日現在）

第４　被害等の想定

１　想定地震の設定

柏市がある南関東地域は、陸地の北米プレートの下に南方からフィリピン海プレート、東方から太平洋プレートが潜り込む地域であり、プレートの境界面やプレートの内部で様々なタイプの地震が発生し、大きな被害を引き起こしてきた。大地震は、それらのプレート境界に長年蓄積した歪みが一気に開放されることにより、発生している。特に、北米プレートとフィリピン海プレートの境界は、関東地方の直下の比較的浅い深度に存在することから、ここで大地震が発生すると、大きな被害が発生すると考えられている。

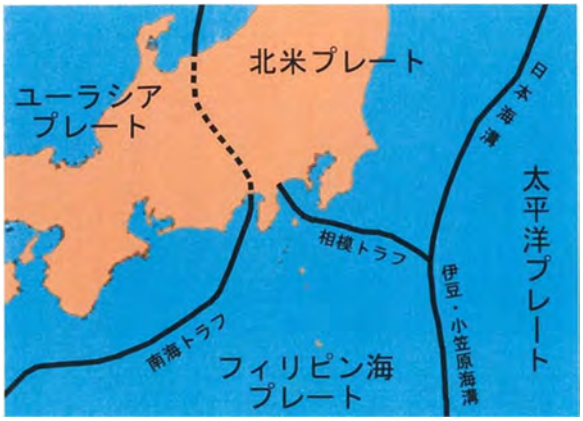

関東周辺のプレート境界（出典：内閣府, 2013「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～首都直下の M7 クラス地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集～」

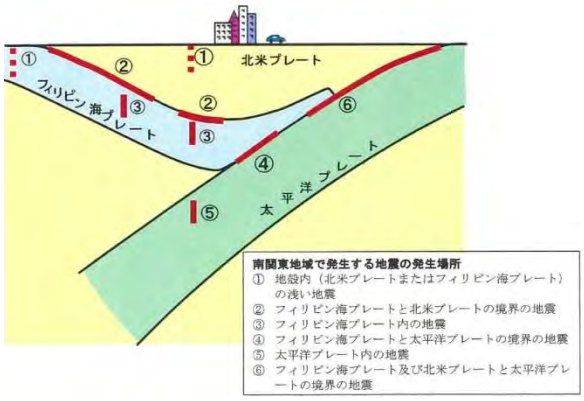

南関東地域で発生する地震のタイプ（出典：内閣府,2013「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～首都直下の M7 クラス地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集～」

柏市防災アセスメント調査（平成 31 年３月）では、柏市に特に影響があると考えられる、次の３つの地震を想定地震として被害の推計を行った。

（1）柏市直下地震（マグニチュード 7.3）

・本市において最大最悪の被害をもたらすと想定されるプレート内地震

（2）千葉県北西部直下地震(マグニチュード 7.3)

・市川市から千葉市を震源域とする地震（千葉県地震被害想定調査（平成 28 年 3 月）における対象地震）

（3）大正関東地震(マグニチュード 8.2)

・内閣府の想定(平成 25 年)による地震のうち、本市に最も影響を及ぼすおそれのあるプレート境界地震

これらの対象地震の震源分布は下記の通りである。

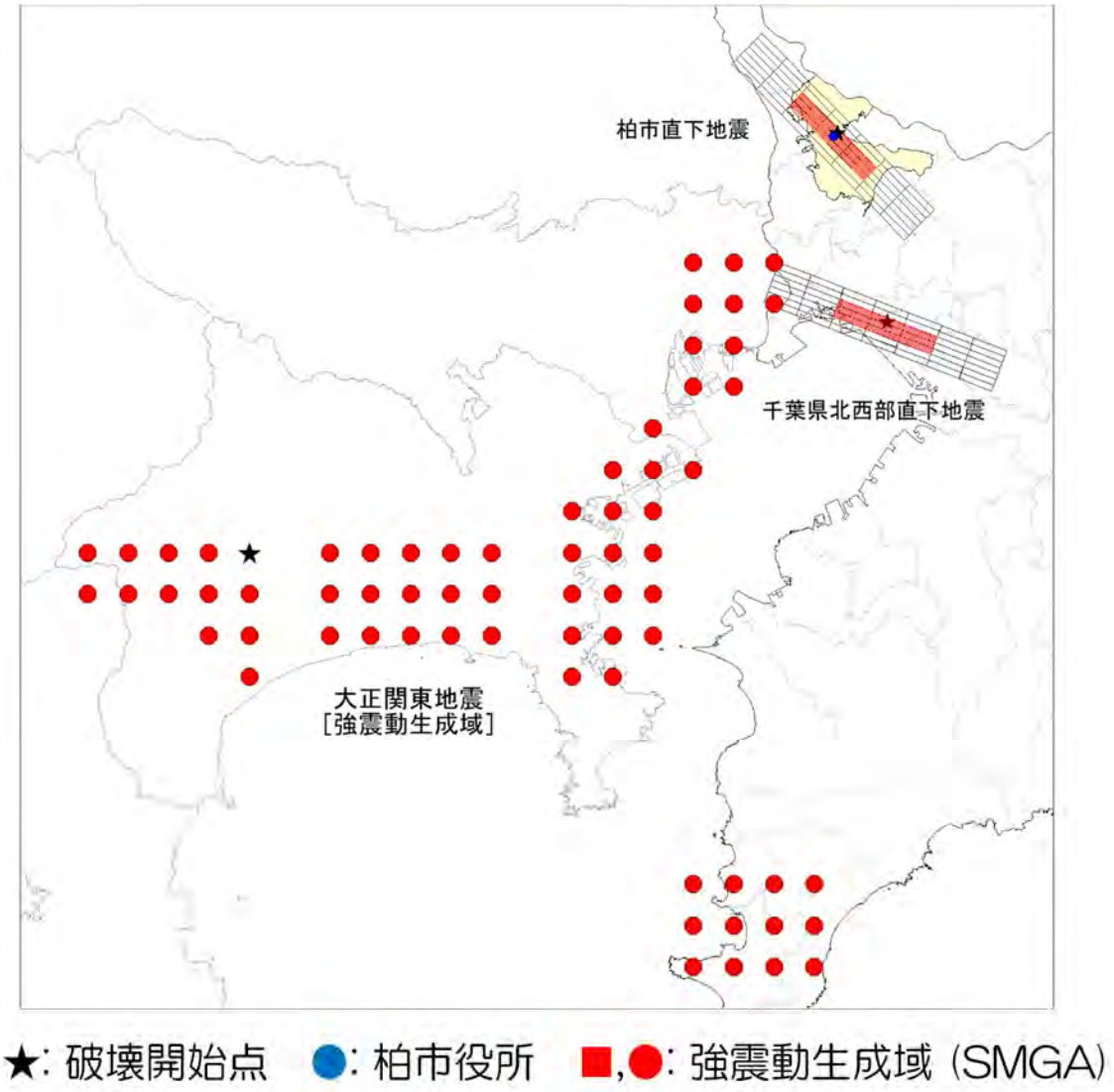

破壊開始点:
　断層面の中で最初に破壊が開始する位置。順次隣接する小断層面を破壊が伝播する。

強震動生成域（SMGA）:
　断層面の中で特に強い地震波（強震動）を発生させる領域。

想定地震の位置（出典：柏市, 2019「柏市防災アセスメント調査報告書」）

２　被害想定のまとめ

想定した３つの地震のうち、被害が最も深刻となる柏市直下地震を地域防災計画策定の想定地震とする。

平成 30 年度防災アセスメント調査の結果（１）

	柏市直下地震（Mw7.3）	千葉県北西部直下地震（Mw7.3）	大正型関東地震（Mw8.2）
震度	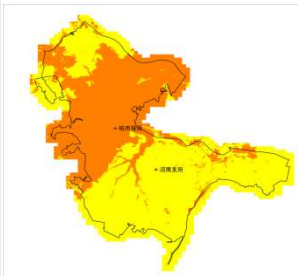	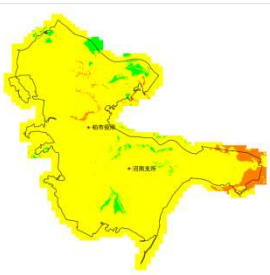	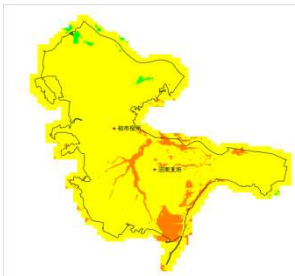
液状化危険度	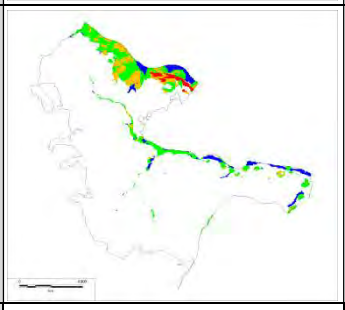	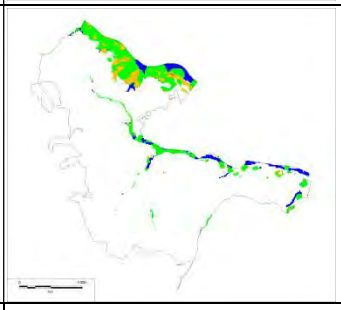	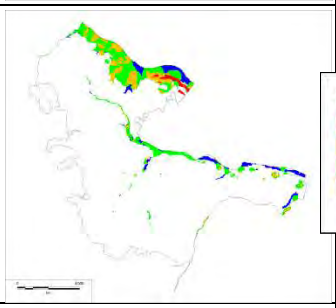
建物被害（全壊・焼失）	全壊・焼失棟数：11,637 棟 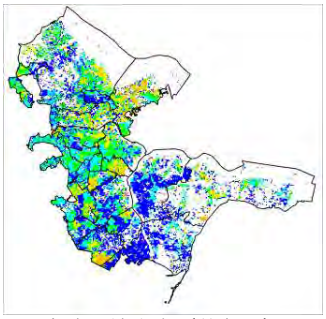 全壊・焼失率（分布図）	全壊・焼失棟数：891 棟 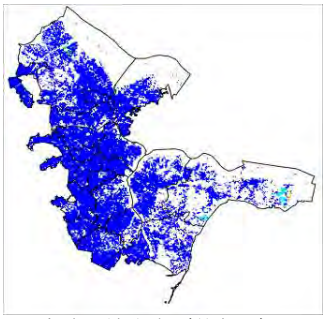 全壊・焼失率（分布図）	全壊・焼失棟数：3,711 棟 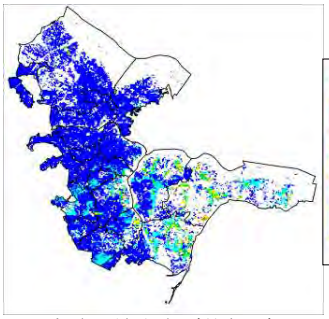 全壊・焼失率（分布図）

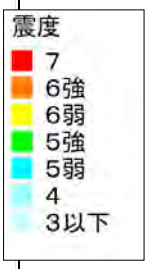

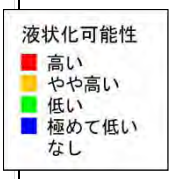

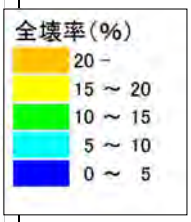

平成 30 年度防災アセスメント調査の結果（２）

大項目	小項目(前提条件)		柏市直下地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
規模	マグニチュード		7.3	7.3	8.2
揺れ	主な震度階		震度6弱～6強	震度6弱	震度6弱
	全壊数[棟]		6,975	555	3,041
	半壊数[棟]		11,811	2,489	7,558
火災	炎上出火件数 (風速8m/s)	冬5時	6	1	1
		夏12時	6	1	2
		冬18時	19	4	5
	焼失棟数 (風速8m/s)	冬5時	898	4	4
		夏12時	1,215	4	8
		冬18時	4,658	332	666
上水道	地震発生直後の機能支障率[%]		65.1	38.1	45.1
下水道	地震発生直後の機能支障率[%]		4.9	3.1	3.2
都市ガス	地震発生直後の機能支障率[%]		70.5	0.3	55.5
電力	地震発生直後の停電率[%]		91.9	78.7	81.8
電話	地震発生直後の回線不通率[%]		90.7	78.2	82.7
道路	道路橋梁被害[箇所]	大規模損傷	16	1	0
		中規模損傷	18	9	20
		小規模損傷	14	36	27
鉄道	地震発生直後の不通駅間数	常磐線	3	0	0
		野田線	3	0	0
		つくばエクスプレス	2	0	0
人的被害	死者[人] (風速8m/s)	冬5時	235	20	94
		夏12時	73	7	32
		冬18時	250	13	60
	重傷者[人] (風速8m/s)	冬5時	367	33	148
		夏12時	227	21	98
		冬18時	243	30	108
	負傷者（重傷者+軽症者） (風速8m/s)［人］	冬5時	1,332	241	746
		夏12時	897	116	439
		冬18時	900	159	494
	1日後の避難者[人] (風速8m/s) (括弧内は避難所外避難者)	冬5時	42,384 (16,954)	8,227 (3,291)	20,314 (8,126)
		夏12時	43,618 (18,096)	8,227 (3,587)	20,331 (8,864)
		冬18時	57,340 (22,936)	9,550 (3,820)	22,984 (9,194)
	1週間後の避難者[人] (風速8m/s) (括弧内は避難所外避難者)	冬5時	76,593 (38,297)	25,503 (12,752)	42,249 (21,124)
		夏12時	77,548 (38,774)	25,503 (12,752)	42,265 (21,132)
		冬18時	88,910 (44,455)	26,723 (13,361)	44,662 (22,331)
	2週間後の避難者[人] (風速8m/s) (括弧内は避難所外避難者)	冬5時	99,633 (59,780)	33,315 (19,989)	54,424 (32,654)
		夏12時	100,375 (60,225)	33,315 (19,989)	54,440 (32,664)
		冬18時	110,042 (66,025)	34,489 (20,693)	56,710 (34,026)
	1ヶ月後の避難者[人] (風速8m/s) (括弧内は避難所外避難者)	冬5時	64,677 (45,274)	13,467 (9,427)	30,532 (21,373)
		夏12時	65,686 (45,980)	13,467 (9,427)	30,549 (21,384)
		冬18時	77,690 (54,383)	14,761 (10,333)	33,106 (23,174)
	帰宅困難者（柏市への通勤・通学者）[人]				23,832
	帰宅困難者（柏市からの通勤・通学者）[人]				62,788
	帰宅困難者（柏駅周辺の滞留者）[人]				16,200
廃棄物	災害廃棄物[t]		1,452,010	148,780	582,270

※避難所外避難者…知人・親戚宅等への避難者や屋外避難者、在宅避難者を含む、避難所以外への避難者数

ライフラインの復旧予測（柏市直下地震の場合）

種類	応急復旧日数
電力	1 週間
都市ガス	1 か月
上水道	1 か月後に 90.7%が回復
電話	1 週間後に 99%以上が回復

３　職員の参集予測

令和元年度に作成した業務継続計画（地震編）において、職員の参集予測を実施した。対象とした職員は消防局職員を除く平成 31 年４月 30 日現在の職員 2,273 名である。

（１）参集率の考え方

夜間又は休日（＝職員が自宅にいる際）に地震が発生したと想定し、自宅から勤務場所まで参集する状況を検討した。

ア　参集距離

「職員の居住地」と「災害時の参集先」の直線距離を計測し、その 1.5 倍の距離を実際の参集距離と設定した。

イ　参集手段と参集速度

(ｱ) 全員が徒歩で参集する場合

一律に、一般的な歩行速度（時速 3km/h）を適用した。

(ｲ) 参集手段を考慮する場合

より現実の条件に近づけるため、各職員が参集時に使用する手段のアンケート調査を実施した（回収率：71.7%）。各居住地の徒歩・自転車・バイクの使用率の割合により、加重平均を求める（=速度に重みを加味する）ことにより、想定参集速度（下表）を算出し、これを適用した。

居住地		速度（km/h）※1
柏市		6.43
千葉県内	隣接自治体※2	6.50
	非隣接自治体	6.89
千葉県外		6.60

※１：徒歩：2km/h、バイク：15km/h、自転車：8km/h として、加重平均により算出。（地震直後の道路閉塞等の通行困難や混雑、雨天時の影響を勘案し、平常時よりもやや遅めに設定）

※２：我孫子市、印西市、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市、流山市、野田市

ウ　参集時間

前述の「ア」、「イ」で求めた参集距離と参集速度を基に、以下の式により参集時間を算出した。

（参集時間）＝（参集距離）÷（参集速度）＋（出発までの時間）

ここで、「出発までの時間」は、震度６強以上の震度となる地震であることから、発生から出発までの準備や家族の安否確認等の時間を考慮し、「0.5 時間」とした。

また、参集手段のアンケートでは、「参集は当面不可」と回答した職員の割合が 6.6%であった。これより、「当面」を３日後と設定し、３日後までの算出可能人数からは 6.6%の人数を差し引くこととした。

エ　参集不能率

災害発生時の最悪のケースを想定するため、災害発生からの経過時間ごとに、参集不能となる条件（外出率、自宅被害、公共交通機関の運休等）を加味し、参集不能率を下表のように設定した。

地震発生からの経過時間	0～6 時間	6～12 時間	12～24 時間	24～72 時間	72 時間～7 日	7 日～
参集不能率	66.2%	52.3%	38.5%	0.3%	0.1%	0.1%

（2）参集の予想

前項の考え方に基づいて算出した参集率を以下に示す。

全員徒歩の場合と参集手段を考慮した場合で比較すると、災害発生直後（3 時間後）は 200 人程度の差があるが、災害発生 24 時間後には参集人数が同じとなる。

また、全員徒歩の場合は災害発生直後（３時間）の参集率は約 15%であり、参集手段を考慮した場合は約 24%である。全員徒歩と参集手段ともに災害発生 24 時間後には全職員の約半数が参集し、災害発生４日後に参集率は 90%に達する。

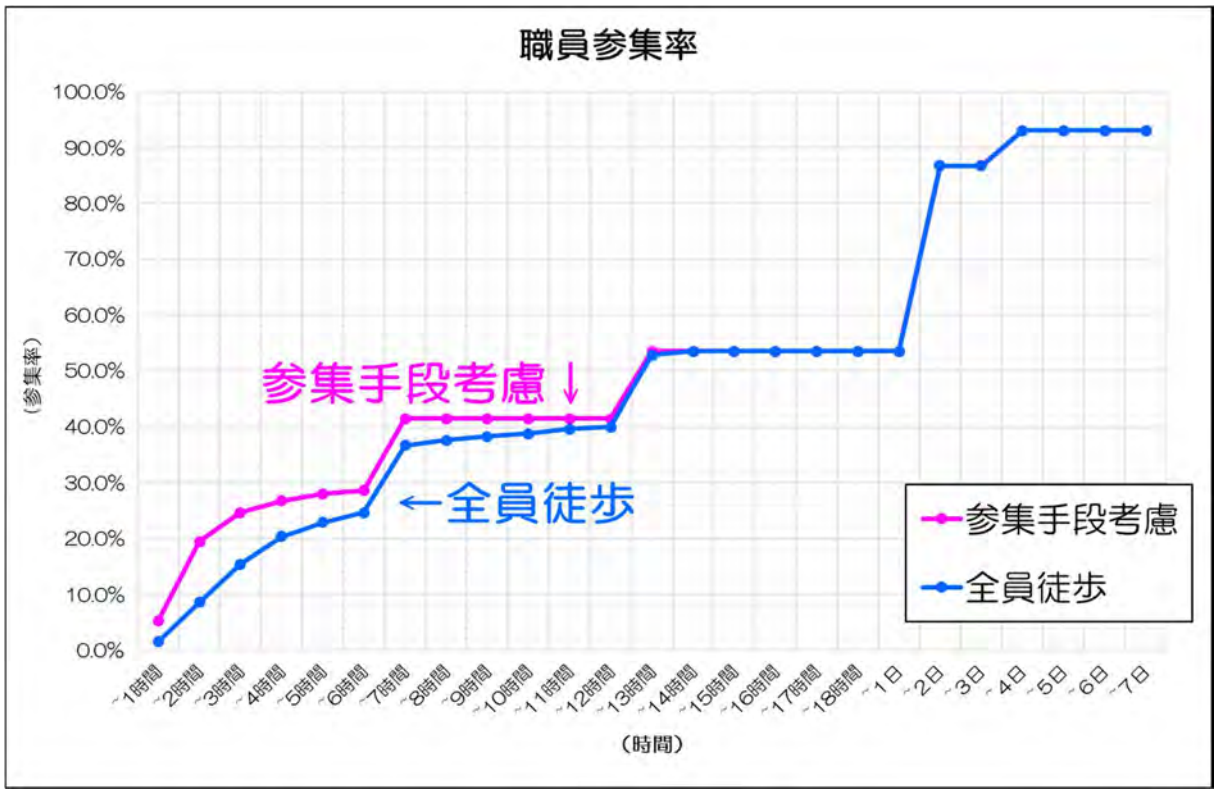

項目		～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1ヶ月
全員徒歩	参集人数	351	910	1,216	1,971	2,115	2,273	2,273
	参集率	15.4%	40.0%	53.5%	86.7%	93.0%	100.0%	100.0%
参集手段考慮	参集人数	561	943	1,216	1,971	2,115	2,273	2,273
	参集率	24.7%	41.5%	53.5%	86.7%	93.0%	100.0%	100.0%

第２章　予防計画

大規模な災害がいつ、どのような状態で発生するかを予想することはできない。大規模な災害が発生し、混乱した事態の中で、被害を最小限にとどめるためには、市を中心とする防災関係機関が、迅速な防災活動を開始するための事前の予防対策を行うことが重要である。

また、住民一人ひとりが、災害に対する事前の備えとして町会・自治会・区等の地域の防災活動に積極的に参加し、日常の活動を通して共助の意識を育むなどの取組も重要である。

なお、これらの取組みの推進に当たっては、感染症等への対策を講じていく。

自助・共助・公助のイメージ

		自助	共助		公助
			町会･自治会･区等	ふるさと協議会	
平常時	安全対策	◆建物の耐震化 ◆家具等転倒防止策 ◆消火器の配備	◆危険箇所の把握 ◆防災資源の把握		◆防災情報の提供 ◆防災マップの配布 ◆耐震化等の助成
	備蓄	◆水・食糧の備蓄 (最低３日、推奨１週間分) ◆ライフライン寸断対策(懐中電灯、ラジオ、非常用トイレ袋　等) ◆非常持ち出し品の準備(家族に合わせた準備)	◆防災資機材の備蓄 (組織活動で必要なもの)		◆食糧の備蓄 (想定避難者 発災から３日後まで) ◆資機材の備蓄(避難所で必要となる大型資機材) ◆民間などからの調達体制構築
	被災対策	◆家族のルールづくり (集合場所、避難ルート、連絡方法等)	◆防災組織づくり ◆要配慮者の把握と見守り	◆防災組織づくり ◆近隣センター(地区災害対策本部)との連携	◆防災組織づくり支援 ◆近隣センター(地区災害対策本部)の体制強化 ◆情報通信機器の整備
		◆避難場所・避難所の確認	◆避難場所・避難所の選定 ◆避難所運営組織の結成	◆避難所運営組織の結成	◆避難場所、避難所の拡充 ◆避難所運営組織の結成支援
	講習・訓練	◆防災講習会への参加 ◆防災訓練への参加	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施支援 ◆防災訓練、防火指導の実施支援

第１節　災害に強い人と地域をつくる

第１　自助・共助の育成

担当部局	関係機関
危機管理部、市民生活部、こども部、教育総務部、学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

現状と課題

◆　災害から命と財産を守るためには、住民一人ひとり、隣近所、地域住民組織の活動が不可欠である。

◆　町会・自治会・区等の中で、自主防災組織を結成している割合が約７割である。

基本方針

●　防災情報の提供、防災教育の充実により、防災知識の普及、意識の高揚に努める。

●　地域防災力向上のため、自主防災組織の結成と活性化を支援する。

施策方針

１　自助の育成

住民は、「自らの命は自ら守る」という「自助」の観点にたち、日頃から災害についての認識を深め、備えをしておくことが必要である。このため、個人や家庭、学校、事業所等で取り組むべき事柄について、防災ガイドブックの活用など、参考にできる情報について、防災講習会等を通じて積極的に周知を図る。防災ガイドブックは、転入手続き等の機会に住民へ配布することを継続する。

（１）個人・家庭

命を守るために	■ 家の点検を行い、耐震補強をする。（市の支援制度を活用） ■ 家具・家電を倒れないよう工夫する。（特に寝室、高齢者世帯・障害者世帯（市の支援制度を活用）は重要） ■ ブロック塀・門柱の倒壊を防ぐ。 ■ 消火器や感震ブレーカーを設置する。
被災生活に備えるために	■ 在宅避難に備え、最低3日、推奨１週間分の食糧や飲料水を備蓄する。 ■ 家族に合わせた備蓄をする。（乳幼児、妊婦、介護用品、常備薬等） ■ ライフライン寸断に備えた準備をする。（懐中電灯、ラジオ、非常用トイレ袋、風呂の残り湯、電気を使わない調理器具等） ■ 非常持出品を準備する。（各自リュック一つ分） ■ ローリングストック（備蓄したものの期限を確認し、適宜使用し、補充することを繰り返す）を実施する。 ■ ペットの避難生活に必要な物資（ケージ、リード、食器、フード、常備薬など）を備蓄するとともに、しつけやマナーを徹底する。 ■ 市が獣医師会と連携して行うペット同行避難関連の講習等に参加する。

災害時に慌てないために	■ 居住する地域のどこで、どのような災害が発生するリスクが高いのかを把握しておく。 ■ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を把握しておく。 ■ 災害時の適正行動を把握しておく。（身を守る方法等） ■ 広域避難を含めた避難方法について考えておく。 ■ 災害時の緊急情報の入手環境を整える。 ■ 家族間で災害時のルールを決めておく。（災害時の連絡方法、災害用伝言ダイヤルの使用方法、集合場所の設定、それらを記載した「防災カード」（柏市ＨＰから入手可能）の携帯など） ■ 自動車へのこまめな満タン給油をしておく。 ■ 防災訓練に参加する。 ■ 保険・共済等、生活の再建に資する事前の備えを検討しておく。

【高層住宅の場合】

■　建物の耐震性やライフライン設備、エレベーター設備を理解する。

■　一定階ごとの備蓄（個人・共有）や受水槽、高架式水槽等を活用し必要な備えを講じることで、外部と孤立した場合の避難生活を回避する。

上記の項目も含め、住民や管理組合に対してマンション防災に関する知識の普及啓発を推進していく。

【自動車に乗車中だった場合】

■　道路以外の場合に停車（駐車）し、緊急車両等の通行の妨げにならないようにする。

■　道路上に停車（駐車）しなければならない場合は、左側に寄せて、鍵を付けたままで自動車から離れる。

【非常持出品リスト】

■　常に準備しておくものの一例

・非常食品（乾パン、缶詰、栄養補助食品、水、水筒、皿、コップ、割り箸、缶切、家族構成にあった食品等）

・応急医薬品（ばんそうこう、傷薬、解熱剤、消毒薬、目薬、常備薬等）

・生活用品（衣類、タオル、ウエットティッシュ、マスク、体温計、手袋、雨具、ライター、ビニール袋、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、家族構成にあった生活用品）

・その他：携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池、非常持ち出し袋

■　災害時に非常持ち出し品とあわせて持ち出すものの一例

・貴重品等（現金、預貯金通帳、カード、印鑑、免許証、権利証書、健康保険証、お薬手帳（診察券とセット）、携帯電話、充電器）

（2）学校

ア　幼稚園・こども園・保育園・こどもルーム

園児・児童の安全を第一に考え、日頃から防災教育や訓練の実施を励行する必要があるため、訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援する。

親が市外へ働きに出ている等すぐに子どもを引き取ることが困難な場合を想定し、一定期間子どもを預かることのできる支援対策を構築する。

イ　小・中・高等学校

児童・生徒の安全確保を第一に考え、日頃から防災教育や訓練の実施を励行する必要がある。また、全ての学校が避難所に指定されていることから、避難者を受け入れる体制を日頃から整備しておくことが求められる。このため、訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援するとともに、学校と地域住民との連携体制が構築できるよう調整を行う。

児童・生徒の安全確保	■ 日頃から学校敷地内や通学路等の危険箇所を把握するとともに、下校困難（帰宅困難）時に備え、食料等の備蓄を励行する。 ■ 災害時は避難誘導や保護者等への引渡しを行い、児童・生徒の安全確保を徹底する。平時より、学校と保護者との間で、児童・生徒の引き渡しに関するルールを設定しておく。 ■ 保護者等への引き渡しができない場合は、校内の安全な場所又は他の安全な避難所に誘導し、安全確保を行う。
防災教育・訓練の実施	■ 教職員や児童・生徒等への防災教育・避難訓練を積極的に実施する。 ■ 児童・生徒に対しては、社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてICT等を活用した教育を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練、消防団員等が参画する学習といった実践的な内容により、災害対応力の向上を図る。 ■ 教職員に対しては、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修などを実施する。 ■ 特に、土砂災害のリスクがある学校等については、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に防災教育・避難訓練を実施する。
地域との連携推進	■ 避難所の自主運営体制の構築と開設・運営時の混乱防止と円滑化を推進するため、日頃から自主防災組織・町会・自治会・区等との協力体制を確立し、避難所運営訓練を実施しておく。
避難所機能の強化	■ 初動期に必要な最低限の物資・資機材を配備する。 ・備蓄品の配備（市が用意） 毛布、ペットボトル飲料水、発電機、投光器、非常用トイレ袋 ・避難所開設・運営資機材の配備（市が用意） 照明器具、文房具など ■ 要配慮者へ配慮した物品の整備に努める。 ■ マンホールトイレを整備する。 ■ 洋式トイレの整備に努める。 ■ 平時より教育委員会と学校の連絡体制を確立しておく。

ウ　大学

学生の安全確保を第一に考え、帰宅困難時に備えた食糧等の備蓄を実施する必要がある。また、避難所に指定されている大学については、避難者を受け入れる体制を日頃から整備しておくことが求められる。更に、市は学生が行うボランティア活動との連携体制の構築を目指す。

学生の帰宅困難対策	■ 日頃から学生の帰宅困難時に備え、食料等の備蓄を励行する。 ■ 災害時は学内の安全な場所又は他の安全な避難所に誘導し、安全確保を行う。
学生ボランティアの育成	■ 学生が行う災害ボランティア活動を積極的に支援する。 ■ 市は災害時に学生との連携した活動ができるよう、日頃からその体制構築に努める。
地域組織との連携推進	■ 避難所の開設・運営時の混乱防止と円滑化を推進するため、日頃から町会・自治会・区等との協力体制を確立しておく。
避難所機能の強化	■ 初動期に必要な最低限の物資を配備する。 ・柏市備蓄品の分散配備（市が用意） 毛布、ペットボトル飲料水、発電機、投光器、非常用トイレ袋 ・避難所開設・運営資機材の配備（市が用意） 照明器具、文房具など

（3）事業所

事業所は、従業員や施設利用者の安全を確保するため、日頃から予防対策を講じるとともに、地域における重要な防災資源であるとの認識に立ち、地域住民との連携を強化しておく必要がある。事業所内での自主的な対策と地域住民との連携体制が推進されるよう広報活動の充実・強化を図る。また、帰宅困難者の発生を抑制するため、従業員や施設利用者に無理な移動をしないよう一斉帰宅の抑制に努める。

事業所内対策	■ 施設･設備の安全対策を行う。（耐震化、ロッカーの転倒防止等） ■ 避難場所・避難所を把握し避難経路を設定する。 ■ 従業員、施設利用者等の安全確保のための訓練・研修を実施する。 ■ 最低３日、推奨１週間分の食糧・水、ライフライン寸断に備えた準備をする。 ■ 業務継続計画（ＢＣＰ）を策定する。
地域住民組織との連携	■ 地域の防災訓練などへ参加する。 ■ 災害時には資機材を提供し、人的支援を行う。

２　共助の育成

住民は、「自分たちの地域は自分たちが守る」という「共助」の観点にたち、日頃から災害についての認識を深め、備えをしておくことが必要である。そのため、地域住民組織や事業所等が取り組むべき事柄について、広報活動をとおして協力の呼びかけを行う。

（1）隣近所（「近助」）

災害時、個人・家庭での応急措置が終了次第、まずは隣近所の安否を確認する必要がある。消火や救助が必要な場合は、周囲にその状況を伝え、協力して活動することが重要となる。

（2）町会・自治会・区等

町会・自治会・区等は、令和６年４月１日現在、295 団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。日ごろの地域活動の機会をとらえて、下記のような災害対策に関する活動を盛り込んでいくことが重要である。

協力体制の確立のために	■ 多様な地域住民や来街者を積極的に地域へ受け入れ、日ごろからコミュニケーションを密にとる。
地域住民を守るために	■ 災害上の短所（危険な場所等）や長所（防災上有益なもの、有資格者等）を把握する。 ■ 要配慮者を把握し、日頃から見守りと交流を行う（「柏市防災福祉Ｋ－Ｎｅｔ」に登録し、活動する。）。 ■ 学校、事業所、消防団等との協力体制を整える。
被災生活に備えるために	■ 組織的活動で必要な資機材を用意しておく。 ■ 防災倉庫・給水所等の防災施設の情報を確認しておく。（柏市ｗｅｂ版防災・ハザードマップ、防災ガイドブック、柏市地域別防災カルテ参照）
災害時に慌てないために	■ 避難場所、避難所を選定しておく。（指定緊急避難場所、指定避難所、一時的な空間地・ふるさとセンター等の活用） ■ 地域の災害リスクを確認し、地区別避難マップ等を作成しておく。（柏市ｗｅｂ版防災・ハザードマップ、防災ガイドブック、柏市地域別防災カルテ参照） ■ 防災組織をつくり、活動する。 ・情報収集伝達、消火、救出救護、避難誘導、給食給水 ・避難所の開設・運営の組織づくりへの協力 ・防災訓練の実施、防災チラシの回覧など、防災知識・技術の普及 ■ 地域防災リーダー講習会へ参加し、「防災推進員」として災害時に防災活動を行う上で必要な知識、経験並びに技能を学ぶとともに、地域内で知識を共有する。

【自主防災組織】

①結成と運営支援

組織の設立費と次年度以降の運営費を助成し、自主防災組織の結成促進と活動の強化を支援する。

②基本構成等

基本構成	活動内容	活動資機材
情報収集伝達班	被害状況、防災情報の収集、広報活動	ヘルメット、笛、ハンドマイク、ラジオ、消火器、バケツ、救急セット、三角巾、バール、ハンマー、ロープ、はしご、ジャッキ　など
消火班	出火防止・初期消火の実施	
救出・救護班	負傷者の救出・救護	
避難誘導班	高齢者・障害者の保護、避難誘導	
物資班	給食・給水・救援物資の配布	

③防災推進員の指名

自主防災組織の活性化を目的に平成１０年度から各組織３名以内の「防災推進員」を指名している（任期は１年）。「防災推進員」が地域の防災リーダーとして活躍できるよう、知識と技術の習得を支援し、地域防災リーダーの着実な人材育成を図る。

④関係機関との連携支援

自主防災組織の活性化及び地域防災力の向上を推進するため、地域の消防団や事業所と連携できる体制を支援する。

【避難所運営組織づくり】

発災直後の混乱期に避難所が迅速に開設され、避難者への支援がより円滑に行なわれるためには、避難所となる学校と避難所を利用する住民により、予め避難所運営組織を形成しておき、避難者による自主的な運営を行うことが必要である。

組織づくりにあたっては、市（危機管理部）は、町会・自治会・区等と学校の調整、マニュアル作成や訓練実施を通して組織の設立を積極的に支援するものとする。

また、体育館や防災倉庫の鍵は、キーボックスに備え、避難所の迅速な開設体制を整えるものとする。

＜避難所運営組織の役割＞

- 避難施設の点検：施設管理者や市職員が不在の場合、目視により施設を点検（外壁、天井、窓、ライフライン等）
- 避難所の開設：施設管理者及び市職員と協力し、施設を開錠し安全を確認
- 市との情報連携：避難所開設状況・避難者数・被害状況等をとりまとめ、市へ情報提供
- 避難所の運営：避難者台帳の作成、部屋割り、食事の提供・管理、傷病者の把握等

＜組織の構成（例）＞

〇総務チーム　〇保健・衛生チーム　〇施設管理チーム　〇食料・物資チーム
〇情報チーム　〇要配慮者支援チーム　〇支援渉外チーム

（3）ふるさと協議会

ふるさと協議会は、市内２１のコミュニティエリアごとに昭和５５年度から組織されており、エリア内の町会・自治会・区等や様々な団体で構成され、住みよい地域づくりのため、様々な事業を実施している。

災害時に被害の軽減と被災者支援を効果的に進めるため、近隣センターに設置される地区災害対策本部との協力体制の構築に努める。

【男女共同参画の推進】

災害時における男性女性それぞれの諸問題を改善するため、各組織には多様な人材を積極的に登用するとともに、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を推進するよう働きかける。

（4）消防団

消防団は、地域密着性及び要員動員力の特性を活かし、地域防災力の中核として町会・自治会・区等との連携強化の促進が必要となる。防災力の充実強化のため、消防団は、女性や若者の入団を促進する。

市（危機管理部、消防局）は、消防団と町会・自治会・区等との顔の見える体制の構築づくりを支援し、地域における救急救命訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練等の充実・強化を図る。

【地区防災計画の策定】

地域防災力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図るために、市内各地域の特性に応じ、その地区の居住者や事業者による「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」などを規定する「地区防災計画」を策定することができる。

なお、地区防災計画は、ふるさと協議会及び町会・自治会・区等の地域組織の活動に資するものであることとし、市の防災会議に提案（計画提案）することにより、市の地域防災計画として規定する場合がある。

計画策定の促進に当たっては、各地域の特性(被害の様相、地域住民の視点)を踏まえて災害対応等を取りまとめ、住民一人ひとりに周知することが重要である。地域の被害の様相を把握するために、市の「地域別防災カルテ」を活用するよう働きかける。

市は、住民・地域のそれぞれが災害時にとるべき行動を検討する契機となるよう、地区防災計画策定の支援を積極的に行う。

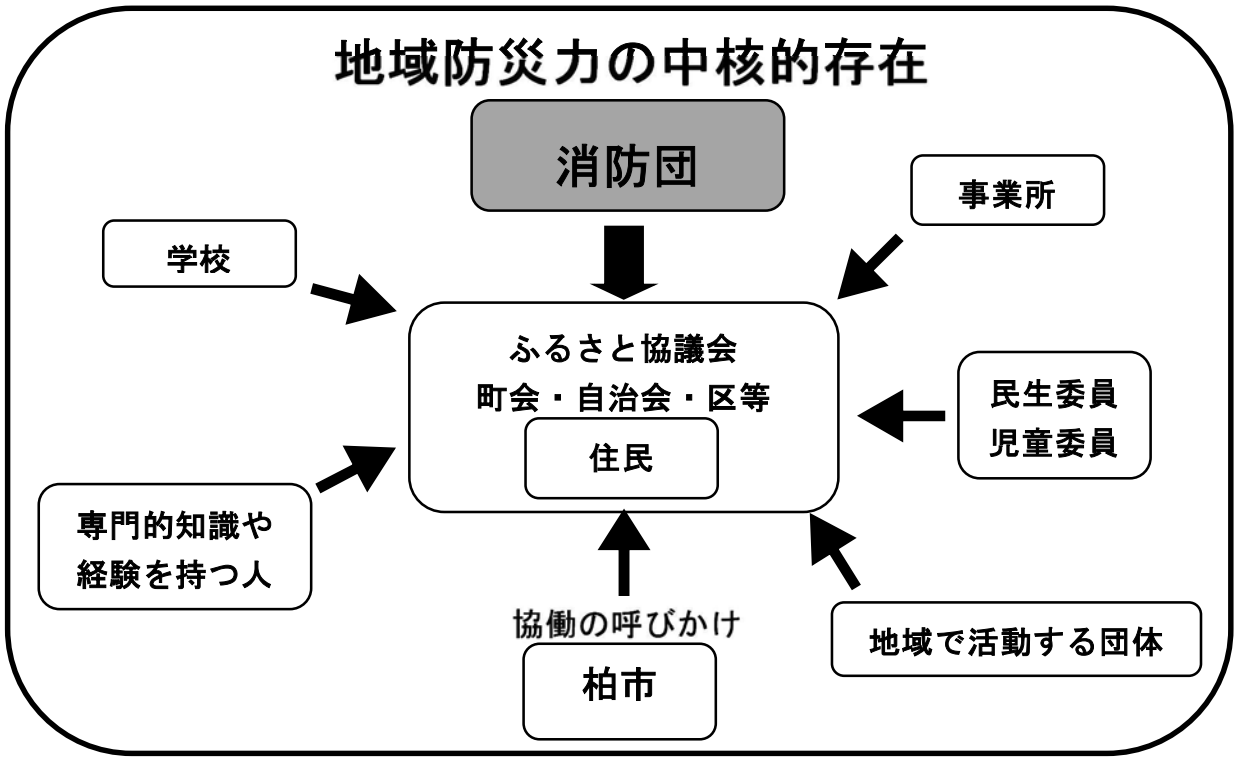

目標水準

指標の名称	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
自主防災組織の結成 (自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数÷管内世帯数)	７４．９％	８５％	町会・自治会・区等（２９５団体）の内、自主防災組織を結成している割合

第２　自助・共助・公助の連携

担当部局	関係機関
全部局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

現状と課題

◆　災害時は市と地域住民組織との連携が不可欠であるが、協力体制が十分に確立されていない。

◆　安否確認や避難所の開設体制等について、平常時から協力体制を確立する必要がある。

基本方針

●　「自助」「共助」「公助」の役割を明確化する。

●　市と町会・自治会・区等との具体的な協力体制を確立する。

施策方針

１　役割の明確化

災害による被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するためには、個人・地域・市のそれぞれが役割を認識し、相互に協力し合う体制や仕組みづくりが必要である。市は、災害時における行政の限界線を広く周知することで、連携体制の構築に努める。

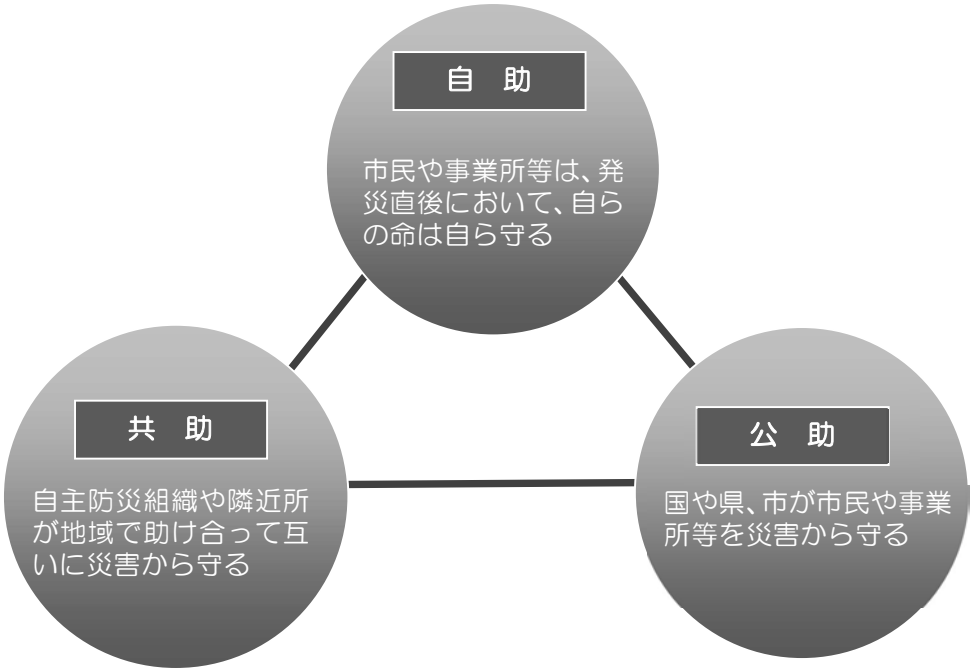

２　災害時の協力体制の確立

情報の収集と伝達	■　災害時に迅速な情報集約ができるよう町会・自治会・区等から被害状況、安否情報を収集できる体制を確立する。 ■　市が発する災害時の緊急情報は、町会・自治会・区等を通して回覧や掲示等により周知できる体制を整える。
避難所運営	■　（避難所運営組織に関しては、第２章第１節第１「自助・共助の育成」参照） ■　市は、地区住民の意見も取り入れながら避難所運営マニュアルの見直しを適時行う。
物資の運搬体制	■　防災備蓄倉庫から指定避難所への物資運搬が円滑に行なえるよう、各コミュニティエリア（２１エリア）内において、エリア内の事業者等との連携により、運搬体制を確立する。
応急給水体制	■　災害時に応急給水拠点での飲料水の供給が円滑に行なえるよう、地域との協力体制を確立する。
要配慮者の支援体制	■　（第２章第３節第４「要配慮者支援体制」参照）
防災訓練の実施	■　上記の協力体制を推進・強化するため、各種訓練の実施を支援し、体制の検証を繰り返し実施する。

目標水準

指標の名称	現状値 (令和３年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
避難所運営組織の結成	３３．９％	１００％	指定避難所に対する避難所運営組織の結成割合

第３　人材の育成・確保

担当部局	関係機関
危機管理部、総務部、企画部、財政部、市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部	柏市社会福祉協議会、大学、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会、柏市国際交流協会、災害支援ネットワークちば（ＣＶＯＡＤ）

現状と課題

◆　災害時には、人命救助や被災者支援など多くの人手が必要となる。

◆　災害ボランティアを受け入れるための、体制や人的支援体制が必要となる。

基本方針

●　災害時に必要となる人材育成・確保に努める。

●　災害ボランティアの受け入れ体制の強化に努める。

●　職員の活動体制を強化する。

施策方針

１　人材の育成・確保

災害時に必要となる有資格者の育成と確保に努めるとともに、市社会福祉協議会やNPO法人、民間の災害支援団体等との協定締結を促進する。また、上記の法人・団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成を支援するとともに、災害時における三者連携（行政、柏市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等）の推進に努める。

また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

応急危険度判定や被災宅地危険度判定については、市職員や建築士等にコーディネーター訓練や県の応急危険度判定士講習会等への参加を促し、市外の建築士等も含めての協力体制を確立しておく。

被災建築物の判定	被災建築物応急危険度判定士（市職員）の育成・確保
被災宅地の判定	被災宅地危険度判定士（市職員）の育成・確保
被害調査	被災家屋調査員（市職員）の育成・確保
障害者・介護者支援	介護ボランティア、手話通訳者、通訳翻訳ボランティア等の確保
外国人支援	通訳者、翻訳者の確保
災害対策総合支援	防災士（市職員）の育成・確保、千葉県災害対策コーディネーター
自主防災組織	防災推進員の育成・確保

２　災害ボランティア活動の推進

柏市社会福祉協議会やNPO法人、災害支援団体は、平時から市と連携して平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動に必要な環境及び拠点、活動上の安全確保対策、被災者ニーズ等の情報提供方策について整備を図る。また、上記団体のボランティアを交えた対策訓練や、災害ボランティア活動に関する意識・知識の普及・啓発等を推進する。

啓発事業	■毎年１月１７日の「防災とボランティアの日」及び１月１５日から２１日までの「防災とボランティア週間」を中心に啓発事業を実施し、市民等のボランティア意識の醸成を図る。
訓練	■災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施し、災害時の対応力強化に努める。
学生ボランティアの確保	■大学における学生ボランティアの把握と協力体制を確立する。
ボランティア受け入れ体制強化	■災害ボランティアセンターの運営体制を強化するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を継続的に実施する。

【災害ボランティアセンター】

災害時のボランティア活動を効率よく推進するため、次に掲げる役割を担う。

- 災害ボランティアの調整と活動支援。
- 災害ボランティアの情報の収集と発信。

【災害ボランティアコーディネーター】

災害発生後、被災者側の「支援を求めるニーズ」と支援者（災害ボランティア）側の「被災者の役に立ちたい」というニーズを結びつける役割を担う。

３　職員体制の強化

職員の防災意識の高揚と災害対応力の向上を目指し、年度当初に各部局及び各所属に次の担当を指名する。防災における男女共同参画の視点を反映させるため、女性を含めた幅広い人材を積極的に登用する。

また、指名された職員が防災に関する教育・訓練の実施をとおし、将来にわたり職場における防災推進者として活躍できる環境の整備と人材の育成にも努める。

本部連絡員	■ 災害対策本部と各部局間の調整を円滑、適切に実施するため、各部局に１名の本部連絡員を配置する。 ■ 本部連絡員は、本部員の活動を補佐するとともに、各部局の所管に係る災害情報及び応急対策の実施状況等を本部に報告、本部からの指示又は連絡事項を各部局内に伝達する。
危機管理・防災統括リーダー	■ 各部局における応急活動を迅速かつ円滑、適切に実施するため、各部局に１名の統括リーダーを配置する。 ■ 統括リーダーは、平常時は、部局内における防災対策に関する事項を調整及び処理するとともに、防災安全課との連絡調整、行動マニュアルの作成及び周知等に努めるものとする。
危機管理・防災リーダー	■ 各所属における応急活動を迅速かつ円滑、適切に実施するため、各所属に１名のリーダーを配置する。 ■ リーダーは、平常時は、危機管理・防災統括リーダーを補佐し、所属内における防災意識・技術の向上に努めるものとする。

４　退職者による支援

災害時において在職時の識見を活用した業務サポートを得ることを目的とし、本市の退職職員を対象にしたボランティア制度への登録を推進する。

以下のような業務サポートを得ることを想定する。

・被災状況の収集補助	・仮置場の巡回及び監視業務
・災害ボランティアセンターとの連絡	・仮置場の記録（写真撮影）
・住民の窓口誘導、窓口業務補助	・市内公園・緑地の巡回点検、被災状況確認
・避難所での健康管理（保健師）	・道路パトロール
・家庭訪問による健康管理（保健師）	・給水活動、浄水場で給水車への水補充
・支援物資の受付	・断水広報
・発災後のごみステーションの状況確認	・避難所からのごみ搬出
・不法投棄防止のためのパトロール	・避難所運営補助　等

目標水準

指標の名称	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和７年度）	指標の説明
女性防災リーダーの指名	４．５％	２５％	危機管理・防災統括リーダー（管理職）の内、女性が占める割合

第４　災害対応力の強化

担当部局	関係機関
全部局	全防災関係機関

現状と課題

◆　災害の規模が大きくなるほど、初動期は対応できる職員が不足する。

◆　大地震と他の災害が同時に起こった場合は、被害が甚大となる。

基本方針

●　行動マニュアルの整備とそれに伴う実践的な訓練を継続的に実施する。

●　あらゆる災害に対応できるよう危機事象を洗い出し、事前に対策を検討する。

施策方針

１　活動マニュアルの整備

市（各部局長）は、この計画に基づき各部局の実情に応じた具体的な行動計画を定めた災害時活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定期的に見直すものとする。

なお、マニュアルは災害時に役立つよう簡潔・明瞭なものとし、チェックリスト欄を設ける等、実効性の確保に努める。

（１）市各部局マニュアルの必須事項

□課別職員数一覧　□参集基準・参集心得　□活動目標（時間目標）　□活動内容
□想定危機事象と対応策　□災害用 IP 無線の通信統制　□活動別職員配置数一覧
□報告先一覧　□連絡先一覧　□チェックリスト　□様式集

（２）市地区災害対策本部マニュアルの必須事項

□地区災害対策本部員一覧　□参集基準・参集心得　□施設開錠方針
□活動目標（時間目標）　□想定危機事象と対応策　□災害用 IP 無線の通信統制
□活動内容（時間軸設定）　□報告先一覧　□連絡先一覧　□チェックリスト　□様式集

【自主防災組織等へのマニュアル作成支援】

災害時に自主防災組織活動が円滑に行えるよう、役割分担や活動内容を明確にしたマニュアル作成を支援し、災害時のスムーズな協力体制の構築につなげる。

２　防災訓練の実施

災害時により迅速・適切な行動をとるためには、災害を想定した訓練を実施することが重要である。その際、人命保護を優先した考え方に基づき、要配慮者や男女ニーズへの配慮、感染症拡大を考慮した訓練の実施に努める。また、訓練実施後は、すみやかに反省・検証・評価を行い、その結果を組織体制や防災マニュアルの改善に活用する。

（1）地域住民の訓練

災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的に実施できるよう、積極的に支援する。

地区防災訓練	■ ふるさと協議会、町会・自治会・区等を単位とする訓練を防災関係機関の指導協力のもと実施し、地域の防災力を向上させる。
要配慮者訓練	■ K-Net 登録者等、要配慮者への声かけ、避難所への避難支援、安否情報の集約を行う。
避難所開設・運営訓練	■ 学校と連携し、体育館への避難者の誘導、物資の配給、名簿の作成等を行う。 ■ 高齢者や障害者の方が避難する状況、ペットの同行避難者がいる状況を想定した訓練を実施する。訓練時には、上記の方が積極的に参加できるように呼びかける。
ＤＩＧ訓練	■ ＤＩＧ（ディグ）は Disaster（災害）、Imagination（想像）、 Game（ゲーム）の略で、地域の防災上の特性を再発見し、地域の災害対策を考える機会として行う。
情報取得訓練	■ 各種広報媒体から、被害の情報や避難所の情報等を取得する訓練を行う。

（2）市の訓練

各防災関係機関及び住民と連携協力して、迅速・的確な初動対応活動をはじめ防災に関する以下の各種訓練を実施する。

総合防災訓練	■ 住民や市・自衛隊・警察・医療機関・ライフライン機関等の防災関係機関が連携した総合的な訓練を実施する。
地区災害対策本部訓練	■ 地区災害対策本部とふるさと協議会、自主防災組織等との連携訓練を実施する。
各部局訓練	■ 各部局の災害時の所掌事務を実際に行い、地域防災計画や行動マニュアルの確認検証・改善に重点を置く。
参集訓練	■ 交通機関、自家用車等の利用を一部制限又は全部禁止するなどのほか、勤務時間内外のさまざまな条件を加味して実施する。
通信訓練	■ 防災行政無線、衛星携帯電話を使用して、市役所本庁舎と各施設、防災関係機関との情報伝達訓練を実施する。
帰宅困難者対応訓練	■ 「柏駅周辺帰宅困難者対策等ネットワーク」のメンバーを中心に、駅周辺の混乱防止と利用者の安全確保を目的に訓練を実施する。
図上シミュレーション訓練	■ 会議室等を利用し、災害発生後に起こる様々な事象を参加者に付与し、その場で対応を考え、判断する訓練を行う。

【実働訓練と図上訓練】

□　実働訓練・・・資機材・機器の操作能力の向上、対策実技の実施能力の向上、活動手順への習熟等を目的に実際の動きを模擬して行う訓練。

□　図上訓練・・・緊急時の状況予測・判断能力、情報の収集・連絡、意思決定能力の向上を目的に、実際の災害時と同様の条件設定において行う図上の訓練。

（3）関係機関の訓練

小中学校訓練	■ 教育委員会の指導のもとに行う。
社会福祉施設訓練	■ 入所者等の安全確保、避難訓練実施や地域の訓練に参加する。
警備・交通規制訓練	■ 警察署により、市や防災関係機関と連携した訓練を実施する。
災害対応医療訓練	■ 医師会等をはじめとする医療関係者の参加を中心とした、実践的で実効的な災害対応医療訓練を実施する。
ライフライン訓練	■ 電力、都市ガス、電話等の各機関により、応急・復旧訓練を実施する。

３　調査・研究の実施

大規模な災害が発生するたびに新たな課題が発生している。このため、過去の災害事例や教訓を伝承し、災害対策に生かす必要がある。

また、国や県の動向や、最新の研究成果に注視し、市の特性に合わせた効果的な災害対策を検討し、実施していく。

（1）災害資料の整理

市域における災害をはじめ、大規模災害に関する資料、文献を整理し、災害の教訓等の公開、伝承に努める。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えるよう努める。

（2）災害防止に関する調査

市と防災関係機関は、地震災害防止に関する調査研究を行い、その成果を相互に共有する。

また、災害発生に伴う間接的被害（暴力・性犯罪）についても情報の収集・調査を行い、市、関係機関、住民との間で情報を共有するよう努める。

（3）被害想定調査

想定地震の規模や被害予測等、様々な機関で分析が継続されているため、国や県の動向を踏まえた上で、必要に応じて新たな想定調査を実施する。

４　市外への広域避難への対応

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等と協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

５　あらゆる災害への対応

（1）危機事象の洗い出し

災害に備え、あらゆる事態を想定する必要があるが、災害時は予期せぬことが起こることが常である。できる限り「想定外」をなくすことで減災に取り組まなければならない。このため、市は、応急対策のそれぞれの活動において、できる限り危機事象を洗い出し、

その対応策を検討するものとする。

なお、想定危機事象と対応策については、前述のマニュアル記載の必須事項とする。

（2）複合災害対策

水害発生時や台風接近時の大規模地震など、複合災害が発生すると被害は更に甚大となることが予想される。このため、想定の枠組みを超えた災害が発生した際の対応に混乱が生じないよう、想定される複合災害に対し、主管部局と活動方針を定め、より迅速・適切な対応を目指す。

なお、複合災害発生時は、災害の状況に応じて災害対策本部で応急活動体制を再構築し、被害の最少化を目指すものとする。

また、複合災害は地震に起因する連鎖災害と、全く別の災害が同時又は連続して発生するという２つのタイプが想定される。地震に起因する連鎖災害については、ある程度想定が可能であることから、その対応方針を具体的に検討し、前述のマニュアルに記載するものとする。

種類	主管部局	想定危機事象	活動内容
大規模爆発火災	消防局	危険物施設火災、同時多発火災、市域広範囲断水、可燃性ガス噴出、ガスタンク等爆発	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、河川・沼等からの取水（延長）、広報
危険物流出事故	消防局	火災発生危険	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、危険物の除去、広報
大気汚染	環境部	劇薬物流出事故、工場事故（特定物質及びばい煙等拡散）、有毒ガス発生（地中、廃棄物処理場など）、富士山噴火	避難指示、汚染物質の特定・除去要請、広報
土壌汚染	環境部	上に同じ	避難指示、汚染物質の特定・除去要請
放射線汚染	環境部	原子力発電所事故、放射性物質使用工場事故、及び運搬車両事故（空気・土壌・水質汚染）	避難指示、除染作業
水質汚染 水不足	上下水道局	地下水及び河川汚染（危険物流出、放射性物質汚染）	給水停止、応急給水
感染症・食中毒	健康医療部	感染症等患者・食中毒患者多数発生	感染源，経路，病原体の調査，拡大防止
停電	危機管理部 総務部	市内全域停電、突発停電・計画停電、自家用発電機用燃料供給不足	東京電力との連絡調整 長期停電に備えた公共施設等への発電機配備 既定の優先順位に沿った電源供給、電源車の派遣
燃料不足	経済産業部	燃料供給停止	燃料確保・供給
洪水 都市型水害	土木部	堤防損壊、台風・豪雨	避難指示
治安悪化	危機管理部	暴動発生、窃盗等各種犯罪発生	広報
通信障害 情報遮断	企画部	電話・インターネット・情報システム・防災行政無線障害発生、テレビ不通	代替媒体の確保
多数傷病者 発生事故	消防局	鉄道事故、航空機事故、大型ビル・マンション倒壊	人命救助、避難指示、出火防止、延焼拡大防止、広報

第２節　災害に強いまちをつくる

第１　耐震化・不燃化等

担当部局	関係機関
都市部、土木部、上下水道局、消防局	一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会、柏市建設関連防災ネットワーク、柏市管工事協同組合、北千葉広域水道企業団、鉄道施設、電力施設、都市ガス施設、電話施設

現状と課題

- ◆ 市有建築物の耐震化は約９８％（令和５年４月１日現在）となったが、日頃から多くの住民が利用し、災害時は防災拠点となることから耐震化は急務である。
- ◆ 民間建築物については、建て替え等により耐震化は進行しているが、昭和５６年以降の新耐震基準を満たす住宅は約９２％（令和３年５月基準、ただし、数値は平成３０年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値による。）となっている。
- ◆ 橋りょうについては、老朽化の点検を行い、必要に応じて架け替えや改修を行う必要がある。
- ◆ 耐震化について、上水道は約３５.２％、下水道は約３８.９％（いずれも令和６年３月３１日現在）となっており計画的な耐震化対策が必要である。

基本方針

- ● 人命を守るため公共施設の耐震補強を優先して計画的に実施するとともに、民間施設については耐震補強の促進に努める。
- ● ライフラインについては、耐震化と合わせて、応急対応や早期復旧の体制を整える。
- ● 被災後の円滑な復旧・復興に備え、施設の整備データを整理し、保存しておく。

施策方針

１　建物の安全対策

人命を守るためには建物の耐震性向上が不可欠な要素となる。市では「柏市耐震改修促進計画」（令和６年６月）、「地震防災緊急事業５箇年計画」に基づき、耐震性の向上を目指す。

市有建築物の耐震化	■ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 ■ 児童・生徒の安全を確保するため学校教育施設を優先して改修する。 ■ 耐震改修工事未実施の、市有建築物は優先順位を定めて計画的な改修を実施する。
民間建築物の耐震化	■ 「簡易耐震診断相談会」の開催や耐震診断及び耐震改修の促進を図るための啓発事業を行う。 ■ 現行の耐震基準に適合しない木造住宅の耐震診断費と耐震改修費を助成し、耐震診断や耐震改修を促進する。

	■ 多数の者が利用する特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。
重点道路等沿道地域に対する施策	■ 緊急輸送道路及び避難路を重点道路とし、その沿道における建築物の耐震化の促進を図るよう啓発する。 ■ 災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

２　道路・橋りょう・鉄道の安全対策

道路、鉄道等は、災害時においては、緊急車両の通行、物資の輸送、避難路、延焼遮断帯等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める必要がある。

幹線道路の整備	■ 広域幹線道路…国道のバイパス整備や立体化、東西・南北幹線道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。 ■ 都市間幹線道路…主要地方道、一般県道等の都市軸道路の整備促進を関係機関に要請していく。 ■ 市内幹線道路…都市計画道路を中心に駅前線や環状系の路線を優先的に整備する。 ■ 地域間連絡道路…市道１級道路を中心に狭あい・線形不良・車歩道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。
生活道路の整備	■ 市道 2 級道路を中心に市道 1 級道路を含め、障害者対策、防災対策等安全性に配慮して、幅員 6m確保を原則としながら、幅員 4m未満の解消に努める。 ■ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。
道路環境の整備	■ 延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、火災に強い樹木を選定するよう配慮する。 ■ 道路標識の設置や拡幅又は改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な措置を行う。 ■ 高齢者、身体障害者等の歩行及び避難に配慮したバリアフリー環境の整備に努める。
橋りょうの架替え・補修	■ 老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、計画的に耐震化、補修等を行い整備推進する。 ■ 横断歩道橋については定期的に調査を行い、本市以外のもの（国及び県等）が管理している施設については、必要に応じてそれぞれの管理者に点検又は改善を要請する。
鉄道施設の安全化	■ 線路、構造物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されているが、鉄道事業者は日頃の点検強化により災害防止に備える。

３　ライフラインの耐震化

地震発生時に上下水道、ガス、電気、電話等のライフライン施設が被災すると、都市機能が麻痺するだけでなく、被災者の生活や応急対策においても大きな障害となる。そのため、各ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

上水道施設	■ 取水・導水施設 ・取水及び導水設備の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火の整備補強を行う。 ■ 浄水施設 ・着水、除鉄除マンガン設備、自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努める。 ・配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火の整備補強により二次災害の防止を図る。 ■ 送水・配水施設 ・塩化ビニール管及び老朽管を耐震継手構造のダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。 ■ 被災対策 ・給水ができなくなった場合に備え、応急給水を行う体制の確保を図る。（第２章第３節第３「物資供給・給水体制」参照）
下水道施設	■ 処理場施設等 ・電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。 ■ 管路施設 ・避難所等の下流に位置する管路や緊急輸送路、軌道下の管路などの重要な幹線の耐震化及び包括的民間委託により老朽化した管路の更新を図る。 ・マンホールの浮き上がり防止対策を講じる。 ・未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を促進するとともに補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。 ■ 被災対策 ・下水道施設が使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレの整備及び、仮設トイレや非常用トイレ袋等の備蓄や調達・供給体制を整える。（第２章第３節第６「廃棄物処理体制」参照）
電力施設 （東京電力パワーグリッド㈱）	■ 各施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。
都市ガス施設 （京葉ガス㈱、京和ガス㈱）	■ ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。
電話施設の整備 （東日本電信電話㈱）	■ 災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。 ■ 災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

４　耐火・不燃化

火災が住宅密集地域で発生すると被害が拡大する。火災を発生させないための建物の不燃化や火災が発生した場合に延焼を防ぐための遮断帯の整備を進める。

延焼遮断帯の整備	■ 道路、鉄道、河川等を延焼遮断帯として機能させ、広域火災の発生を未然に防止するよう努める。 ■ 都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、緊急性の高い都市計画道路の早期着工を目指す。
防火地域等の指定	■ 住宅密集地等延焼危険度が高い地区については、住宅市街地総合整備事業等を積極的に推進し、不燃化率の向上に努める。 ■ 避難場所・避難路等の安全確保を図りつつ、駅周辺等を中心に防火地域の指定あるいは準防火地域の指定を行っていく。 【指定状況】防火地域　　市内約２０箇所　約３７ha 準防火地域　市内約７０箇所　約１９６ha
既存建築物の防災対策	■ 木造住宅の耐震改修を目的とし、木造住宅耐震改修費補助金制度や耐震改修住宅に係る固定資産税の減額制度を促進する。 ■ 不特定多数の者が利用する建築物（病院、物品販売店舗及び集会場等）について、火災時における人命保護を目的とし、消火及び避難設備の点検、消火、通報及び避難訓練等の実施による防災及び避難対策を推進する。 ■ 火災予防のための査察、防火管理者講習、消防設備の定期報告などにより、建物の管理者等に対して、計画的な啓発及び指導を行う。

５　ブロック塀・落下物等の安全対策

ブロック塀や大谷石塀等のいわゆる重量塀や門柱等の倒壊、落下物による人的被害を防止し、その後の避難・消防・救援活動の妨げを回避する。

ブロック塀・門柱等	■ 生け垣作りの普及に努める。 ■ 建築確認の際の指導を強化する一方、既存のブロック塀や石塀についても、引き続き正しい施工方法や補強方法について、安全化を指導していく。 ■ 「柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱」に基づく除却工事費の助成により、危険な塀の除却工事を促す。 ■ 幼稚園、小・中学校等の通園・通学路の周囲のブロック塀の構造や経年状態を調査し、安全な状態への改築を推進する。 ■ 指定緊急避難場所周辺地区についても、事業計画に基づき、現況調査を実施し、危険なものについては、改善を指導していく。
落下・転倒物	■ 家具等の転倒防止金具の取り付けが困難な障害者世帯を対象に取り付け費を助成する等し、転倒防止に対する住民の意識を向上させる。 ■ 中高層建築物の窓ガラス・外装材・ウインド式クーラー・屋外広告塔・高架式水槽等の落下等の恐れがあるものは管理者等に指導する。特に、容積率 400%以上の地域及び避難道路沿いにある３階建て以上の建築物については、所有者に対して危険性の有無を調査させ報告させる。また、落下の危険性がある場合は、必要に応じて改善指導する。 ■ 市立小中学校の窓ガラスの安全ガラス化を推進する。 ■ 大規模集客施設に対して、弾性ガラス止め・ガラスに飛散防止フィルム・安全ガラス化・外装材等の落下防止、転倒防止等の対策を指導する。

６　エレベーターの整備

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止、エレベーター停止時の復旧対策を推進する。

閉じ込め防止対策	■ 停電時にはエレベーターが使用できなくなること、もしくはそのような状況が発生しうる状況ではエレベーターを使用しないことを、平時より市民へ周知徹底する。
停止に対する復旧の推進	■ 地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

７　市街地の整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業の推進など多面的な整備事業を進め、災害に強いまちづくりを進める。

土地区画整理事業等の推進	■ 個別開発によるスプロール化を防止する。 ■ 避難場所としての公園や道路等総合的な防災機能を持った面的な都市基盤施設の整備を促進する。
市街地再開発事業の推進	■ 市の中心である柏駅周辺地区について、老朽密集市街地の改善、道路及び公共空地等の都市空間を確保し、都市防災性の向上を図る。 ■ 施設建築物について、帰宅困難者の一時的な受け入れや防災備蓄倉庫などの整備を促進する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値	指標の説明
小中学校の耐震化	１００％	１００％	施設の内、耐震改修を実施した割合 H28 年３月末日で 100%となり完了
住宅の耐震化	９２％ （令和２年度）	９５％ （令和７年度）	全住宅の内、国土交通省の耐震化基準に基づく推計割合
水道管の耐震化	３５.２％ （令和５年度）	３３．７％ （令和７年度）	配水管等の総延長の内、耐震性を備えた管延長の割合

第２　情報通信体制の強化

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、広報部	柏警察署、自衛隊、電気通信事業所、放送機関

現状と課題

◆　東日本大震災では、関係機関との情報連絡、住民への情報伝達が十分機能しなかった。
◆　情報連絡体制が確保できるよう、設備の整備と受伝達系統の複線化を図る必要がある。

基本方針

●　住民への情報伝達体制、防災関係機関との災害情報通信体制を整える。
●　システムダウンに備え、情報通信設備の安全対策を強化する。
●　被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

施策方針

１　情報通信設備の整備

大規模災害時における住民等への情報提供や災害情報等の収集・伝達手段として、防災行政無線等の整備に努める。

無線	防災行政無線（固定系）	稼動中	■ 市役所からの緊急情報の伝達手段として、市内１９０ヵ所に設置している。 ■ 聴取可能エリアは半径約２００～４００メートルとなっており、新たな住宅開発や高層建物の立地により聴取できないエリアについては新たな設置を検討していく。 ■ 放送内容が確認できる音声応答サービスの電話番号（０１２０－２８０－１３１）の啓発に努める。
	災害用 IP 無線	稼動中	■ 市の関係各課や国・県施設、医療機関、輸送機関、消防・警察などとの情報通信手段として、３００台を配備している。 ■ 今後は、新たに避難所に指定する施設等に継続して整備していく。
電話	衛星携帯電話	稼動中	■ 人命救助の体制を強化するため、重傷者の救命拠点となる市内の病院に、災害時の輻輳にも影響の少ない衛星携帯電話を配備し、通信体制を確保する。
	災害時優先電話	稼動中	■ あらかじめ電気通信事業者に対し、電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受けておく。
メール	かしわメール配信サービス	稼動中	■ 登録者に緊急情報を伝達できるよう、チラシを通じて「かしわメール配信サービス」の登録促進に努める。
	緊急速報メール	稼動中	■ 生命に関わる緊急性の高い情報を時間差なく対応端末（携帯電話）に配信する。
インターネット	災害用ホームページ	稼動中	■ （ホームページの代理掲載含む）
	災害情報システム	導入	■ 災害時における速やかな情報収集及び情報伝達手段としてシステムを活用する。
	X・LINE	稼動中	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、X 及び LINE を活用する。

ケーブルテレビ	Ｊ－ＣＯＭ文字放送	稼動中	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、Ｊ－ＣＯＭテレビの文字放送を活用する。
駅周辺	電子掲示板	稼動中 拡充	■ 駅前等の特定多数の人々に緊急情報を伝達するため、既設の電子掲示板等の活用に努める。
国・県設備	Ｊ-ＡＬＥＲＴ（全国瞬時情報システム）	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を衛星回線を通じて受信するシステムである。防災行政無線（固定系）から情報を伝達する仕組みを整えている。
	Ｅm-Net（緊急情報ネットワークシステム）	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を専用回線を通じて受信するシステムである。
	千葉県防災行政無線システム	稼動中 拡充	■ 千葉県や県内の関係機関との情報通信を行うシステムである。
	Ｌアラート（災害情報共有システム）	稼動中	■ 避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。
ＦＭ放送	臨時災害放送局	－	■ 災害時に市によって開設される臨時のＦＭ局。災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や器材の確保等を事前に検討し、開局に備える。

※柏市防災行政無線（固定系）屋外受信機設置場所一覧・・・・・・【資料編　４－４】
※柏市防災行政無線（固定系）戸別受信機設置場所一覧・・・・・・【資料編　４－５】
※災害用 IP 無線配布場所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　４－６】

２　情報収集・伝達体制の強化

災害情報収集と緊急情報の伝達体制が十分に機能するようその対策を講じる必要がある。

地区災害対策本部体制	■ 地域の災害情報を「地区災害対策本部」（各近隣センター）に集約する体制を整える。
高所情報カメラ	■ 市域で発生した火災及び震災等の災害状況を、早期に把握するため管轄内３箇所に消防用防災情報カメラを設置。 ■ 画像は災害対策本部及び消防局に画像配信され、火災等の災害情報を共有する。
SNS 等の活用	■ 柏市公式Ｘ・LINE・メールにより、情報を定期的かつ反復的に発信。 ■ 災害時におけるリアルタイムの情報発信に努める。 ■ 危機事象に関する情報収集サービスを用いた SNS 等からの情報収集
停電対策	■ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備に努める。 ■ 市の施設（本庁舎や分庁舎等）の停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を各施設に配備するとともに、定期的に保守点検を実施する。 ■ 災害時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、日ごろより積極的に連携を図る。 ■ 燃料供給に係る協定等を基本に、発電に必要な燃料を確保しておく。
バックアップ体制	■ 情報通信システムにおけるバックアップ体制を整えるとともに、通信回線の多重化を図る。
伝令体制	■ あらゆる通信手段が途絶えた場合に備え、徒歩、自転車、バイク等による情報伝達体制を整える。

３　関係機関との協力体制

多彩な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備拡充に努める。

報道機関	■ 千葉テレビ、J:COM、ベイエフエムは千葉県と協定等を締結し、情報提供体制を整えている。今後も引き続き報道機関との連携強化に努める。
無線取扱者	■ アマチュア無線団体、ＭＣＡ無線利用業者等の把握を行い、協力協定の締結を促進する。

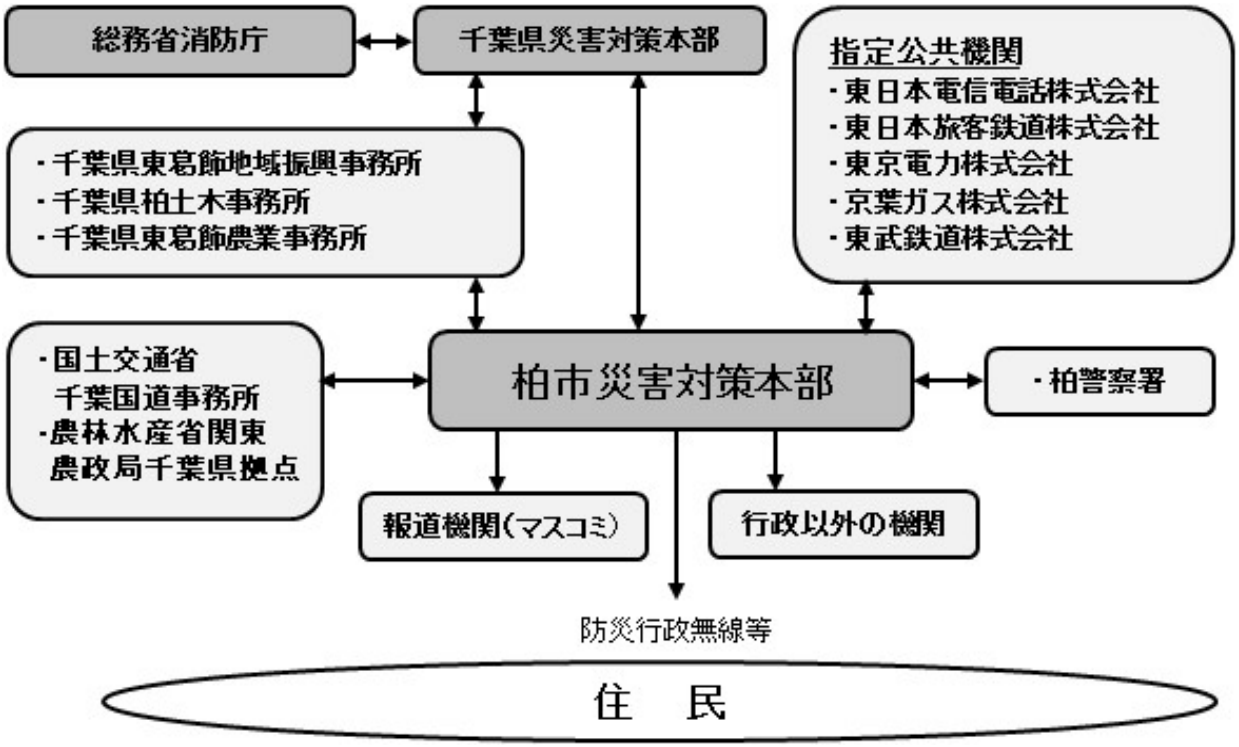

４　ランドマーク（航空機情報支援表示）の設置

災害時における航空機による早期被害情報収集活動の支援等のため、現在、市内の小・中学校 43 校の校舎屋上に学校名を表示している。災害時には、学校施設が目標物となるほか、避難場所やヘリコプターの臨時離発着場としての拠点となるため、現行の設置箇所の維持・管理とあわせ、必要に応じて新規設置を検討していくものとする。

目標水準

指標の名称	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
防災行政無線（固定系）整備	１９０箇所	１９０箇所	緊急情報を音声で伝える設備の設置数

第３　避難施設の整備

担当部局	関係機関
危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、経済産業部、都市部、土木部、上下水道局、教育総務部、学校教育部	協定締結先

現状と課題

◆ 指定緊急避難場所は面積的には十分といえるが、歩行距離を考慮すると更なるオープンスペースの確保が必要である。

◆ 指定避難所についても、専有面積を１人あたり４㎡で計算すると充足しているが、避難者の十分なスペースを考慮すると、民間施設を含めた施設の確保が必要である。

基本方針

● 災害時の安全を確保するため、避難場所・避難所の拡充に努める。

● 令和 6 年能登半島地震や熊本地震等、最大震度 7 を記録した被災地の避難所生活を参考とし、避難者一人当たりの専有面積を４㎡となるよう努める。

● 要配慮者の安全を確保するため福祉避難所の確保に努める。

施策方針

１　避難場所・避難所の指定

避難施設は避難場所（スペース）と避難所（建物）に区分している。避難場所は更に指定緊急避難場所と広域避難場所に区分される。住民等の安全を確保するため、施設数の拡充に努め、その場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

【避難場所・避難所】

種別	場所	箇所数
広域避難場所	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グランド、中原ふれあい防災公園、大堀川防災レクリエーション公園	４箇所
指定緊急避難場所	学校の校庭、公園等	146 箇所
指定避難所	学校、近隣センター等 ※学校は「体育館及び武道場→特別教室→普通教室」と避難者数や災害規模に応じて開設する	112 箇所

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　8－1】
※指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　8－2】

【指定の目安】

広域避難場所	■ 相当程度のオープンスペースが確保されていること。 ■ なるべく四方に常時出入口が確保されていること。 ■ 敷地内の建物がある場合は、原則として耐火建造物であること。
指定緊急避難場所	■ 耐災害性に優れ、ある程度のオープンスペースが確保されていること。 ■ なるべく四方に常時出入口があり、情報伝達上の利便が得やすいこと。 ■ なるべく避難所を兼ね、公共施設であること。
指定避難所	■ 宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。 ■ なるべく公共施設であること。

２　避難所の施設整備

市は、避難所に指定された建物について、次の点に留意し、施設の整備に努める。

項目	留意点
施設整備	■　避難生活の環境を良好に保つため、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、照明、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。 ■　非常用の電源（発電機・蓄電池・電動車）、給水、トイレを整備する。 ■　幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。
ペット	■　平時より動物専用避難所、同行可能避難所の候補地を検討する。
情報発信	■　災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリケーション等を整備する。
通信	■　各近隣センターに対して、Ｗｉ－Ｆｉスポットを整備する。
要配慮者	■　各近隣センターや学校における要配慮者支援として、施設にパーティションや簡易ベッド等を配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。 ■　障害者に対しては、特性に応じた対応が必要となるため、家族の方等と協力し、きめ細やかに対応する。
保健衛生	■　感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ■　季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。
環境	■　周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。
避難支援	■　災害時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。 ■　他の市町村からの広域避難者・広域一時滞在者を受け入れることができる設備整備にも努める。 ■　在宅避難者等の避難所外避難者のため、支援のための拠点設置等の支援方策の検討に努める。 ■　車中泊避難者の発生に備え、車中泊避難への支援方策の検討及び健康上の留意点等の広報や支援物資備蓄に努める。

３　福祉避難所の拡充

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者（介護が必要な高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者など）に対し、福祉避難所を確保する。現在、市立保育園や協定締結先である市内のホテル・旅館・特別養護老人ホーム等を利用する計画になっているが、要配慮者の安全確保を推進するためには、さらなる拡充が必要であることから、国・県施設や民間施設との協定締結を実施していく。

特に、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び、保健師等の専門家による相談事業の実施や、福祉避難所指定時に受入れの対象者を特定・公示し、その内容を市民へ周知するとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

４　オープンスペース・防災拠点の確保

人々の憩いの場である公園・緑地は、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧復興拠点、延焼を防止する空間としても有効な機能を果たすものである。

このように防災空間の整備という観点から、市は関係機関との連携を密にして、公園や緑地・農地の整備や保全及び民間施設を活用した防災施設の整備を進めていく。

都市公園等の整備	■ 都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じてオープンスペースとして配置する。 ■ 地震火災時における安全を確保するため、大堀川防災レクリエーション公園を整備し、広域避難地となる広域避難場所の拡充を図る。 ■ 広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。 ■ 道の駅や民間施設に防災機能を有した施設を整備することで、市内の防災拠点の拡充を図り、地域防災力の向上を目指す。
緑地・農地の保全	■ 都市緑地法に基づき、緑地保全地域及び特別緑地保全地区、市民緑地制度等により指定し、良好な緑地を保全し生活環境を整備する。 ■ 柏市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然環境の保全や緑地の整備等に努める。
防災協力農地	■ 災害時の安全確保と復旧活動を推進するため、農地所有者の協力により、用地の拡大を目指す。

５　民間事業者等との連携強化

災害時における一時的な避難場所や物資・資機材の提供元として民間事業者や各種団体・組織との連携は不可欠なため、必要に応じて広く協定を締結する。

目標水準

指標の名称	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和７年度）	指標の説明
広域避難場所の拡充	４箇所	５箇所	災害時に避難できる避難場所数
指定避難所の拡充	112 箇所	110 箇所	災害時に避難できる施設の施設数

第４　地盤被害の防止

担当部局	関係機関
都市部、土木部	対象区域住民

現状と課題

◆　東日本大震災（震度５強）では、市の地震被害想定調査で液状化が想定された地域はほとんど液状化が発生していない。

土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域	指定箇所数（令和７年２月28日現在） 116箇所

基本方針

- 柏市 web 版防災・ハザードマップ等により、土砂災害発生の恐れのある箇所や液状化発生の可能性がある地点の周辺住民等への災害時の危険性に関する広報活動を強化する。
- 液状化想定地域については、液状化対策工法を採用するよう啓発する。

施策方針

１　土砂災害の防止

緊急時の避難支援体制を整えるとともに、所有者等には点検や補修の励行を指導する等、土砂災害の発生防止に努める。

崖所有者等への指導	■ 危険な擁壁や自然崖については、関係法令に基づき改善の指導をする。
崩壊防止工事の実施	■ 建築物の建て替え時に関係法令に基づき擁壁の設置指導を行うとともに、公的資金融資等の周知を行う。
土砂災害発生の恐れがある箇所の対策	■ 土砂災害発生の恐れがある箇所の居住者等には、災害の危険性に関する広報活動を強化するとともに、土砂災害警戒区域については、特に避難体制を整備する。
宅地造成地災害対策	■ 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ・勾配・土質に応じ擁壁の措置その他の保護措置を講じるよう指導する。 ■ 国が行う、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。 ■ 国の総点検を踏まえて県が実施する宅地造成の災害防止に関する指導に対して、必要に応じて協力し、災害発生の未然防止に努める。

※土砂災害発生の恐れがある箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　14－1】

※関連：風水害等編　第３章　第２節　第６　避難対策　参照

２　液状化被害の防止

本市の大部分を占める台地では液状化の危険度は低いが、利根川、大津川、大堀川流域及び手賀沼周辺の低地部では比較的危険度が高い結果となっている。このため、施設整備にあたっては、地盤改良による工法、構造物や建築物、地下埋設管路で対処する方法等、工法の特徴を考慮して対策を講じるものとする。

道路・橋りょう	■ 橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋りょうについては、地盤改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方策を検討する。
河川	■ 国土交通省で作成した堤防等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検し、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。
上水道	（第２章第２節第１「耐震化・不燃化等」参照）
下水道	（第２章第２節第１「耐震化・不燃化等」参照）
建築物	■ 建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図る。 ■ 建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の周知を行う。

３　ため池の決壊の防止

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備する。加えて、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第３節　災害に強い体制を整える

第１　消防・救助体制

担当部局	関係機関
消防局	消防団、柏警察署、町会・自治会・区等、事業所

現状と課題

◆　市の現有消防力では、災害が大規模でかつ広範囲に発生した場合に十分な対応が困難である。

◆　被害の拡大を防ぐための出火防止対策を強化する必要がある。

基本方針

●　消防車両、装備の充実を図り、迅速に活動できる体制を整える。

●　防災意識の高揚により、災害時の出火予防を図る。

●　消防団をはじめ、住民の救護能力の向上に努める。

施策方針

１　出火の防止

家庭や事業所への啓発、指導により出火防止を目指すとともに、火災発生時の初期消火体制を強化し、被害の軽減化を図る。

家庭への指導	■ 火気使用器具を使用している場合の対応策、住宅用消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の防災機器の設置等について各家庭に広報する。
地域への指導	■ 地域の初期消火力の向上を図るため、町会・自治会・区等による防災訓練の中で、大規模震災時における初期消火の重要性を指導する。 ■ 地域住民の自発的な防災活動を支援し、幅広い世代を通しての活動能力を確保するための働きかけを継続する。 ■ 感震ブレーカー等の防災機器の設置等について広報する。
事業所への指導	■ 地域組織と連携した消火活動を行うため、自衛消防組織の結成・指導を促進し、防災・防火体制を強化する。 ■ 危険物施設等については、周囲に及ぼす影響が大きいため、自衛消防組織と相互間の応援体制を確立する。
消防力の整備	■ 現有の消防力と比較し、大規模震災時の同時多発的に発生する被害の対応を迅速かつ効率的に部隊運用が実施できる体制整備に努める。 ■ 大規模災害時には消防力が不足することを踏まえ、予め民間事業所など人的支援及び資器材の提供が受けられる調達体制を整備する。
消防水利の整備	■ 火災延焼拡大の危険性が高い地域に対し、消火栓、耐震性防火水槽等の増設を図る。 ■ 水道管の破損によって消火栓が使用できなくなることを想定し、自然水利等の確保及び未開発水利の整備を進める。
消防団の強化	■ 町会・自治会・区等及び事業所と連携し、地域の初期消火体制の充実・強化を図る。 ■ 震災時における消防団運用計画の整備を図る。

２　救急・救助体制

大規模な地震が発生した場合、救助・救急を要する人が多数になると予測され、常設の消防隊等の能力を上回る救助・救急要員が必要となる。

救助・救急体制の整備	■ 平常時から警察・自衛隊といった救助活動を行う関係機関及び民間協力機関と連携を図り、災害時の消防力不足を補う体制の構築を図る。 ■ 救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成する。
市民指導の推進	■ 住民または事業所の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識、技術の訓練実施の支援及び普及等ＰＲ活動を推進する。
安否不明者の捜索に係る手続き等の整備	■ 災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は県と連携の上、あらかじめ一連の手続等の整理、明確化に努める。
要配慮者に対する救護体制の整備	■ 要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、救急・救助要請の把握、搬送経路などについて検討し、地域ぐるみの体制の充実を図る。
消防団の救護活動能力向上の推進	■ 消防団に対して、救助救急活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

目標水準

指標の名称	現状値 (令和３年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
住宅用火災警報器の設置	７５．３％	１００％	住宅用火災警報器の設置割合

第２　医療・救急・救護体制

担当部局	関係機関
危機管理部、健康医療部、福祉部、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、千葉県助産師会、千葉県看護協会、医薬品・医療機器販売業者

現状と課題

◆　市内には救急医療機関が複数立地しているが、災害時は医療提供能力を上回る患者の集中が予想されるほか、施設・設備やスタッフ自身の被災も想定しなければならない。
◆　多くの傷病者に対し、医薬品や医療材料が不足することも想定される。

基本方針

●　人命保護を優先するため、拠点となる病院の医療提供機能を維持・強化する体制を整える。
●　医薬品、医療材料を補給するため、卸売業者等からの調達する体制を整える。
●　被災地外からの迅速な受援体制を整える。

施策方針

１　医療・救急・救護体制

医療機関の医療提供能力が大幅にダウンするなか、短時間に多くの傷病者や心の不調を訴える人の手当てすることを想定しなければならない。このため、医師会等との連携体制を強固にし、市域の特性に合わせた災害時医療体制を構築する。

医師会等との連携強化	■ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会等との連携を強化し、災害時の迅速な医療体制を確立する。
医療情報集約・統制体制の確立	■ 柏市医師会をはじめとする救護本部の設置場所を市役所本庁舎３階低層棟フロアとする。
救急体制の整備	■ 市内医療機関及び最寄救急医療機関相互との情報通信機能を確保し、応急救護活動が実施できるよう必要な連携体制の整備を図る。
医療・救護体制の強化	■ 重傷者の救命のため、拠点となる病院を定めて、医療スタッフを集中する体制を確立するとともに、情報通信体制、非常用発電機燃料の補給体制、緊急給水体制を整える。 ■ 診療所や在宅患者への医療提供体制を整える。 ■ 避難所での要救護者に対し、市保健師等による救護体制を確立する。
被災地外からの医療スタッフの確保体制の確立	■ 千葉県との円滑な連携体制を整え、千葉県看護協会、東葛地区５市災害医療検討会との連携体制を確立し、迅速な確保体制を樹立する。
被災地外からの受援体制の確立	■ 柏市医師会の会長・副会長・救急災害担当理事は、災害医療コーディネーターとして、県指定の災害拠点病院である東京慈恵医科大学附属柏病院と連携し、ＤＭＡＴ等の受け入れ体制及び情報共有拠点を整える。
透析医療体制の整備	■ 慢性腎不全患者、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）等による急性腎不全患者に対する医療体制を整える。
心のケア体制の整備	■ 外部専門機関と連携し、住民及び災害活動に従事する職員のストレス障害に対するメンタル面での支援体制を整える。

【災害医療コーディネーター】

災害医療コーディネーターとは、災害時に救護本部において、市内の災害時医療救護活動の総合調整、医療機関等の被害状況や医療ニーズなどの情報収集などを行う。

【DMAT】

災害派遣医療チーム　Disaster Medical Assistance Team　の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれる。医師、看護師等で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、いち早く駆けつけて急性期（おおむね 48 時間以内）の活動を行う専門的な訓練を受けた医療チーム。

【挫滅症候群（クラッシュシンドローム)】

家屋の倒壊などにより、身体の一部が長時間圧迫を受けると、筋肉が損傷を受け破壊される。その後、圧迫された状態から解放されると、壊死した筋細胞からカリウム等の様々な細胞内物質が血液中に流れ出すことが原因となり、腎機能の低下や意識の混濁、心停止などの症状を発症する。

２　医薬品等の確保

市立柏病院は、阪神淡路大震災を教訓とし、発災後の外科系措置で必要な医薬品等を備蓄しているが、災害時には医療機関により迅速・円滑に供給できる体制を整える。

項目	内容
医薬品・医療材料の確保	■ 医薬品卸売販売業者、医療機器販売業者、市薬剤師会との連携体制を構築し、千葉県災害医療救護計画に基づき、医薬品・医療材料の調達と供給体制を確立する。
医薬品の備蓄	■ 救護所や避難所で必要と考えられる医薬品や、初動の医療活動に必要な医薬品等を中心に計画的な備蓄を行う。

３　ペットの救護・保護体制

獣医師会等関係団体との連携を強化し、救護・保護体制を構築する。

ペットの救護・保護	■ 東葛地域獣医師会等関係団体と協定締結を推進し、迅速に保護活動が行える体制を整える。 ■ 日本獣医師会や千葉県獣医師会等と、平時からの情報交換体制を構築しておく。 ■ 健康医療部(柏市動物愛護ふれあいセンター)と県動物救護本部の連絡体制を整える。 ■ ペットと共に避難することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結に努める。 ■ 避難所運営マニュアルに、ペットと共に避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。 ■ 動物救護センターの設置場所を検討しておく。

目標水準

指標の名称	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和７年度）	指標の説明
災害医療訓練の実施	年１回	年１回	大規模災害を想定した訓練の実施数（訓練と検証を繰り返し実施）
備蓄医薬品の確認	年１回	年１回	不足品はないか、期限は問題ないかを確認

第３　物資供給・給水体制

担当部局	関係機関
危機管理部、経済産業部、上下水道局	柏市管工事協同組合、千葉県トラック協会、レンタカー事業者、町会・自治会・区等、ふるさと協議会

現状と課題

◆　東日本大震災では、倉庫から避難所への備蓄物資の運搬が交通渋滞により著しく遅延した。
◆　災害時に必要となる物資を市で全て備蓄することは困難であるため、事業者等からの調達が必要である。
◆　給水施設の新たな整備や管理には多額の経費を要する。

基本方針

●　住民による個人備蓄の徹底を促進する。
●　発災直後に必要な物資を指定避難所に予め配備する。
●　企業との災害協力協定の締結を促進する。
●　流通品を調達・供給できる体制を整備する。
●　飲料水・生活用水の給水拠点については、事業者や住民の協力のもと拡大に努めるとともに、他都道府県、他市町村、関係機関等との応援協定の締結を推進する。

施策方針

１　物資・資機材の備蓄

自助・共助による備蓄を原則とするが、不足に備え、発災から３日後までの避難者に必要な食糧と指定避難所で必要となる最低限の物資・資機材を備蓄する。

備蓄に当たっては、要配慮者や多様な年齢・性別に配慮する。また、栄養士等の助言を得ながら、食物アレルギーを有する避難者や腎臓病患者、高齢者などの多様なニーズに沿う食料や生活必需品を選定または更新するよう努める。

併せて、災害時には協定締結機関から栄養に配慮した食料の調達に努める。

【女性に配慮した備蓄の推進】

男女共同参画の視点での配慮として、避難所生活における女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた女性目線の品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

【主な備蓄品の目標と実績】　　**令和７年3月現在**

	品目	目標	実績
食糧	保存食	396,000 食（発災から３日後までの避難者に必要な数）	332,860 食
飲料水	保存水(500ml)	22,400 本（避難所×200 本）	31,800 本
資機材	毛布	39,800 枚（発災から３日後までの避難所避難者に必要な数）	39,927 枚
	仮設トイレ	300 台	300 台
	簡易トイレ	1,300 台	2,594 台
	非常用トイレ袋	433,179 枚（発災から３日後までの避難者に必要な数）	433,214 枚
	発電機	224 台（避難所×２台）	318 台
	投光器	112 台（避難所×１台）	156 台
	簡易更衣室	224 台（避難所×２台）	218 台
	間仕切り	4,480 組（避難所×40 組）	4,555 組
	生理用品	145,842 枚（発災から３日後までの避難所避難者に必要な数）	138,524 枚

２　備蓄物資の保管・運搬

（１）防災備蓄倉庫の整備

今後、物資・資機材を目標に従って備蓄した場合、保管するための倉庫が不足する。このため、コミュニティエリア（２１エリア）ごとの分散備蓄を基本として、避難所となる市立小・中学校等の余裕教室等、既存施設の利用を積極的に進める。

【防災備蓄倉庫】　　**令和７年３月現在**

種別	場所	箇所数
単独倉庫	公園、学校の校庭等	３６箇所
教室倉庫	小中学校の教室等	７箇所
計		４３箇所

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10―１】
※主な防災備蓄品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10－２】

（２）備蓄物資の避難所配備

指定避難所となる学校、近隣センターには、初動期に必要な最低限の物資を分散配備したうえで、避難所運営グッズの内容がそろっているか、期限切れなどはないか等を定期的に確認するよう努める。

※主な防災備蓄品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10－２】

（３）物資運搬体制

道路交通障害時でも、防災備蓄倉庫から指定避難所に物資が円滑に運搬できるよう、地域住民組織や事業者等の協力により、各コミュニティエリア（２１エリア）内での迅速な運搬体制を整える。

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10―１】

３　物資・燃料の調達・供給

災害時に必要な物資を全て市で備蓄することはできない。このため不足する物資・燃料は民間事業者や他の自治体からの調達する方法を構築する。また、災害時に供給される大量の物資を迅速に目的地へ配送するため、物流事業者との連携体制を構築する。

物資調達体制の構築	■　消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、民間事業者や業界団体との協定締結を推進する。 ■　協定を締結している民間事業者や業界団体とは、非常時に円滑に支援を受けられるよう、平時から密に情報共有を図るよう努める。
燃料の確保	■　協定を締結している民間事業者や業界団体とは、非常時に円滑に支援を受けられるよう、平時から密に情報共有を図るよう努める。
輸送力の確保	■　輸送力を確保するため、輸送関係団体との協定締結等により車両やその従事者の確保体制を整備する。
物資の仕分け・運搬体制の構築	■　災害時に供給される大量の物資受け入れと効率的な配送を目指すため、民間物流倉庫・物流事業者との協力体制を確立し、民間事業者のノウハウを生かした効率的な供給体制を整える。

４　給水体制

（１）給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

【応急給水所】

令和７年３月現在

	設備名	箇所数	備考
飲料水	井戸付貯水装置	１６	各コミュニティエリアに最低１箇所整備
	耐震性貯水槽	８	
	民間協定井戸	６	新たな協定締結を推進
	水源地	５	
	給水タンク	６	
	その他	１	リフレッシュプラザ柏
	計	４２	
生活用水	防災用簡易井戸	３３	手押し式
	災害用井戸協力の家	２９	
	計	６２	

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10―１】

（２）給水支援対策

ア　優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関におけ

る次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無　■透析医療の有無
■産婦人科の有無　■受水槽の容量　■井戸水の利用状況

※応急給水優先病院一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　１０－４】

イ　要配慮者対策

給水所に出向くことが困難な高齢者などの要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、地域住民等との協力により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

目標水準

指標の名称	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
食糧の備蓄	84.1%	１００%	食糧の備蓄目標に対する備蓄達成割合

第４　要配慮者支援体制

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、消防局	町会・自治会・区等、民生委員・児童委員、柏市社会福祉協議会、各種福祉団体、医療機関、介護福祉事業所、医療機器メーカー

現状と課題

◆　過去の大規模震災では、配慮を要する高齢者、障害者等に被害が多く発生している。

◆　市では、要配慮者の安全確保対策の一つとして平成１８年度に「柏市防災福祉Ｋ-Ｎｅｔ」（以下「Ｋ-Ｎｅｔ」という。）という仕組みを構築し、現在、避難行動要支援者名簿を受領している町会・自治会・区等は約９割となっている。

◆　令和３年５月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」を作成する必要がある。

基本方針

●　災害時に支援が必要となる要配慮者の把握に努める。

●　要配慮者のそれぞれの立場に立った支援体制を整える。

施策方針

１　要配慮者支援体制の構築

（１）要配慮者の把握

要配慮者は、介護が必要な方や支援が必要な高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を理解できない外国人等多岐にわたっている。このため、市は、各部局における関係機関とのネットワークを活用し、支援が必要な方々をきめ細かく把握するよう努める。

（２）避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害時に避難行動に支援を必要とする方の情報を共有化するため、避難行動要支援者名簿を作成する。作成に当たっては、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。さらに、同意が得られた対象者については、市や関係機関で協議のうえ、公的機関や地域の代表者など、あらかじめ配布先を指定し、日頃から災害時の対策に備えることで、安否確認や避難支援体制を構築する。

○避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲は以下の要件に該当する者とする。

ア　介護保険要介護３～５のかた
イ　免疫機能障害者を除く身体障害者手帳１級・２級のかた
ウ　視覚障害・聴覚障害１～４級のかた
エ　音声・言語機能障害１～３級のかた
オ　肢体不自由（下肢・体幹機能障害）１～３級のかた
カ　療育手帳中度以上のかた

キ　精神障害者保健福祉手帳１級のかた
ク　小児慢性特定疾病医療支援事業の受給者のうち重症患者（人工呼吸器装着者のみ）
ケ　難病法による特定医療費（指定難病）受給者のうち重症患者（人工呼吸器装着者のみ）
コ　ＡＬＳ（筋委縮性側索硬化症）患者
サ　上記に非該当でＫ－Ｎｅｔ登録者及び避難行動要支援者名簿への掲載を希望するかた

○避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の範囲は以下のとおりとする

ア　氏名　　イ　年齢（生年月日）
ウ　住所　　エ　性別
オ　連絡先　　カ　緊急連絡先
キ　避難支援を必要とする特段の理由　※必須としない

○名簿の提供先は以下のとおりとする。

ア　災害対策本部（市役所本庁）
イ　地区災害対策本部（該当近隣センター）
ウ　民生・児童委員
エ　町会・自治会・区長

【柏市防災福祉Ｋ－Ｎｅｔ】

要配慮者のうち、避難行動に支援を必要とする方々の名簿を作成し、平時から情報提供することに同意を得られた方については、町会・自治会・区等や民生委員・児童委員へ提供することで、災害時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を地域の方の協力により行うもの。

（３）個別避難計画の作成

避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」について、関係団体と連携し作成に努めるものとし、作成に当たってはデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（４）要配慮者支援団体の拡充

要配慮者情報に基づき、必要となる関係団体に協力を求め、支援団体の拡充に努める。

２　関係機関との情報交換の実施

要配慮者のニーズや防災対策上の課題を把握するため、柏市社会福祉協議会等各種福祉団体との情報交換を継続的に実施し、支援体制の充実に努める。なお、柏市社会福祉協議会では、災害時の支援体制を整備しきめ細かい支援を行う。

高齢者の支援に当たっては、地域包括支援センター・ケアマネジャーの連携により高齢者の避難行動に対する理解を広く周知し、避難行動の実効性を確保する。

３　支援体制の強化

（１）在宅者への対策

防災機器の整備	■ ひとり暮らしの高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための情報受信装置等の普及に努める。 ■ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。
避難施設	（第２章第２節第３「避難施設の整備」参照）

防災知識・技術	■ 地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識の普及と、支援者等との顔の見える関係づくりを促進する。
情報伝達	■ 要配慮者それぞれの特性に応じた情報伝達体制の確立に努める。
避難支援	（第３章第２節第６「避難対策」参照）

（2）社会福祉施設等における対策

安全確保	■ 施設管理者は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策を講じるとともに、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、非常用発電機等の防災設備の整備、緊急時の応急対策体制を整えておく。
防災教育・訓練	■ 施設管理者は、職員や入所者に対して災害に関する基礎知識や災害時の行動について理解・関心を高めるための防災教育、災害時に適切な行動をとるための防災訓練を定期的に実施する。
地域との連携	■ 施設管理者は、入所者と地域住民との交流に努め、災害時の協力体制づくりを推進する。
施設間の相互援助	■ 施設の被災に備え、市は市内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームと相互援助協定を締結している。

各社会福祉施設においては、千葉県の「社会福祉施設防災対策の手引」（令和３年２月改定）に記載された点検ポイント等を参考に対策の確認や見直しを行う。

【的確な情報伝達活動】

障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要配慮者の特徴と配慮】

高齢者	■ 高齢者は、病気による寝たきり、認知症等様々な症状を抱えていることもあり、複数での支援が必要である。 ■ 災害時は、自宅に閉じこめられている可能性もあるので、安否確認の際は可能な限り姿を確認する。 ■ 避難所では、孤立しないようコミュニケーションを密にとる。
視覚障害者	■ 災害時は状況を把握するまでの時間差がある。安否確認の際は状況を大まかに説明し、不安の解消を図る。 ■ 絶えず声をかけるとともに、誘導の際は本人の左側で肩・腕・肘をかし、半歩前を足元に注意しながらゆっくり歩く。 ■ 白杖等を確保・携帯、盲導犬・聴導犬・介助犬の同行に配慮する。 ■ 方向の説明は、時計の文字盤を想像して行う。
聴覚障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。 ■ 避難誘導の際は、手話や筆談（筆記用具を用意）を使う。 ■ 情報伝達は、掲示板・ファックス・メール等により文字や絵を使う。
言語障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。
肢体不自由者	■ 自力での避難が困難で、できるだけ早い安否確認・避難支援が必要である。 ■ できるだけ車いすやリヤカー等の移動用具を確保する。

内部障害者	■ 外見からの判断が難しく、自力歩行や避難行動が困難な場合が多い。 ■ 医療機材の消毒や交換のため、医療機関による治療に時間がかかる場合は、清潔な処置スペースを用意する。
知的障害者 精神障害者（自閉症者）	■ 災害時、自力での状況判断や避難が困難なため、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。 ■ 環境の変化により気持ちが混乱し、精神的に不安定になることもあるため、気持ちを落ち着かせるように努める。
乳幼児・妊産婦	■ 行動機能が低下または能力がないため、常時、支援が必要となる。 ■ 必要に応じて医療的なサポートが必要となる。
人工呼吸器装着者	■ 災害の状況により避難の必要性の判断が求められる。また避難時の支援者、避難方法の確認、予定していた避難ができない場合の連絡先の確認が必要。 ■ 生命の維持のため、継続的な人工呼吸器の使用が必要とされ、電源の確保が必須とされる。

４　外国人への支援

支援体制の整備	■ 市は柏市国際交流センター指定管理者と連携し、災害時の外国人支援対策本部の運営体制を整備する。 ■ 多言語支援センターの設置に関して、必要な事前調査や事前準備等をリストアップし、多言語化が必要な事項については翻訳する。
防災知識・技術	■ 柏市国際交流センター指定管理者や民間団体と連携を図りながら、日ごろから外国人との交流機会の創出、支援環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。 ■ 多言語による防災マップ、啓発冊子の作成・配布 ■ 外国人のための防災訓練・防災講習会 ■ 外国籍住民を交えた地域防災活動の推進
情報伝達	■ 「かしわメール配信サービス」を通じた外国人向け情報伝達システムを拡充する。 ■ 情報の受伝達を実施する。 ■ 多言語による通訳や翻訳ができる職員を事前に把握し、災害時における多言語での情報発信に関する協力体制の確立に努める。
避難所対策	■ 通訳者の確保、通訳・翻訳ボランティアの協力体制等を整えるとともに、多言語による避難所表示板、避難誘導板を作成し配置する。
居住状況の把握	■ 市は、市内外国人の人数、国籍、在住地域の情報を把握し、柏市国際交流センター指定管理者と共有する。

５　乳幼児（乳幼児がいる家庭）への支援

防災知識・技術	■ 市（健康医療部）は、新生児訪問や健診時の機会に、防災に関する情報を併せて提供する。
情報伝達	■ 子育て世代に対する情報発信手段として、平時よりこども部門が使用しているメール配信サービスやホームページを活用する。
避難所対策	■ 液体ミルクの避難所配備について検討を進めていく。

目標水準

指標の名称	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和７年度)	指標の説明
K-Ｎｅｔ名簿の提供率	９３．１％	１００％	避難行動要支援者がいる町会のうち、避難行動要支援者名簿を受領している割合
支援体制の構築	６７．０％	１００％	避難行動要支援者がいる町会のうち、支援体制の構築（避難行動要支援者と支援者のマッチング）をしている町会の割合

第５　交通輸送体制

担当部局	関係機関
危機管理部、土木部、消防局、施設所管部局	柏市建設関連防災ネットワーク

現状と課題

◆ 大規模地震発生時は、火災や家屋の倒壊等により多くの道路が通行不能となることが予想される。

◆ 被害を最小限に抑えるには、優先的に復旧すべき道路（緊急時優先道路）やヘリコプターの発着場を予め定める必要がある。

基本方針

● 陸上ルートと航空輸送のための搬送ルートを設定する。

● 災害時に使用する車両の運用体制を定めておく。

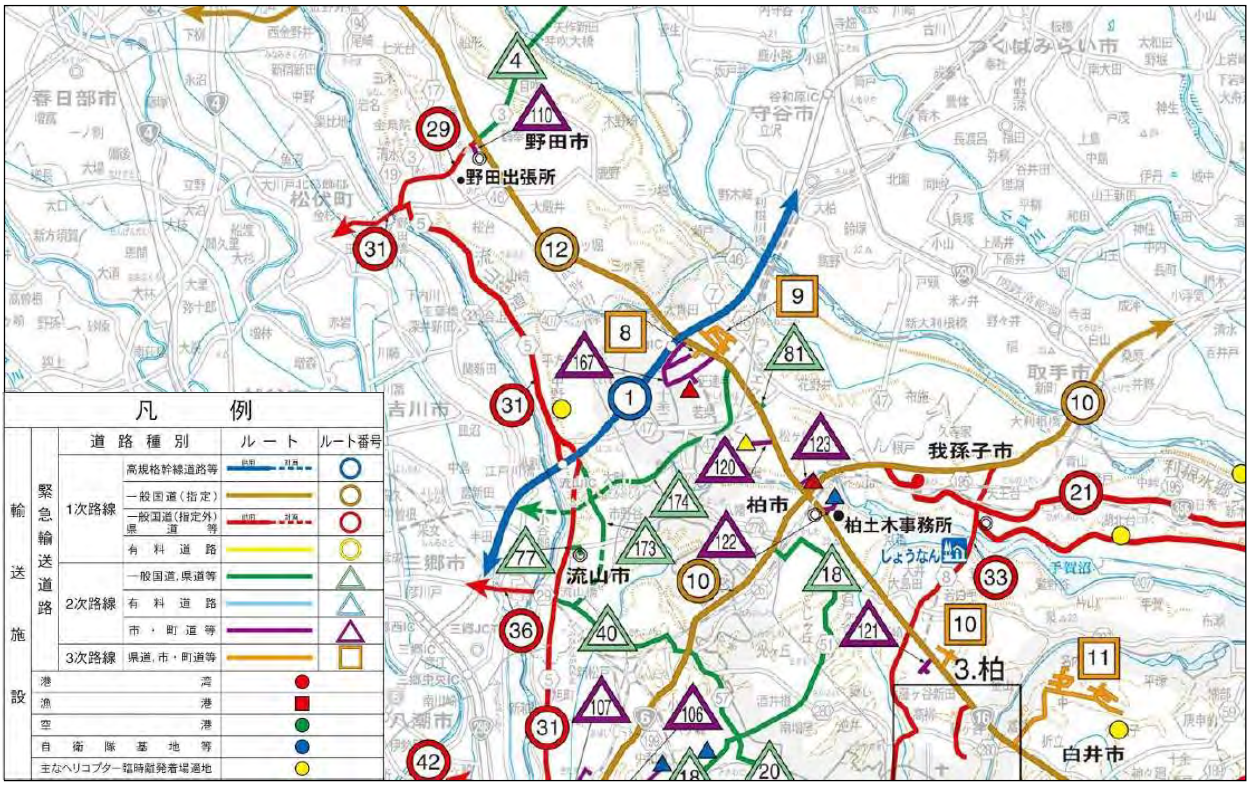

施策方針

１　緊急輸送道路の指定

（１）県指定

① 緊急輸送道路１次路線
常磐自動車道、国道６号、国道 16 号、国道 464 号、主要地方道船橋我孫子線、海上自衛隊下総航空基地に連絡する柏市道 01138 号線、同 02134 号線

② 緊急輸送道路２次路線
主要地方道市川柏線、守谷流山線、各拠点に連絡補完する市道９路線

③ 緊急輸送道路３次路線
各拠点に連絡する市道１１路線

（２）市指定

県指定路線と以下の施設を結ぶ路線で、今後路線を特定し指定を進める。

- ヘリコプター臨時離発着場
- 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- 広域避難場所、指定緊急避難場所、避難所、防災備蓄倉庫、災害用井戸、耐震性貯水槽

２　ヘリコプター臨時離発着場の選定

車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段についてもあらかじめ確保しておく。

【指定基準】

- ３０ｍ×３０ｍ以上の面積があり、周囲に障害物がない。
- 施設の周囲のうち、少なくとも１～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がない。
- ヘリコプター離発着時の約２０ｍ／Ｓの風圧等を考慮する。
- 避難場所に隣接する場合、避難場所との区別を行い、避難住民の安全確保につとめる。

【離発着場選定地】

①利根運動場　②田中中学校グランド　③富勢運動場　④大堀川防災レクリエーション公園
⑤柏中学校グランド　⑥名戸ヶ谷小学校グランド　⑦光ヶ丘中学校グランド
⑧中原ふれあい防災公園　⑨逆井中学校グランド　⑩手賀の丘公園運動場
●ドクターヘリ離発着場・・・大堀川防災レクリエーション公園

※ヘリコプター臨時離着場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　９－３】

３　輸送体制の整備

緊急輸送道路の確保	■ 市では、障害物の除去作業について柏市建設関連防災ネットワークと協定を締結しているが、災害時に迅速・円滑に活動が展開できるよう具体的な体制整備に努める。

緊急輸送体制の整備	■ 市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両について緊急通行車両の事前届け出を行う。また災害時の燃料確保と車両の運用体制を整備する。 ■ 市及び警察は、平時よりパトロールや交通規制区間の通行について協議を行い、災害時の通行に関する連携を強化する。

目標水準

指標の名称	現状値（令和５年度）	目標値（令和７年度）	指標の説明
市指定緊急輸送道路	０％	１００％	県指定緊急輸送道路と市内の主要な防災拠点を結ぶ道路の指定割合

第６　廃棄物処理体制

担当部局	関係機関
危機管理部、環境部、上下水道局	柏市廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、柏市浄化槽対策協議会

現状と課題

◆ 柏市直下地震では約 145 万トン、利根川等の氾濫による水害では約 29 万トンの災害廃棄物の発生が予想される。

◆ 大規模な震災時は、建物や上下水道施設の被災により、大量のがれき処理、仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理が必要となる。

◆ 処理施設が機能不全に陥る可能性がある。

基本方針

● 柏市災害廃棄物処理計画（令和元年８月）に基づく体制で、廃棄物処理を実施する。

● 南部・北部クリーンセンター、山高野浄化センター、クリーンセンターしらさぎ、アクアセンターあじさい、リサイクルプラザ、柏プラネットの機能不全を想定した体制を整える。

● し尿処理施設の機能不全を想定した体制を整える。

施策方針

１　災害廃棄物処理

がれき処理体制の整備	■ がれき処理にあたっては、中間処理施設及び収集車その他の資機材を有する民間業者と協定を締結しているが、がれき量が中間処理能力を上回ることを想定し、搬出・処理に関する広域的な処理体制を確立する。 ■ 市内に埋立可能な最終処分場がないため、不燃物の処理は市外等での広域処理を検討する必要がある。（次ページの図を参照） ■ 2~3 年以内の処理完了を目指す。
仮置場の確保	■ 旧柏地域、旧沼南地域でごみ処理制度が異なるため、関係者間で調整しながら方針を検討する。 ■ 関係部局、関係機関と協議し、市域を４つの地域に分け、それぞれの区域毎に１つ以上の仮置場を確保する。

分別・減量化・再利用等のめやす	■ 分別・減量化・再利用等については、必要な仮置場における種類別スペースの配分計画・中間処理体制・手順等を策定し行う。

２　し尿処理

仮設トイレの整備	■ 下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄している。 ■ 広域避難場所である中原ふれあい防災公園にマンホールトイレ（１３８基）を整備しているが、今後建設される公共施設や公園等については、同設備の整備に努める。 ■ 下水道が整備されている避難所（市立小中学校４６校）にマンホールトイレの整備を進める。なお、令和７年３月現在、市立小中高等学校４２校については、整備が完了している。
仮設トイレの調達	■ 不足する仮設トイレ数を補うため、レンタル業者と協定を締結しているが、広域的な災害に備えた調達方法を整える。
搬送・管理体制の確立	■ 仮設トイレからのし尿の搬送体制については、柏市浄化槽対策協議会と協定を締結しているが、より迅速・円滑に実施できるよう具体的な搬送体制を構築しておく。 ■ 収集運搬頻度は、３日に１回を目安とする。

目標水準

指標の名称	現状値（令和５年度）	目標値（令和７年度）	指標の説明
非常用トイレ袋の備蓄	１００％	１００％	避難所用に備蓄している非常用トイレ袋の備蓄目標に対する備蓄達成割合 令和５年３月末日で100%となり完了

災害廃棄物処理における広域的な相互協力体制の関係図は以下の通りである。

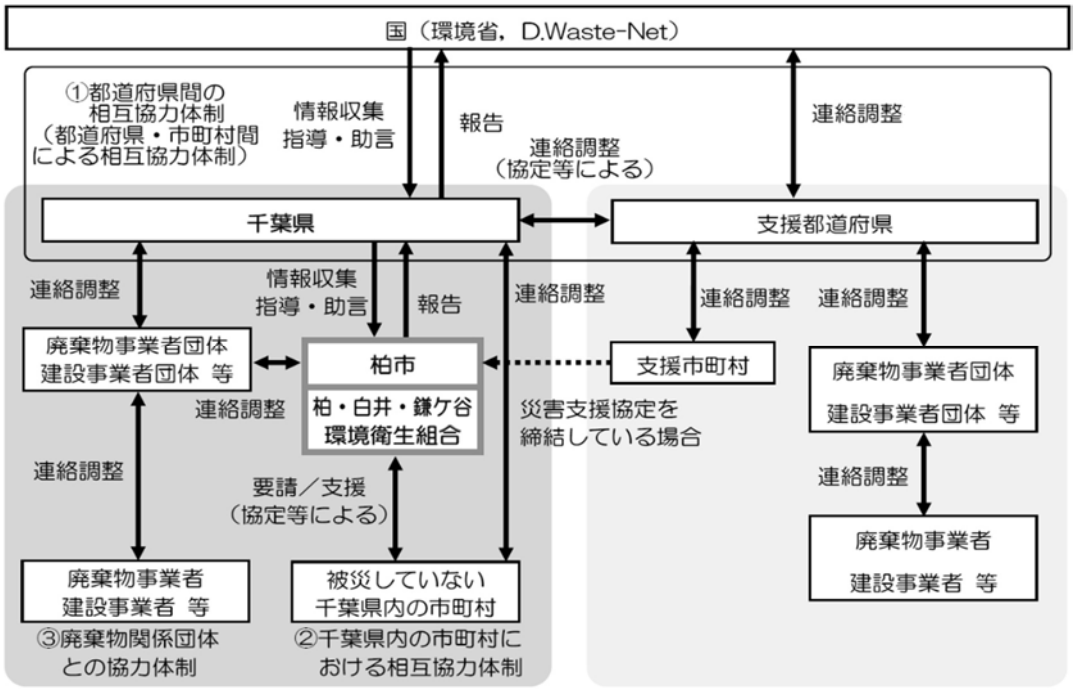

※柏市災害廃棄物処理計画（令和元年８月）P.45 より抜粋

第７　帰宅困難者支援体制

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部	柏警察署、公共交通機関、駅周辺の大規模集客施設

現状と課題

◆　災害が発生し、鉄道の運行が停止した場合、多くの利用者が帰宅困難となる。

◆　帰宅困難者が徒歩で一斉に帰宅すると、自らの危険に加え、救助・救援活動に支障をきたす恐れがある。

基本方針

●　多くの利用者が集まる柏駅の安全対策に万全を期す。

●　帰宅困難者を発生させないため、事前対策を講じる必要がある。

施策方針

１　市内における帰宅困難者対策

東日本大震災の混乱を教訓に鉄道機関との連絡体制を整え、課題の解決を図る。

帰宅困難者への情報連絡体制の確立	■　むやみに移動を開始しないことの周知、鉄道運行状況、安否確認方法、一時滞在施設などの情報連絡体制を確立する。
帰宅困難者の安全確保	■　駅周辺の一時滞在施設を確保し、公表するなどして帰宅困難者の安全を確保する。
帰宅困難者発生抑制の周知啓発	■　企業等における施設内待機や大規模集客施設における利用者保護を進めるため、企業・学校への周知・啓発を進める。
帰宅困難者用の備蓄物資の確保	■　一時滞在施設等における、食料・飲料水・便袋等の防災用物資の備蓄を推進する。

【柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク】

災害発生時に大量の帰宅困難者の発生が予想される柏駅について、関係機関と行政との連携により、駅周辺の混乱防止と帰宅困難者等の安全確保を図るため、平成２４年５月に設立。構成メンバーは、鉄道事業者、バス事業者、大規模商業施設、ホテル、柏警察等。

年１回会合を行っており、一斉訓練も継続して実施していくこととしている。

【一時滞在施設】

大規模災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となった方を一時的に受け入れる施設であり、市の施設としては「柏市・文化交流施設 パレット柏（柏 1-7-1 Day One タワー3 階）」を一時滞在施設としている。

市は、帰宅困難者の受け入れが可能な施設を増やすべく、施設との協定締結を推進する。

２　広域的な帰宅困難者対策の実施

東京都市圏は、多くの人々が都県を超えて通勤・通学を行っており、帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠であることから、九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）において共通の課題の検討を進める。

九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）における対応	■ **普及啓発** • 通勤・通学者を中心に帰宅困難者対策支援啓発リーフレットの配布やポスターの掲示等による普及啓発を行う。 ■ **情報提供** • 帰宅困難者に対して必要な情報を提供するため、インターネットによる交通機関等運行情報の提供を行う。 ■ **徒歩帰宅支援** • やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、幹線道路沿いのコンビニエンスストア等を一時休憩所（飲料水、トイレ、情報提供）として使用できる内容とした協定を関係事業者と締結するなど帰宅経路における環境の整備を行う。（「災害時帰宅支援ステーション」）
千葉県における対応	■ 「千葉県帰宅困難者対策連絡協議会」を中心に具体的な帰宅困難者等の対策を検討・実施する。（参加機関：市町村、交通事業者、大規模集客施設事業者などの関係機関）

【災害時帰宅支援ステーション】
千葉県などが構成団体となっている九都県市が、地域内に所在するコンビニエンスストア、外食事業者、ガソリンスタンド等と帰宅支援サービスの提供を目的とする内容の協定を締結している。（支援可能な店舗にはステッカーを掲示。）

目標水準

指標の名称	現状値（令和６年度）	目標値（令和７年度）	指標の説明
帰宅困難者対応訓練	１回／年	１回／年	多数の帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施数（訓練と検証を繰り返し実施）

第４節　災害時の相互応援に備える

第１　応援・受援体制の構築

担当部局	関係機関
危機管理部、総務部、企画部、財政部、市民生活部、健康医療部、経済産業部、都市部、土木部、上下水道局、消防局	応援協定締結自治体、千葉県トラック協会、民間物流事業者

現状と課題

◆ 東日本大震災では、特に被害の大きい東北地方おいては受援窓口の不明確さや宿泊場所等の環境の整備不足といった課題により外部からの応援を十分に活用できず、市民対応が遅れたり、職員等の派遣を断らざるを得なかったりといった事態が生じた。

◆ 熊本地震や令和６年能登半島地震においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、国は被災自治体の要請を待たずに水や食料等を送り込む「プッシュ型」支援を実施したが、“物資が拠点までは届いても避難所に届かない”、“応援職員との役割分担が明確化されておらず多くの混乱が見られた”等の課題が生じた。

◆ 被災自治体のニーズと他からの支援物資に需給ミスマッチも生じていた。

◆ 過去の大災害を踏まえ、市では被災自治体からの応援要請ができなくても、迅速に応援・受援できる体制を整えておく必要がある。

◆ 各種災害対応に必要な人員がとくに不足する時間帯や業務を検討し、支援要請が特に必要な業務ごとに、支援の要請先、協定の有無、求める資格や職種等を整理し、受援計画としてとりまとめる必要がある。

基本方針

● あらゆる規模の災害を想定し、複数の自治体との相互応援協定を締結する。

● 迅速な応援・受援ができるよう、予め具体的な体制を整える。

施策方針

１　相互応援協定の締結促進

市では、姉妹都市・ふるさと交流都市、中核市間で相互に応援する協定を締結しているが、切迫性が指摘されている大地震や広域的な災害に備えるため、他の自治体との相互応援協定締結を推進する。

加えて、災害時に事務委任制度や救助実施市制度が積極的に活用できるよう、周辺自治体等と相互に連絡を取り合い、顔の見える関係を築いておく。

【応援協定締結自治体】　（令和７年１月現在）

東葛飾地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
千葉県内	千葉県内全市町村
千葉県外	茨城県水戸市
姉妹都市・ふるさと交流都市	青森県つがる市、福島県只見町、神奈川県綾瀬市
中核市	６２市
中核市応援チーム	福島県いわき市、群馬県高崎市、長野県長野市、滋賀県大津市、広島県福山市、大分県大分市、東京都八王子市、兵庫県明石市、大阪府寝屋川市、愛知県一宮市

２　応援・受援体制の準備

市は、災害時における人材や物資等の受け入れ体制を整備するため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成２９年３月公表）に基づいて受援計画を作成（令和３年６月）し、応援・受援に係る体制の検討や応援・受援を必要とする事項の洗い出し、提出様式のとりまとめなどを行っていく。

（１）応援対策

人的応援（派遣）対策	■　**派遣部局の設定** ・緊急支援については、次の部局から職員を指名する。 危機管理部、総務部、財政部、市民生活部、健康医療部、都市部、土木部、上下水道局 ※市（消防局）は、緊急消防援助隊等の派遣要請に対応できる体制を整えておく。
物的応援対策	■　**市の防災備蓄品の活用** ・発災直後は、市の防災備蓄品を活用するため、防災備蓄倉庫から効果的・効率的に搬出できるよう、保管方法を考慮しておく。 ■　**運搬車両・運転手の確保** ・千葉県トラック協会との連絡体制を整えておく。

（２）受援対策

人的受援対策	■　**職種・人数の想定** ・業務継続計画（BCP）における検討を基に、非常時優先業務を円滑に行うための人員を予め把握しておく。 ■　**活動拠点や宿泊施設の設定** ・市内避難者用施設とは別に、応援職員に対する執務・作業スペース、宿泊可能な公共施設または民間施設を予め設定できるよう、新たな協定締結により確保していく。
物的受援対策	■　**集積・運搬体制の確立** ・効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等と協定を締結し、体制を整える。

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　２－１】

第２　応援・受援体制の拡充・強化

担当部局	関係機関
危機管理部、総務部、市民生活部、健康医療部、都市部、土木部、上下水道局、消防局	応援協定締結自治体、千葉県トラック協会、民間物流事業者

現状と課題

◆　自治体間の応援協定では、主に自治体職員のみの交流が主となっている。

◆　災害時に効果的な応援・受援活動を展開するには、自治体職員だけでなく、専門性を有した民間機関やボランティア団体の活動が不可欠である。

基本方針

●　市と締結している自治体情報を防災関係機関やＮＰＯ団体と共有化する。

●　相互に交流する機会を設け、顔の見える関係づくりを推進する。

施策方針

情報の共有	■　災害時に相互の応援・受援を効果的・効率的に行うため、市と相互応援協定を締結している自治体を平時から市民に周知する。 ■　現地の地理、施設、交通情報等を収集し、関係機関やＮＰＯ団体との間で共有する。
人的な交流	■　相互の訓練に参加することにより、災害時に最低限の情報のみで必要人員の派遣や物資の提供が行えるようにするとともに、人的交流を図る。
積極的な対口支援	■　災害マネジメント総括支援員等の登録を促進する。

第３章　応急対策計画

応急対策計画の推移

		24 時間
活動体制を整える	１　施設利用者の安全確保	●館内放送、負傷者対応、避難誘導 ●施設の被害確認と使用制限
	２　活動資源確保	●職員の安否確認 ●施設の機能確認
	３　職員参集	●災害対策本部設置・運営 ●地区災害対策本部設置・運営
被害を最小限にくいとめる	１　情報収集・伝達	●市内被害確認 ●緊急情報の広報　●被災者支援情報の広報
	２　消防・救急	●市民等による初期消火・救助活動 ●消防局・消防団・警察による消火・救助・救急活動
	３　医療・救護	●救護本部の設置・運営 ●重傷者の救命・県外搬送　●市保健師による救護活動
	４　応援要請・市外被災地支援	●緊急応援要請（自衛隊・緊急消防援助隊・赤十字社） ●市外被災地緊急支援
	５　要配慮者支援	●安否確認・避難支援 ●福祉避難所開設
	６　避難対策	●避難指示等 ●避難所の開設
	７　帰宅困難者支援	●一斉帰宅抑制等の呼びかけ ●駅前の警備　●一時滞在施設への案内
	８　輸送支援	●交通規制の実施 ●輸送道路の確保　●ヘリポートの開設予定地決定
	９　物資供給・給水	●車両・燃料の確保　●避難所への物資運搬 ●優先施設への緊急給水　●給水拠点での給水
	10　遺体対応・安否不明	●遺体収容・安置・検案
	11　災害拡大防止対策	●土砂災害発生の恐れがある箇所の確認
まちの機能を回復させる	１　ライフライン・道路の応急復旧	●電力・ガス・通信・鉄道応急復旧工事
	２　建物の応急復旧	●応急危険度判定（防災拠点）
被災者支援する	１　保健・環境衛生	●仮設トイレ等配備
	２　生活安定・安全対策	
	３　相談対応	
優先度の高い通常業務を行う		●直ちに実施すべき通常業務

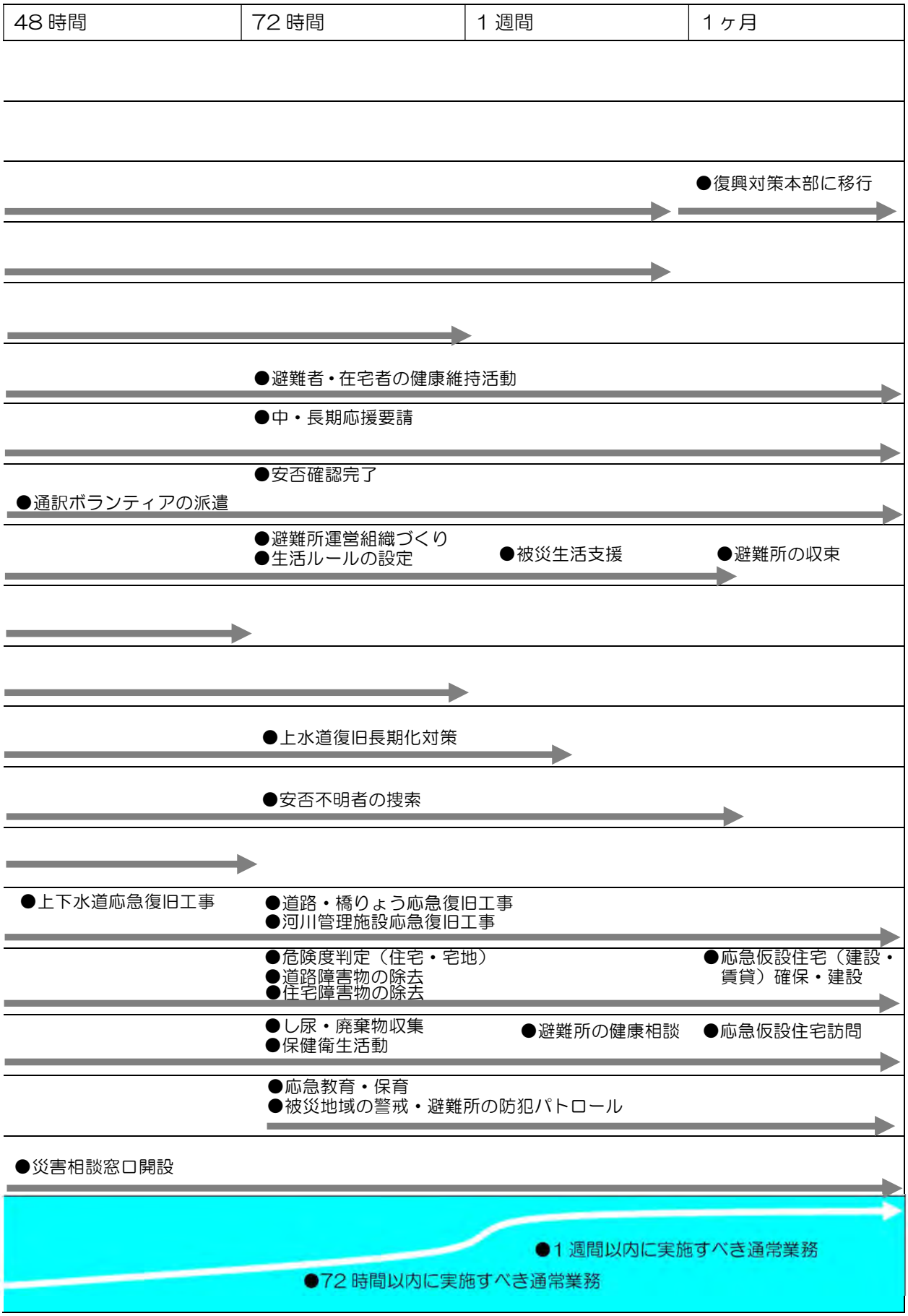
48 時間
72 時間
1 週間
1ヶ月
●復興対策本部に移行
●避難者・在宅者の健康維持活動
●中・長期応援要請
●安否確認完了
●通訳ボランティアの派遣
●避難所運営組織づくり
●生活ルールの設定
●被災生活支援
●避難所の収束
●上水道復旧長期化対策
●安否不明者の捜索
●上下水道応急復旧工事
●道路・橋りょう応急復旧工事
●河川管理施設応急復旧工事
●危険度判定（住宅・宅地）
●道路障害物の除去
●住宅障害物の除去
●応急仮設住宅（建設・賃貸）確保・建設
●し尿・廃棄物収集
●保健衛生活動
●避難所の健康相談
●応急仮設住宅訪問
●応急教育・保育
●被災地域の警戒・避難所の防犯パトロール
●災害相談窓口開設
●1 週間以内に実施すべき通常業務
●72 時間以内に実施すべき通常業務

地震発生の直後においては、行政、防災関係機関、住民、町会・自治会・区等、事業所、その他団体のそれぞれが、応急対策に取り組む必要がある。

災害応急対策の実施にあたっては、夜間・休日等勤務時間外に地震が発生した場合は、行政による初動対応が遅れることは過去の災害事例からも明らかである。そのため、発災後から初動期にかけては、周りの住民と連携・協力して人命救助を行うなど、共助の取組が被害を減らす活動として期待される。

自助・共助・公助のイメージ

		自助	共助 町会・自治会・区等(ふるさと協議会)	公助
災害時（初動期）	人命保護	◆身を守る ◆自宅の消火・救助 ◆隣近所の消火・救助	◆組織的な消火・救助活動 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力	◆消火・救助・医療・救護 ◆自衛隊・他市への応援要請
	情報	◆家族の安否確認 ◆隣近所の安否確認 ◆掲示板の確認	◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力 ◆掲示板への掲示	◆被害情報、住民安否情報に基づく救援・支援 ◆広報活動
	避難行動	◆避難場所等への避難 ◆指定避難所への避難(自宅等が危険な場合)	◆指定避難所への誘導 ◆避難所開設協力 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力 ◆避難所開設協力	◆避難者の誘導 ◆避難所の開設・運営
	被災生活支援	◆町会･自治会･区等の活動に協力	◆避難所運営協力 ◆在宅被災者支援 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力	◆生活救援対策（水・食糧・生活必需品の供給、健康管理）

第１節　活動体制を整える

第１　基本的事項

第３章では、各節に活動目標時間を記載している。目標時間は勤務時間中の発災を前提としているため、休日・夜間の場合は、第１章第３節第４の３「職員の参集予測」を参照し、不足する人員を効果的に活用し早期に活標時間に近づける。

１　市の部局別活動概要

※この表には「市外被災地支援・市外避難者の受入支援」は含まず。

部局	時期	活　動　概　要
共通事項	3時間以内	地震情報周知・施設利用者の安全確保
		所管施設の被害確認開始
		活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		職員参集状況の報告
		情報連絡体制の構築
		災害対策本部の設置・運営
		本部員・本部連絡員の参集
		災害対策本部会議の開催
		災害情報システム等を用いた被害状況の把握・情報共有
		緊急応援要請（自衛隊、緊急消防援助隊、医師会、柏警察署等）
		避難情報の発令
災害対策本部（危機管理部）	3時間以内	本部長・副本部長の補佐、応急対策の総合調整
	12時間以内	広域帰宅困難者対応
	24時間以内	ヘリポートの開設
地区災害対策本部	3時間以内	地区災害対策本部の設置・運営
		出張所業務及び近隣センター業務の停止
		地区災害対策本部活動の開始（被害状況確認、避難所の開設・運営、K-Net 活動、物資管理、応急給水）
危機管理部	72 時間以内	防犯活動の開始
総務部	3時間以内	職員参集状況・職員被災状況確認開始
		災害コールセンター設置
		職員参集状況のとりまとめと災害対策本部への報告
	24時間以内	災害相談窓口の開設

部局	時期	活　動　概　要
企画部	3時間以内	インターネット閲覧制限実施
		帰宅困難者対策（公共交通機関（鉄道・バス）情報の収集、発信）
		近隣市・協定市・中核市の被害状況確認
		緊急応援要請（協定市、中核市等）
		帰宅困難者対策（一時滞在施設の案内）
		市外被災者の受け入れ準備
		外国人への情報発信
		外国人支援対策本部の設置
	12時間以内	物資応援要請（協定市、中核市等）
		帰宅困難者対策（代替輸送手段の検討）
	48時間以内	外国人避難者の把握
	72 時間以内	中・長期的応援要請（協定市、中核市等）
財政部	3時間以内	住家等被害の情報収集開始
		大規模被害地域の被害調査及び情報収集開始
	72時間以内	住家等被害認定調査開始
		罹災証明書・被災届出証明書発行に関する広報開始
	1週間以内	罹災証明書・被災届出証明書発行開始
	2週間以内	被災者支援（減免・申告納期限の延長）
広報部	3時間以内	緊急広報開始
		災害記録開始
		被災者生活支援情報の広報開始（医療機関情報等）
		報道機関対応
	1週間以内	臨時広報紙発行
市民生活部	3時間以内	避難所担当の地区災害対策本部活動の開始
		所管施設の被害情報収集
		全避難所運営統括
		地区災害対策本部開設・運営
	72時間以内	安否不明者の捜索開始（住基・戸籍照合）
	1か月以内	全施設の運営再開・避難所の統廃合

部局	時期	活　動　概　要
健康医療部	3時間以内	救護福祉担当の地区災害対策本部活動の開始
		医療機関情報の収集
		医薬品・医療材料卸売業者の稼動・在庫等の状況確認
		拠点病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認
		ペットの逸走対策
		柏市動物救護本部・動物救護センターの設置・運営（県ほか関係機関連係）
		所管施設（社会福祉施設等）の被害情報収集
		災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、受入可能患者数等の把握（EMIS）
	12時間以内	福祉避難所の開設
		救護福祉担当の避難所巡回・情報収集活動開始
		医師・看護師等受入体制の確立
		医薬品・医療資機材の受入体制の確立
		ペット飼育に関する助言
	72時間以内	在宅要配慮者の支援開始（福祉部連携）
		避難所の保健衛生活動開始（食中毒予防・防疫指導等）
		給食施設支援業務
	1週間以内	避難者の健康相談活動
		在宅者の保健衛生活動
	1か月以内	被災者健康支援（応急仮設住宅全戸訪問）
福祉部	３時間以内	社会福祉協議会との連携開始
		医療機関情報の収集（健康医療部連携）
		応援要請（医師（日本赤十字社））
		所管施設（社会福祉施設等）の被害情報収集
	12時間以内	福祉避難所の開設
		遺体収容準備（市内葬儀業者・ウイングホール柏斎場の確認）
		遺体収容・安置・検案開始
	72時間以内	災害ボランティアセンターの設置（社会福祉協議会）
		在宅要配慮者の支援開始（健康医療部連携）
		安否不明者の捜索開始
		安否不明者相談所の開設
		支援要請物資の決定（義援物資の募集）
	１週間以内	身元不明遺体埋火葬の検討
	2週間以内	被災者支援（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、特別支援学校等への就学奨励事業、障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除、生活福祉資金制度による貸付、日赤義援金に関する事務）

部局	時期	活　動　概　要
救護本部	3時間以内	救護本部を設置（健康医療部・福祉部・消防局・医師会）
		災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、受入可能患者数等の把握（EMIS）、医療機関情報の収集
		派遣・応援医師、看護師、医薬品等の配置方針を決定
		県災害対策本部へ応援要請（DMAT、日本赤十字社、ＪＭＡＴ）、医療チームの派遣調整
		負傷者の救護
	12時間以内	市災害対策本部へ要請（水、燃料、電力等）
		応援医師・看護師の要請（災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護師の派遣を調整）
		患者の市内搬送及び遠隔地搬送
		福祉避難所の開設情報の収集
		臨時救護所の設置
	24時間以内	医薬品・医療資機材の受け入れ
		備蓄医薬品の供給
こども部	3時間以内	保育園児・児童等の保護・安全確認
		保護者への引渡し
		入所児童の保護・安全確認
	24時間以内	こどもルーム活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		こども部所管施設の対応
		市立保育園の活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		施設の被害確認
	７２時間以内	保育の再開
	1か月以内	保育施設・職員の確保（全保育園等の再開）
	随　時	被災者支援（災害遺児に対する生活支援・心と体のケア、各相談や支援情報の案内）

部局	時期	活　動　概　要
環境部	3時間以内	簡易・仮設トイレ設置方針の検討
		地区災害対策本部活動の物資に対する非常用トイレ袋の配送及び簡易トイレ・非常用トイレ袋・仮設トイレの設置依頼
	12時間以内	発生廃棄物の推定開始
		廃棄物仮置場調査開始
	24時間以内	簡易・仮設トイレ設置確認
		応援要請（し尿・がれき処理）
		し尿処理計画の検討
		廃棄物仮置場の決定
		廃棄物の収集・処理方法の決定
	72時間以内	被災地の消毒開始（保健衛生上必要とされる場合）
		し尿収集・運搬開始
		廃棄物処理の広報
		応援協定業者によるし尿の収集・運搬開始
		廃棄物収集開始
		廃棄物自己搬入受付開始
	1週間以内	施設復旧完了
経済産業部	3時間以内	物資担当の地区災害対策本部活動の開始
		避難所情報確認開始（要物資情報）
		一次物資（食糧・毛布・簡易トイレ）確認・運搬準備
		物資供給開始（避難所、医療機関）
		燃料供給方針決定
		市場内施設の被害確認・管理、関係機関との連絡調整
	12時間以内	緊急応援物資の要請
		救援物資受入拠点の確保
		医療機関への燃料供給開始
	24時間以内	備蓄資機材の避難所配置
		応援物資供給体制の確立
	72時間以内	衛生管理品の確保・配布
		入浴施設の確保
	3日以内	市場内卸売業者等からの食料品の調達・供給
	1週間以内	被災者支援（商業・工業・農業者に対する復興支援、天災融資制度）
		物資供給協定先・食品工場・公設市場からの供給可否確認
		市場内卸売業者等からの食料品の調達・供給

部局	時期	活　動　概　要
都市部	３時間以内	所管施設の避難所開設・運営
	12時間以内	応急危険度判定実施本部の設置・有資格職員の招集
		防災拠点施設の応急危険度判定開始
	24 時間以内	応援要請（被災建築物応急危険度判定士）
	72時間以内	一般住宅等の応急危険度判定開始
	2週間以内	応急仮設住宅確保計画の策定
		借上げ住宅確保開始
		応急仮設住宅への入居開始
	3週間以内	応急仮設住宅建設開始
	1か月以内	借上げ住宅への入居開始
	随　時	被災者支援（住宅応急修理の支援）
土木部	3時間以内	道路・橋梁被害調査
		応急対応開始
		交通規制開始
		緊急輸送手段の確保
		ワニバース（逆井・南増尾・沼南コース）・カシワニクル運行情報の広報
	12 時間以内	緊急輸送道路等主要道路の確保完了
	24時間以内	応援要請（技師・重機・資機材等）
	72時間以内	道路・橋梁復旧工事計画の策定
		道路の障害物除去
		道路・橋梁復旧工事開始
		住宅関係障害物の把握・除去
	１か月以内	河川障害物の除去
上下水道局	3時間以内	柏市上下水道局災害対策本部の設置
		被害状況の把握を開始
		被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告
		広報活動開始
		応援要請（給水車等）
		水質検査開始
		コールセンターの設置
	12時間以内	応急給水優先病院の給水開始
		応急給水開始（水源地・耐震性貯水槽）
		応急復旧工事計画の策定（水源地）
	２４時間以内	応援要請（技師・重機・資機材等）
		応急復旧工事計画の策定（水道管路、下水道施設）
		応援要請（他市町村等、協定事業所等）
	48時間以内	応急復旧工事開始（下水道施設）
	72時間以内	応急給水開始（給水タンク）
		応急復旧工事開始（上水道施設）
		他市の応援給水車による応急給水（給水タンク）
		復旧長期化対策検討

部局	時期	活　動　概　要
会計課	1週間以内	被災者支援（義援金（募金）受付（市内被災者向け））
議会事務局	3時間以内	市議会議員安否確認
	24時間以内	被災者支援（相談対応）［総務部応援］
選挙管理委員会事務局	24時間以内	被災者支援（相談対応）［総務部応援］
監査事務局	24時間以内	被災者支援（相談対応）［総務部応援］
農業委員会事務局	3時間以内	経済産業部の応援
生涯学習部	１時間以内	避難所担当の配置・活動開始
	３時間以内	所管施設の被害情報収集
		所管施設の応急対策等
		施設入館等の避難誘導
	２４時間以内	文化財の被害拡大防止措置
	1か月以内	避難所の統廃合
学校教育部 教育総務部	3時間以内	児童・生徒の保護・安全対策
		避難所（所管施設）の被害情報収集
		児童・生徒の保護者への引き渡し
	1か月以内	全学校の運営再開
消防局	１時間以内	消火・救助・救急活動開始
		応援要請（緊急消防援助隊）
		警戒区域設定開始
		救護本部への職員派遣
	3時間以内	後方医療機関への搬送
	１週間以内	り災（火災）証明書発行開始
避難所（所管部署）	3時間以内	避難所開設準備
		避難所開設・状況報告開始　※２
	72時間以内	避難所運営委員会の設立準備開始
		避難所運営組織の設立
	1か月以内	全施設の運営再開・避難所の統廃合
		避難所の閉鎖（応急仮設住宅への移行）

※１　上記の活動のほか、非常災害時には本部の指示に従い、優先順位等を考慮し柔軟に活動する。
※２　避難所の運営等、発災初動期において多くの人員が必要となる業務においては、特定の部署に負担が偏ることがないよう配慮し本部の指示に従い柔軟に活動する。

２　配備体制

（１）配備基準

各部局長は、地震の発生を知ったとき、または地震発生のおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

本部	配備	配備基準	参集体制(※1)
―	情報収集体制	■ 市内震度が４を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要人員参集(※2)
警戒本部	警戒配備	■ 市内震度が５弱を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の 1/2 参集(※3)
災害対策本部	非常配備	■ 市内震度が５強以上を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	全職員参集(※4)

※1 消防局の参集体制は別に定める。

※2 情報収集体制時の参集は各部局判断とするが、連絡体制の確認等、状況に応じて必要な人員を確保する。

※3 県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）１名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。

※4 災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが追加で１名派遣される。

（2）警戒本部

危機管理部長は、配備基準に該当する災害の発生、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。

本部は、本庁舎３階低層棟フロアに設置し、会議は庁議室で行い、次に掲げる者をもって構成する。会議の招集及び長は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。各部長は、この計画による配備基準に基づき予め定めた職員を配置につけ、災害応急活動を指揮する。

構　成	協議事項
■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 健康医療部長 ■ 福祉部長 ■ こども部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 教育総務部長 ■ 学校教育部長 ■ 消防局長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 被害情報の収集 ■ 県又は防災関係機関からの情報収集 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他

３　災害対策本部

（１）災害対策本部の設置

市長は、配備基準に該当する災害の発生、または本部設置の必要があると認めた場合に、災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

本部は、市役所本庁舎３階フロアに設置し、災害対応の意思決定機関としての機能を確保するため、同階低層棟フロアを中心に資機材の設定と人員の配置を行う。

また、市長（以下「本部長」という）は、庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能の維持ができない場合は、次の優先順位によりいずれかに設置する。

【代替本部】

①上下水道局庁舎　→　②ウェルネス柏　→　③沼南庁舎

（２）本部の組織と編成

災害対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 上下水道事業管理者 代表監査委員
本部員	危機管理部長 総務部長 企画部長 財政部長 広報部長 市民生活部長 健康医療部長 福祉部長 こども部長 環境部長 経済産業部長 都市部長 土木部長 教育総務部長 生涯学習部長 学校教育部 消防局長 理事
関係機関	警察・自衛隊・ライフライン機関・社会福祉協議会等
災害対策本部事務局（危機管理部）	

本部連絡員

各部局
- 総務部
  - 会計課
  - 議会事務局
  - 選挙管理委員会事務局
  - 監査事務局
- 企画部
- 財政部
- 広報部
- 市民生活部
- 健康医療部
- 福祉部
- こども部
- 環境部
- 経済産業部
  - 農業委員会事務局
- 都市部
- 土木部
- 上下水道局
- 教育総務部
- 生涯学習部
- 学校教育部
- 消防局

地区災害対策本部
（現地災害対策本部）

（3）事務分掌

（資料編　1－2「災害対策本部の事務分掌」参照）

（4）本部長不在時の職務代行

柏市長職務代理規則第３条第１項の定めにしたがい、①副本部長（副市長）→　②総務部長とする。

※①及び②にある者が伴に不在のときは、柏市長職務代理規則第３条第２項の定めによる。

（5）標識の設置

市庁舎本庁舎正面玄関に「柏市災害対策本部」の標識を掲げる。

※地区災害対策本部、現地対策本部も分かり易い場所に設置する。

（6）議会との情報共有

本部事務局（情報統制班）は、柏市議会災害情報・対応等に関して情報を共有するとともに、柏市議会は市議会議員と情報を共有する。

（7）現地対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。現地本部長は本部長が指名し、現地本部の職員は被害状況及び対応内容を踏まえ選任する。

（8）本部の運営等

ア　本部会議の推移

発災直後	■ 本部長、副本部長、本部長付及び本部員は、直ちに本部に参集し、災害に関する情報、各部の配備体制及び緊急措置事項を検討し、初動期における活動方針を決定する。

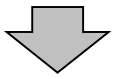

初動から概ね４８時間以内	■ 本部長、副本部長、本部長付及び本部員は災害対策本部会議に参加する。 ■ 各部局等から報告される災害に関する情報や活動状況を分析し、時間差のない重要事項の意思決定を行う。 ■ 必要に応じ、関係部局及び関係機関との間で被害・対応状況についての認識の共通化を図り活動調整を行う。 ■ 会議の開催は本部長がその都度決定する。 ■ 即時の意思決定が必要な重要事項が発生した場合は、会議の開催を待たずに関係部局及び関係機関との間で協議を行い本部長に報告する。

イ　本部事務局

本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部事務局を置く。本部事務局には危機管理部、広報部、消防局、元防災安全課職員等から本部事務局付け職員を指名し充てる。

㈠ 本部事務局の編成

情報統制班：危機管理部、広報部、消防局、元防災安全課職員を中心に編成する。

情報処理班：危機管理部、元防災安全課職員を中心に編成する。

㈡ 本部事務局の活動内容

本部長の意思決定及び本部が応急対策を実施するために災害情報システム等を用いて必要な情報の収集・報告、課題の整理・分析及び内外の関係機関との調整等の役割を担う。

情報統制班：ａ　各部局や外部関係機関等からの各種情報を統制・整理し、災害対応方針を決定する上で必要な情報を本部へ提供

ｂ　市民や報道関係機関に対する積極的な情報発信

ｃ　避難情報の発令及び解除

ｄ　緊急応援要請（自衛隊、緊急消防援助隊、医師会、柏警察署等）

ｅ　各部局や外部関係機関等から情報が報告されない場合に、状況に応じて被害状況等を収集

情報処理班：ａ　市民、コールセンター、各部局等からの連絡の第一報を受け付け

ｂ　受け付けた情報の重要度や緊急性から、本部の各チーム及び情報統制班に伝達する情報か、その場で即座に対応できる情報かを選別

ｃ　各部局や外部関係機関等から情報が報告されない場合に、情報統制班と連携し、被害状況等を収集

㈢ コールセンターの設置

総務部、総務部応援職員が中心となり、災害発生後３時間以内に本庁舎３階３０２会議室にコールセンターを設置する。対応にあたっては、職員がローテーションを組んで対応できるよう管理する。コールセンターが開設された時点で、市民からの電話はコールセンターで受け付ける。その場で回答できる内容については、その場で回答し、各部署での対応が必要となる案件については、担当部署へ速やかに引き継ぐ。なお、緊急性・重要度の高い案件については、本部事務局（情報処理班）へ情報を伝達する。

ウ　情報連絡系統

⑺ 本部情報共有

本部の情報連絡、指示・命令等の伝達は次の系統で行い、収集した情報の共有を図る。

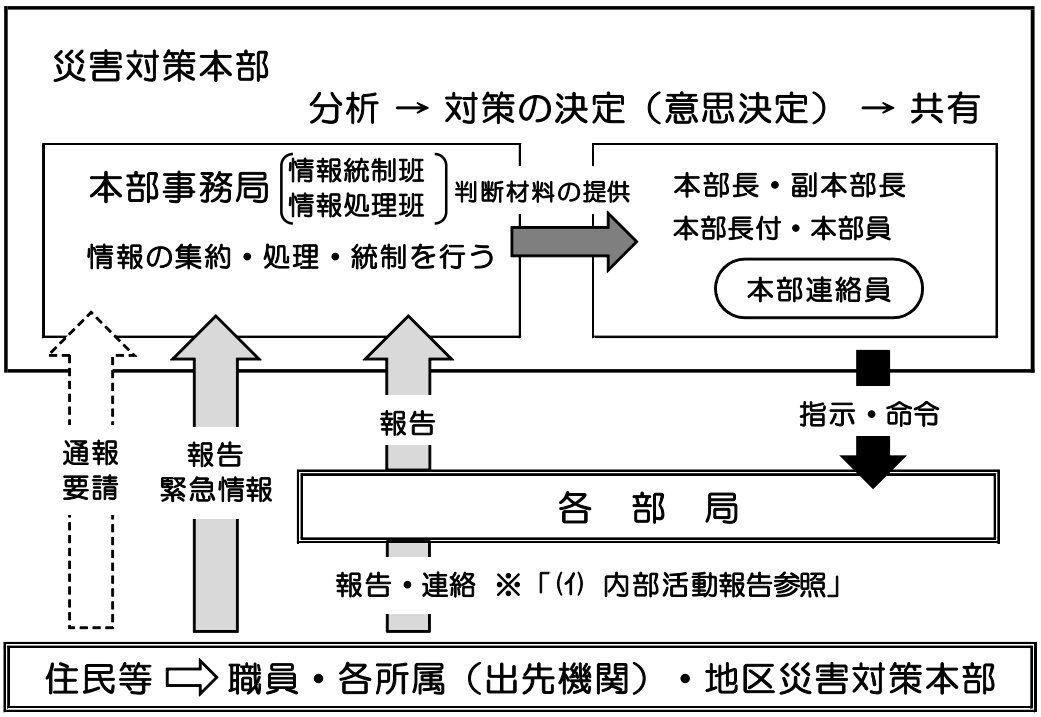

⑴ 内部活動報告

災害に関する様々な情報については、各部局別活動概要（※第３章-第１節-第１）を参考として各部局ごとに取りまとめ、本部が意思決定を行う判断材料として本部事務局（情報処理班）へ報告する。原則、災害情報システムで報告し、システムが使用不可の際は、災害時の通信手段使用優先順位に従って連絡を行う。

また、活動の本部への報告は、原則として次のとおり実施する。

<table>
<tr><th rowspan="2">報告事項</th><th rowspan="2">実施者</th><th rowspan="2">報告先
(とりまとめ担当)</th><th colspan="3">報告時期</th><th rowspan="2">集約先</th></tr>
<tr><th>１日目</th><th>２～３
日目</th><th>４日目
以降</th></tr>
<tr><td>職員情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>総務部
（人事課）</td><td>１時間毎</td><td rowspan="8">３時間毎
※ ９時
１２時
１５時
１８時
２１時</td><td rowspan="8">１日１回
※　９時</td><td rowspan="8">本部事務
(情報処理班)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害情報
（人的・物的）</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>財政部</td><td rowspan="2">随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td>各部局</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難所情報</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>市民生活部</td><td rowspan="4">１時間毎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校</td><td>市立</td><td>学校教育部
教育総務部</td></tr>
<tr><td>市立以外
県立</td><td>生涯学習部</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
所管施設</td><td>各部局</td></tr>
<tr><td>要配慮者情報
（K-Net）</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>福祉部</td><td>３時間毎</td></tr>
<tr><td>救護・医療情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>救護本部</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>その他の
活動情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>各部局</td><td>随時</td></tr>
</table>

エ　本部運営に必要な資機材

□臨時電話　□災害用 IP 無線　□衛星携帯電話　□千葉県防災行政無線テレビ電話
□ラジオ　□テレビ　□パソコン　□プリンター　□コピー機　□プロジェクター
□ＦＡＸ　□ホワイトボード　□文房具・用紙　□長机・椅子　□地域防災計画
□マニュアル類　□住宅地図　□市全図　□ハンドマイク　□懐中電灯

(9) 関係機関への通知

本部を設置又は廃止した場合、危機管理部長は直ちに関係機関に通知する。

連絡担当者	報告・通知・公表先
危機管理部	千葉県(東葛飾地域振興事務所経由も含む)、柏警察署、近隣市長、防災会議委員
広報部	住民、報道機関
各主管部局	市議会議員、消防団等関係連絡団体

(10) 本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなった時、又は災害発生後における措置がおおむね終了した時、本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずるものとする。

また、本部長は、本部を廃止後、復旧・復興が長期にわたると予想される場合は、必要に応じ復興対策本部を設置し、災害対応業務を引き継ぐことができるものとする。

４　地区災害対策本部

（1）本部の設置・目的

大規模地震（震度５強以上）が発生したとき等、市内２１のコミュニティエリアを防災エリアとして、エリアの情報収集や調査のほかに地域住民と連携した防災活動を行うことを目的に、各近隣センターに地区災害対策本部を設置する。

（2）参集体制

地区災害対策本部員にかかる参集は下表のとおりとする。

参集基準	参集体制
市内震度５弱	・本部長及び本部長補佐：参集 ・本部運営員及び避難所運営員：１／２参集
市内震度５強以上	全員参集

（3）組織の構成と役割

地震や大規模災害発生後から被害の拡大期においては、市域の情報収集と同時に人命保護活動や避難行動の開始が行われる。このことから、地震や大規模災害発生直後から住民からのニーズの高い業務に従事する職員を一定数確保し、遅滞なく応急対策が行える体制を整える。

ア　地区災害対策本部（本部員）の役割

担当	役割	人員
本部長	全体指揮	近隣センター所長
本部長補佐	本部長の補佐	近隣センター職員
本部運営員 避難所運営員	避難所の開設・運営 地区内の被害情報の収集 K-Net 活動 備蓄倉庫の搬出管理 応急給水拠点での活動	近隣センター職員及び指名職員 ※本部運営員は４名、避難所運営員は１施設につき３名

※地区災害対策本部（市内２１のコミュニティエリア地域）・・・・・【資料編　3－2】

イ　地区災害対策本部の連携（イメージ）

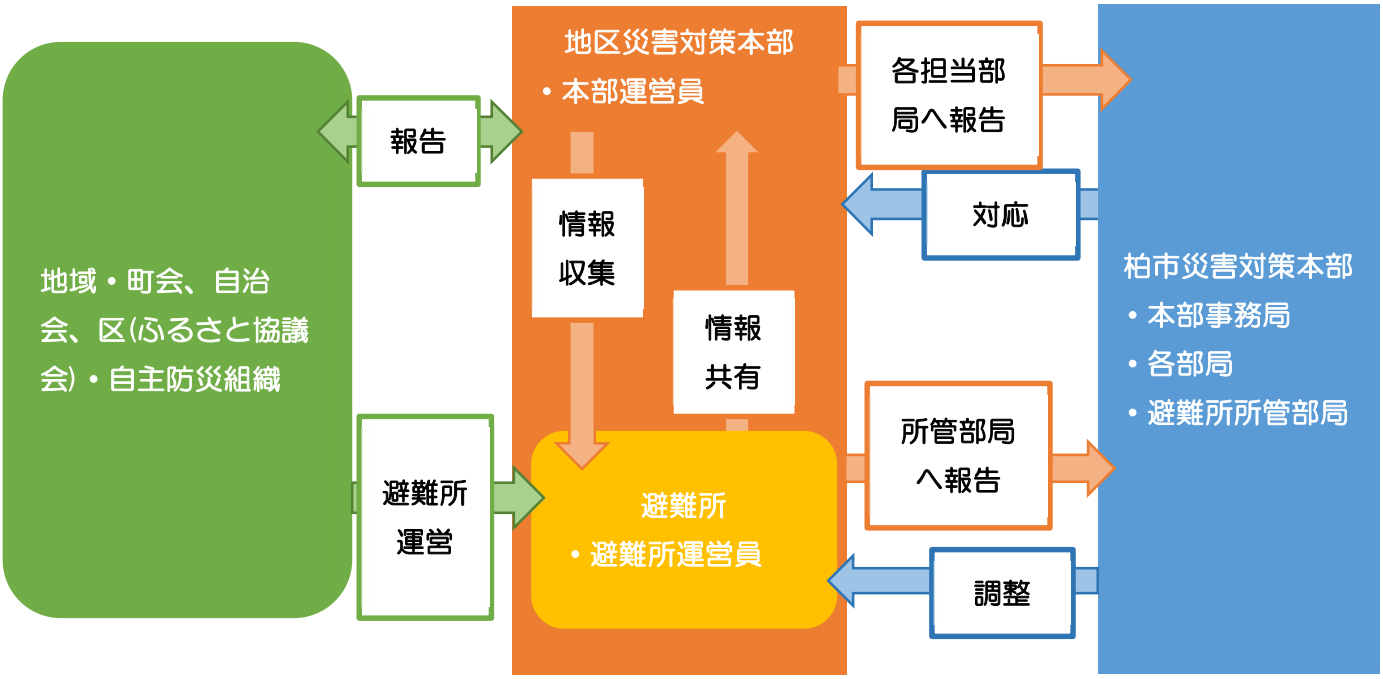

原則、災害情報システムを使用して報告・連絡する。
使用できない際は、災害時の通信手段使用優先順位に従って報告・連絡を行う。

※ 地域からの緊急情報は、災害対策本部に直接報告

第２　活動体制

項目		担当部局	関係機関
１	施設利用者の安全確保	全部局	
２	活動資源の確保	全部局	千葉県石油商業協同組合柏支部
３	職員の参集・動員	全部局	

基本方針

- 人命保護を第１に考え、行動する。
- 初動時は限られた資源（人・物）の中で、迅速・適正に行動する。

１　施設利用者の安全確保

活動目標

３時間以内	◆　施設利用者の安全確保 ・館内放送の実施 ・屋外への避難支援・避難誘導 ◆　施設の被害確認

活動方針

施設管理者は、利用者の安全確保及び二次的被害を防止するため、次の活動を行う。

（１）施設利用者の安全確保

ア　館内放送

放送設備を利用し、落ち着いた行動と身の安全確保、職員の指示に従うことを促す。

イ　負傷者・要配慮者対応

負傷者の手当て・要配慮者への配慮を優先するとともに、エレベーターへの閉じ込め状況を確認し、適切に対応する。

ウ　屋外への避難支援・誘導

屋外への避難を指示する際は落下物に注意し、駐車場等の安全な場所に誘導する。

（２）施設の被害確認と使用制限

余震が収まった段階で、「避難所開設・運営マニュアル」を参考に施設の外壁・柱・天井等を目視により確認し、施設の一部又は全部の使用を制限する。

２　活動資源の確保

活動目標

３時間以内	◆　職員の安否確認開始 ◆　施設の被害状況確認 ◆　通常業務停止の決定 ◆　災害対応業務遂行のため資源の確保 ◆　実施する通常業務の決定

活動方針

（１）職員の安否確認

職員は、「職員参集メール」により参集の可否、参集予測時間等を報告する。各部局長は職員の安否確認を行うとともに、参集可能な職員数を把握し、業務遂行のための体制を確立する。

（２）施設の機能維持確認

各部局長は、施設の被害状況を把握し、災害時優先業務を実施するために必要な資源の確保状況を確認し、不足分の確保にあたる。

項目	確認事項
施設	■ 被害状況から判断し、業務遂行ができる状態か。
電力	■ 業務遂行に必要な電力が確保されているか。（非常用発電機の準備） ■ 業務遂行に必要な燃料が確保されているか。（燃料供給事業者からの調達体制の準備）
情報システム	■ 庁内の情報システム及びサーバーは正常に稼働しているか。 ■ 保守業者の参集は可能か。（緊急停止に伴う再起動）
情報通信	■ 電話は使用できるか。（災害時優先電話、携帯電話、固定電話、衛星携帯電話） ■ 防災行政無線、災害用 IP 無線は使用できるか。 ■ 情報通信回線は使用できるか。（インターネット、庁内ネットワーク）
その他資源	■ エレベーターは稼働しているか、停止している場合の復旧見込みは。 ■ 都市ガス被害、トイレの使用状況、断水状況はどうか。

【市役所本庁舎の非常用発電設備】

場　所	電力	燃料種別	容　量	稼働可能時間
本庁舎	300ＫＶＡ	Ａ重油	1,000 ﾘｯﾄﾙ	計１５時間（全負荷時）

※非常用発電設備により使用可能な資機材等

エレベーター、ポンプ類（水道等）、非常誘導等、非常照明、非常コンセント、非常放送及び庁内放送用設備。

３　市職員の参集・動員

活動目標

３時間以内	◆　職員参集開始 ◆　職員参集状況の報告開始（職員の安否確認開始）

活動方針

（１）職員の参集・動員

市職員は配備基準、所掌事務に基づき参集し、この計画の定めに基づき応急災害対策を実施する。本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは特定の部局や職員に対し、予め定めた配備体制及び事務分掌と異なる指令をすることができる。

なお、各部局長は、所管の部の配備動員計画を予め作成し、平常時から職員に周知徹底を図るように努める。

【配備・動員方法】

勤務時間内	■　各部局長は、「配備体制」が発令されたときは任務分担に基づき、予め定めた職員を動員する。 ■　配備についた職員は、上司の命令に従い直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。
勤務時間外	■　職員は、地震災害時の配備体制にもとづき、動員命令を待つことなく直ちに予め指定された場所に自動参集する。 ■　各部局長は、職員の参集状況に応じ順次応急対策活動を命ずる。また、必要に応じて、予め定められた者以外の職員を指名して配備につけ応急活動を命じる。

※職員配備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　3－1】

（２）職員動員の報告

各部局は、参集状況を記録し、その累計を本部連絡員を通じて、総務部人事課に報告する。人事課は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き１時間ごとの報告に努めるものとする。

【柔軟な職員の配置・職員への配慮】

各部局からの職員応援要請に対し、被災状況及び活動の優先順位等を総合的に判断して横断的な職員の配置を検討し、各部局長に調整を指示する。

なお、職員の配置にあたっては災害の規模や被害の程度を鑑み、長期的な対応が必要になることを考慮する。

総務部は、職員自身の健康状態に配慮し、部内でローテーションを組んで対応出来る態勢を取っているか、適切な期間で帰宅できているか等、各部の部長と連携し調整する。

また、応急活動における悩みや不安、ストレスを解消するため、総務部内に職員のための相談窓口を設け、必要に応じて心のケア等を行う。

（3）指揮伝達・活動体制の準備

災害発生後における動員職員の統制及び本部（員）からの指揮・伝達事項の確実な実行を図るため、年度当初に次の担当を指名し災害活動体制を整える。

本部連絡員	■ 本部において本部員の活動を補佐するとともに、本部（員）からの決定・指示事項を伝達するなど、本部と各部局の調整を行う。
危機管理・防災統括リーダー	■ 本部（員）に被害状況や応急対策の実施状況を報告する。 ■ 本部（員）からの指示・伝達事項の基に、応急対策が迅速かつ円滑、適切に行うため職員の指揮・現場との調整を行う。
危機管理・防災リーダー	■ 応急対策における実働部隊の指揮者として危機管理・防災統括リーダーを補佐する。

（4）職員の心得

ア　遵守する服務

市（職員）は、次の事項に留意し災害対応活動に従事するものとする。

- ■ 自らの安全の確保を十分に図り、災害対応活動に従事する。
- ■ 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- ■ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。
- ■ 参集（勤務）場所を離れる場合には、所属もしくは地区災害対策本部の責任者と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ■ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁せず待機する。
- ■ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
  災害現場に出動する場合は、名札を着用し、自動車には標旗及び緊急通行車両の標章を使用する。

イ　参集心得

市（職員）は、勤務時間外に地震が発生した場合、次の事項に留意し参集するものとする。

- ■ 地震が発生した場合、参集メールに頼らず、自ら情報を収集し、配備体制の発令を待つことなく、速やかに予め指定された場所に参集する。
- ■ 病気その他やむなき事情により参集が不可能な場合には、なんらかの手段をもってその旨を所属の長、若しくは参集先の地区災害対策本部へ連絡する。
- ■ 参集時は、徒歩又は自転車・バイク等を使用する。
- ■ 緊急に参集する際は、特に指示があった場合を除き、作業に適する服装・靴（運動靴や安全靴）を着用し、軍手、携帯電話、食料（最低１日分）、飲料水、懐中電灯等を携帯する。
- ■ 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第２節　被害を最小限にくいとめる

第１　情報収集・伝達

項目		担当部局	関係機関
1	情報連絡体制の構築	全部局	防災関係機関
2	情報収集・伝達・報告	全部局	国、県、防災関係機関
3	災害時広報	広報部	柏警察署、ライフライン機関、鉄道機関、報道機関

基本方針

- あらゆる手段を駆使して災害の全体像を迅速に把握する。
- 関係機関との情報共有を徹底する。
- 市民等への情報伝達はあらゆる手段をつかって行う。
- 災害記録を残す。

１　情報連絡体制の構築

活動目標

３時間以内	◆　資機材等の確認・確保 ◆　通信手段の確認・確保 ◆　災害対策本部に本部連絡員参集

活動方針

（１）防災関係機関

防災関係機関は、必要に応じ、市災害対策本部へ連絡員を派遣する。派遣された連絡員は、連絡用資機材を必ず携行し、所属機関との連絡調整にあたる。

また、国と迅速かつ的確な情報交換を行うため、国土交通省関東地方整備局との協定に基づき、情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

（２）通信手段

ア　市内部の通信手段（優先順位）

大規模地震発生時には、通信機器の被災等により情報伝達の手段が限られてくるが、被害の状況などの情報は大量に溢れてくることが予想されるため、予め通信手段の優先順位を明確にしておく。また、通信機能が麻痺し使用ができない場合を想定し、書面等の伝達手段と、本庁舎内部、本庁舎と分庁舎間等の市の施設間を行き来し書面等を伝達する情報伝達要員（伝令）を確保しておく。

【通信手段と使用優先順位】

（高）　優先度　（低）

	通信手段	通信要領
1	災害情報システム	操作マニュアルに従い、情報の受電を行う。
2	庁内共有	定型報告は書式を定め、定時更新する。
3	LINK 掲示板	通常報告・周知に使用する。（確認員を選定する） ※ＬＩＮＫ掲示板は、分類「危機管理情報」を選択。
4	FAX	通常報告・周知に使用する。（LINK 使用不能時）
5	災害用 IP 無線	通信手段が断たれた（輻輳してつながらない）場合、又は移動局からの手段として活用する。
6	内線	緊急連絡のみとする。
7	外線	緊急連絡のみとする。（基本的に使用しない）
―	非常伝達手段（書面・伝令）	「通信機能麻痺対策」参照。

イ　市外部（防災関係機関）との通信手段

1	有線通信	■ 災害時優先電話 ■ ファクシミリ
2	無線通信	■ 防災行政無線 ■ 災害用 IP 無線 ■ 消防無線
3	代替通信	■ 非常・緊急電報 市外局番なしの「１１５」にダイヤルし、オペレーターへ申し込む ■ 非常通信 地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第５２条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行う。 ・警察通信施設・国土交通省関係通信施設・東京電力パワーグリッド㈱通信施設 ・東日本電信電話㈱通信施設 ・日本放送協会千葉放送局通信施設 ・その他の通信施設

ウ　通信の統制

災害時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

市（危機管理部長）は、重要情報の収集、伝達を優先的に行うため通信回線を確保する必要がある場合は、次のとおり通信統制を行うものとする。

【通信統制】

■　無線機器の管理・・・携帯・可搬用無線機の集結、搬出
■　通信の統制・・・携帯可搬用無線機からの通話は、すべて本部に対して行う。
①重要通信の優先の原則（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先）
②統制者の許可の原則（統制者の許可を得る）
③子局間通信の禁止の原則（必要がある場合は統制者の許可を得る）
④簡潔通話実施の原則
⑤専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）
■　一斉指令・・・本部はすべての無線局に対し一斉に情報の伝達を行う。

（３）通信機能麻痺対策

情報通信手段が使用できない場合は、徒歩、自転車、バイク等を使用し、情報伝達要員（伝令）を派遣して、市内部及び市施設間、防災関係機関との通信連絡を確保する。

なお、情報の伝達には、可能な限り共通の情報シート等を活用し、期日、発信元、受信先、返信の要否、関連部署、内容等、情報項目に漏れがないようにする。

２　情報収集・伝達・報告

活動目標

３時間以内	◆　地震情報の収集・共有・伝達 ◆　災害情報の収集・共有・伝達・報告 ◆　情報の空白地区の把握 ◆　被害調査情報の収集 ◆　災害コールセンターの設置
１２時間以内	◆　大規模被害地域被害調査の完了 ◆　未確認情報の確認

活動方針

地震発生直後は、市全域における被害の概要の早期な把握が必要となり、その後は被災状況に応じて様々な情報が必要となる。

このため、市（職員）は、災害発生から経過時間ごとに必要とされる情報が変化に対応するため、収集すべき情報、情報収集先、報告時間を明確にしておく。

（1）情報収集

ア　直ちに収集すべき情報（全体像の早期把握）

災害情報	■ 各地震度、長周期地震動階級、震源地、地震規模、余震等
市民等の安否	■ 要配慮者の安否 ■ 児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否 ■ けが人、死傷者等人的被害発生地区
火災・建物被害	■ 出火地点・延焼方向・範囲 ■ 建物倒壊等の発生箇所
避難状況	■ 避難者発生地区
災害危険箇所	■ 土砂災害警戒区域・急傾斜地・河川堤防 ■ 危険物取扱施設 ■ 大型工業施設
防災対策基幹施設	■ 庁舎・出先機関、柏警察署、国及び県の施設 ■ 学校等指定避難所施設 ■ ライフライン（電話・水道・電力・ガス・下水道）
医療福祉基幹施設	■ 病院、診療所 ■ 福祉施設・（特別養護）老人ホーム
交通・物流施設	■ 緊急輸送道路、通行不能箇所、橋りょう、トンネル ■ 鉄道線路・駅舎 ■ 大型商業施設・民間大手物流センター

（2）情報収集の手段

ア　現地調査からの情報収集

地区災害対策本部	■ 被害調査担当が予め指定された地区の調査活動を集約する。 ■ 各部局が災害応急対策を通して得た情報を集約する。
特別被害調査	■ 本部長の指示に基づき財政部を中心に担当を編成。調査項目、構成その他必要な事項は、事態に応じて適時実施する。 ■ 編成職員が不足する場合は、他部署からの応援職員で対応する。
参集途上の職員	■ 職員が参集途上で得た情報を集約する。

イ　市民からの情報収集

災害コールセンター	■ 市（総務部）は、本庁舎３階 302 会議室に災害コールセンターを設置し、市民からの情報を集約する。

（3）市民への災害情報の伝達

収集した情報のうち、災害情報、被害状況、避難情報、応急対策の実施状況などの情報については、広報活動（第３章 第２節 第１　３　災害時広報 参照）を通じて、適切な時期に、確実かつ迅速に市民へ提供する。

（4）県への災害情報の報告

ア　本部事務局（情報統制班）から県への報告

本部事務局（情報統制班）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、覚知後３０分以内に第一報「緊急災害報告」を県防災情報システム等により報告、またはリエゾン職員を通じて報告し、以後判明したものを随時、確実に報告する。また、県に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告し、事後速やかに県に報告する。

報告すべき災害	■　災害救助法の適用基準に合致するもの。(第３章第５節(1)「災害救助法」参照) ■　市が災害対策本部を設置したもの。 ■　災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな災害をもたらしているもの。 ■　地震が発生し、東葛飾地域内で震度５弱以上を記録したもの。 ■　上記に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響等度が高いと認められるもの。

※千葉県危機管理情報共有要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　15－１】

イ　各部局から県への報告

各部局の所管事項に係る被害情報等の県への報告は、この計画の定めるところにより報告事務を取扱う。

報告の種類	報告主管部	報告先
行政機能関係	総務部	千葉県総務部市町村課
公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所
農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所
商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部　経済政策課
公設市場施設	経済産業部	県農林水産部販売輸出戦略課
文教施設等関係	教育総務部、生涯学習部、学校教育部	東葛飾教育事務所
危険物施設等関係 危険物	消防局→危機管理部 消防局	県災害対策本部事務局（防災対策課）
社会福祉施設関係	健康医療部、福祉部	健康福祉部　健康福祉指導課
下水道施設関係	上下水道局	県土整備部　下水道課
清掃（し尿、廃棄物処理）施設関係 し尿、一般廃棄物処理施設	環境部	環境生活部　循環型社会推進課
産業廃棄物処理施設	環境部	環境生活部　廃棄物指導課
水道施設関係	上下水道局	総合企画部　水政課
医療施設等関係	健康医療部、福祉部	健康福祉部　医療整備課
医療機関関係	健康医療部	健康福祉部　医療整備課
薬局関係	健康医療部	健康福祉部　薬務課
公営住宅関係	都市部	県土整備部　住宅課

※県の報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　15－３】

３　災害時広報

活動目標

３時間以内	◆　緊急広報の開始 ◆　災害記録の開始 ◆　各報道機関への情報提供 ◆　被災者生活支援情報の広報開始
４８時間以内	◆　記者会見の実施（継続）
１週間以内	◆　臨時広報紙の発行

（１）市民への災害時広報

広報部が中心となり、関係機関と連携して災害時の広報活動を行う。

ア　手段と内容

災害時における広報は、憶測による人心不安や不正確な情報による社会的混乱を防止し、民心の安定を図ることに重要な役割を果たす。また、情報ニーズは時間の経過とともに必要とする内容が変化していくため、収集した情報は次の伝達手段を用いて、確実、迅速かつ繰り返しに発信する。

伝達手段		内容
１	防災行政無線	■全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動し、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合（緊急地震速報）、震度５弱以上の地震が発生した場合に自動放送される。適宜情報発信の際も使用。
２	ホームページ	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の状況を随時掲載。また、他自治体やボランティアへの人的・物的な応援要請・受け入れに関する情報発信にも活用。
３	かしわメール配信サービス	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。
４	緊急速報メール	■避難情報を配信。
５	X・LINE	■市が収集した災害情報及び応急救急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。 ■市民からの書き込みによる、迅速な災害情報の収集。
６	防災アプリ	■避難所の開設状況等を「Yahoo!防災速報」のアプリから発信する。スマートフォン端末の位置情報を用いて、旅行者にも情報通知が可能。
７	広報車	■情報発信を必要とする地域を中心に給水情報や物資配給情報の巡回広報。
８	消防団	■消防団車両の巡回等により、避難情報を広報。
９	テレビ	■NHK、千葉テレビ、J:COM 等に柏市が収集した災害情報を提供。
１０	ラジオ	■ベイエフエム等に柏市が収集した災害情報を提供。
１１	臨時災害放送局	■本部長の決定にしたがい、関東総合通信局に連絡し開局。市庁舎以外（地元コミュニティ放送局）から災害関連情報を放送。
１２	近隣センター掲示板	■上記１の内容をその都度掲示。その他、被災生活に係る緊急・重要情報をその都度掲示。

伝達手段		内容
13	避難所掲示板	■上記１の内容をその都度掲示。その他、避難者に係る情報をその都度掲示。
14	町会掲示板	■地区災害対策本部を通じて緊急・重要情報を、初期には地域の拠点掲示板に掲載。最終的には市内約 1,650 カ所の掲示板へ掲載。
15	広報紙（臨時広報紙）	■通常の定期発行に変え災害時の臨時広報紙を発行。当初は、平常時のように全戸配布は困難なため、避難所、公共施設等への重点配布を行い、最終的には全戸への配布を目標。
16	Ｌアラート（災害情報共有システム）	■避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信。
17	ファックス	■聴覚障害者専用のファックスにより、停電時においても情報発信（字事前の登録者が対象）。
18	その他	■災害時の応援協定に基づき、協定先に各種災害関連情報の発信を要請。

イ　通信機能麻痺対策

情報通信手段が使用できない場合（通信障害や電波の輻輳を想定）は、文字情報が重要となるため、上記表１１から１４を市民向けの広報手段として優先的に実施する。

また、市（職員）は、広報広聴課が行う通信媒体を使用した広報活動とあわせて、災害対応現場で住民への情報提供活動を積極的に行う。

ウ　広報の内容

地震発生直後から３日ぐらいまで

混乱防止　生存確認関連　生活支援関連

- ■　災害情報及び被災状況に関すること
  - ・　余震　・倒壊建物　・火災
- ■　注意喚起、避難情報の発令に関すること
  - ・　避難時の注意　・避難所開設　・福祉避難所受け入れ
- ■　二次災害防止に関すること
  - ・　出火防止　・人命救助の協力
- ■　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
  - ・　安否確認　・応急給水　・食料、生活用品配給
- ■　その他必要な事項
  - ・　医療機関の受け入れ　・公共交通機関　・ライフライン

３日目以降～生活再開時期

生活支援関連　被災者支援関連　応急・復旧対応

- ■　避難者、避難所向け生活・住宅関連情報
- ■　避難者及び在宅市民向け給水、食糧の供給に関する情報
- ■　医療機関の受け入れ・開設された医療施設情報
- ■　各種相談窓口情報
- ■　通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
- ■　業務を行っている行政サービス情報
- ■　義援金、支援金、租税の特別措置、雇用情報、罹災証明・被災届出証明の発行
- ■　安否不明者、遺体安置情報
- ■　市外避難者向け情報　■その他必要な事項

エ　避難者及び要配慮者への配慮

要配慮者、災害負傷者、こども等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、柏市社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、手話通訳者、語学翻訳ボランティア、イラストレーターを確保するなどして状況に応じた広報を行う。

オ　広報活動の決定

広報活動を実施する決定は本部長が行うこととする。広報情報の不統一を避ける観点から、広報依頼は必ず広報広聴課を通すものとし、災害対策本部と緊密に連携をとって情報の収集及び市民ニーズに合わせた効果的な広報手段を選択するよう努める。

（2）報道機関への対応

ア　報道要請

本部は、広報広聴課を担当窓口として、適宜、報道機関に対して災害に関する情報の発表及び協力の要請を行う。

また、ラジオ・テレビに対する広報の協力の要請については、原則として県を通じて行うが、災害のため電気通信設備、優先電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、放送機関に対して通知、要請、伝達又は警告のための放送を直接放送機関に要請する。

イ　報道対応

過激な取材の殺到やデマを防ぐため報道機関への情報提供、質疑等の対応は本庁舎３階庁議室で行い、毎日指定する時間に本部長または副本部長が共同会見方式で行うこととする。

その他、報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、全て本部事務局へ協議または報告するものとする。

（3）災害状況の記録

各部局で所有するカメラやビデオを用い、災害発生直後から復興段階に至るまで、被害状況や、災害対策本部の対応状況（判断の経過）を、記録（撮影）日時、場所等を明確にして記録する。記録した情報は各部署等で取りまとめたうえで本部事務局（情報処理班）に報告する。取りまとめた情報は災害情報システム等により速やかに庁内全体で共有し、あわせて本部から県や関係機関に伝達する。

（４）関係機関の広報

ア　柏警察署

市、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ■　災害の状況及びその見通し
- ■　避難、救援活動に関すること
- ■　治安状況及び犯罪の予防に関すること
- ■　道路交通規制に関すること
- ■　その他の警察措置に関すること

イ　東日本電信電話(株)

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときはトーキー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ■　通信途絶、利用制限の理由
- ■　通信途絶、利用制限の内容
- ■　災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ■　通信利用者に協力を要請する事項
- ■　その他事項

ウ　東京電力パワーグリッド(株)

電気による災害を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

- ■　電力施設の被害状況、復旧予定時間
- ■　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合の通報
- ■　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等の使用禁止。
  また、使用する場合の絶縁検査
- ■　屋外に避難するときの安全器又はブレーカーのスイッチオフ
- ■　警戒宣言が発せられた時及び地震発生後のコンセントの引き抜き
- ■　その他事故防止のため留意すべき事項

エ　京葉ガス(株)、京和ガス(株)

防災供給センターにおいて、製造所、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じ緊急遮断や減圧措置等の措置をとる計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおり、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

■　地震発生時（供給を継続している場合）
- ガス栓を全部閉め、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること
- ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であるとともに、換気扇の使用も、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

■　地震発生時（供給停止をした場合）
- ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、京葉ガス又は京和ガスから連絡があるまで待つこと
- ガスの供給が再開される時には、必ず、安全が確認されるまで使用しないこと

■　ガス供給を再開する場合
- あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること
- 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- 内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず京葉ガスはお客様コールセンターに連絡すること
- ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め京葉ガスは漏れ専用電話に連絡すること

オ　東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、首都圏新都市鉄道（株）

被害線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し旅客等に周知・案内を行い、テレビラジオ等のマスコミを通じて、市民への情報提供に努める。

■　駅における広報案内
- 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等
- 避難を行う場合は、社員が誘導を行い、避難場所に避難させる。

■　乗務員の広報案内
- 輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示

■　帰宅困難者が発生した場合
- 市災害対策本部及び柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワークと連携し、一時滞在施設への案内等帰宅困難者の安全確保に努める。

第２　消防・救助

項目		担当部局	関係機関
１	消防活動	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署、防災関係機関、事業所
２	柏警察署の任務	危機管理部、消防局	柏警察署、消防団

基本方針

- 同時多発火災による延焼火災を防止するため、全ての機関が連携して初期消火を実施する。
- 消防機関は関係機関等と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。

１　消防活動

活動目標

１時間以内	◆ 消火・救助・救急活動の開始 ◆ 避難情報発令の打診決定 ◆ 火災警戒区域、消防警戒区域の設定及び避難誘導 ◆ 応援要請の判断 ◆ 救護本部に連絡員を派遣

活動方針

市（消防局）は、消防団、柏警察署、防災関係機関等と連携して消防活動を行う。

（１）消防活動

ア　初動活動体制

大規模災害の発生時には、速やかに対応力を強化した消防活動体制を確保する。

職員参集	■ 市域に震度５強以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、地域防災計画に基づく、別に定める基準に基づき、非常配備体制をとる。
情報収集	■ １１９ 番通報、高所情報カメラ、無人航空機等、住民からの駆け付け通報、消防団員からの情報などを収集し、本部に報告する。 ■ 救護本部に医療機関からの情報収集及び連絡調整を確保するため職員を派遣する。
水利の確保	■ 地震による水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となることが予想されるため、自然水利等活用できる水利を確保する。

イ　同時多発火災への対応

地震により、同時多発火災が発生した場合は、消防計画に基づき、住民に重大な危険が迫っている地区、避難場所や病院など生活に影響がある施設等を優先して消火する。

ウ　避難情報の発令

火災の拡大や特殊災害等により、市民の生命、身体に危険が及ぶと判断した場合は、本部長へ避難情報の発令を打診する。本部長は打診内容により、迅速に措置を講ずる。また、必要に応じ、災害対策基本法第 63 条の警戒区域の設定を行う。

エ　警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の流出、飛散等により火災が発生する危険性が高い場合、又は現に火災が発生している場合は速やかに警戒区域を設定し、区域内の市民を退去させ立入りを禁ずる。

オ　救助・救急活動

１１９番通報や市民等の駆け付け通報等により、救助・救急要請の多発が予想されるため、警察・自衛隊等の関係機関に加え住民、地域住民組織、事業所と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。

カ　消防相互機関の応援

市域の災害の概要を把握した時点で、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、早急に応援要請を行う。また、多数傷病者発生地区には、救護本部と連携し、医師・看護師等の派遣を要請する。

【消防相互機関の応援体制】

千葉県消防広域応援要請	消防局長は、応援要請を決定した場合、本部長に報告の上、迅速に県内消防機関による応援部隊の派遣を要請する。

（2）消防団の活動

消防団は、地域防災の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、常備消防隊の活動を補完し、二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

【消防団の災害活動】

出火の防止	■　管内の市民に対し、出火防止の警戒を呼びかける。また、出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力をあげる。
情報収集	■　地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助事象等を団本部もしくは各消防署管内指揮本部に通報する。
消防隊との連携	■　消防活動は、消防隊と連携し、人命の安全を最優先にした消火活動を地域住民組織や事業所と協力して行う。
救助救急	■　要救助者の救出と負傷者に対する応急措置、地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送する。
避難誘導	■　避難情報が発表された場合は、これを住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

【柏市の消防体制】

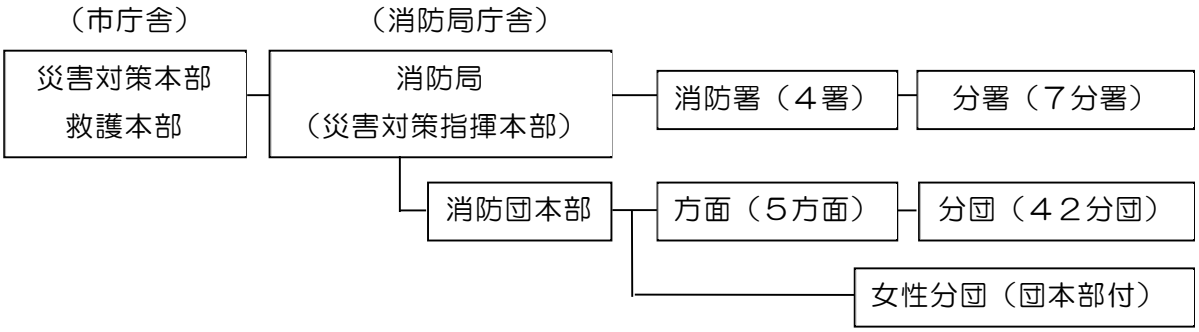

【住民等による消防活動】

住民、事業所等は、地震発生時の出火防止、初期消火の協力に努めるとともに、消防、警察、自衛隊が行う救助・救出活動に可能な限り協力する。

２　柏警察署の任務

活動目標

１時間以内	◆　市災害対策本部への連絡員の派遣 ◆　救出・救護班の派遣 ◆　警備体制の確立

活動方針

（１）救出・救護活動

消防機関等と連携し、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊・埋没家屋等からの救出･救護及び避難に遅れた者の発見に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を行うものとする。

（２）警備活動

地震の発生に伴い市域内においても社会の混乱が予想されることから、円滑な応急対策活動の実施及び人命の保護を目的に、避難誘導、緊急交通路の確保、雑踏警備、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

第３　医療・救護

項目		担当部局	関係機関
1	医療活動	危機管理部、広報部、健康医療部、福祉部、上下水道局、経済産業部、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会 千葉県柔道整復師会、DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT
2	救護活動	健康医療部	千葉県助産師会、日本赤十字社、JMAT、DPAT

基本方針

- 死者ゼロを目指すため、発災期及び超急性期（災害発生から 72 時間）は、主に外科的措置に医療提供力を集約する。
- ＤＭＡＴ等の応援要請を直ちに行う。
- 医薬品・医療材料の調達・供給を迅速に行う。
- 在宅難病者の安否を確認し、支援する。
- 地域住民組織と連携し、軽傷者の救護を迅速に行う。

1　医療活動

活動目標

３時間以内	◆　救護本部（健康医療部・福祉部・災害医療コーディネーター等）の設置 ・医療機関の被害状況確認 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料等の確認 ・医薬品卸売販売業者の被害・在庫状況確認 ・医療活動方針の決定 ◆　災害拠点病院及び災害医療協力病院等に市内の医師・看護師の出動要請 ◆　応援の要請（ＤＭＡＴ、日本赤十字社、ＪＭＡＴ、DPAT） ◆　医療機関情報の広報開始 ◆　災害拠点病院及び災害医療協力病院等の補強開始（発電機等燃料）
６時間以内	◆　在宅患者の巡回 ◆　災害拠点病院及び災害医療協力病院等の支援開始（燃料）
12 時間以内	◆　病院機能を維持するための物資（燃料・水・発電機）の確認及び要請 ◆　医薬品・医療材料の調達・供給開始 ◆　重症者の後方医療施設への搬送 ◆　災害拠点病院及び災害医療協力病院等の支援開始（給水）

活動方針

（１）医療提供方針

市と関係機関は、救護本部の指示のもと、協力して医療・救護活動を行う。

ア　発災から概ね７２時間以内

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 重傷者を救命するため、救急搬送患者は予め決められた病院（市内１０箇所の災害拠点病院及び災害医療協力病院等）へ集約する。 ■ 市内の医師・看護師及び応援派遣したＤＭＡＴ等により、負傷者のトリアージ及び治療を行う。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。
災害現場	■ 市災害対策本部からの要請により、救護本部は多数傷病者発生現場に市内の医師・看護師、ＤＭＡＴ等の派遣を行い、負傷者のトリアージ及び治療を行う。

※トリアージ・タッグ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　５－２】

イ　発災から概ね７２時間以降

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 外科的治療を継続するとともに、DPAT と連携し、次第に増加する内科的・精神科的治療を強化する。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。 ■ 停電から復旧しない事態に備えて、避難情報が解除された後も福祉避難所を延長して開設する。
避難所	■ 市（健康医療部）と連携し、投薬が必要な慢性疾患患者や被災によるストレス障害、健康診断の実施等、内科的・精神科的ケアを実施する。

【災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化】

呼　　称	期　　間	保健・医療の主な状況
発 災 期	発災直後～数時間	医療機能の大幅低下、負傷者の集中的発生
超急性期	数時間～3日間	救護活動の開始、外傷系患者の集中
急 性 期	3日～1週間	慢性疾患患者の悪化、公衆衛生(心)ニーズの増加
移 行 期	1週間～1か月	地域医療の補完ニーズの増加
復 旧 期	1か月以降	平常医療体制への移行、地域医療機能復旧進行

□発災期・超急性期：救命医療ニーズの爆発的発生。災害対策本部・救護本部の設置。人命救助・救護活動。

□急性期：避難所環境の悪化による、慢性疾患患者の病状悪化や内因性疾患への対応。

□移行期：避難所等、被災生活の長期化にともなう、医療ニーズの多様化への対応。

□復旧期：医療機能の回復。

（2）救護本部の設置・運営

大規模地震（震度５強以上）が発生したとき等、市役所本庁舎３階低層棟フロアに健康医療部長を本部長とし、柏市医師会会長・同副会長・同救急災害担当理事を災害医療コーディネーターとする救護本部を設置する。救護本部では「柏市医師会災害対応マニュアル」に従い、救護本部長とともに医療活動の救護本部の運営及び指揮統制を行う。

ア　構成員

柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、市職員（健康医療部、福祉部、消防局）

イ　活動内容

⑺ 医療活動方針の決定

集合医師数、受入可能患者数（科別）、透析必要患者を含む他院及び域外搬送必要患者数、必要薬剤・血液量、ライフライン状態を把握し、派遣・応援医師、看護師等の配置方針及び医薬品、医療材料等の配置方針を決定する。

⑴ 医師・看護師への要請

市内の医師・看護師等に対し、災害拠点病院及び災害医療協力病院・救護現場への出動、トリアージ、治療の要請を行う。

⑼ DMAT 等の応援要請

災害状況により、医療活動に人的支援が必要と判断した場合は、ＤＭＡＴ、日本赤十字社、ＪＭＡＴに派遣要請を行う。

⑽ 市災害対策本部への要請

水、燃料、電力などの供給を市災害対策本部へ要請する。

⑻ 応援医師・看護師の要請

災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護師の調整を行うとともに、毎日１回、情報伝達・情報共有のためのミーティング（市役所本庁舎１階）を実施する。

災害医療コーディネーターは医師会の協力のもと、平常時に選定しておく。

⑾ 県災害医療本部への要請

医薬品及び医療材料等の供給について、千葉県災害医療本部に要請する。

（3）負傷者の搬送

原則として、被災現場から災害拠点病院及び災害医療協力病院までは、警察、自衛隊等の防災関係機関及びタクシー・バス・患者搬送車両等を有する民間事業者の協力を得て市（消防局）が実施する。また、災害拠点病院及び災害医療協力病院から後方医療施設への搬送については、市（健康医療部、福祉部、消防局）が県その他関係機関の協力を得て行うこととする。

救護本部は、県の災害医療本部（健康福祉部）から県全域または県外の救急医療施設の応需情報などを収集し、これにより重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を調整・選定する。

車両による搬送が困難あるいは緊急の場合は、必要に応じ航空輸送等を要請する。

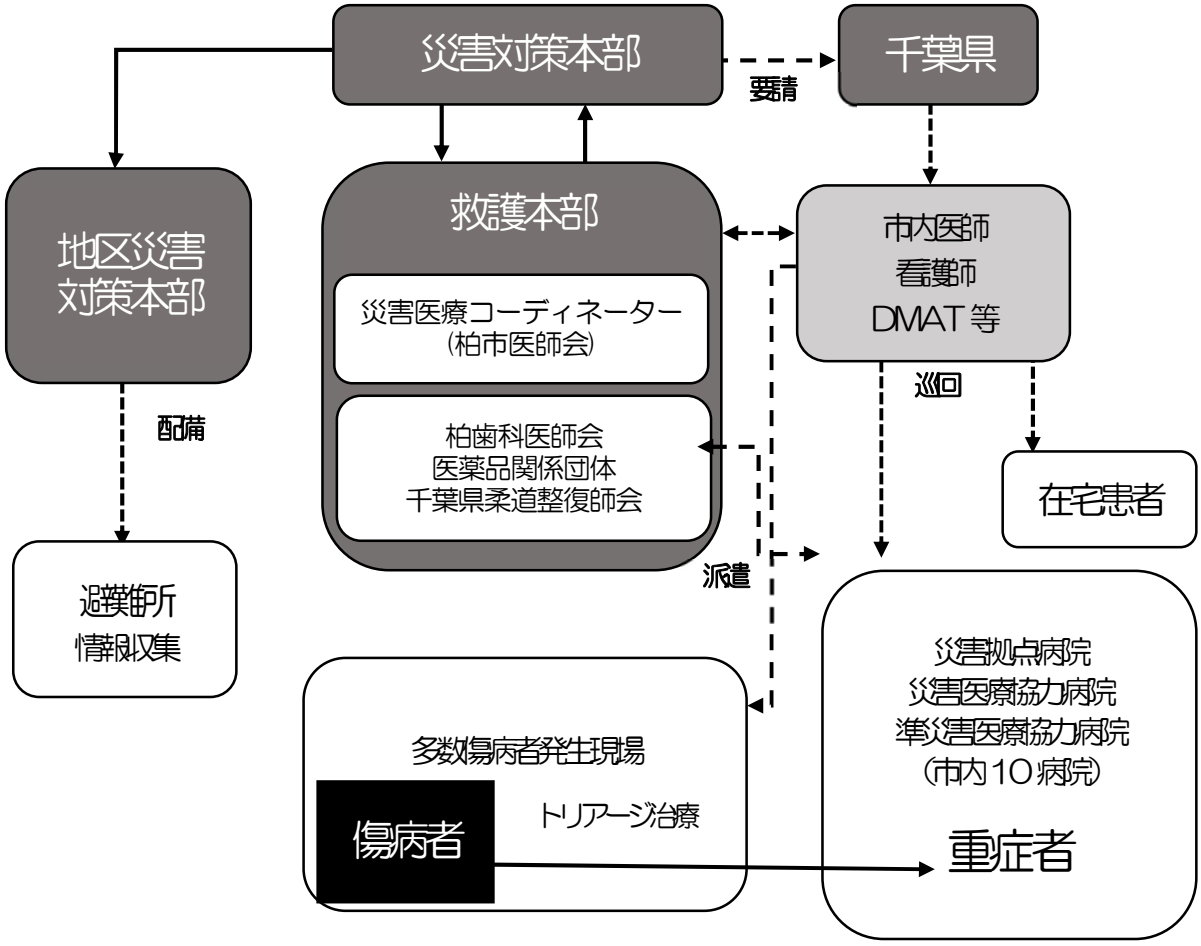

（4）医薬品・医療材料の供給

医薬品・医療材料の供給は、救護本部の指示のもと、市（健康医療部）と薬剤師会が連携して実施する。

ア　流通品の供給

卸売業者の営業所や倉庫からの供給は次の優先順位に従って行う。なお、卸売業者による搬送が困難な場合、速やかに災害対策本部に対し、搬送協力を要請する。

(ｱ) 卸売業者からの直接供給

卸売業者は取引先の病院からの要請等に基づき、必要な医薬品・医療材料を直接供給する。

(ｲ) 救護本部から千葉県災害医療本部に要請

医療機関は、上記(ｱ)の方法が困難又は時間を要すると判断された場合、救護本部へ医薬品・医療材料の供給を要請するものとし、救護本部は、千葉県災害医療本部に要請する。

イ　備蓄医薬品の供給

流通品の調達・供給が困難、又は時間を要すると判断された場合は、備蓄している医薬品を市（経済産業部）が医療機関に搬送する。

保管場所	柏市立柏病院（布施１－３）

■災害時における医薬品等の確保体制

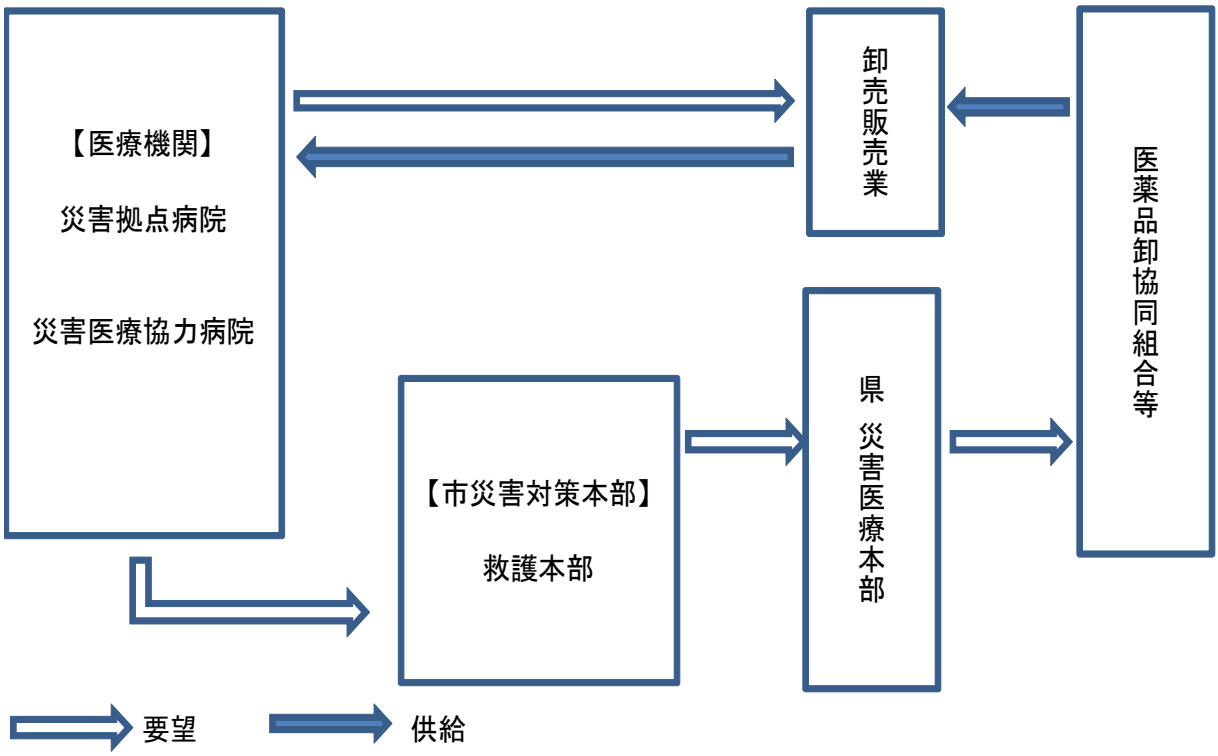

（５）医療機関情報の発信

市（広報広聴課）は、医療機関における最新の被災状況、受け入れ可能状況をホームページ、メール等を通じ広く周知する。

２　救護活動

活動目標

３時間以内	◆　避難所の状況把握開始 ◆　救護員による避難所巡回・救護活動開始

活動方針

市（健康医療部）は、地区災害対策本部と連携して救護活動を行う。

（１）　救護員の派遣

市（健康医療部）は、被災状況に応じて保健活動班（避難所係保健担当）を編成し、地区内の避難所状況を把握する。

【把握する情報】

①要救護者・要助産者の把握　　②避難者数、ライフライン稼働状況

（２）避難所の巡回

救護員は、避難所を巡回し、住民と協力しながら、要救護者の手当てを行う。

（３）重傷者の搬送

避難所での手当てが困難な場合や助産が必要な場合の搬送は、１１９番通報または地域住民、関係機関やボランティアの協力を得ながら実施する。

（４）応援職員等との連携

市域外から派遣されてくる保健師と協力・調整し、避難所及び地域での保健・衛生体制を早期に確立する。

第４　応援要請・市外被災地支援

項目		担当部局	関係機関
１	応援受け入れ体制の確保	総務部（応援・受援窓口）、各業務担当部（応援・受援窓口）	県、応援協定市、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT、JMAT、DWAT、日本赤十字社
２	人的応援要請・受援	総務部（応援・受援窓口）、企画部、財政部、健康医療部、福祉部、消防局、各業務担当部（応援・受援窓口）	同上
３	物的応援要請・受援	総務部（応援・受援窓口）、企画部、市民生活部、健康医療部、経済産業部、農業委員会、各業務担当部（応援・受援窓口）	県、応援協定市
４	ボランティアとの連携	総務部、福祉部	柏市社会福祉協議会
５	市外被災地支援	総務部、企画部、市民生活部、健康医療部、都市部、土木部	同上
６	市外被災者の受入支援	同上	同上

基本方針

- 応援要請・受援
  災害状況を迅速に把握し、直ちに千葉県や協定締結自治体に応援を要請する。
- 市外被災地支援
  柏市に甚大な被害がない場合、災害状況を迅速に把握し、直ちに被災地に職員・物資を派遣する。

１　応援受け入れ体制の確保

活動目標

３時間以内	◆　緊急応援要請開始 ◆　受け入れ態勢の準備 ◆　応援活動のニーズや状況のとりまとめ ◆　応援・受援調整会議の実施

活動方針

他の自治体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、その状況を適切に記録する。

（１）応援・受援窓口の設置

県及び他市町村等と応援・受援に係る総合調整を行うための専門窓口として、応援・

受援窓口を総務部内に設置し、庁内全体の受援担当者（２名以上）を定める。

また、受援対象業務の担当部局をはじめとして、各部局にも応援・受援窓口を設置し、総務部の応援・受援窓口との調整を行う。

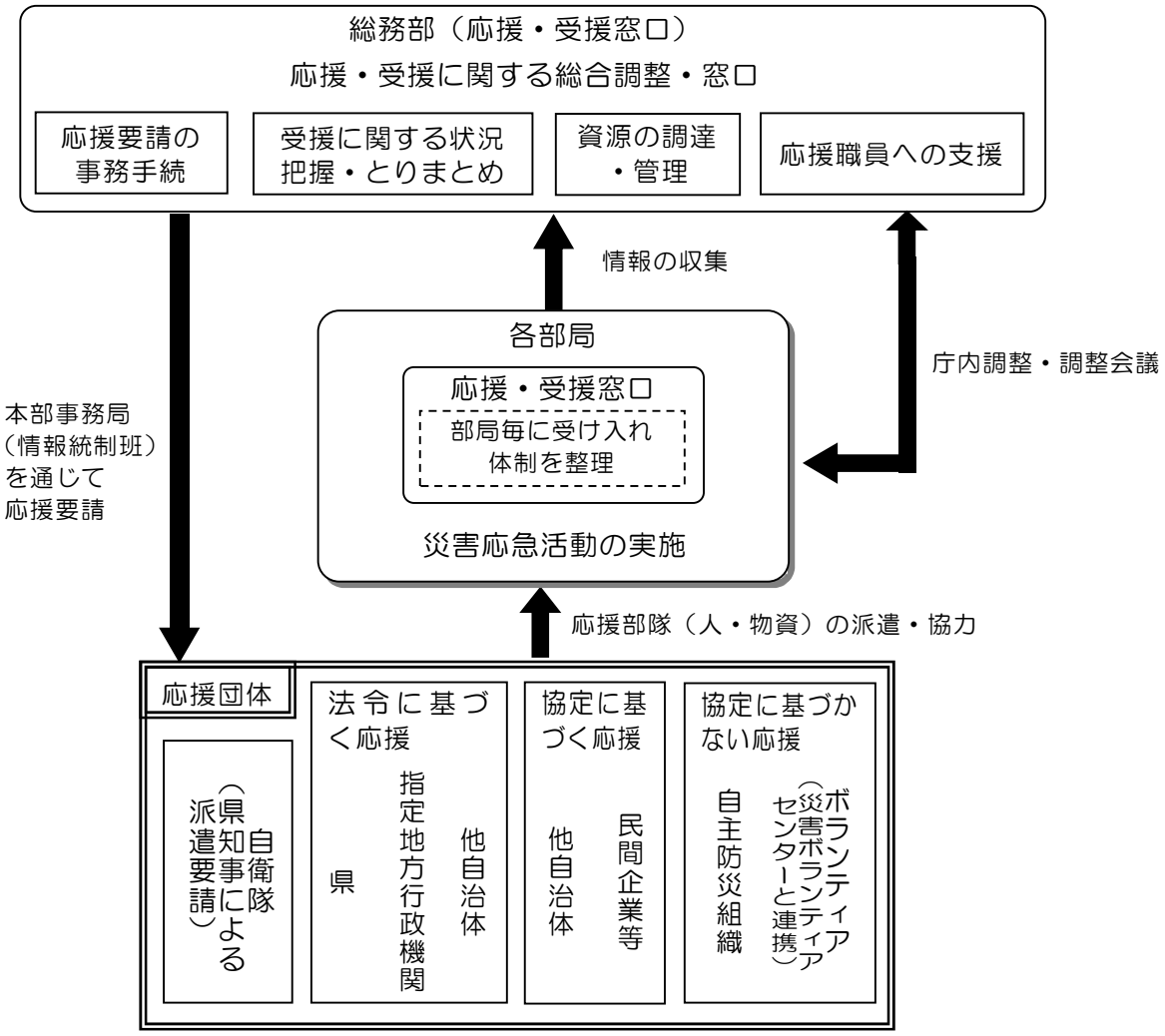

総務部の応援・受援窓口の主な役割は、以下のとおりとする。

ア　応援・受援に関する状況把握・とりまとめ

各部局の応援・受援窓口から応援活動のニーズ／状況の情報を収集し、とりまとめる。（何が、何を／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か／受けているか）

イ　資源の調達・管理

・応援活動のニーズと現状の受け入れ状況から、資源の過不足を整理する。
・被害状況を基に今後求められる業務内容を検討し、必要となる応援を見積もる。
・今後必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
・人的／物的資源に対する要請・応援活動の内容を、応援・受援管理帳票に整理し、適切な管理を行う。応援・受援管理帳票に記載する事項は下記の通りである。

	主な記載事項
応援要請側（柏市）の情報	・応援要請の内容（時間、場所、作業） ・応援要請を行った部名、担当者名、連絡先
応援要請先の情報	・応援要請先の自治体、団体、企業等の情報 ・応援要請先の担当者名
応援資源の情報	・資源（人的／物的）の区分　・資源の内容 ・資源の人数（個数）　・資源の要請場所（到着場所） ・資源の派遣（送付）手段　・資源の到着日時 ・資源の待機（集積）場所　・派遣（貸借）の終了予定日 ・資源の出発（送付）予定及び到着予定
備考	・返却義務の有無（物的資源の場合）　・応援要請に係る協定等
帳票記入者の情報	・管理帳票の記入時刻、記入者名

ウ　応援職員への支援

・応援職員（県からの地域リエゾンや本庁リエゾンを含む）の待機場所や、ミーティングが開催できる執務環境を提供する。
・各部局の応援・受援窓口が、応援職員やリエゾン職員に対して適切な執務環境を提供しているか把握する。

エ　庁内調整

・アでとりまとめた結果を、各部局の応援・受援窓口に共有する。
・調整の必要を検討し、必要がある場合には応援・受援調整会議を実施する。

オ　応援・受援調整会議の開催

・全体調整が必要な際、応援・受援調整会議を開催・運営する。会議には、関係部局の応援・受援窓口担当者が参加する。
・必要に応じて、各部局での意思決定に関わる職員へも参加を求める。

カ　専門性の高い業務に関する応援職員の要請

各部局が所管する専門性の高い業務に関する応援は、必要に応じて総務部の応援・受援窓口を通さず、直接各部局の応援・受援窓口から要請を行う。この場合、各部局は総務部へ事後報告を行い、総務部が応援・受援管理帳票に記載する。

（2）経費の負担

応援団体が支援に要した費用は、その内容が協定等に基づく場合は、協定等により定めた方法によるものとし、基づかない場合は、必要に応じて応援自治体等と協議を行う。費用の管理は、総務部が行う。

２　人的応援要請・受援

活動目標

３時間以内	◆　緊急応援要請の実施
２４時間以内	◆　中・長期応援要請業務の検討
７２時間以内	◆　中・長期応援要請業務の決定・応援要請

活動方針

（１）　緊急応援要請

ア　国

応急対策職員派遣制度	■ 応急対策職員派遣制度とは、総務省が構築した被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する制度である。大規模災害（震度６弱以上の地震が観測された場合またはそれに相当する程度の災害を想定）が発生した場合、避難所運営や罹災証明書の交付等、迅速・的確な対応が求められる業務において、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災住民の生活再建を支援することを目的としている。 ■ 被災市区町村へ総括支援チーム（「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」で構成されるチーム）が派遣される場合、次の３つを想定している。 ・被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合 ・被災都道府県が必要と判断した場合 ・確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会にて構成されており、関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員に関する情報の収集・共有や総括支援チーム派遣団体の調整・決定を行う）が得られた情報を基に必要と判断した場合

イ　千葉県

自衛隊	■ 本部長から知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。 ■ 必要に応じて、本部長は自衛隊に対して、県知事に対して派遣要請を要求した旨及び市域の災害の状況を通知する。 ■ 自衛隊の災害派遣の実施は、以下の３要件が基準となる。 ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。 ②緊急性：差し迫った必要性があること。 ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

緊急消防援助隊	■本部長は、応援要請を決定した場合、直ちに知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への連絡ができない場合には、直接消防庁長官に要請する。
DWAT（災害福祉支援チーム）	■本部長は、避難所等において要配慮者支援に係る人的応援が必要と判断した場合、知事に対して千葉県 DWAT 本部へ派遣要請を依頼する。

※自衛隊の災害派遣が要請できる範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　6－1】
※自衛隊の緊急連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　6－2】
※自衛隊の災害派遣要請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　6－3】

【千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消火部隊拠点】

進出拠点	活動拠点（野営可能所）	施設名称	所在	車両駐車可能台数
○	○	大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音	50 台
○	○	沼南体育館	藤ケ谷1908-1	40 台
	○	あけぼの山農業公園	布施 2005-2	25 台
	○	大津ケ丘中央公園	大津ケ丘 2-1	25 台
	○	手賀の丘公園	片山 275	220 台

ウ　医療提供者

ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）	■　市災害対策本部は、医療活動に人的応援が必要と判断した場合、県災害医療本部（ＤＭＡＴ調整本部）に知事に対しての派遣要請を依頼する。 また、派遣要請の特例を利用する場合には、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、広域応援統括消防機関である千葉市消防局に知事に対しての派遣要請を依頼する。
ＪＭＡＴ	■　救護本部から千葉県医師会に要請する。
ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）	■　市災害対策本部は、必要に応じ、県災害医療本部内の DPAT 調整本部に対し、DPAT の派遣要請を依頼する。
日本赤十字社	■　市(福祉部)から日本赤十字社千葉県支部を通じて要請する。

エ　協定締結自治体

東葛飾地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	本部長に要請
千葉県内	千葉県内全市町村	
千葉県外	茨城県水戸市	
姉妹都市・ふるさと交流都市	青森県つがる市、福島県只見町、神奈川県綾瀬市	
中核市	６２市	
中核市応援チーム	福島県いわき市、群馬県高崎市、長野県長野市、滋賀県大津市、広島県福山市、大分県大分市、東京都八王子市、兵庫県明石市、大阪府寝屋川市、愛知県一宮市	

（2）中・長期応援要請

災害状況から応援が必要な業務や職種（一般職、技術職、専門職）、必要人数、要請期間を検討・決定するとともに、宿泊施設、食事等生活必需品を確保する。

【主な応援要請業務】

□　物資関係（搬送、管理）	□　避難所運営	□　福祉避難所運営
□　保健業務（要援護者対応等）	□　生活保護	□　建物応急危険度判定
□　建物被害調査	□　罹災証明・被災届出証明発行	□　上水道復旧・給水活動
□　廃棄物処理	□　下水道復旧	□　応急仮設住宅供給支援
□　各種相談業務	□　復興支援	

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　2－1】

３　物的応援要請・受援

活動目標

３時間以内	◆　災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆　応援協定市の被災状況確認開始
12 時間以内	◆　緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆　応援物資の受入拠点の決定 ◆　応援要請の実施
２４時間以内	◆　救援物資の配給開始

活動方針

本部は、各部局から報告される支援要望を分析し、物資の応援要請を行う。

（1）品目・数量

備蓄物資と市内の被災状況を総合的に判断し、必要物資の品目及び数量を決定する。なお、必要物資は時の経過とともに変化するため、要請にあたっては需給ギャップを想定し、適宜・適切な対応が必要となる。

【参考：初期に避難所で必要となる想定品目】

全季節	食糧、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶 紙おむつ（大人用・乳幼児用）、ウエットティッシュ、生理用品、下着
夏期	夏掛け、蚊取り線香、殺虫剤
冬期	テント、使い捨てカイロ、毛布、ストーブ

※　米殻等調達関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10－４】

（2）物資の集積・運搬

救援物資の受入拠点（地域内輸送拠点）は、効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は次の施設での食糧等の集積・運搬体制を決定し、受け入れた物資の仕分け要領、区画を確立する。拠点となる施設が不足する場合は、大型テントを自衛隊等へ応援を要請する。

なお、物資の地域内輸送拠点候補施設は、市内や当該施設周辺の被害状況から判断し、周辺住民等の安全確保の必要が生じた場合は、避難所として使用する。

【物資の地域内輸送拠点候補施設】

	名称	住所
１	中央体育館	柏下７３
２	沼南体育館	藤ケ谷 1908-1
３	公設総合地方卸売市場　※避難所対応不可	若柴 69-1

（3）応援要請

ア　千葉県、協定市等に物資の供給を要請する。

イ　必要に応じ、物資の搬入、運搬について自衛隊に要請する。

（4）救援物資配給・調整

ア　被災状況や公平性、安定性などを勘案し、救援物資の配給要領を確立する。

イ　応援物資が飽和状態となっている場合又は近隣市が不足している場合は、各部局との協議の上、配分できる物資とその数量を決定し、近隣市との調整を企画部へ依頼する。

４　ボランティアとの連携

活動目標

３時間以内	◆災害ボランティアセンター設置の検討
７２時間以内	◆災害ボランティアセンターの設置 ・名簿作成、活動調整 ◆ボランティアの募集 ◆支援要請物資の決定 ・広報を通した義援物資の募集
１週間以内	◆市民・行政ニーズの確認開始

活動方針

（1）災害ボランティアセンターの設置

柏市社会福祉協議会は、災害ボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターをいきいきプラザに設置する。ただし、いきいきプラザの被害状況や災害ボランティアの人数等に応じて、施設管理者と調整の上、市本庁舎駐車場を活用する。

【活動項目】

□　被災者ニーズの把握	□　ボランティア活動の決定	□　活動の割り振り
□　必要資機材の確保	□　必要資料の作成	□　ボランティアの受付

（2）災害ボランティアセンターとの連携

ア　ボランティアセンターへの依頼

市職員の補助的作業（避難所運営、物資の仕分け等）について、ボランティアの派遣を依頼する。

イ　災害ボランティアの支援

ボランティアの活動拠点や資機材の提供等、その支援に努める。

５　市外被災地支援

活動目標

３時間以内	◆　近隣市・県内市町村・協定市・中核市の被害状況の確認開始 ◆　緊急支援決定・出発 ・人的支援　・物的支援

活動方針

（１）緊急支援

協定市等の災害情報を把握し、被災地や県からの要請がなくても、テレビ等による情報に基づき、支援体制を整え、被災地支援を開始する。

【緊急支援方針】

- ■ 被災地に負担をかけないよう自己完結型とし、混乱する被災地職員の支援、被災地ニーズの把握を目的とする。
- ■ 千葉県との連携と、中核市市長会等を通じた派遣支援を確実に実施する。
- ■ 被災地災害対策本部付近に「柏市支援本部」を設置する。
  - ① 全部局（被災地支援経験職員）
  - ② 健康医療部（保健師）
  - ③ 都市部（建築技師）
  - ④ 土木部（土木技師）、から計５名前後で構成する。
- ■ 被災地の状況に応じて、第二次応援隊を派遣するとともに、交代のローテーションを構築する。

（２）中・長期的支援

中・長期支援については、全国市長会、中核市市長会等、広域的支援体制の枠組みの中で、できる限りの支援を継続する。

６　市外被災者の受入支援

活動目標

３時間以内	◆　災害状況の把握開始 ◆　被災地の被害状況の確認開始 ◆　市外被災者の受け入れ準備 ・主担当部局・応援部局の決定 ・受け入れ施設の準備 ・支援物資の準備

活動方針

（１）受け入れ施設

ア　緊急受け入れ施設

市施設の内、宿泊に適した施設を選定する。

イ　中・長期受け入れ施設

住環境を整えるため、住宅の提供支援を行う。

（２）支援物資

市の防災備蓄物資を用意する。

【主な品目】

□毛布　□食料　□飲料水　□簡易更衣室　□間仕切り

第５　要配慮者支援

項目		担当部局	関係機関
１	要配慮者支援	健康医療部、福祉部、こども部	町会・自治会・区等、柏市社会福祉協議会、DWAT
２	外国人支援	企画部	通訳翻訳ボランティア、柏市国際交流センター、多言語支援センター
３	こどものケア	こども部、教育総務部、学校教育部	

基本方針

- 福祉関係者や住民組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行う。
- 避難所における状況を確認し、必要な生活支援、福祉避難所への受け入れを円滑に行う。
- 災害時に子どもが受ける心理的ダメージは、表現できない場合やすぐに表れない場合があることに配慮する必要がある。

１　要配慮者支援

活動目標

３時間以内	◆ 地区災害対策本部（各近隣センター）に担当職員を配置 ◆ 避難所状況の確認開始 ◆ 町会・自治会・区等の協力による安否確認・避難支援開始 ◆ 福祉施設の被害状況、避難者受入可否の把握 ◆ 要配慮者安否確認
１２時間以内	◆ 福祉避難所の開設
４８時間以内	◆ 避難所における要配慮者の生活支援
７２時間以内	◆ 在宅要配慮者の支援開始

活動方針

市（健康医療部、福祉部）は、柏市社会福祉協議会等と連携し、K-Net 登録者名簿（避難行動要支援者名簿）並びに個別避難計画に基づき、高齢者や身体障害者等の支援活動を行う。

（１）Ｋ－Ｎｅｔ活動

町会・自治会・区等や民生委員・児童委員の協力のもと、K-Net 登録者名簿（避難行動要支援者名簿）並びに個別避難計画に基づき、登録者の安否確認・避難支援を行う。また、各地区災害対策本部に担当職員を配置し、町会・自治会・区等からの安否確認・避難情報を把握し、必要な支援を行う。

災害発生から 72 時間以内に確認ができない者は、安否不明者の捜索に移行する。

（2）福祉避難所の開設決定

福祉施設の被害状況、避難者受入可否の把握は、災害発生から３時間以内に実施する。その後 12 時間以内に、福祉避難所の開設を決定する。

（3）福祉避難所の開設

集団生活が困難な障害者等、要配慮者のための福祉避難所を選定し、受け入れ・移動を支援する。また、避難後は、情報提供の方法への配慮、ニーズの把握、ボランティアの支援要請を行うなどきめの細かい生活支援を心掛ける。

（4）福祉避難所の運営

避難者に対しては、「第２章 第３節 第４３(2) 社会福祉施設等における対策」の「要配慮者の特徴と配慮」(下部に示す表の事柄)に留意しながら、保健師や看護師等による長期的な経過観察・支援を行う。また、避難所や自宅で生活する要配慮者の訪問は、薬剤師や栄養士、歯科衛生士、理学療法士、マッサージ師等とも連携して行う。

２　外国人支援

活動目標

３時間以内	◆　外国人支援対策本部の設置 ◆　外国人避難者の把握開始 ◆　外国人被災者支援情報の広報開始
４８時間以内	◆　外国人の避難状況の把握
１週間以内	◆　通訳翻訳ボランティアによる避難所巡回開始

活動方針

市（企画部）は、関係機関と連携し、支援活動を行う。

（1）外国人支援対策本部の設置

パレット柏に外国人支援対策本部を設置し、外国人に対する情報の提供に万全を期すため、柏市国際交流センター、通訳翻訳ボランティア等との協力体制等を整える。また、職員で多言語による通訳や翻訳が可能な職員の協力により、外国人への情報提供と問い合わせに対応する。

（2）外国人被災者支援情報の広報

次の伝達手段を用いて、正確かつ迅速に広報活動を行うため、やさしい日本語で情報を提供する。

電子媒体	かしわメール配信サービス
紙面	近隣センター掲示板、避難所掲示板

（3）通訳翻訳ボランティアとの連携

避難所に避難している外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアの協力により、避難所を巡回し、掲示板等への外国語表記や通訳支援を行う。また、必要に応じて千葉県災害時多言語支援センターにボランティアの派遣を要請する。

３　こどものケア

活動目標

３時間以内	◆　災害遺児の把握 ◆　災害遺児の保護
１週間以内	◆　相談対応 ◆　避難所における別スペースの確保

活動方針

市（こども部、教育総務部、学校教育部）は、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。

（1）心理的ケア

災害時、こどもは心理的ダメージを受けていてもそれを表現することが難しいため、急性期、中期、長期の視点に立ち、関係機関との連携のもと心理的なケアが必要となる。

市（教育総務部、学校教育部）は、担任教員等が子どもの相談対応にあたることができるよう配慮する。

（2）スペースの確保

避難所においては、児童・生徒が学習や同世代同士のコミュニケーション等ができるよう、避難所スペースとは別の部屋を確保するよう努める。

第６　避難対策

項目		担当部局	関係機関
1	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署
2	立入制限・禁止、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署
3	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局	
4	避難所開設・運営	施設所管部局、地区災害対策本部	柏市社会福祉協議会、ＮＴＴ、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）
5	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、消防局	要配慮者利用施設
6	避難所の閉鎖条件	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、ＮＴＴ、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

基本方針

- 避難情報を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底するとともに、発令や解除の経過記録を作成する。
- 避難所の準備や開設を待たずに、適切なタイミングで、躊躇なく各避難情報を発令する。
- 避難所へは、原則「徒歩」により避難する。
- 休日・夜間の避難所開錠は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。
- 避難所における基本方針は次のとおり

①発災後の混乱期は避難者の安全確保を第１に考える。
②避難所運営は、地域住民等による避難所運営組織が主体となって行う。
③教育施設の場合は、教育の場の区分に努め、教育活動の再開に配慮する。
④避難者同士のプライバシー確保、要配慮者や女性、子どもの安全・安心、防犯対策に努める。
⑤避難者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識を徹底する。
⑥高齢者や障害者の特性に応じた、きめ細かい支援や備品の調達に努める。
⑦各避難所においては災害種別や施設規模に応じてペット受入れ可能スペースについて検討し、ペットの避難可否を判断する。
⑧感染症の感染拡大を防ぐため、十分な居住スペースの確保、換気の実施、入所時及び定期的な健康チェック等を行う。
⑨夏季は熱中症の危険性が高まるため、その予防に配慮する。

１　避難情報発令・警戒区域設定

活動目標

３時間以内	◆　危険状況を把握し、被害を予測する。 ◆　避難情報を発令する。 ◆　警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命ずる。

活動方針

（１）避難情報

ア　避難情報の発令または解除の実施者

実施者	要　件	根拠法規	報告先
市　長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条	東葛飾地域振興事務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条	警察署長
水防管理者（市　長）	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	危機管理部長

イ　避難情報の内容

①避難対象地区（町丁名、施設名等）
②理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
③避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
④その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

※　避難情報の伝達文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　４－７】

（２）警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要が認められるときは、警戒区域を設定する。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：本部長（市長）、消防職員、警察官
○崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

（3）避難者の誘導

ア　避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を用い、訪日外国人旅行者も含む、要配慮者への配慮を徹底して伝達する。

感染症等の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。

イ　避難誘導

災害の状況に応じて各避難情報を発令した上で、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の１屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の「緊急安全確保」を行えるよう努める。

また、消防局は消防団と連携し、住民避難時のパトロールを行うよう指示する。

(ｱ) 在宅者等

消防団、消防局、警察官、民生委員、地域住民等が協力して、組織的に避難を誘導する。その際、要配慮者の登録名簿（K-Net）に基づき、安否確認や避難所への誘導を支援する。

(ｲ) 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

２　避難所開設・運営

活動目標

３時間以内	◆　市職員の参集 ◆　避難所の開設 ◆　避難者の受け入れ ◆　物資の配給
１２時間以内	◆　福祉避難所の開設
２４時間以内	◆　避難者の把握（避難者名簿の作成）
７２時間以内	◆　避難所運営組織づくり ◆　ルールづくり ◆　ボランティアセンターとの連携
１週間以内	◆　被災生活支援
１か月以内	◆　避難所の収束・統合

活動方針

市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所の支援活動を行う。

避難所開設・運営担当職員は、性別に配慮した体制で配置する。

（１）避難所開設の基準

■　避難情報の発令又は警戒区域の設定を実施した場合
■　市内で震度５強以上を観測した場合
■　災害の状況により避難が必要な場合

（２）避難所の開設

ア　安全確認・スペース設定

施設管理者（開錠者）等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

また、避難所として使用する場所としない場所を区別するとともに、更衣、授乳、救護スペース等を確保する。また、地域住民と協力し、落下物や障害物の除去を行う。

なお、感染症の感染拡大を防ぐため、居住スペースでは、個人若しくは家族間の距離を確保する。

イ　防災資機材の準備

(ｱ) 電気・ガス、水道、電話、トイレ、インターネット環境を確認する。
(ｲ) 停電している場合は、懐中電灯（乾電池）を複数用意し、夜間活動に備える。
(ｳ) ライフラインの被害状況に応じて、発電機、ガソリン、投光器、非常用トイレ袋を体育昇降口に用意する。また、応急医療セット、毛布、暖房器具（季節に応じて）、食糧、飲料水を準備する。
(ｴ) 感染症対策として、マスク、非接触型温度計、接触型体温計、消毒液を用意する。

（３）避難者の受け入れ

ア　避難者の誘導

施設管理者等は、地域住民と協力して安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。その際、町会等毎（世帯単位）の設定に配慮する。

なお、誘導にあたっては、健康状態の良好な避難者と、健康状態がすぐれない避難者の動線及び居住スペースを分ける。

イ　負傷者対応

重傷者は１１９番通報、軽傷者は応急医療セットを活用し避難者と協力して手当てを行う。

ウ　幅広いニーズへの配慮

要配慮者を優先し、温かい所やトイレに近い所、和室等を割り当てる。

駅前等、不特定多数の避難者がいる場合やスペースが飽和状態の場合は、男女別とする。

【幅広いニーズへの配慮】

避難者の中の要配慮者の有無を把握し、必要に応じ職員を派遣してケアに努めるとともに、早期に福祉避難所の開設や医療施設での受け入れ、常駐が可能な保健師や看護師の確保、ボランティアの派遣などを行う。また、現場における多様なニーズを反映できるよう配慮する。

＜要配慮者＞
- □　要配慮者優先のスペース設定
- □　要配慮者優先のルールづくり
- □　継続的な経過観察
- □　視覚・聴覚障害者に配慮した情報伝達
- □　福祉避難所の確保
- □　福祉避難所への移動支援

＜女性やこどもへの配慮＞
- □　テントや間仕切りの設置
- □　男女別のトイレや多目的トイレ、更衣スペースの設置
- □　洗濯物の干し場の確保
- □　授乳・育児スペースの確保
- □　女性やこどものための相談場所の設置
- □　巡回警備の実施
- □　防犯ブザーの配布

エ　車での避難者への対応

身体障害者の避難を支援する場合や車両の運転中に災害が発生した場合、感染症により避難所での生活を躊躇する等、やむを得ない理由により車で避難した場合には、「⑸　避難所の運営　キ 被災生活支援　(ｳ) 健康管理」に示す通り、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症しないよう必要な予防対策（定期的な運動、水分の摂取等）の周知等を行う。

オ　避難者への情報提供

掲示板や放送設備等を利用し、災害状況、交通状況等の最新情報を提供する。この場合、障害者にも正しく情報を提供する。

（4）避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者カード」を配布し、取りまとめる。医療対応や介護の要否、資格・災害応急対応等に役立つ特技・資格などを記入してもらうことで、以後の避難所運営に役立つ場合もある。

併せて、避難所ではなく自宅にて避難生活を送る（在宅避難者）場合も、避難者カードに情報を記入してもらうことで把握する。在宅避難者へは、この情報を基に支援物資等を配布する。

※　避難者カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　８－４】

（5）避難所の運営

ア　避難所運営組織の設置

避難所運営組織は地域住民、施設管理者を中心に構成し、幅広い年代・性別の人材を積極的に登用する。なお、避難所生活が長期化する場合は、避難者を中心とする組織に移行することも考慮する。

イ　避難所状況の報告

避難所から本部への報告は、原則として派遣された市職員が行う。ただし、職員が対応できない場合は、学校職員等、施設管理者側に協力を求める。

ウ　生活ルールの設定

□　避難所の入所、退所の手続き	□　起床・消灯時間	□　食事・水の配給方法、時間、場所
□　トイレの使い方、ごみの分別方法	□　ペットの扱い	□　避難所での飲酒、喫煙の禁止
□　電話の取り次ぎ時間、問い合わせ対応	□　郵便物の受け取り（掲示板での周知）	

エ　衛生管理

(ｱ) 食品

- 栄養バランスのとれた適温の食事の配給に努める。
- 食中毒を引き起こさぬよう、消費期限や賞味期限を管理しながら配給する。
- 食べ残した弁当等の廃棄の徹底と生ごみの適正処理を徹底する。

(ｲ) トイレ

- 毎日、最低午前と夕方の２回は清掃する。
- 汲み取り型の仮設トイレは、便袋の使用を徹底する。（使用済み便袋は可燃ごみとしてビニール袋に入れ集積）
- 感染症が疑われる避難者に対しては、専用のトイレを設け、動線についても一般の避難者と接触しないよう努める。
- トイレ前に消毒液を設置する。

(ｳ) 入浴支援

- 受け入れ可能な近隣の入浴施設利用を支援する。（入浴券の配布など）
- 利用できない場合は、体をふくためのお湯とタオルを準備し、配給する。
- 感染症が疑われる避難者に対しては、時間を分けての対応を検討する。

(ｴ) ペット避難

- 「ペット避難受入れに関するガイドライン」に基づいて対応する。

・ペットと同伴で避難（ケージに入れ、避難所内で飼育）することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結を進める。
・「避難所開設・運営マニュアル」に、ペット避難に関する内容を記載する。
・避難時のペットの保護及び飼育は原則としてペットの管理者が行う。
・所有者もしくは管理者が分かるよう、鑑札やマイクロチップを装着するものとする。
・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

(ｵ) ごみ

・ごみの集積場所を確保し、分別排出に努める。

オ　防犯対策

避難所運営組織は、避難者や地域住民と連携して避難所内及びその周辺のパトロールを行うとともにトイレなど、夜間人気のない場所に照明を設置するなど、女性・子どもの安全確保に努める。

カ　定例ミーティングの実施

避難所内の意見・要望等を共有し、その後の運営に反映できるよう、原則として１日２回、ミーティングを行う。例として、朝は前夜以降の伝達事項と１日のスケジュールを確認し、夕方に課題の協議を行う。ミーティングで決定した内容は、掲示板や館内放送により、避難者へ積極的、迅速に情報提供していく。

キ　被災生活支援

(ｱ) 暑さ、害虫対策

・室内の通気性を確保する。（同時に蚊やハエなどの侵入を防ぐ工夫も必要）
・寝具として夏掛けを用意し、虫よけ対策として蚊取り線香、殺虫剤を用意する。
・冷房機器を、民間事業者との協定に基づきリースする。学校においては、エアコンを設置している教室を開放して対応する。

(ｲ) 寒さ対策

・床にダンボール（初期）、マット、畳等を敷き、ストーブなどの暖房を多数用意する。

(ｳ) 健康管理

・手洗いやうがいはもとより、軽めの体操などを励行する。
・市の保健師等による健康相談を通じて、健康状態等の問題を早期に発見する。
・炊き出し等により、温かい食事や汁物の追加献立を工夫し、栄養管理に配慮する。
・食事の提供に当たっては、栄養士等の助言を受け、カロリー管理、病気履歴、アレルギーへ配慮するものとする。
・感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。
・避難所や車中での避難のように狭い空間で生活している場合、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症する可能性があるため、車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等を早期に情報収集し定期的な運動や水分の摂取等の注意事項を周知するとともに、巡回検診等を通じて健康被害の抑制に努める。

・避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努める。
※上記のような健康指導や栄養面を考慮した食事提供は、各種避難情報が解除された後も長期にわたり継続が必要である。

【エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）】
脚の血流が悪くなり静脈に血栓ができ、血栓が肺に運ばれることで呼吸困難・胸痛・失神・意識消失等を起こし、最悪の場合には死に至る。災害時には狭い避難所や車内での生活が長期間続く場合に発症する。定期的な運動や十分な水分補給等が予防策として効果的。

(ｴ) 被災者ニーズ対応

・プライバシーの確保と空間の有効活動
世帯区画の境界は間仕切りやテントなどで区別し、各世帯区画が最低１箇所は通路に面するよう配慮する。また、児童・生徒の勉強部屋、受験生が消灯時間以降にも勉強できるスペースの設定など、共同生活のストレス緩和に努める。

・仮設電話機の設置、電源の確保
仮設電話（NTT の協力）、テレビやインターネット用等の通信配線、Wi-Fi（NTTdocomo の協力）を用意するとともに、電気製品や携帯電話の充電等の電源ニーズに対応するための延長コードを配備する。

・避難所内に災害用公衆電話を設置する。

・避難生活の長期化に備え、避難所からの通院・通所・通学等に対する移動手段を確保する。

(ｵ) 生活環境確保のための連携

・市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等と定期的に情報交換を行う。

（6）避難所の収束・統合・閉鎖

ア　避難所集約・閉鎖の決定

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは､避難所集約･統合を決定する。集約は地域単位を原則とし、避難所施設の一般利用を踏まえ決定する。避難者に対する避難対策が完了したときは、避難所の閉鎖を決定する。それに伴い、避難所運営組織の集約等も求められる。

イ　避難所の集約・統合・閉鎖

避難所の閉鎖時期や撤収準備などについては事前に地域の代表者と協議を重ねたうえで避難者全体に説明し、避難者との合意形成を行う。

統合や閉鎖が決定した場合には、避難者や地域住民、ボランティアは協力して、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。特に自立が困難な避難者に対しては、市が適切な受け入れ先の斡旋を行い、自立に対する支援を行うものとする。また、避難所への受け入れ期間の長期化が見込まれ、その施設の本来目的使用に支障を来たす場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

３　広域避難及び広域一時滞在

（１）広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、受入れを求める市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。（緊急時は、知事に報告した上で直接他の都道府県内の市町村に協議する。

運送事業者と協力し、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。

（２）広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な一時滞在（避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供）が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、受入れを求める市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。（市の行政機能が著しく低下している場合などは、市から県への要求を待たずに、県が広域一時滞在のための協議を代行することもある）

第７　帰宅困難者支援

項目		担当部局	関係機関
１	市内帰宅困難者対応	危機管理部、企画部、市民生活部、経済産業部、土木部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワーク
２	広域帰宅困難者対応	危機管理部	災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）

基本方針

- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者の安全確保を図るため、駅周辺施設を開放し、必要な支援を行う。

１　市内帰宅困難者対応

活動目標

３時間以内	◆　災害情報確認（鉄道運行情報、被害情報） ◆　駅利用者への呼びかけ・情報提供開始 ◆　柏警察署に雑踏警備要請 ◆　帰宅困難者一時滞在施設等の決定 ◆　一時滞在施設等への案内開始
１２時間以内	◆　代替輸送の検討

活動方針

市（企画部）は、柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設等と連携して、帰宅困難者の支援活動を行う。

（１）呼びかけ・情報提供

ア　一斉帰宅抑制・施設内待機の呼びかけ

市民、企業、学校等に対し、むやみに移動せず、施設内に留まることを、エリアメールや緊急速報メール、かしわメール配信サービス、ホームページ、Ｘ・LINE 等により呼びかける。

イ　情報提供

災害情報、鉄道運行状況（再開予定含む）、公衆電話設置場所、災害用伝言ダイヤル等の情報を帰宅困難者一時滞在施設内掲示板や駅前のデジタルサイネージ（電子看板）

等を活用し、伝達する。

（2）帰宅困難者の安全確保

ア　警察署による警備

駅前の安全を確保するため、警察官の配置について柏警察署へ協力を要請する。

イ　一時受け入れ場所の確保

駅周辺の民間施設、指定避難所、一時滞在施設の内、一時的に受け入れ可能な施設については、帰宅困難者の受け入れ体制を整える。施設の開設状況は、集約して県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

ウ　一時滞在施設等の案内

一時滞在施設等をあらゆる情報伝達手段で伝達するとともに、施設への移動支援については、可能な限り誘導体制を整える。その際、障害者や高齢者等の要配慮者の安全確保を優先する。

エ　支援物資の配給

毛布や食料、飲料水等、必要に応じて可能な限り避難者を支援する。その際、障害者や高齢者等の要配慮者への配慮を優先する。

（3）帰宅困難者の搬送

鉄道の運行復旧が見込めない場合、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。この際、近隣市との調整を図る。

２　広域帰宅困難者対応

活動目標

３時間以内	◆　帰宅困難者の受け入れ（避難所での受け入れ）
12 時間以内	◆　代替輸送手段の検討

活動方針

（1）徒歩帰宅支援

主に東京都市圏からの徒歩帰宅困難者の安全確保を図るため、避難所での受け入れを行う。

（2）帰宅困難者の搬送

鉄道の運行復旧が見込めない場合、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。この際、近隣市との調整を図る。

第８　輸送支援

項目		担当部局	関係機関
１	交通規制	土木部	柏警察署、県（公安委員会）
２	輸送道路・拠点の確保	同上	柏市建設関連防災ネットワーク、柏警察署、県
３	ヘリポートの開設	危機管理部、消防局	自衛隊、柏警察署、県

基本方針

- 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるよう市指定の路線から順次確保する。
- 交通の混乱防止を避けるため、早急な交通規制を行う。

１　交通規制

活動目標

３時間以内	◆ 災害情報確認 ◆ 県（公安委員会）及び柏警察署に交通規制の要請 ◆ 交通規制情報の広報 ◆ 交通規制の実施

活動方針

（１）実施責任者

市（土木部）は、災害時の緊急幹線道路の通行の確保を実施するとともに、市内の交通状況を把握し、県（公安委員会）及び柏警察署に必要な交通規制の要請を行う。

（２）交通規制道路

緊急に通行確保すべき幹線道路は、次に掲げる原則に基づき、あらかじめ定められた道路とする。

- ■ 県の指定する緊急輸送道路
- ■ 本市と近隣市を接続する幹線道路
- ■ 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- ■ 病院等の主要公共施設又は防災関係機関を接続する道路
- ■ 上記道路の通行確保が困難である場合は、これに代わるべき道路

２　輸送道路・拠点の確保

活動目標

３時間以内	◆　緊急通行車両の手続き
１２時間以内	◆　輸送道路の確保

活動方針

（１）緊急輸送道路の確保

市（土木部）は、柏市建設関連防災ネットワークの協力及び警察等関係機関と連携し、緊急輸送道路を確保するとともに早急に優先道路の応急復旧作業を開始する。

【復旧を優先させる道路】

広域基幹道路	広域的な輸送を行う道路	国道、県道など
市内幹線道路	市内の防災拠点を結ぶ道路	県道、市道など

【輸送道路の確保をするための作業】

国土交通省千葉国道事務所	■　道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上所管する道路の障害物の除去等を実施する。
柏土木事務所	■　被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送道路）について、緊急輸送道路１次路線から速やかに復旧し、交通確保に努める。 ■　そのうち救助活動及び避難通路となる道路については特に重点的に復旧作業にあたる。
市（土木部）	■　緊急輸送道路の被害情報を確認し、必要箇所の確保を図る。 ■　応急修理が困難な場合は、柏警察署等と連携し、通行止め等の措置をとる。
柏警察署	■　交通の障害となっている倒木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
道路管理者	■　車両等による道路の占有車等が発生している場合は、所有者等に移動命令をする。 ■　道路の占有車の所有者が不在の場合は、道路管理者自らが車両の移動を行う。

（２）緊急通行車両

市（危機管理部）は、災害応急対策に使用する車両については、事前に公安委員会に申請し「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。交付された標章は、災害時当該車両の前面に箇所に掲示し、証明書は当該車両に備えつける。

※　緊急輸送（通行）車両確認証明書等・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　９－２】

３　ヘリポートの開設

活動目標

３時間以内	◆　開設予定地の決定
24 時間以内	◆　ヘリポートの開設

活動方針

（１）開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、千葉県からの指示、若しくは本部長の指示により、予め指定した予定地から選定する。臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等を事前に把握しておく。（第２章第３節第５「交通輸送体制」参照）

ただし、指定した予定地が被災状況により使用できない場合は、次の条件にあてはまる場所から代替地を選定する。

（２）開設の方法

ア　地表面の条件

(ｱ) 舗装された場所が最も望ましい。

(ｲ) やむを得ずグランド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は充分に散水する。草地の場合は、硬質で丈の低いものであること。（資料編 9-３「ヘリコプター臨時離着場」参照）

イ　着陸点の表示

着陸点には、基準のＨの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（又は旗）を掲揚若しくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

（３）その他の留意事項

ア　離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと。

イ　救急車、輸送車両の出入に便利なこと。

ウ　電話その他の通信手段の利用が可能であること。

エ　緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をしてパイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第９　物資供給・給水

項目		担当部局	関係機関
1	物資供給活動	経済産業部、農業委員会事務局	千葉県トラック協会、柏市石油商業協同組合
2	給水活動	上下水道局	柏市管工事協同組合

基本方針

- 市の備蓄品は各コミュニティエリア内（２１エリア）での効率的な物資運搬を行う。
- 各給水所を迅速に開設し、関係機関との連携のもと円滑な配給を行う。

１　物資供給活動

活動目標

３時間以内	◆　車両等の確保 ◆　地区災害対策本部（各近隣センター）に物資担当の配置 ◆　避難所情報（要物資情報）の確認 ◆　避難所・医療機関への備蓄物資運搬開始 ・各防災備蓄倉庫から緊急物資（毛布、非常食、医薬品等）を運搬 ◆　燃料供給方針の決定
12 時間以内	◆　緊急応援要請の実施（品目・数量） ◆　救援物資受入拠点の決定 ◆　医療機関への燃料供給開始
２４時間以内	◆　応援物資供給体制の確立 ◆　備蓄資器材の避難所配置
１週間以内	◆　市内事業者（協定締結先、食品工場、公設市場）からの供給可否確認

活動方針

市（経済産業部）は、千葉県トラック協会、柏市石油商業協同組合等と連携して、物資供給活動を行う。

（１）輸送体制の確保

地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定を締結している千葉県トラック協会等を通じて避難所までの輸送体制を確保する。災害状況により確保が困難な場合、各地区災害対策本部は、地域の協力者から車両の提供を得る。

また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

（2）燃料の確保

協定を締結している柏市石油商業協同組合と協議し、燃料の供給方針を決定する。また、自家用給油取扱所（緊急自動車・避難所の発電機用）の燃料の供給方針も決定する。

（3）備蓄物資の運搬

地区災害対策本部に参集した職員は、他の本部員等と協力し、各コミュニティエリア内の防災備蓄倉庫から、必要な物資を避難所に運搬する。なお、各避難所には 200 人分(一部避難所は 100 人分)の食糧・飲料水等は既に配備されていることを念頭におく。

この場合、使用する運搬車両の優先順位は次のとおりとする。

① 千葉県トラック協会
② 協力者の車両
③ 公用車（近隣センターの管理車両等）

（4）物資の調達・供給

協定を締結している事業者や市内食品工場、柏市公設市場内の卸売業者等から調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

千葉県や他の自治体等への応援要請は、第３章第２節第４の２「物的応援要請・受援」を参照する。

2　給水活動

活動目標

３時間以内	◆ 柏市上下水道局災害対策本部の設置 ◆ 被害状況の把握を開始 ◆ 被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告 ◆ 応援要請（給水車等） ◆ 広報活動開始 ◆ 水質検査開始
６時間以内	◆ 応急給水担当職員を給水拠点に配置
12 時間以内	◆ 応急給水優先病院への緊急給水開始 ◆ 応急給水活動開始（水源地、耐震性貯水槽、災害用井戸）
２４時間以内	◆ 応援要請（技術者・重機・資機材等） ◆ 応急復旧工事計画の策定
72 時間以内	◆ 応急給水活動開始（給水タンク）

活動方針

市（上下水道局）は、柏市管工事協同組合等と連携して、応急給水活動を実施する。

（1）柏市上下水道局災害対策本部の設置

上下水道局内に柏市上下水道局災害対策本部を設置する。組織は、総務班、給水班、水道復旧班、下水道復旧班、浄水班の５班構成とする。

（2）被害調査

柏市管工事協同組合の協力を得て、予め定めた被害調査ルートを点検し、被害箇所を特定する。

（3）給水活動

ア　緊急給水

災害時に優先的に給水する医療機関（第２章第３節第３「物資供給・給水体制」参照）、給水タンクに対し緊急給水を開始する。

イ　応急給水

(ｱ) 飲料水

飲料水にかかる応急給水所（第２章第３節第３「物資供給・給水体制」）について、柏市管工事協同組合等の協力を得て開設する。配給にあたっては地域住民の協力を得て実施する。

(ｲ) 生活用水

防災用簡易井戸（手こぎ式）からの給水については、施設管理者や地域住民等の協力を得て配給する。

「災害用井戸協力の家」からの給水については、町会・自治会・区等内でのルールに従い、配給する。

（4）応援要請

被害状況や復旧までの長期化などを勘案し、必要であれば各関係機関や協定先に給水車などの応援要請を行う。

（5）水質検査

水道水の安全を確保するため、消毒効果（残留塩素）確認等の水質検査を速やかに実施する。

第１０　遺体対応・安否不明

項目		担当部局	関係機関
1	遺体収容・埋火葬	市民生活部、福祉部	柏警察署、自衛隊、救護本部、葬祭事業者
2	安否不明者捜索	市民生活部、福祉部	柏警察署、自衛隊、葬祭事業者

基本方針

● 医師会・歯科医師会と連携して、身元不明者遺体の早期判明を行う。

１　遺体収容・埋火葬

活動目標

１２時間以内	◆ 遺体安置所の指定・開設 ◆ 医療機関等からの遺体収容開始 ◆ 遺体収容・安置・検案開始
１週間以内	◆ 身元不明遺体埋火葬の検討

活動方針

市（福祉部）は、柏警察署、救護本部等と連携して、遺体対応を行う。

（１）遺体収容の開始

ア　市内葬儀業者・ウィングホール柏斎場への協力依頼

市内葬儀業者及びウイングホール柏斎場の被災状況及び稼働状況を確認し、稼動可能であれば協力を依頼する。

【依頼内容】

□ 遺体搬送の可否	□ 遺体収容可能数	□ 火葬可能数（ウイングホールのみ）
□ 納棺用品	□ ドライアイス保有状況	

イ　遺体安置所指定

市内葬儀業者及びウイングホール柏斎場で安置できない遺体が発生するおそれがある場合は、市内体育館等を遺体安置所として指定する。

（２）遺体収容・安置・検案開始

ア　遺体収容・安置

被災現場からの搬送、または医療機関、警察、自衛隊又住民等からの要請により、市内の引受人のない遺体を収容し、安置する。なお、遺体の収容先は、その後の見分、検視、医師による検案作業及び遺族感情に配慮したものとする。

イ　遺体検案

収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。身元不明者については、遺体及び所持品等の写真を撮り、指紋採取、特徴等を記録し、遺留品を保管する。また、死体処理台帳を作成し安否不明者との照合を行う。

【遺体の収容及び検案場所として適した場所】

- 地震後の断水も想定し、遺体や所持品の洗浄を行うのに充分な水が確保できる施設。
- 遺族の身元確認入口と遺体搬入口が重ならないなど複数の出入り口を要する施設。
- 活動場所を幾つかに区切ることのできるだけのスペースを確保できる施設

（3）応援要請完了

遺体数が多数のため火葬場で処理できない場合は、千葉県、近隣市に応援を要請する。

（4）身元不明遺体埋火葬の検討

引取人のいない遺体について、応急措置として火葬を行う。

火葬又は他機関における措置が困難な場合は、遺体の仮埋葬を検討する。仮埋葬した遺体は火葬可能となり次第、順次火葬する。

埋火葬措置を行う場合は、市民生活部から埋火葬許可証を受けること。

火葬又は仮埋葬した者の遺骨（火葬時）、仮埋葬の場所、遺留品、検案書、記録等は管理を徹底すること。

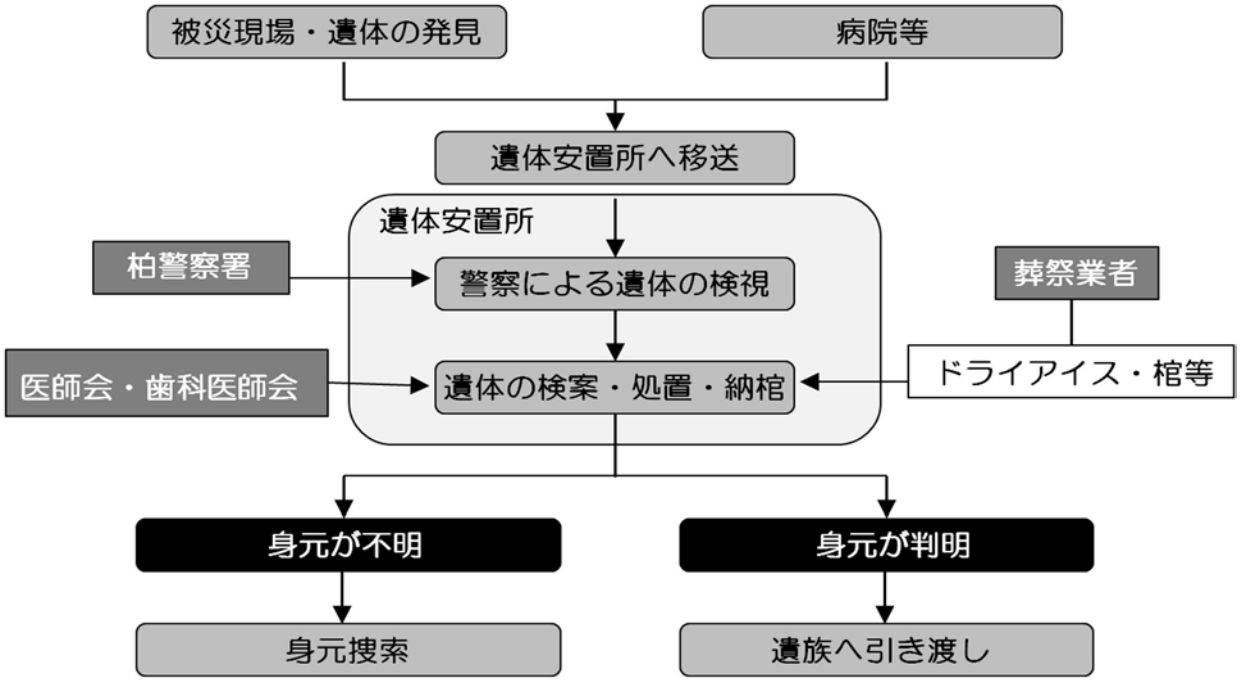

２　安否不明者捜索

活動目標

７２時間以内	◆　安否不明者の捜索開始 ・安否不明者相談窓口の開設 ・要配慮者の未確認者調査 ・千葉県、近隣市への協力要請 ・マスコミへの協力要請
１週間以内	◆　死亡者・安否不明者の確認作業開始

活動方針

市（福祉部）は、柏警察署、自衛隊、消防局等と連携して、安否不明者の身元確認作業を行う。

（１）安否不明者の捜索

ア　安否不明者相談窓口の開設

市（福祉部）は、要捜索者リストの相談窓口を開設し、安否不明者情報と住民記録情報及び戸籍情報との確認・照合を行うなどして要捜索者リスト台帳を作成する。

イ　捜索の実施

要捜索者リストをもとに、特に被害の大きい地域や各避難所を中心に、柏警察署、自衛隊、消防局、救護本部（医療機関）、地域住民の連携・協力により捜索する。

ウ　要配慮者の未確認者調査

柏市防災福祉 K-Net による未確認要配慮者に対し、登録者の発災前の生活状況（資料）から再調査を行い台帳の確認を行う。未確認者については安否不明者として捜索を開始する。

エ　千葉県・近隣市への協力要請

作成した要捜索者リストを千葉県及び近隣市へ提出し、安否不明者の捜索について協力を要請する。

オ　マスコミへの協力要請

作成した要捜索者リストをマスコミへ提出し、安否不明者の捜索について協力を要請する。

（２）安否不明者の氏名情報等の公表

災害時において、安否不明者の氏名情報等は今までは公表していなかったが、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等を公表する。

ア　公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。

(ｱ) 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合

(ｲ) 当該安否不明者が DV 等支援措置対象者であるか、又は、不明の場合

(ｳ) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

イ　公表範囲

氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況

（3）安否不明者・死亡者の確認

市（市民生活部）は安否不明者の住民記録情報及び戸籍情報からその所在を確認し、死体処理台帳との照合を行う。死体処理台帳と要捜索者リストとの照合が確認された場合は、埋火葬許可証を発行するとともに、死亡処理事務を進める。

※　安否不明・遺体対応の手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　１１－１】

第１１　災害拡大防止対策

項目		担当部局	関係機関
１	土砂災害対策	危機管理部、企画部、広報部、都市部、消防局	県、柏警察署、消防団、町会・自治会・区等
２	危険物等災害防止対策	危機管理部、消防局	県、柏警察署、危険物等取扱施設

基本方針

- 早期に被害状況を把握し、二次災害の防止を図る。
- 迅速な避難行動の判断を決定する。

１　土砂災害対策

活動目標

３時間以内	◆　市内被害確認開始 ・危険箇所の被害確認 ・気象予測 ◆　避難情報の発令 ・高齢者等避難（警戒レベル３） ・避難指示（警戒レベル４） ・広報活動、避難誘導 ◆　避難所の開設

活動方針

（１）市内被害確認開始

ア　危険箇所の被害確認

市（都市部）は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の巡視や市民からの情報を通じて、災害発生場所や土砂災害前兆現象を把握し、土砂災害が発生するおそれがある箇所を特定する。

土砂災害警戒区域	116 箇所
急傾斜地崩壊危険区域	４箇所
基礎調査予定箇所	82 箇所

イ　気象予測

市（都市部）は、本部事務局（情報統制班）と連携し気象情報、地震情報を収集し、今後の被害を予測する。

（２）避難情報の発令

ア　高齢者等避難（警戒レベル３）

市（本部事務局（情報統制班））は、土壌雨量の状況を勘案し、避難の指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため「高齢者等避難（警戒レベル３）」を伝達する。

イ　避難指示（警戒レベル４）

市（本部事務局（情報統制班））は、余震、土壌雨量などの状況を勘案し、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況や危険の切迫性に応じて本部長へ避難指示（警戒レベル４）等の発令を打診する。

本部長は、打診内容により迅速に措置を講ずる。また、必要に応じ災害対策基本法第６３条の警戒区域の設定を行う。

また、市（土木部）は、柏警察署と協議し、道路交通規制区域及び迂回路の設定を行う。国道、県道は、国、県と協議する。

ウ　広報活動

防災行政無線塔による一斉放送、警鐘、かしわメール配信サービス、防災アプリ、Ｘ、LINE、広報車の巡回、報道機関の協力等あらゆる広報手段を活用する。

エ　避難誘導

警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力により避難誘導を行う。誘導にあたっては、高齢者、幼児、傷病者、障害者その他単独での避難が困難な人を優先する。

２　危険物等災害防止対策

活動目標

１時間以内	◆　災害情報の収集 ◆　警戒区域の設定

活動方針

市（消防局）は、各事業所と連携して、危険物等災害防止対策を行う。

（１）高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生した時、又は火災、水災等により危険な状態になった時は、緊急に行う設備等の点検や応急措置について速やかに適切な措置を講ずるよう指導する。

（2）石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者緊急が行う設備等の点検や応急措置について速やかに適切な措置を講ずるよう指導する。

（3）火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により火薬類保管施設が火災、水災等により危険な状態になった時は、製造保安責任者その他施設の責任者に対して次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察署及び消防局等に届け出るよう指導する。また、各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
施設の責任者	■ 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。 ■ 道路が危険である又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ■ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張等で安全に密閉し、木部には消火措置を講じ爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
消防局	■ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止するなど、消防計画に定める消防活動を行う。 ■ 施設の責任者及び現場の消防責任者と連携して、応急対策の実施にあたるとともに警戒区域等を設定する。
柏警察署	■ 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。 ■ 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
関東東北産業保安監督部	■ 火薬類製造事業者等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予測される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

（4）毒物・劇物保管施設の応急措置

毒物、劇物保管施設の応急措置の各機関の応急措置については次のとおりとする。

また、各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
消防局	■ 火災に際しては、施設責任者と連絡を密にして警戒区域の設定を図るとともに施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 ■ 消防活動は消防計画に基づき行う。
柏警察署	■ 中毒防止方法の広報活動を実施する。 ■ 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。 ■ その他危険物保管施設の応急対策計画を準用する。
健康医療部	■ 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者から緊急通報があった場合は、状況に応じてほかの防災機関と連絡調整を図る。 ■ また、大量流出事故に際しては医療機関に連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

（5）危険物等輸送車両の応急対策

危険物等輸送車両の応急対策の各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
消防局	■ 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ■ 必要に応じ地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ■ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
柏警察署	■ 警察署は輸送中の車両については、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ■ 災害が拡大するおそれのあるときは、経済産業省関東東北産業保安監督部を通じて、県内又は隣接県に所在する各県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を要請する。
日本貨物鉄道㈱	■ 危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道㈱における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。
関東東北産業保安監督部	■ 正確な情報は把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ■ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発令する。 ■ 災害が拡大する恐れのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	■ 危険物輸送の実態に応じ次に掲げる対策を推進する。 ■ 災害時の緊急連絡設備を整備する。 ■ 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるように対策を講じる。 ■ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

3　地震水害対策

地震水害等の発生に対する水防活動については、「本地域防災計画（風水害等編）」並びに「消防計画」に基づき実施する。

第３節　まちの機能を回復させる

第１　ライフライン・道路等の応急復旧

項目		担当部局	関係機関
１	電力・ガス・通信・交通施設	危機管理部、企画部	ライフライン機関、鉄道機関
２	上水道施設	上下水道局	柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部
３	下水道施設	上下水道局	柏市建設関連防災ネットワーク
４	道路・橋りょう	土木部	千葉国道事務所柏維持修繕出張所、柏土木事務所、東日本高速道路㈱、柏市建設関連防災ネットワーク
５	河川管理施設・その他公共施設	経済産業部、土木部	県、郵便局、利根土地改良区
６	一般廃棄物収集処理施設	環境部	県、一般廃棄物委託・許可業者、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

基本方針

- 各応援協定に基づく体制を中心にして早期に復旧作業を実施する。
- ライフラインは市民生活の生命線となるため、復旧に関する情報の提供を確実に行う。

１　電力・ガス・通信・鉄道施設

活動目標

１時間以内	◆　被災把握 ◆　被災状況の広報
２４時間以内	◆　応急復旧工事の開始

活動方針

（１）電力施設

東京電力パワーグリッド㈱は市（危機管理部）と下記の通りに連携して活動する。
所内に非常災害対策本部を設置し、災害の程度に応じた応急復旧対策にあたる。

ア　非常時の通信手段

災害時においては、専用のホットラインや災害時優先電話等、個別の連絡先を通して、市から東京電力パワーグリッド㈱へ連絡を行う。

イ　応急対策への協力

- ■　電力施設の被害状況等の収集、提供
- ■　被害状況、復旧状況の住民への広報
- ■　応急対策に必要な施設や資機材等の提供

ウ　優先活動の実施

応急工事に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる官公庁（署）、避難施設等を優先する等、供給上、復旧効果の大きいものから行う。

電源車の派遣先についても、事前に定めた優先順位をもとに、上記の施設等に優先的に配備する。

（2）都市ガス施設

京葉ガス㈱及び京和ガス㈱は市（危機管理部）と連携して次の施策を実施する。

地震等の非常災害が発生した場合には速やかに本社内に地震災害対策本部を設置し応急対策措置をとる。

ア　応急対策への協力

- ■　都市ガス施設の被害状況等の収集、提供
- ■　被害状況、復旧状況の住民への広報
- ■　応急対策に必要な施設や資機材等の提供

イ　優先活動の実施

応急対策上及び防災上特に必要があると認める施設、地域を優先的に復旧活動を行う。

（3）通信施設

電気通信事業所は市（危機管理部）と連携して次の施策を実施する。

東日本電信電話㈱及び㈱NTT ドコモ、ＫＤＤＩ㈱及びソフトバンク㈱は、その状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

ア　応急対策への協力

- ■　通信施設の被害状況等の収集、提供
- ■　被害状況、復旧状況の住民への広報
- ■　応急対策に必要な施設や資機材等（電話機等）の提供

イ　優先活動の実施

応急対策上及び防災上特に必要があると認める施設、地域を優先的に復旧活動を行う。

（４）放送機関

ＮＨＫ、千葉テレビ、Ｊ：ＣＯＭ等放送機関は、地震が発生した場合、放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速、正確かつ適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

（５）鉄道施設

ア　災害時の活動体制

(ｱ) 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため災害対策本部等を設置する。

(ｲ) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

イ　災害時の初動措置

災害発生と同時に各交通機関は運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

ウ　乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。

エ　事故発生時の救護活動

地震により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

２　上水道施設

活動目標

３時間以内	◆　被害状況の把握を開始（水道施設(水源地)） ◆　水道管路の被害調査の開始
１２時間以内	◆　応急復旧工事計画の策定（水源地）
２４時間以内	◆　応急復旧工事計画の策定（水道管路） ◆　応援要請（技師、重機、資機材）
７２時間以内	◆　応急復旧工事開始 ◆　復旧長期化対策の検討

活動方針

市（上下水道局）は、柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部と連携して、応急復旧活動を行う。

（１）被害把握

ア　水道施設（水源地）、水道管路等の被害確認

市内の水道管、水源施設（水源地）の被害調査を開始する。断水・減水地域を把握したときは、即時、本部及び市（消防局）へその旨を報告する。

イ　水道管工事業者の稼働確認

柏市管工事協同組合など市内水道工事業者の稼働状況及び資材在庫状況を確認する。

（２）応急復旧工事計画の策定

ア　被害箇所の詳細調査

被害区域の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる。

イ　復旧工事計画の策定・工事の実施

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定し、優先順位が高い箇所から設計を行い復旧工事を開始する。

（３）応援要請

復旧工事に必要な技術者、専門職及び重機、資機材の不足分については、千葉県水政課、日本水道協会千葉県支部、関係市等への応援要請を行う。

３　下水道施設

活動目標

３時間以内	◆　被害状況確認 ◆　応急対応開始 ◆　交通規制開始
２４時間以内	◆　応援要請 ◆　応急復旧工事計画の策定
４８時間以内	◆　応急復旧工事開始

活動方針

市（上下水道局）は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、応急復旧活動を行う。

（１）被害の確認

下水道施設（汚水管、雨水管、処理場）、千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害確認を行う。

また、国道、県道、鉄道施設内で被害箇所を確認した場合は次のとおり連絡する。

国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所
県道	柏土木事務所
ＪＲ	柏駅事務所
東武鉄道	
つくばエクスプレス	守谷駅事務所

（2）　工事体制の確立

ア　柏市建設関連防災ネットワークとの連携

柏市建設関連防災ネットワークとの連携により、工事体制・資機材の確保、雨水管被害による水害対策などを迅速に行う。

イ　広報活動

汚水管の被害区域については、排水禁止の緊急広報を実施する。

ウ　交通規制

(ｱ) 交通規制区域の設定

汚水管及び雨水管被害発生箇所の交通規制区域及び迂回路の設定を行う。

国道、県道は、国、県と協議する。

(ｲ) 柏警察署への協力要請

交通規制区域の設定に伴い、交通量が多い区域又は危険度が高い区域など警察官の配置が必要な箇所については、柏警察署に協力を要請する。

（3）応援要請

復旧工事に必要な技術員、専門職及び重機、資機材の不足分については、県・協定締結市等への応援要請を行う。

（4）復旧工事計画の策定

ア　被害箇所の詳細調査

被害区域の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる。

イ　復旧工事計画の策定・工事の実施

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定する。復旧工事計画を受け、優先順位が高い箇所から設計を行い工事を開始する。

４　道路・橋りょう

活動目標

３時間以内	◆　被害状況確認 ◆　応急対応開始 ◆　交通規制開始
１２時間以内	◆　緊急輸送道路等主要道路の確保完了
２４時間以内	◆　応援要請 ◆　応急復旧工事計画策定
４８時間以内	◆　応急復旧工事開始

活動方針

市（土木部）は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、応急復旧活動を行う。

（１）被害把握

市内道路、橋梁の陥没、亀裂、障害物等の被害調査を行う。大規模被害を確認したときは、即時危機管理部に報告する。

国道、県道において被害箇所を確認した場合は次のとおり連絡する。

国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所
県道	柏土木事務所

（２）工事体制の確立

ア　柏市建設関連防災ネットワークとの連携

柏市建設関連防災ネットワークとの連携により、工事体制・資機材の確保等を迅速に行う。

イ　交通規制

(ｱ) 交通規制区域の設定

通行に危険が生じる区域又は救助活動に支障が生じる区域の交通規制区域及び迂回路の設定を行う。国道、県道は、国、県と協議する。また、交通規制区域を設定したときは、柏警察署へその区域を連絡する。

(ｲ) 柏警察署への協力要請

交通規制区域の設定に伴い、交通量が多い区域又は危険度が高い区域など警察官の配置が必要な箇所については、柏警察署に協力を要請する。

（３）緊急輸送道路等主要道路の確保

救助活動や受援活動を円滑に行うため、国、県及び柏市建設関連防災ネットワークと連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。

（４）応援要請

復旧工事に必要な技術員、専門職及び重機、資機材の不足分については、県・協定締結市等への応援要請を行う。

（５）復旧工事計画の策定

ア　被害区域（道路・橋りょう等）の詳細調査

被害区域（応急復旧工事完了区域を含む）の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる。

イ　復旧工事計画の策定

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定する。復旧工事計画を受け、優先順位が高い箇所から設計を行い工事を開始する。

５　河川管理施設、その他公共施設

活動目標

３時間以内	◆　被災把握 ◆　被災状況の広報
７２時間以内	◆　応急復旧工事開始

活動方針

（１）河川施設管理

地震の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行うものとする。

市土木部	■　管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 ■　移設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。 ■　低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。
柏土木事務所	■　堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 ■　市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所	■　地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の国土交通省管理の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ■　橋りょう、排水施設等の許可工作物についても概略的な被災状況の把握を速やかに行う。 ■　破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う許可工作物等の応急対策に関し、要請があれば技術的指導及び助言を行う。

第２　建物等の応急復旧

項目		担当部局	関係機関
１	障害物の除去	環境部、土木部	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク、柏市社会福祉協議会
２	応急危険度判定	危機管理部、都市部	千葉県建築士会柏支部、千葉県建築士事務所協会東葛支部、県
３	応急仮設住宅	市民生活部、都市部	

基本方針

- 建物や工作物、樹木等の倒壊に伴う障害物は、速やかに一時集積地に搬出する。
- 余震等による二次被害を防止し、住民の安全確保を図る。
- 避難生活を余儀なくされた住民の住宅環境を早期に整える。

１　障害物の除去

活動目標

３時間以内	◆　障害物除去方針の広報
７２時間以内	◆　道路障害物の把握・除去 ◆　住宅関係障害物の把握・除去
１か月以内	◆　河川関係障害物の把握・除去

活動方針

（１）住宅関係障害物

本部長は、実施の必要があると認めたとき、住宅関係の障害物の除去を決定する。除去の実務作業は市（土木部）が、市内の柏市建設関連防災ネットワークの協力を得て行う。

また、市のみで処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、災害救助法が適応された場合は知事が行い、本部長はこれを補助するものとし、手続等は災害救助法の適用による。

（２）道路関係障害物

市（土木部）は、道路上の障害物の除去は自動車、死体等の特殊なものを除き、道路法に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模、障害の内容により関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

（３）河川障害物

市（土木部）は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部、関係機関及び市内の土木業者等と協力して実施するものとする。

（４）環境汚染の防止

市（環境部）は、倒壊建物の解体又は撤去等に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和５年４月 環境省水・大気環境局大気環境課）等を参考にし、環境監視体制の配備を図るとともに、環境汚染防止の強化を図る。

２　応急危険度判定調査

活動目標

３時間以内	◆　応急危険度判定実施要否判断の情報収集 ◆　応急危険度判定調査の準備開始
１２時間以内	◆　応急危険度判定実施本部の設置 ◆　応急危険度判定有資格職員の招集 ◆　防災拠点施設の応急危険度判定開始
２４時間以内	◆　被災建物の現地調査 ◆　応援要請
７２時間以内	◆　一般住宅等の応急危険度判定開始
１か月以内	◆　応急危険度判定実施記録の策定 ◆　応急危険度判定実施本部の解散 ◆　被災住宅の応急修理完了

活動方針

市（都市部）は、地震発生後において被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

（１）被災建築物の応急危険度判定

ア　応急危険度判定実施本部の設置

建築指導課長を実施本部長とする柏市被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するとともに、県に報告する。

イ　応急危険度判定士の確保

本部長は、全庁から応急危険度判定士の資格を有している市（職員）を招集し、実施本部長に応急危険度判定の実施を指示する。

ウ　応急危険度判定調査対象建築物の検討

実施本部長は、被害状況、被災地の状況等を考慮して判定実施計画を作成する。

【調査優先方針】

① 市の防災拠点施設
② 避難者のいる避難所
③ 病院等の災害対応として使用する施設
④ 大規模災害地域の一般住宅等

エ　判定作業の実施

(ｱ) 地元判定士への参集要請

実施本部長は、必要に応じて地元応急危険度判定士への参集要請を行う。

(ｲ) 応急危険度判定の実施

被災後、調査優先方針にしたがい、始めに緊急に応急危険度判定を行う必要のある施設から実施し、その後優先順位にあわせ順次判定を行いその結果を実施本部長に報告する。

(ｳ) 応援判定士への支援要請

本部長は、参集した地元判定士だけでは必要判定士数に満たない場合には、知事に対して応援判定士の支援要請を行う。

■　地元判定士
　千葉県被災建築物応急危険度判定士名簿に登録されている市内在住の判定士等に協力を要請する。
■　県・協定締結自治体
　災害の状況から判断して、応急危険度判定士、判定コーディネーター及び判定資機材等の支援を要請する。

(ｴ) 住民への広報

実施本部長は、応急危険度判定を実施するにあたり、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るため、実施状況等について広報を行う。

実施本部長は、判定開始とともに実施本部又は判定拠点に、建築物の所有者等からの相談に応じる窓口を設置する。

オ　応急危険度判定実施本部業務の終了

(ｱ) 判定の実施記録の作成

実施本部長は判定結果の集計、資料整理を行い、本部長及び知事へ報告する。

(ｲ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会への通知

実施本部長は、民間判定士等を判定活動に従事させた場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づき、判定活動状況について、翌月の２０日までに県を経由して、全国被災建築物応急危険度判定協議会に通知する。

(ｳ) 応急危険度判定実施本部の解散

実施本部長は、本部長と協議し、実施本部を解散させる。その際には知事に実施本部業務修了の連絡を行う。

（2）被災宅地の危険度判定

市（都市部、危機管理部）は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、速やかに被災宅地危険度判定を開始する。

判定の実施方針は前述の「被災建築物の応急危険度判定」に準ずる。

（3）被災住宅の応急修理

住宅が半壊・半焼等の被害を受け、自らの資力で住家の修理ができない市民、かつ修理によりとりあえずの日常生活を営むことができる市民に対し、被災住宅の応急修理を実施する。

なお、市のみでの対応が困難な場合は、国・県・協定締結自治体、関係機関の協力を得て実施する。

３　応急仮設住宅

活動目標

１週間以内	◆　必要住宅戸数の算出 ◆　応急仮設住宅建設方針の決定 ◆　集合住宅の借上げ方針の決定
２週間以内	◆　入居希望調査 ◆　借上げ住宅等の確保 ◆　応急仮設住宅への入居開始
３週間以内	◆　応急仮設住宅の建設
１か月以内	◆　借上げ住宅への入居開始

活動方針

（1）応急仮設住宅確保計画の策定

住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がなく、かつ自らの資力では住宅を得ることができない世帯数及び家族構成等を把握し、必要戸数を算出する。

（2）応急仮設住宅の建設

ア　応急仮設住宅建設方針の検討

ライフライン等の被害、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育の場等を考慮して仮設住宅建設地を選定し、建設スケジュール、住宅の形式、戸数等の建設計画を策定する。

※応急仮設住宅建設候補地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　１２－９】

イ　人材・資機材の確保

建設工事に必要となる技師の応援体制を構築するとともに、資機材の調達、要員の確保について柏市建設関連防災ネットワーク、県、協定締結自治体等へ支援要請を行う。

ウ　費用・着工・供与期間

建設費用は、災害救助法の限度額以内とし、災害発生の日から２０日以内に着工、供与期間は２年間とする。

（3）集合住宅の借上げ

ア　集合住宅の確保

一時的な応急住宅として、市内の公共住宅、社宅及び民間賃貸住宅等の空き状況を調査し、空き部屋を確保する。

イ　集合住宅借上げ方針の決定

集合住宅の借り上げ方針を決定し、国、県へ報告する。なお、集合住宅の借り上げが災害救助法の弾力的運用に適合することも考慮し、応急仮設住宅の供与の基準を準用する。

ウ　集合住宅の活用

災害ボランティア等の協力のもと、必要な補修・清掃を行い、被災者に提供するものとし、入居契約にあたっては、市、入居者、所有者の三社契約とする。

（4）入居者支援

入居者に対しては、関係部局や地域住民組織、ボランティア等との連携に努め、生活支援、自立支援、コミュニティ形成を行う。

第４節　被災者生活を支援する

第１　保健・環境衛生

項目		担当部局	関係機関
１	保健衛生活動	健康医療部、福祉部、経済産業部、環境部	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県接骨師会柏・我孫子支部
２	し尿処理対策	健康医療部、環境部、上下水道局、経済産業部	トイレレンタル業者、柏市浄化槽対策協議会、協定締結市
３	廃棄物処理対策	環境部	柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、協定締結市

基本方針

- 被災生活の影響により発生する健康被害、感染症の発生を防ぐ。
- 防疫・衛生上の観点から、消毒、し尿・廃棄物の処理を迅速に効率的・効果的に行う。

１　保健衛生活動

活動目標

７２時間以内	◆　避難所の保健衛生活動開始 ・衛生管理品の確保・配付 ・食中毒予防・防疫指導 ・入浴施設確保 ◆　被災地の保健衛生活動開始 ・感染症対策・消毒の実施（保健衛生上必要とされる場合）
１週間以内	◆　避難所の健康相談開始 ・保健師による巡回相談 ・こころの健康相談 ◆　在宅者の保健衛生活動開始
１か月以内	◆　応急仮設住宅全戸訪問の実施

活動方針

（１）避難者支援

市（健康医療部）は、避難所の保健衛生環境を調査し、予防活動を行う。

ア　衛生管理

(ｱ) 食中毒予防・防疫指導

手洗い、うがいの励行、トイレや調理環境の衛生管理、食べ残し廃棄の徹底など、食中毒予防・防疫指導を行う。また、職員やボランティアなどの炊き出し実施者や弁当納入業者に対しての管理指導を行う。

(ｲ) 入浴施設の確保

市内入浴施設（シャワー付帯施設含む）に稼働状況の確認と協力を依頼する。また、避難所の状況により、自衛隊入浴施設の設置を要請する。

(ｳ) 食中毒・感染症への対応

食中毒や感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。

イ　健康支援・相談

派遣される保健師等の協力により、高齢者等の血栓予防や健康相談を実施するとともに、派遣される精神保健福祉相談員等により「こころの健康相談」を実施し、被災者のメンタル面での支援を行う。

（2）在宅者支援

市（健康医療部）は、派遣された保健師等の協力により、在宅被災者、応急仮設住宅等の全戸訪問を実施し、台所・トイレ等の衛生管理、消毒、手洗いの励行を指導するとともに、健康支援活動を実施する。特に、高齢者や障害者等の要配慮者（災害時要支援者）の健康支援に努める。

（3）被災地支援

市（環境部）は、保健衛生上必要とされる場合、被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な感染症対策・消毒を実施する。

２　し尿処理対策

活動目標

３時間以内	◆ 被災状況確認 ◆ 仮設トイレ設置方針の検討 ◆ 非常用トイレ袋の配備 ◆ 流通品の調達要請
２４時間以内	◆ 災害用トイレ設置開始 ◆ し尿の収集・運搬計画の検討 ◆ 応援要請 ・収集（応援協定業者、他自治体） ・受入（他自治体）
４８時間以内	◆ し尿の収集・運搬開始 ◆ 応援協定業者によるし尿の収集・運搬開始

活動方針

（１）し尿処理方針の決定

市（環境部）は、水道の断水地域、下水道の被害地域、上下水道施設、山高野浄化センター、し尿処理業者の施設、車両、従業員の被災状況を把握し、仮設トイレ等の設置方針、し尿の収集・処理方針を決定する。

（２）仮設トイレの設置

市（環境部、経済産業部）は、トイレ不足の解消を図るため、仮設トイレの設置対応を行う。

ア　市防災備蓄品

仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を指定避難所等に運搬する。

イ　流通在庫（仮設トイレ）の確保

市との協定に基づき、協定先業者に在庫の確保と供給支援を要請する。また、仮設トイレレンタル業者に供給支援を要請する。

【仮設トイレ設置の優先順位】

①　避難所・避難場所　②　高層集合住宅地　③　住宅密集地

（３）収集・処理

ア　応援要請

(ｱ) 協定締結業者

収集車両が不足する場合は浄化槽対策協議会に応援要請を行う。

(ｲ) 他自治体

上下水道の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定基づき、収集車両、便袋等の支援要請を行うとともに、し尿処理施設の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定に基づき、し尿の受け入れ要請を行う。

(ｳ) 民間事業者

上下水道の被害状況に応じて、県が一般社団法人千葉県環境センター保全センターと締結している「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて応援要請を行う。

イ　土壌還元

市（環境部）は、し尿処理施設の被害状況に応じて、し尿の埋め立て（土壌還元）の可否について健康医療部と協議する。

３　廃棄物処理

活動目標

３時間以内	◆　被災状況確認
１２時間以内	◆　発生廃棄物の種別及び発生量の推定開始 ◆　廃棄物仮置場調査開始
２４時間以内	◆　廃棄物仮置場の決定 ◆　廃棄物の収集・処理方針の決定 ◆　応援要請
７２時間以内	◆　廃棄物の収集・処理方針の広報活動開始 ◆　廃棄物の収集開始 ◆　廃棄物の自己搬入受付開始

活動方針

市（環境部）は、柏市廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合等と連携して、廃棄物処理対策を行う。

（１）廃棄物処理方針の決定

南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、リサイクルプラザ、柏プラネット、関係施設及び車両や職員・従業員の被災状況を把握し、廃棄物の収集・処理方針を決定する。

※　ごみ処理施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　１２－５】

（２）収集・処理

ア　発生廃棄物（種別及び発生量）の推定

建物被害や避難所情報等により、避難所ごみ、一般ごみ等の生活廃棄物やがれきや家財等の災害廃棄物（片付けごみ）等、発生廃棄物の種別ごとの発生量を推定し、収集・処理方針を検討する。

イ　仮置場の選定

(ｱ) 調査

南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、最終処分場の敷地内のほか、使用可能な道路状況等を踏まえ、市有地等の調査を行う。道路障害物の仮置場については廃棄物の仮置きが可能な市有地等の調査を行う。

(ｲ) 選定

市有地を優先し、廃棄物仮置場の候補を選定し、候補地の地域住民との調整を経て仮置場を決定する。

ウ　応援要請

廃棄物処理業協業組合、再生資源事業協業組合などの協定業者へ廃棄物の収集、運搬協力を要請する。

また、収集車両が不足する場合や他自治体や応援協定業者の支援が必要と判断される場合は、自治体間で締結している相互応援協定や廃棄物処理業協同組合、再生資源事業協業組合と締結している廃棄物等運搬協定に基づき応援要請を行う。

エ　廃棄物の収集

避難所ごみや一般ごみ等の生活廃棄物や災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬方法は、被災後の状況に応じ、平時の生活ごみ搬出場所（ステーション）で災害廃棄物を収集する「ステーション収集」もしくは、災害発生時に指定する特定の場所でまとめて災害廃棄物を収集する「拠点収集(住民用仮置場等)」の実施を検討し決定する。

道路事情や避難所の開設状況、仮置場の状況により、通常とは異なる収集ルートとなるため安全確保を優先して収集作業にあたる。収集にあたっては、腐敗等が生じやすい可燃ごみや容器包装プラスチック類を優先し収集体制を構築する。

オ　廃棄物の受け入れ

震災により発生したがれき等の自己搬入を受け入れるとともに、状況に応じて特別回収を実施する。

カ　県への事務委託

甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

キ　国による代行処理

廃棄物処理特例地域に指定された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。

第２　生活安定・安全対策

項目		担当部局	関係機関
１	応急教育・保育	こども部、教育総務部、学校教育部	保護者、学校医
２	文化財保護	生涯学習部	
３	防犯対策	危機管理部、避難所担当部局	柏警察署
４	ペット対策	健康医療部	獣医師会、ペット愛護団体

基本方針

- 速やかな応急教育の実施により、こどもの活動の場を確保する。
- 官民一体となって犯罪の発生を抑制する。
- ペットを保護し、逸走による被害を防止する。

１　応急教育・保育

活動目標

３時間以内	◆　保護者引渡し ◆　避難所（所管施設）の被害情報収集
24 時間以内	◆　避難所運営支援
７２時間以内	◆　教育の場の確保 ◆　保育の再開 ◆　学級の編成 ◆　応急教育・保育の実施
１か月以内	◆　学用品の調達

活動方針

（１）応急教育の実施

ア　災害発生直後の体制

地震災害発生直後には、傷病者の応急措置、避難等、園児・児童・生徒の安全確保と保護を優先して活動する。

- ■　安否確認と応急措置
- ■　保護者への引渡し
- ■　保護者へ引渡しができない児童の保護・保育を行う（保護者との連絡調整）
- ■　避難情報の収集と避難所運営の支援

イ　心のケア対策

こどもは、災害後の生活に適応することが難しく、また、感情を表現することが苦手なため、ストレス度合いが高くなる傾向にある。学校でのケアは、市の教育委員会とスクールカウンセラーや養護教諭、担任教師など学校現場、専門機関そして地域が連携して取り組む。

ウ　応急教育の実施

学校長は、施設や通学路の被害状況を調査し、応急教育実施のための場所、教科書・学用品等の調達に努め、一刻も早い授業の再開ができる環境を整備する。

【施設の応急復旧】

被害が軽微な場合	■　応急措置を講じ、教育を再開する
学校の校舎の一部が被害	■　残存の安全な教室で再開する（臨時体制）
学校の校舎の全部が被害	■　一時的に施設を閉鎖。応急措置後の学校の校舎、公共施設（公民館・近隣センター等）を使用して再開する。応急仮設校舎の建設を検討する。

【応急教育のおもな内容】

■ 心の安定に配慮した授業内容
■ 教具、資料を要するものはなるべく使用しない授業内容
■ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
■ 住宅・入浴・トイレ等の衛生指導

【学用品の調達及び支給】

■ 支給の対象者
・災害によって住家に被害を受け、学用品がなく、就学に支障を生じている児童生徒等
・市立の小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒
■ 支給の品目
・教科書、教材、文房具、通学用品等
■ 学用品給与の費用限度
・被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内

（2）授業料等の免除

児童（生徒）の被災状況に応じて、関係条例及び規則の定めるところにより授業料の減免を行うことができる。

２　文化財保護

活動目標

３時間以内	◆　施設入館者等の避難誘導 ◆　火災等の出火防止
24 時間以内	◆　被害拡大防止措置

活動方針

市（生涯学習部）は、所有者（管理者）と連携して、文化財の保護活動を行う。

（１）人命救助・出火防止

災害時は、速やかに施設入館者等の避難、人命救助活動を優先して行うとともに、出火、消火、延焼防止等の対策をとる。

（２）文化財の被害拡大防止

文化財に被害が発生した場合は、その所有者（管理者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財は県教育委員会へ、市指定の文化財は市教育委員会へ報告する。

また、関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

３　防犯対策

活動目標

７２時間以内	◆　被災地域の警戒パトロール ◆　避難所における防犯パトロール

活動方針

本部は、柏警察署と連携して、避難所や被災地域の防犯活動を行う。

（１）不在家屋・事務所対策

被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所、又は店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法の発生、放火等からの防犯対策について万全を期すものとする。

柏警察署は、事件が発生、又は発生するおそれがある場合には、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

（２）避難所対策

老若男女を問わず不特定多数の住民が生活を送る避難所では、主として女性・子ども・障害者が犯罪の被害者になる例が多く報告されている。

このため、こうした犯罪が発生しないよう、防犯活動をルール化し、柏警察署や避難所運営組織、地域住民との連携のもとで防犯パトロールを徹底する。

４　ペット対策

活動目標

３時間以内	◆　ペットの逸走対策 ◆　柏市動物救護本部・動物救護センターの設置・運営
12 時間以内	◆　避難所におけるペットの適正飼育の助言を実施
１週間以内	◆　関係機関に応援を依頼

活動方針

緊急災害時においては人命救助が優先であるが、ペットの保護及びペットによる人への危害防止の観点から、市（健康医療部）は、ペットの逸走防止、捕獲収容及び餌の確保等の救護措置を関係機関等との連携のもとに計画的に実施する。

（１）被災地域におけるペットの保護

災害時におけるペットの避難等は、原則、飼育者が責任をもって行うものとするが、飼育者がわからない、負傷又は放し飼い状態のペット等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市健康医療部や柏市動物救護本部、動物救護センター、県動物愛護センターが獣医師会等関係団体やボランティアと連携し救護、保護等を行う。

危険動物については、飼育者や警察官の元で情報を把握し必要な処置を行う。

（２）避難所におけるペットの適正な飼育

ペットと同伴で避難（ケージに入れ、避難所内で飼育）することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結に努めることとし、「ペット避難受入れに関するガイドライン」（令和５年９月１日発行）に基づいて対応する。

この場合の衛生対策として、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、飼育者の把握に努める。把握した飼育状況は、各避難所から災害対策本部へ報告する。なお、盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、避難所において飼育者と同居できるものとする。

- ■　各地域の被害状況、避難所でのペット飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- ■　避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整
- ■　他県市への連絡調整及び要請

第３　相談対応

担当部局	関係機関
総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局	県、柏警察署

基本方針

● 混乱防止と被災者の不安解消のため、災害相談窓口を直ちに開設する。

活動目標

24 時間以内	◆　災害相談窓口の開設

活動方針

（1）災害相談窓口の開設

本部長は、大規模な地震が発生したとき、必要に応じて市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問合せの相談に応ずるための災害相談窓口の開設を指示し、相談・問合せ受付業務を実施する。

（2）県による災害相談の実施

千葉県は、県庁内に被災者総合相談窓口を設置し、被災者への情報提供を行う。

ア　個別相談窓口の設置

税務、福祉、医療、商工、農林及び水産、土木、都市、教育及び女性や子育て世代のための相談等の個別相談窓口を設置する。

イ　被災地への相談事業等の展開

災害によるショック、避難生活の長期化への対応、被災した住宅の復興を支援するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

■　要介護者への巡回相談事業の実施
■　被災児童生徒及び親への相談事業の実施
■　住宅金融支援機構による住宅被災者に対する相談等の実施

ウ　関係機関との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

（3）柏警察署による災害相談

柏警察署は、警察署又は派出所その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

第５節　災害救助法・激甚災害指定業務

担当部局	関係機関
危機管理部、福祉部	国、県

（1）災害救助法

ア　災害救助法の適用基準

市長は、市の災害の規模が次の災害救助法の適用基準に該当する場合、又は基準を上回ると予想されるときは、直ちに知事に報告し、災害救助法適用を申請する。

適用要請の特例（災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第５条）

市長は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときには救助に着手するものとし、その状況を直ちに知事に報告するものとする。

【災害救助法の適用基準】

指　標　と　な　る　被　害　項　目	適用の基準	該当号
柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	150 以上	第１号
千葉県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	2，500 以上	第２号
そのうち柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	75 以上	
千葉県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	12，000 以上	第３号
そのうち柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	多数※１	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数※２	第４号

（※１、※２の場合には、知事が内閣総理大臣と協議する。）

※「災害が発生するおそれがある段階」においては、国が災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域単位で行う。

イ　救助業務の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長はこれを補助するものとなる。

ただし、市長は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは救助に着手するものとする。

また、知事は災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

【災害救助法による救助の内容等】

災害救助法第４条における救助の種類	本計画における関連箇所
避難所及び応急仮設住宅の供与	第３章第３節第２　建物等の応急復旧
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	第３章第２節第９　物資供給・給水
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第３章第２節第９　物資供給・給水
医療及び助産	第３章第２節第３　医療・救護
被災者の救出	第３章第２節第１０　遺体対応・安否不明
被災した住宅の応急修理	第４章第１節　生活の安定化を目指す
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	―
学用品の給与	第３章第５節第２　生活安定・安全対策
埋葬等	第３章第２節第１０　遺体対応・安否不明
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	―

「災害救助法」

災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律。救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担することを定めている。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間・・・・・・・・・・【資料編　12－1】

（2）激甚災害の指定

ア　激甚災害指定の手続

市長は、災害が発生した場合は、速やかに激甚災害指定の手続を行う。

- 市長は、被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する
- 知事は、市長からの報告内容により、必要と認めた時は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第 53 条）
- 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する
- この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する

イ　激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ■ 災害の原因
- ■ 災害が発生した日時
- ■ 災害が発生した場所又は地域
- ■ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
- ■ 災害に対しとられた措置
- ■ その他必要な事項

ウ　激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月７日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　12－2】
※局地激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　12－3】

エ　特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第４章　復旧・復興計画

第１節　生活の安定化を目指す

項目		担当部局	関係機関
１	被災者の生活確保	危機管理部、財政部、福祉部、経済産業部	柏市社会福祉協議会、公共職業安定所、郵便局、日本放送協会
２	罹災証明・被災届出証明の発行	財政部	千葉県土地家屋調査士
３	義援金品の受け入れ・配分	財政部、福祉部、会計課	柏市赤十字奉仕団等の各種団体

基本方針

- 被災した市民、事業者の速やかな再建を支援する。
- 離職者に対し、雇用支援制度の情報提供と手続きの迅速化に努める。

１　被災者の生活確保

（１）支援金の支給・貸付

被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する。

（円）

被災世帯の区分（損害割合）	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建手段	支給額
全壊(50%以上)解体・長期避難	100 万	建設・購入	200 万
		補修	100 万
		賃借	50 万
大規模半壊(40%台)	50 万	建設・購入	200 万
		補修	100 万
		賃借	50 万
中規模半壊(30%台)	―	建設・購入	100 万
		補修	50 万
		賃借	25 万

<table>
<tr><td>災害弔慰金等</td><td>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び柏市災害弔慰金条例（昭和 50 年柏市条例第 16 号）に基づき、遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、障害を負った市民に災害障害見舞金の支給を行う。
<table><tr><td>災害弔慰金</td><td>生計維持者　５００万円　　その他　２５０万円</td></tr><tr><td>災害障害見舞金</td><td>生計維持者　２５０万円　　その他　１２５万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>災害見舞金等</td><td>災害により住家に被害を受けた市民に対し、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金、災害給付金を支給する。</td></tr>
<tr><td>資金の貸付</td><td>被災者のうち要件に該当する者に対し、災害援護資金、生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会）、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。</td></tr>
</table>

【被災者生活再建支援金の支給の手続き】

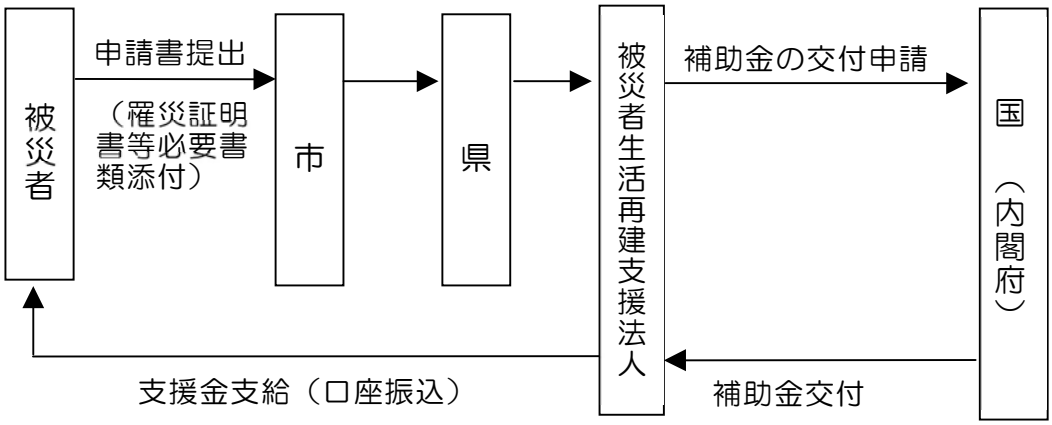

（2）租税等の特別措置

被災状況の必要に応じ、市税、介護保険料等の納税緩和・減免措置を行う。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。

（3）雇用対策

就業の斡旋等の雇用対策は、千葉労働局が公共職業安定所を通じて早期再就職を促進する。

市（経済産業部）は、早期再就職を促進するため、離職者の状況を把握し迅速に県に報告するとともに、状況によっては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

（4）融資制度

市（経済産業部）は、災害により被害を受けた中小企業、農業者等の復旧を促進するため、資金融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な対策を講じる。

（5）その他の施策

日本郵便㈱は、災害救助法が発動された場合において、災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じて、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者に対する郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い、災害寄付金送金のための郵便振替の料金免除を実施する。

千葉労働局は、震災による離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置に基づく失業給付等を行う。

日本放送協会は、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

２　罹災証明・被災届出証明の発行

罹災証明書は、各種被災者支援を早期に実施するため、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

なお、罹災証明書・被災届出証明書は住宅の応急修理等の被災者の生活再建を図る上で必要となることから、早期の復旧・復興につなげるため、遅滞なく交付できるよう実施体制を平時から構築する。

また、効率的な罹災証明書・被災届出証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

調査体制	■　被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行うため、市（財政部）は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。
被害調査	■　被害認定基準 ・内閣府住家被害認定基準に準じる。 ■　応援職員の確保・研修 ・人員が不足する場合、他自治体や千葉県家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公正性を確保する。 ■　建物被害一次調査（外観調査） ・災害対策本部等の情報を基に一次調査（外観調査）を実施する。
発行受付	■　市役所に申請窓口を設置する。
罹災台帳	■　被害調査結果を集約し、罹災台帳を整備する。
罹災証明書・被災届出証明書	■　罹災証明書は、罹災者の申請により、罹災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、状況に応じて罹災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。

	■　被災届出証明書は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災者が被災した内容を届け出たことを証明する。
広報活動	■　被災建物の応急危険度判定と被害調査の違いを繰り返し広報する。

※住家被害程度の認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　12－6】

３　義援金品受入・配分

一般市民及び他の市町村等から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するため、市（福祉部）は関係機関と協力して活動を実施する。

義援金品の受付	■　義援金品の受付に際しては、受付記録を行い、保管の手続きを行うとともに寄託又はその搬送者に受領書を発行する。
義援金品の保管	■　義援金は、出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続をとり保管する。 ■　義援品は沼南体育館を保管場所として保管するが、状況により一般救援物資と同じく、中央公民館を保管場所とする。
義援金品の配分	■　配分計画は、被害状況確定後、市長が決定する。 ■　市（福祉部）は、災害義援金品配分委員会を設置し、世帯及び人員を単位として、義援金品の配分計画を立案する。 ■　応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。 ■　被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

【義援金品分配までの流れ】

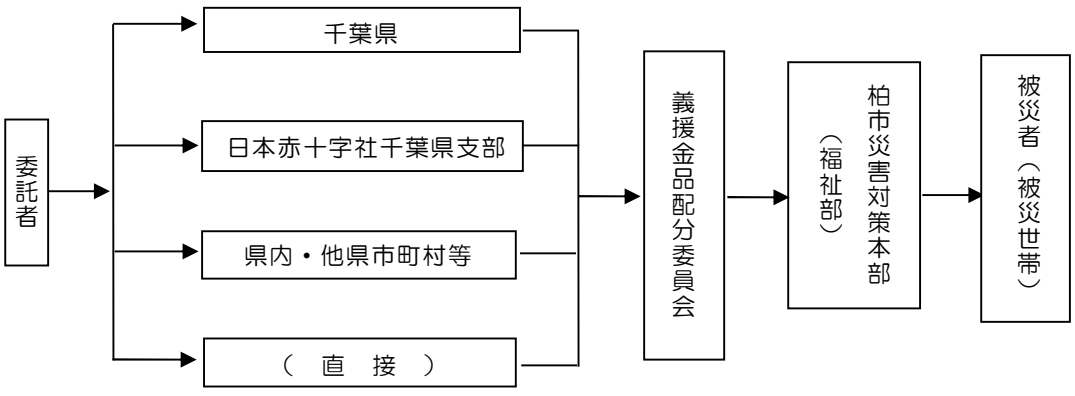

【被災者支援事業一覧】

支　援　項　目	担当部局
被災者再建支援制度	危機管理部
地方税・国税特別措置	財政部
医療一部負担金の減額・免除	健康医療部
国民年金免除	健康医療部
医療保険料等の減額・免除	健康医療部
災害弔慰金、災害障害見舞金	福祉部
災害見舞金、災害給付金	福祉部
災害援護資金	福祉部
特別支援学校等への就学奨励事業	福祉部
介護保険料等の減額・免除	健康医療部
障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除	福祉部
生活福祉資金貸付	福祉部
義援金に関する事務	福祉部
心と体の健康支援	健康医療部
母子父子寡婦福祉資金貸付	こども部
子ども医療費助成受給券再発行	こども部
児童扶養手当支給事業	こども部
災害遺児に対する生活支援・心と体のケア	こども部 （健康医療部連携）
商業・工業・農業者に対する復興支援	経済産業部
天災融資制度	経済産業部
応急仮設住宅（借上げ・建設）の供与	都市部
住宅応急修理の支援	都市部
義援金（市内被災者向け）受付	会計課
小・中学生への就学援助措置	教育総務部 学校教育部

※上記は、東日本大震災に実施された主な支援制度・事業である。各部局は上記その他の支援について検討又は国・県へ確認する。

第２節　施設を復旧する

項目		担当部局	関係機関
１	災害復旧事業計画	各部局	国、県、その他の関係機関
２	ライフライン・道路等	各部局	ライフライン事業者

基本方針

● 被災した施設等の原形復旧とともに、再発を防止するための対策や改良を実施する。

１　災害復旧事業計画

災害復旧事業計画の作成	■ 市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。 ■ 関係機関は、復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因および被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるものとする。
災害復旧事業の実施	■ 市は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県及びその他の関係機関と連携し、必要な職員の配備、応援及び派遣等について措置するものとする。

２　ライフライン・道路等

下水道	■ 応急対策終了後、被災状況や緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施するとともに、耐震性を強化し防災上の向上に努める。
上水道	■ 同上
一般廃棄物収集・処理施設	■ 同上
電力	■ 病院、交通、公共機関、避難所等の重要施設の復旧を優先して行うが、被災の状況、緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施する。
通信	■ 同上
ガス	■ 被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め復旧を実施する。
道路・橋りょう	■ 通行障害の発生や二次被害の恐れがあるものを優先的に復旧する。
鉄道施設	■ 応急対策終了後、被害原因等の調査分析を行い、所定の計画に基づき復旧工事を実施する。
河川管理施設	■ 被災状況や緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施する。
学校・病院	■ 学校・病院等は多くの市民生活に影響を与えるため１日も早く復旧計画を策定し、計画的な復旧を行う。
農業施設	■ 農業用施設管理者は、特に、管理する用水・道路・排水施設が被害を受けた場合は、公共性を含めた農業生産基盤上の重要性から、緊急に復旧を行う。

第３節　早期に復興する

項目		担当部局	関係機関
１	震災復興本部	危機管理部	県
２	震災復興事業	各部局	県

基本方針

- 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変できる復興計画を策定する。
- 再建を進める住民や事業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。

１　震災復興本部

震災復興本部の設置	■ 市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興本部を設置するものとする。
震災復興方針の設定	■ 学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し震災復興方針を策定する。また、震災復興方針を策定した場合は速やかにその内容を住民に公表する。
震災復興計画の策定	■ 震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。 ■ 本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

２　震災復興事業

市街地復興計画のための行政上の手続の実施	■ 市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。 ■ 市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。
震災復興事業の実施	■ 市は、震災復興に関する専管部署を設置する。 ■ 市は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

柏市地域防災計画

付

震災編

付編・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第１節　計画の趣旨			付－１
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応		第１　情報の種類	付－２
		第２　市民、企業等への周知	付－３
		第３　配備体制・配備基準	付－４
第３節　南海トラフ地震発生後の対応		第１　県内への後方支援	付－５

第１節　計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている（令和７年１月時点）。

本市は推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。

なお、この章に記載のない事項は、柏市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第１　情報の種類

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

なお、令和６年８月８日 19 時 15 分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

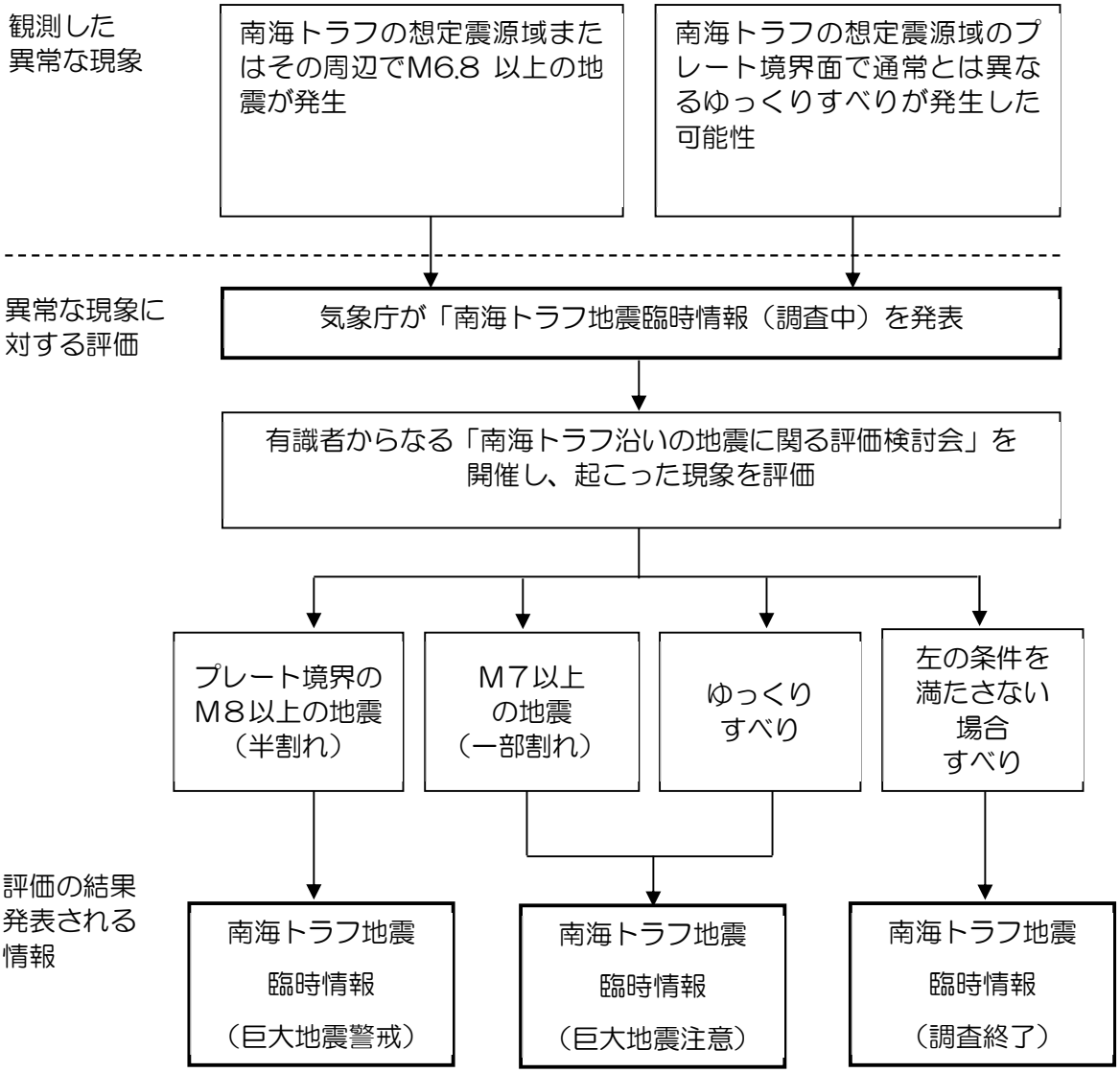

第２　市民、企業等への周知

市、県をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した場合、この後の状況として、発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民、企業等へ周知する。

【南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間】

発表情報	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	発表から１週間（注意）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	発表から２週間 （警戒１週間＋注意１週間）

※柏市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定外地域

１　住民の防災対応

⑴ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。備えの方法については、「震災編第２章 第１節 第１　１ 」 に準ずる。

⑵ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際は、日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

例）
高いところに物を置かない
屋内のできるだけ安全な場所で生活
すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
危険なところにできるだけ近づかない　等

２　企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

例）
安否確認手段の確認
什器の固定・落下防止対策の確認
食料や燃料等の備蓄の確認
災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
災害時の従業員の役割分担の確認　等

第３　配備体制・配備基準

南海トラフ地震が観測された場合は、市内震度に基づき、情報収集体制や警戒配備等の体制をとり、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

１　情報収集体制・警戒・非常配備

情報収集体制・警戒・非常配備の体制は、震災編に準ずる。

２　地区災害対策本部の設置・参集体制

地区災害対策本部の設置・参集体制は、震災編に準ずる。

第３節　南海トラフ地震発生後の対応

実際に南海トラフ地震が発生した場合は、地域防災計画震災編の第３章「応急対策計画」、第４章「復旧・復興計画」に準じて災害対応を行うものとする。

第１　県内への後方支援

南海トラフ地震による揺れや津波により、県東部・南部地域では甚大な被害も想定されるため、市は広域的な防災体制の観点から、県等からの要請により必要な後方支援を行う。

柏市地域防災計画

風

震災編

付編・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第１章　総則	第１節　計画の策定方針	第１　計画の目的	風－２
		第２　計画の概要	風－２
	第２節　防災関連機関の役割と業務大綱		（震－４）
	第３節　市の概況と災害環境		（震－15）
	第４節　水防の責任等	第１　水防の責任	風－３
		第２　指定水防管理団体の水防事務	風－５
		第３　水防活動等における安全配慮	風－６
	第５節　風水害の被害	第１　河川及び沼	風－７
		第２　風水害の危険性	風－８
		第３　河川の管理	風－９
		第４　被害等の想定	風－10
第２章　予防計画	第１節　災害に強い人と地域をつくる	第１　自助・共助の育成	風－14
		第２　自助・共助・公助の連携	（震－36）
		第３　人材の育成・確保	（震－38）
		第４　災害対応力の強化	風－14
		第５　治水対策	風－15
		第６　雪害対策	風－18
		第７　風害対策	風－19
	第３節　災害に強い体制を整える	第１　消防・救助体制	（震－59）
		第２　医療・救急・救護体制	（震－61）
		第３　物資供給・給水体制	（震－63）
		第４　要配慮者支援体制	風－22
		第５　交通輸送体制	（震－72）
		第６　廃棄物処理体制	（震－74）
		第７　帰宅困難者支援体制	風－23
	第４節　災害時の相互応援に備える	第１　応援・受援体制の構築	風－24
第３章　応急対策計画	第１節　活動体制を整える	第１　基本的事項	風－26
		第２　活動体制	（震－101）
	第２節　被害を最小限にくいとめる	第１　情報収集・伝達	風－30
		第２　消防・救助	（震－115）
		第３　医療・救護	（震－118）
		第４　応援要請・市外被災地支援	（震－124）
		第５　要配慮者支援	（震－134）
		第６　避難対策	風－46
		第７　帰宅困難者支援	風－61
		第８　輸送支援	（震－148）
		第９　物資供給・給水	（震－151）
		第１０　遺体対応・安否不明	（震－154）
		第１１　災害拡大防止対策	（震－158）
		第１２　水防	風－62
		第１３　雪害対応	風－77
	第４節　被災者生活を支援する	第１　保健・環境衛生	風－79

（注）第１章の第２節及び第３節は、震災編「第２節及び第３節」を、第２章の第１節第２から第３及び第３節第１から第３、第５から第６は、震災編「第２章第１節第２から第３及び第３節第１から第３、第５から第６」を、第３章の第１節第２及び第２節第２から第５、第８から第１１は、震災編「第３章第１節第２及び第２節第２から第５、第８から第１１」を準用する。
その他、震災編と内容に変更のない計画については、震災編の計画を準用することとし、上記の目次表では、震災編のページ数を括弧書きで記載している。

第１章　総則

本市では水害への対策として、本地域防災計画（風水害等編）のほか、水防法第 33 条に基づく「柏市水防計画」を取りまとめていたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅滞なく対応するため、柏市水防計画を本地域防災計画（風水害等編）の中に統合した（令和３年度）。

水防活動に関連する項目（旧水防計画の内容等）には、［水防］のマークを付記する。

第１節　計画の策定方針

第１　計画の目的　［水防］

この風水害等編には、水防法（昭和 24 年法律第１９３号）並びに千葉県水防計画に基づき、洪水による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、柏市管下の各河川、沼等に対して、水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡及び水こう門の操作、あるいは消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに必要な器具、資材及び設備の整備運用等についての大綱も示す。

第２　計画の概要

５　水防に係る用語の定義　［水防］

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市（柏市）をいう。（水防法第２条第１項）

本市は水防上、公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、水防法第４条による指定水防管理団体に指定（昭和５７年４月１日）されている。

（２）水防管理者

水防管理団体である市の長（柏市長）をいう。（水防法第２条第２項）

（３）消防機関

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第９条に規定する消防の機関をいう。（水防法第２条第３号）

（４）水防警報

洪水によって、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（水防法第２条第７号）

第４節　水防の責任等　［水防］

第１　水防の責任

１　柏市

本市は、千葉県水防計画に基づき、市域内の水防を十分果たすべき責任を有する。（水防法第３条）

市長（水防管理者）は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本計画（地域防災計画）において、洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法及び避難場所等を定め、住民に周知するための印刷物の配布など必要な措置を講じなければならない。（水防法第１５条）

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川（利根川、利根運河、手賀川）については大臣から、知事が指定した河川（手賀沼）については知事から、洪水予報が市長に通知される。

２　千葉県

千葉県は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導及び確認すべき責任を有する。（水防法第３条の６）

また、知事が洪水予報を行う河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位情報を周知する河川（水位周知河川）については、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（水防法第１３条）

３　気象庁

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められたときは、洪水予報・警報を行いその状況を国土交通大臣及び都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第１０条）

４　国土交通大臣及び気象庁長官

２以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水による国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）等について、国土交通大臣は気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して洪水予報を行い、その状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第１０条）

５　国土交通大臣又は千葉県知事

国土交通大臣又は千葉県知事は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）等について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（水防法第 13 条）

また、河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする（水防法第１４条）とともに、洪水等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。（水防法第１６条）

６　通信機関

通信機関は、水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（水防法第２７条）

７　一般市民

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第２４条）

第２　指定水防管理団体の水防事務　［水防］

指定水防管理団体の水防事務は、概ね次のとおりである。

１　水防団の設置（水防法第５条）
２　水防団員等の公務災害補償（水防法第６条の２）
３　平常時における河川等の巡視（水防法第９条）
４　水位の通報（水防法第 12 条第１項）
５　水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条の２第２項）
６　内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条の２）
７　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第 15 条）
８　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第 15 条の２）
９　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（水防法第 15 条の３）
10　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（水防法第 15 条の６、第 15 条の７、第 15 条の８）
11　予想される水災の危険の周知（水防法第 15 条の 11）
12　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第 17 条）
13　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 19 条第２項）
14　警戒区域の設定（水防法第 21 条）
15　警察官の援助の要求（水防法第 22 条）
16　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第 23 条）
17　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第 25 条、第 26 条）
18　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 28 条第３項）
19　避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
20　水防訓練の実施（水防法第 32 条の２）
21　水防計画の作成及び要旨の公表（水防法第 33 条第１項及び第３項）
22　水防協議会の設置（水防法第 34 条）
23　水防協力団体の指定・公示（水防法第 36 条）
24　水防協力団体に対する監督等（水防法第 39 条）
25　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
26　水防従事者に対する災害補償（水防法第 45 条）
27　消防事務との調整（水防法第 50 条）

第３　水防活動等における安全配慮　［水防］

水防活動や避難誘導の実施にあたり、活動者自身の安全も確保するため、以下の事項に留意する。

１　水防活動時にはライフジャケットを着用する。
２　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
３　水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
４　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため活動者を随時交代させる。
５　水防活動は原則として複数人で行う。
６　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
７　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、活動者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
８　指揮者は活動者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を活動者へ周知し、共有しなければならない。
９　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
１０　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第５節　風水害の被害

第１　河川及び沼　［水防］

柏市に影響のある主な河川及び沼は、次のとおりである。

１　利根川

利根川は直轄河川として国が直接改修工事を行っているが、柏市の場合その中流部にあたり、治水利水とも重要な河川で、上流は野田市境より、下流は我孫子市境までの右岸堤防約 8.2km の延長にわたっている。

２　利根運河

利根運河は利根川と江戸川を結ぶ運河で、利根川から江戸川に向けて右岸を野田市、左岸を柏市、流山市を通り延長は約 8.0km（柏市にかかる箇所は約 3.7km）にわたっている。

３　手賀沼及び手賀川

手賀沼は利根川水系に属し、その周辺は 16.7km にわたり東に印西市、西に柏市、北に我孫子市、南に白井市と４市にわたっており、柏市が占める周長は、約 9.0km になる。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 7.7km(柏市にかかる箇所は約 4.3km)にわたっている。

４　大堀川

大堀川は源を柏市大青田新田地先の洪積台地に発し、途中、水田地帯を湿し、呼塚地先にて支川と合流して、根戸新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 6.9km、流域面積は 3,097ha である。この大堀川は昭和 44 年 4 月に、一級河川に編入され、左岸は柏市高田字西前田から、右岸は柏市篠籠田字寺前から手賀沼合流点に至る 5.47km である。

５　大津川

大津川は源を鎌ケ谷市中部に発し、高柳地先から柏市に入り、手賀沼土地改良区内の水田地帯を通り、途中準用河川上大津川と合流して、戸張新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 7.9km、流域面積 3,589ha で、大堀川と同じく昭和 40 年４月に一級河川に編入されている。高柳字上砂地先から手賀沼合流点に至る 7.1km である。

第２　風水害の危険性　［水防］

利根川や下水道等の整備により、大きな浸水被害は減少している。しかし、一方で土地利用や都市化の進展により、出水の危険が増大する面もある。

柏市の市域にかかわる水害の危険性を以下に概説する。

特に注意を必要とする区域及び場所については「風水害等編　第３章 第２節 第１２ ３（3）注意を要する箇所」及び「資料編 １３－６ 直轄河川重要水防箇所一覧」に示すとおりである。

１　利根川

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防が水害の影響区間である。この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、柏区間に 8.2km の囲繞堤と 10.0km の周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

２　利根運河

利根運河は、利根川と江戸川を結ぶ延長約 8.0km の運河として 1890 年(明治 23 年)６月に完成した。水運の要所として多くの船が行き交ったが、鉄道や車の発達により徐々に衰退、昭和 16 年 12 月の大洪水で水堰橋が破壊、利根河口が閉鎖される。昭和 50 年 6 月利根河口に５基の水中ポンプを設けて利根川からの利水を目的に導水を開始。平成 12 年 4 月北千葉導水路の完成により、ポンプ 3 基を撤去し、環境用水として導水が行われており、現在でも利根川の洪水を受入れる分派河川として重要な役割を担っている。

３　手賀沼及び手賀川

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 8.0km の国の直轄河川であり、手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川である。

手賀沼は昭和 13 年と昭和 16 年の沼水位 YP+5.4mに達した時、柏市（当時柏町）も沼周辺の耕地は壊滅的な水害を被っているが、その後、昭和 31 年 11 月 16 日に農林省により、手賀川と利根川の合流部に 400KWのモーターと横軸斜流ポンプ６台が装備された手賀排水機場が印西市（当時木下町）に設置竣工され、更に昭和 42 年 2 月には、柏市（当時沼南町）片山地先の手賀沼から手賀川への流入箇所に利根川のローラーゲートの主水門 3 連と、舟通し門 2 門を装備した手賀沼調節水門が完成した。この水門により沼の湛水を調節、また、洪水前には予備放流等で調節し、更に利根川が洪水時で沼より水位が高くなっていても、排水ポンプの可動により利根川に放流することができ、また、北千葉導水事業においても新たに排水機場を整備し、利根川に放流することができるようにしている。しかし、都市化の進展により農地での湛水被害が発生する傾向があるため、手賀排水機場の機能増強が早急に必要となっている。

４　大堀川及び大津川

大堀川及び大津川とも手賀沼に流入する河川であり、大堀川は、時間降雨量 50mm の河道計画に対し、30mm 規模で整備されている。また、大津川は、河口部から約 4.7km の区間で時間降雨量概ね 50mm 規模で整備されている。

両河川において、未改修部分や計画規模を超える降雨時には、周辺農地への溢水、排水不良等が考えられる。また、急速な市街地化に伴って各所で宅地開発工事等が進行しているので、早期に河川敷の計画、入手、改修が望まれている。

５　かんがい用排水路

利根川水系にある利根土地改良区内用排水路には、利根川増水時に越流堤から水が流入する。

第３　河川の管理　［水防］

柏市に影響のある主な河川及び沼の管理者は、次のとおりである。

表　河川の管理者等

管理者	管理河川等
国土交通大臣	利根川、利根運河、手賀川
千葉県知事	大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川、亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川、古新田川
市長	諏訪下川、上大津川、上大津川支川

第４　被害等の想定

「柏市洪水ハザードマップ」（令和５年４月）では、国土交通省や千葉県が発表している浸水想定区域図のうち、柏市域に影響するものとして、次の河川が氾濫した場合の浸水状況を示している。

（１）利根川水系利根川（利根川流域、八斗島上流域の７２時間総雨量４９１mm）
（２）利根川水系利根運河（利根川流域、八斗島上流域の７２時間総雨量４９１mm）
（３）利根川水系手賀沼（手賀沼流域の４８時間総雨量８１５mm）
（４）利根川水系大堀川（大堀川流域の２４時間雨量６９０mm）
（５）利根川水系大津川（大津川流域の２４時間雨量６９０mm）
（６）利根川水系下手賀川及び下手賀沼（下手賀川及び下手賀沼流域の２４時間雨量６９０mm）
（７）利根川水系亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川及び古新田川
　　（亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川及び古新田川流域の２４時間雨量６９０mm）

※(１)、(２)は国土交通省関東地方整備局、(３)～(７)は千葉県による予測結果

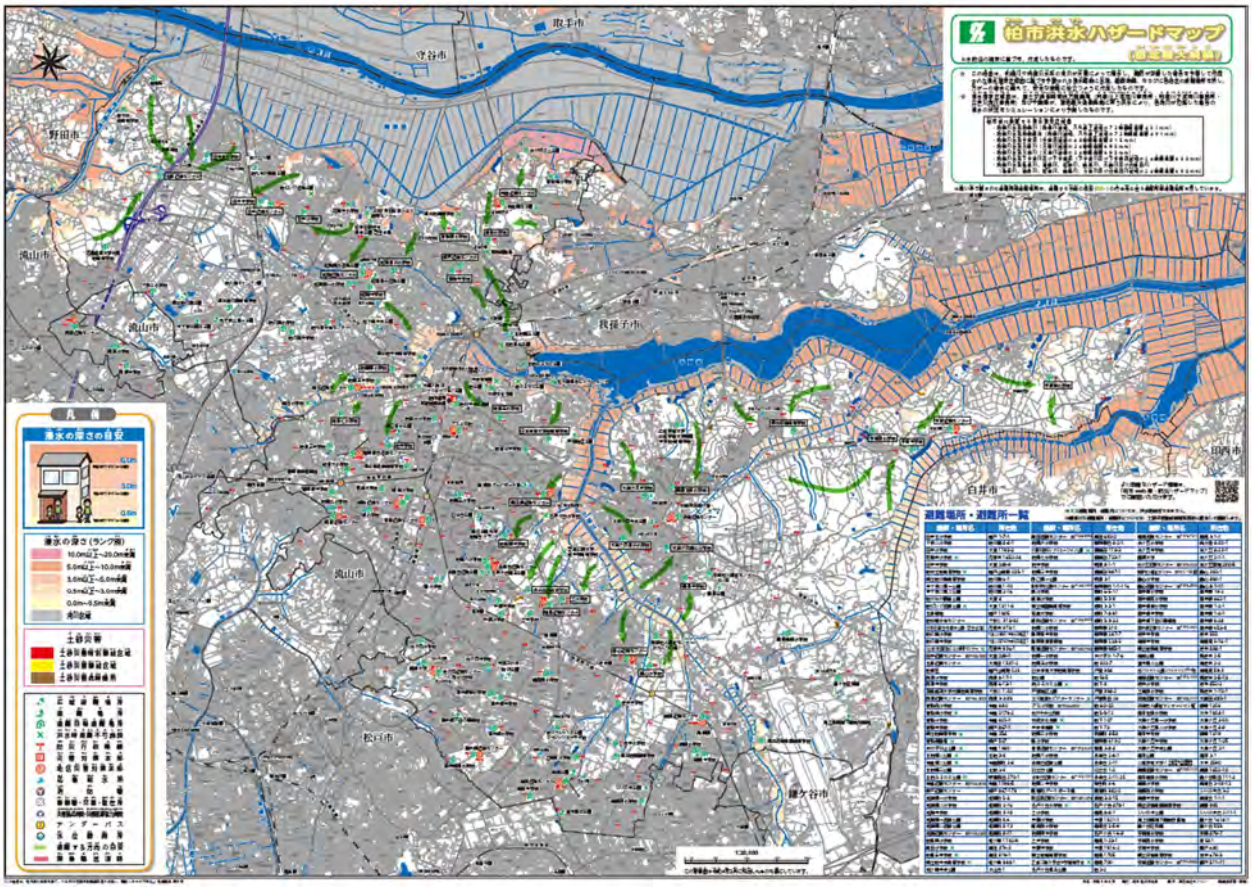

図　柏市洪水ハザードマップ（令和５年４月）に示された浸水想定区域

柏市防災アセスメント調査（平成 31 年 3 月）では、上記の浸水想定区域内における被害棟数や避難者数を推計した。

推計結果は、次のとおりとなった。

表　洪水による建物被害棟数

浸水域内建物棟数	床下浸水	床上浸水					浸水被害が生じる合計棟数
		0.5m 未満	0.5～0.99m	1.0～1.99m	2.0～2.99m	3.0m 以上	
5,307	8	6	53	220	522	2,305	3,114

表　洪水による避難者数及び避難所収容人数と過不足数

収容可能人数	避難者数						収容人数の過不足
		うち 65 歳以上	うち 75 歳以上	うち乳幼児（0～2 歳）	うち未就学児（0～6 歳）	うち災害時要配慮者	
24,416	25,869	6,526	2,954	697	1,637	663	-1,453

また「柏市 web 版防災・ハザードマップ」（内水浸水に関するマップ）では、市内全体に１時間最大雨量 153mm の降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。

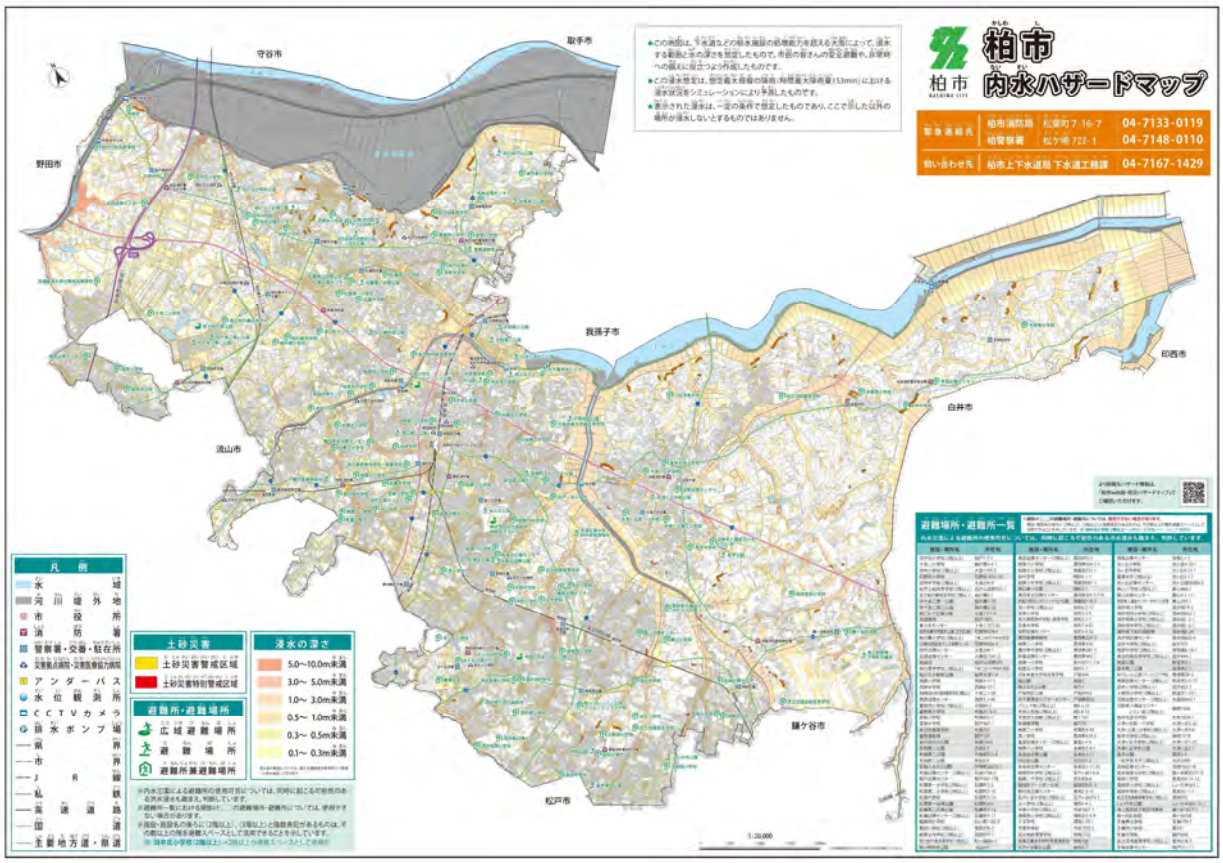

図　内水による浸水想定区域図

第２章　予防計画

第１節　災害に強い人と地域をつくる

第１　自助・共助の育成

担当部局	関係機関
危機管理部、市民生活部、こども部、教育総務部、学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

施策方針

１　自助の育成

（１）個人・家庭

各自の水害リスク等の理解促進	■ 洪水ハザードマップ、柏市 web 版防災・ハザードマップ、地域別防災カルテを用いて、住民等が自ら手を動かし、各自の防災行動（情報収集、避難準備、避難行動）を時系列的に整理することにより水害リスク等の理解促進を図り、自律的・自発的な避難行動を促す。
適切な避難行動	■ 風水害が発生した際、避難所に向かうこと以外に、水害時には上層階に避難すること、風害時に自宅の倒壊の危険がない場合には自宅にとどまること等、状況に応じた避難行動がとれるよう周知を行う。 ■ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人は、市による支援を受けながら、避難情報の意味や避難のタイミングについて認識し、危険な状態になる前に避難行動を起こすことができるよう体制を整える。

（２）学校

防災教育・訓練の実施	■ 台風等による大雨や暴風の際にとるべき行動について、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に防災教育・避難訓練を実施し、地域の災害リスクに応じた避難行動を行える体制を確保する。

（３）事業所

移動の自粛・待機	■ 気象情報等から、翌日以降の出勤時に身の危険や交通機関の乱れが発生することが予想される場合、事業者は従業員に対して自宅待機を指示する。 ■ 終業時刻以降、各種気象情報等から、退社（帰宅）時に上記のような危険や問題の発生が予想される場合は、従業員に対して事業所に待機するよう指示する。

第４　災害対応力の強化

担当部局	関係機関
全部局	全防災関係機関

１ 活動マニュアルの整備

市は、河川氾濫（河川別）、土砂災害（土砂災害警戒区域別）、暴風等、各種災害に対応できるよう、マニュアルを見直していく。

５　あらゆる災害への対応

（２）複合災害対策

市は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時又は連続での発生等を考慮したうえで、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

第５　治水対策

担当部局	関係機関
土木部、上下水道局、施設所管部局	国、県

現状と課題

◆　台風や集中豪雨等により毎年家屋や店舗等で浸水被害が発生している。

◆　雨水幹線整備については、計画延長に対する整備率が約５４％となっている。

基本方針

●　雨水幹線整備の優先順位を定め、下流から計画的に整備を進める。

●　浸水危険箇所を積極的に公表し、被害の最小化を目指す。

施策方針

１　水害予防計画

都市型水害対策	■　浸水、冠水対策として、河川水路の改修や、大規模雨水調整池や公共施設の敷地を利用した公共貯留浸透施設の設置を進めるとともに、住民が行う浸水被害の軽減対策への補助など、市街地における都市型水害対策を進める。
水循環に配慮した治水事業	■　これまでの排水整備事業に加え、雨水の地下浸透に配慮した治水事業を進め、地下水の涵養及び、平常時の水の確保に努めるなど、水循環に配慮した治水事業を実施する。
雨水流出抑制施設の整備	■　開発行為における雨水流出抑制 ■　宅地開発においては、調整池、浸透施設又は道路、公園などの公共施設との一体的な面整備により、計画的な雨水の排水流量の抑制に努める。 ■　公共土木事業における雨水流出抑制 ■　道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透桝、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。 ■　中水道の活用 ■　雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入を図る。 ■　宅地内雨水浸透桝等設置基準の施行の実施依頼

２　河川改修の促進

河川改修計画	■現況 　市内の河川は、国の直轄一級河川 ３（国土交通大臣管理（利根川、利根運河、手賀川））、一級河川 ５（知事管理（大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川））、準用河川 ３（市長管理（諏訪下川、上大津川、上大津川支川））の計 11 河川ある。 ■　これまでの河川改修によって治水安全度は着実に向上しているが、近年は雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。このため、雨水貯留浸透施設の推進、雨水調節池の整備など河川への総合的な流出抑制を講じる必要がある。 ■　上大津川の改修事業について、ボトルネック箇所及び下流から順次整備を進める。
県への要望	■　大津川改修事業について、早期完成を県に要請する。

３　公共下水道（雨水）の整備

雨水幹線整備	■　大津川左岸第６号雨水幹線の整備を行なう等、浸水地域の削減に努める。 ■　整備にあたっては下流からの整備を基本とし、床上・店舗浸水の発生が多い地域から順次進める。

４　水害危険区域の対策

ハザードマップの公表	■　河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの他、都市型水害の履歴や大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。
情報伝達体制の確立	■　洪水や内水による浸水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 ■　大雨等の際に田中調節池の越水情報が適切に共有されるよう、国や県と連携を強化し、日頃から伝達訓練等を行う。 ■　無人航空機等を活用した越水状況の確認と情報共有を円滑に行えるよう、平時より訓練等を行い習熟しておく。 ■　洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として周知する。 ■　国土交通省並びに、千葉県等水防関係者による合同巡視を通じての田中調節池周囲堤の状況把握を行う。
土地利用	■　水害の発生のおそれのある土地の区域について、リスク評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転の促進等を行うなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

目標水準

指標の名称	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和７年度）	指標の説明
雨水の整備状況（雨水整備率）	23.1%	22.8%	雨水の排除を計画している面積に対する整備実施区域の割合

５　水防施設及び水防資器材　［水防］

（１）指定水防管理団体整備基準

ア　水防倉庫設置基準

水防管理団体は、水防倉庫（木造 33.3m^3 程度）その他資材場（なるべく水防活動に便利な箇所を選定）を設置するよう努める。

イ　水防資器材整備基準

品　名	数量	品　名	数量
土のう	3,000 袋	掛矢	10 丁
なわ	550 kg	のこぎり	4 丁
シート	100 枚	かま	10 丁
杉丸太　赤口		おの	5 丁
3 寸 2.5 間	10 本	ペンチ	3 丁
2.0 間	30 本	鉄線（＃8）	100 kg
1.0 間	200 本	鉄線（＃10）	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇　籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若　干

（２）水防倉庫

市域内の水防倉庫設置場所は、次のとおりである。

河川名	倉庫所在地	管　理		電話番号
		所属	住所	
利根川	柏市布施 764	消防局 警防課	柏市松葉町 7-16-7	04(7133)0117
大津川 大堀川 手賀沼 ほか	柏市柏 745	県土整備部 柏土木事務所 調整課	柏市柏 745	04(7167)1373

（３）輸送路線の確保

水防活動における非常時の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して輸送経路図を作成し、柏土木事務所に提出しておくものとする。緊急輸送における計画は、「震災編 第２章 第３節 第５ ３ 輸送体制の整備」に準じて行うこととする。

第６　雪害対策

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部、経済産業部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

現状と課題

◆　令和４年１月の大雪では、千葉県内で５８３名、柏市内で４３名の方が軽傷を負った。

基本方針

- 除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- 積雪による車両滞留の防止対策を行う。
- 農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

施策方針

１　除雪作業等

除雪	■　除雪活動に備え、事前に機材やトラック類等の使用や、除雪委託業者の協力を得られるようにしておく。 ■　事前の協議等を通じ、隣接する他の道路管理者とも連携が図られるよう体制を築いておく。
路面凍結の防止	■　路面凍結又は圧雪による走行困難に備え、業者との協定により凍結防止剤、散布剤等を用意しておく。 ■　路面凍結が予想される時は気象状況、路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

２　車両滞留防止対策

道路通行規制	■　大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に県や関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行う。
防災知識の普及	■　集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控え、計画的・予防的な通行規制を行うことが重要であることを周知する。

３　農作物等の雪害防止対策

野菜・果樹・花きの対策	■　金属パイプによる筋交いや中柱等でビニールハウスの各部を十分補強することや、防風林・防風網の設置・整備を行う。 ■　ビニールハウスやパイプハウスは積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意する。

第７　風害対策

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部、経済産業部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

現状と課題

◆　令和元年９月の台風では、柏市内で延べ 9,416 軒が停電したほか、73 件の屋根破損、１７８件の倒木が発生した。

基本方針

●　過去の台風や竜巻等における被害を踏まえ、関連知識の普及啓発を図る。
●　農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

施策方針

１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

（１）気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認するよう住民に周知する。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	■　低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ■　竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	■　積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ■　竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	■　気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ■　雷注意報を補完するものであり、発表から１時間の有効時間を設けている。
竜巻発生確度ナウキャスト	■　気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km 格子単位）で表し、その１時間後までを予測する。

（2）身を守るための知識

市は、以下の事柄を住民に広く周知する。

・台風などによる気象災害から身を守るためには、事前に正確な気象情報を収集し、屋外及び屋内でできる備えを施したうえで、早めに安全な場所に避難する。

・避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全を確保する。

ア　台風の接近が予想される場合の対策

●屋外の備え

・窓や雨戸にしっかり鍵をかけ、必要に応じて補強する。

・側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく。

・飛ばされそうな物の屋内へ退避したり、飛ばないよう固定したりする。

・自家用車へカバーをかけておく。

●屋内の備え

・非常用品（懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池含む)、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ）の用意があるか確認する。

・飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。

・断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

【竜巻が発生するような、発達した積乱雲の近づく兆し】

・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

・大粒の雨やひょうが降りだす

イ　台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋内にいる場合

・窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

・雨戸、シャッターを閉める

・１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

・頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ　台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋外にいる場合

・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない

・橋や陸橋の下に行かない

・水が溜まっている場所を自動車では通らない

・近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰に身を伏せ、両腕で頭と首を守る

・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

２　農作物等の風害防止対策

防風林	■　風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する。
防風垣	■　果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。
多目的防災網	■　ナシ等の果樹から、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐために設置する。

３　施設等の風害防止対策

（１）送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力パワーグリッド㈱等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

（２）看板類の風害対策

強風により飛来または落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民からの危険情報を入手する方法について検討する。

第３節　災害に強い体制を整える

第４　要配慮者支援体制

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、民生委員・児童委員、柏市社会福祉協議会、各種福祉団体、消防団

１　要配慮者支援体制の構築

（４）要配慮者利用施設の災害計画の確認

市は、要配慮者利用施設の災害計画（避難計画）が地震や火災を中心としたものだけとなっていないか、定期的に実施する施設の運営体制等の監査時等に、災害計画の具体的な内容を確認する。

※平成 29 年 6 月 19 日に改正された『水防法』等の改正により、浸水想定区域などに所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

※浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧……【資料編　７－2】

（５）要配慮者利用施設への情報発信

市は、要配慮者施設に対してのメーリングリストを継続して整備し、日ごろから密に連携して災害発生時に確実に情報発信ができるよう体制を整えておく。

３　支援体制の強化

（１）在宅者への対策

防災知識・技術	■　地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識の普及と、支援者等との顔の見える関係づくりを促進する。
情報伝達	■　要配慮者それぞれの特性に応じた情報伝達体制の確立に努める。
避難支援	■　高齢者等避難（警戒レベル３）の時点で、避難を兼ねた入院を受け入れてもらえるよう、平時より医療施設と協議を進める。

第７　帰宅困難者支援体制

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部	柏警察署、公共交通機関、駅周辺の大規模集客施設

施策方針

１　市内における帰宅困難者対策

震災編の定めによるほか、以下の対応を行う。

計画運休への対応	■ 気象情報等により、鉄道の計画運休が予想される場合は、鉄道事業者と連携して事前確認と連絡を行い対応する。

第４節　災害時の相互応援に備える

第１　応援・受援体制の構築

担当部局	関係機関
危機管理部、総務部、消防局	応援協定締結自治体、柏警察署

施策方針

１　相互応援協定の締結促進

除雪対応等を円滑に進めるために、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結を推進する。

２　応援・受援体制の準備

（２）受援対策　［水防］

水防に係る協力応援	■　**応援体制** ・市長（水防管理者）は、水防法第２３条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。 ■　**警察への援助要請** ・市長（水防管理者）は、水防法第２２条により、水防のため水防区域の立ち入り禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。 ■　**車両の移動等の措置命令、強制措置等** ・道路管理者、警察官及び消防機関等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能である（災害対策基本法第 76 条の３、76 条の６）。市長（水防管理者）は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図る。

※災害時に関する各種協定締結一覧……【資料編　２－１】

第３章　応急対策計画

第１節　活動体制を整える

第１　基本的事項

２　配備体制

（１）配備基準

本部（※１）	配備	配備基準	参集体制
一	情報収集体制	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	危機管理部・土木部の職員
警戒本部	警戒配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動配備） ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	■危機管理部・総務部・広報部・市民生活部・経済産業部・都市部・土木部・上下水道局の警戒配備職員及び当該部で必要とする職員 ■配備検討会議での決定または警戒本部の指示による （※２）（※３）
災害対策本部	第一配備	■市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	全職員の１／６以上 （※２）（※４）
	第二配備	■市域に重大な災害が発生したとき ■柏市に気象に関する特別警報が発表されたとき（自動配備） ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	全職員の１／２以上 （※２）（※４）
	第三配備	■全市的に災害が拡大し、第二配備では対処できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	全職員 （※２）（※４）

※１本部立ち上げの順序は、災害規模等に応じて変動する。
※２消防局の参集体制は別に定める。
※３県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）１名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。
※４災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが追加で１名派遣される。

（２）配備検討会議　［水防］

ア　開催

危機管理部長は、水防法第１０条から第１３条及び第１６条に規定する洪水や水防に関する通知、注意報又は警報の発表があったときは、指揮命令系統の迅速に確立することを最優先課題として、防災対策活動の基幹となる部長と配備検討会議を開催する。

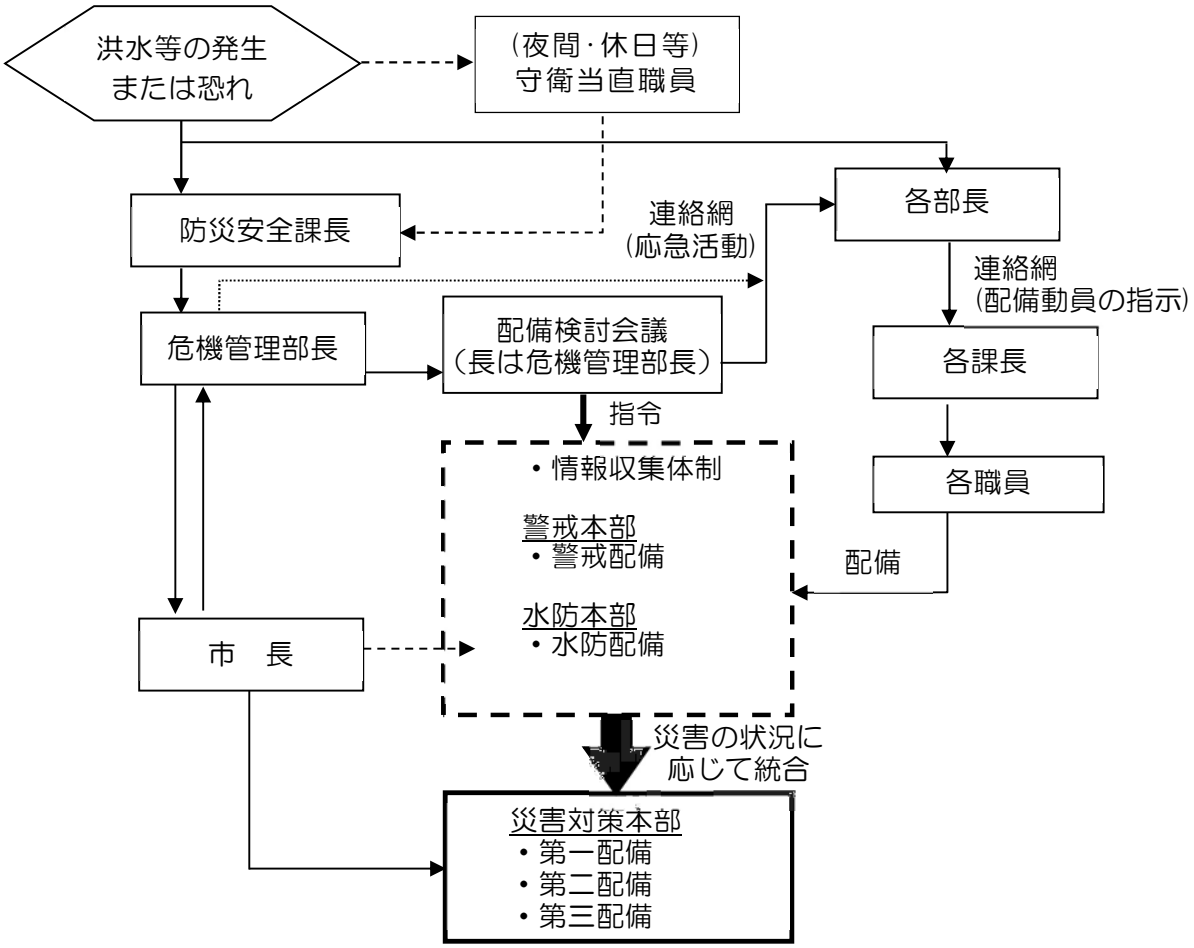

イ　構成等

次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。開催場所は、庁議室やオンライン等とする。

構成	協議事項
■　危機管理部長 ■　総務部長 ■　市民生活部長 ■　広報部長 ■　都市部長 ■　土木部長 ■　消防局長 ■　その他、災害の規模等により必要と認める部局長	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■　気象状況や被害情報等の収集伝達 ■　国・県及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達 ■　今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■　市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■　その他必要な事項

（3）警戒本部体制（警戒配備）

ア　警戒本部設置の指令

■　危機管理部長は、配備基準に該当する気象警報の発表、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。
■　危機管理部長は、配備検討会議での協議事項を踏まえ、副市長を通じて、市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。

イ　警戒本部の組織

構　成	協議事項
■　危機管理部長 ■　総務部長 ■　市民生活部長 ■　広報部長 ■　経済産業部長 ■　都市部長 ■　土木部長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■　気象状況や被害情報等の収集伝達 ■　国・県及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達 ■　今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■　市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■　その他必要な事項

（4）水防配備体制

ア　水防配備体制設置の指令

■　水防配備体制指令の実施責任者は、危機管理部長とし、危機管理部長が不在の場合は、土木部長とする（以下同じ。）。
■　危機管理部長は、配備検討会議での協議を踏まえ、副市長を通じて市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき水防配備体制を指令する。
■　各部長は、水防配備体制の指令により、あらかじめ定めた職員を配置につけ、水防活動を指揮する。
■　配置についた職員は、上司の指揮に従い、直ちに水防活動を実施する。

（5）夜間・休日等の体制

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、次のような手順により行う。

■　守衛当直職員は、洪水等に関する情報を収受したときは、直ちに防災安全課長に連絡する。また、守衛当直職員は市長その他の職員が登庁するまでの間、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の実施にあたる。
■　消防局指令センターは、洪水等に関する情報を覚知したときは、直ちに守衛当直職員に連絡する。
■　防災安全課長が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。また、守衛当直職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収受、指令伝達等の災害応急対策の実施にあたる。
■　危機管理部長が災害情報を収受し、内容により協議の必要を認めたときは、副市長に連絡するとともに直ちに配備検討会議の開催を招集する。

３　災害対策本部体制（配備）

※以下の事項を除いては、震災編に定めるところによる。

（8）本部の運営等

イ　本部事務局

(ｳ) コールセンターの設置

震災編での定めに準じ、災害発生後 3 時間以内にコールセンターを設置することとするが、「警報の発表が予測され、大型の台風の接近が予想される場合または大規模な被害の発生が予測される場合」においては、先行して設置し対応を開始する。

第２節　被害を最小限にくいとめる

第１　情報収集・伝達

項目		担当部局	関係機関
１	情報連絡体制の構築	※震災編の定めに準じる	※震災編の定めに準じる
２	情報収集・伝達・報告	同上	同上
３	災害時広報	同上	同上
４	気象情報の収集・伝達	危機管理部、土木部	国、県、報道機関、民間委託会社、防災関係機関

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

４　気象情報の収集・伝達

活動方針

（１）警報等の種類・発表基準

ア　気象情報

(ｱ) 定義　［水防］

気象庁銚子地方気象台は、異常気象等によって千葉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、水防法に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は次のとおりである。

表　気象情報（気象庁ホームページ及び気象業務法より引用）

区分	内容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報
警報	重大な災害がおこるおそれがある旨を警告して行う予報
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
早期注意情報（警報級の可能性）	警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて［高］、［中］の２段階で伝える情報
予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表

水防活動に関連して、気象庁は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めたとき、水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。（気象業務法第14条の２）

また、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。（水防法第１０条第１項）

表　水防活動用予警報

水防活動用 注意報・警報	警報電文	発表基準
水防活動用 気象注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 気象警報	オオアメ	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水注意報		大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水警報	コウズイ	大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害がおこるおそれがあると予想される場合

(ｲ) 銚子地方気象台からの気象情報伝達系統図　［水防］

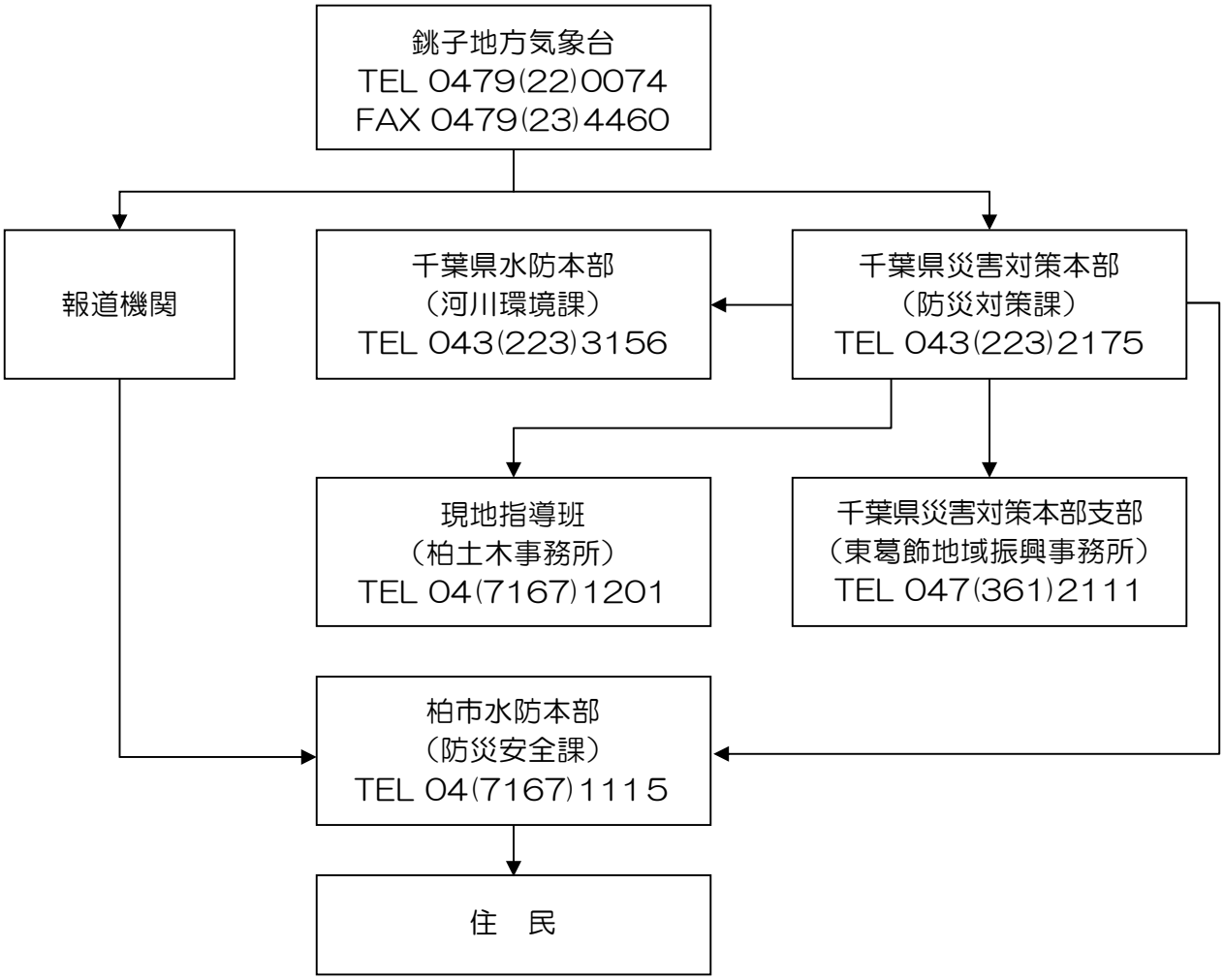

㈠ 種類と発表基準等

気象庁銚子地方気象台が発表する気象情報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

ａ　気象情報（注意報・警報）の種類と発表基準……【資料編　１３－３】

ｂ　根拠法

種別	根拠とする法律条文
予報、注意報、警報、特別警報	水防法第１０条第１項、気象業務法第 13 条、13 条の 2、同施行令第４条
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の２

ｃ　注意報、警報、特別警報文の構成

注意報、警報、特別警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

■　発表年月日時刻、発表官署
■　標題
■　注意警戒文（最も注目すべき事項を、二重括弧で囲み記述する）
■　本文　・区域ごとの発表・変更状況
・特記事項（特に警戒・注意すべき内容が記述される。また、警報への切り替えの可能性を述べることもある）
・量的な予測
・付加事項（現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述する）

㈡ 発表の要領等

ａ　２つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、警報、特別警報の種類を併記して行う。

ｂ　災害に対する注意や警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報、特別警報は解除される。

なお、既に発表されている注意報、警報、特別警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報、特別警報を発表して、切り替えることになっている。２ つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

ｃ　警報、注意報、特別警報の内容を補完して「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」といった気象情報を発表することがある。

㈢ 記録的短時間大雨情報

防災機関がより厳重な警戒、対応が必要になることを知らせるため、大雨警報を発表中に数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨（1 時間に 100mm 以上）を観測（もしくは解析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、そのときの雨が尋常でないことを伝えるために発表する。

(ｶ) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で市町村単位に発表するものである。

ａ　特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とされないことに留意する。

ｂ　発表基準等

(a) 発表

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

(b) 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。

ｃ　根拠法

種別	根拠とする法律条文
土砂災害警戒情報	災害対策基本法第 55 条、気象業務法第 11 条

土砂災害警戒情報の伝達系統

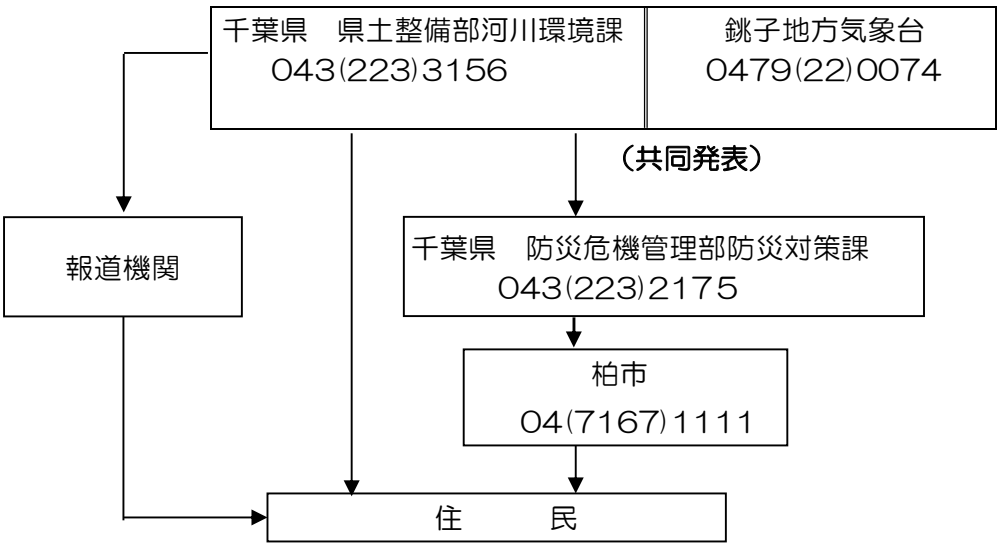

イ　水防警報（国土交通大臣・県知事が実施）　［水防］

国土交通大臣又は県知事は、水防法第１６条の規定により、各々が指定した河川、湖沼などについて洪水等により災害が発生するおそれがあるときは、水防を行う必要がある旨を、関係水防管理者等に警告する。

㈠ 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する水防警報等の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

ａ　水防警報等の種類と発表基準

※　水防警報の種類、内容及び発表基準……【資料編　１３－４】

ｂ　根拠法

種別	根拠とする法律条文
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の２
洪水予報、水防警報	水防法第 10 条

㈡ 基準水位観測所及び水防警戒区域　［水防］

ａ　基準水位観測所　　単位：ｍ

河川名	基準水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.000	5.000	6.900	7.400	7.940
利根川	押　付	茨城県北相馬郡利根町押付	3.100	5.750	7.100	7.800	8.030
手賀川	新曙橋	柏市曙橋	2.400	2.600	3.500	3.750	－
利根運河	野　田	野田市中野台	4.600	6.300	8.500	9.100	9.341

※１　水防団待機水位･･･各水防機関が水防活動に対して準備をする水位
※２　氾濫注意水位･･･水害に備え各水防機関が出動し、警戒にあたり、また、河川の氾濫の発生に注意を求める水位
※３　避難判断水位･･･河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位
※４　氾濫危険水位･･･本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位
※５　計画高水位･･･川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

ｂ　水防警報区域　［水防］

河川名	基準水位観測所	水防警報区域	発　表　者
利根川	芽吹橋	（右岸） 自　野田市関宿三軒家字稲荷耕地２３１番地先 至　我孫子市青山字中新畑１６４６番１地先	利根川上流河川事務所
利根川	押付	（右岸） 自　印西市木下 至　印西市平岡	利根川下流河川事務所
手賀川	新曙橋	自　手賀沼からの流出点 至　利根川合流点	利根川下流河川事務所
利根運河	野田	（左・右岸） 自　幹川分派点 至　江戸川合流点	江戸川河川事務所

(ｳ) 水防警報伝達系統図　［水防］

ａ　利根川上流河川事務所管理区間

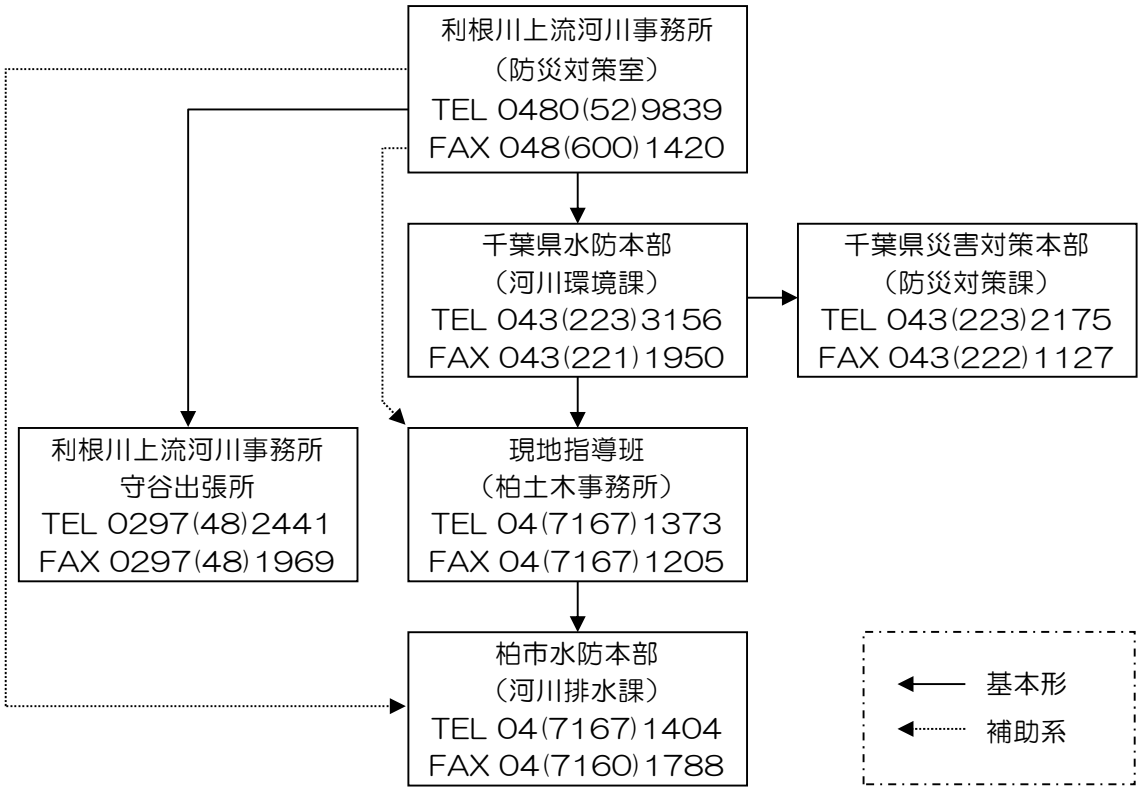

b　利根川下流河川事務所管理区間　［水防］

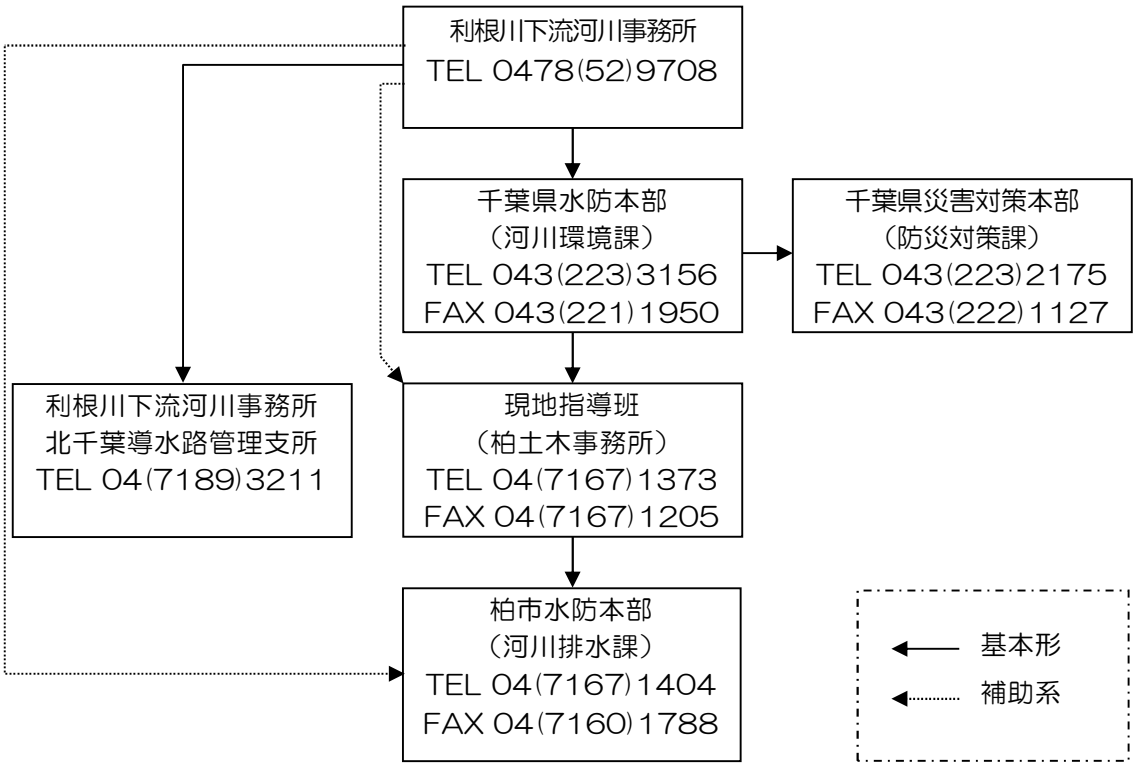

c　江戸川河川事務所管理区間　［水防］

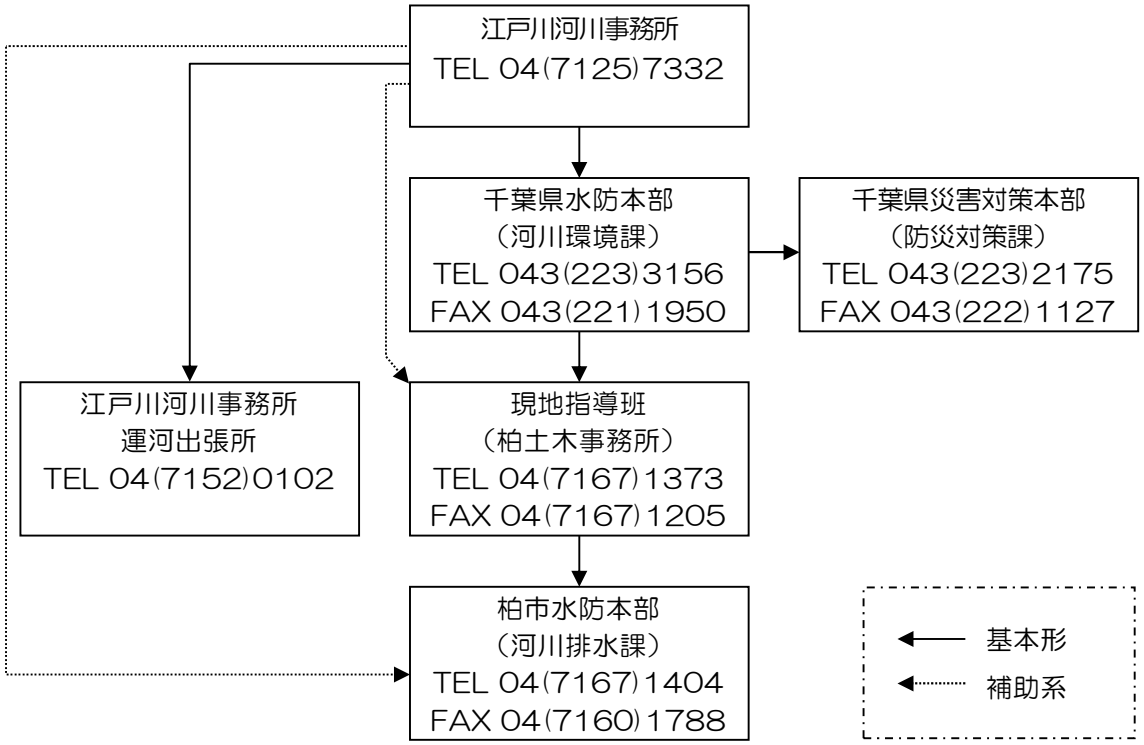

ウ　洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官が共同で実施）

㈠ 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する洪水予報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

ａ　洪水予報の種類と発表基準……【資料編　１３－５】

ｂ　根拠法

種別	根拠とする法律条文
洪水予報	水防法第 10、11 条、気象業務法第 14 条の２

㈡ 本市における洪水予報の関係河川　［水防］

河川名	実施区域	予報地点
利根川 （中流部）	左岸　茨城県猿島郡境町字北野１９２０番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田２１番４地先まで 右岸　江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作２８３番２地先まで	芽吹橋 押付

㈢ 洪水予報の伝達系統　［水防］

伝達相当官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 中流部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県水防本部 指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 ＮＴＴ線 Ｅメール

(I) 利根川上流・下流、江戸川洪水予報伝達系統図

［水防］

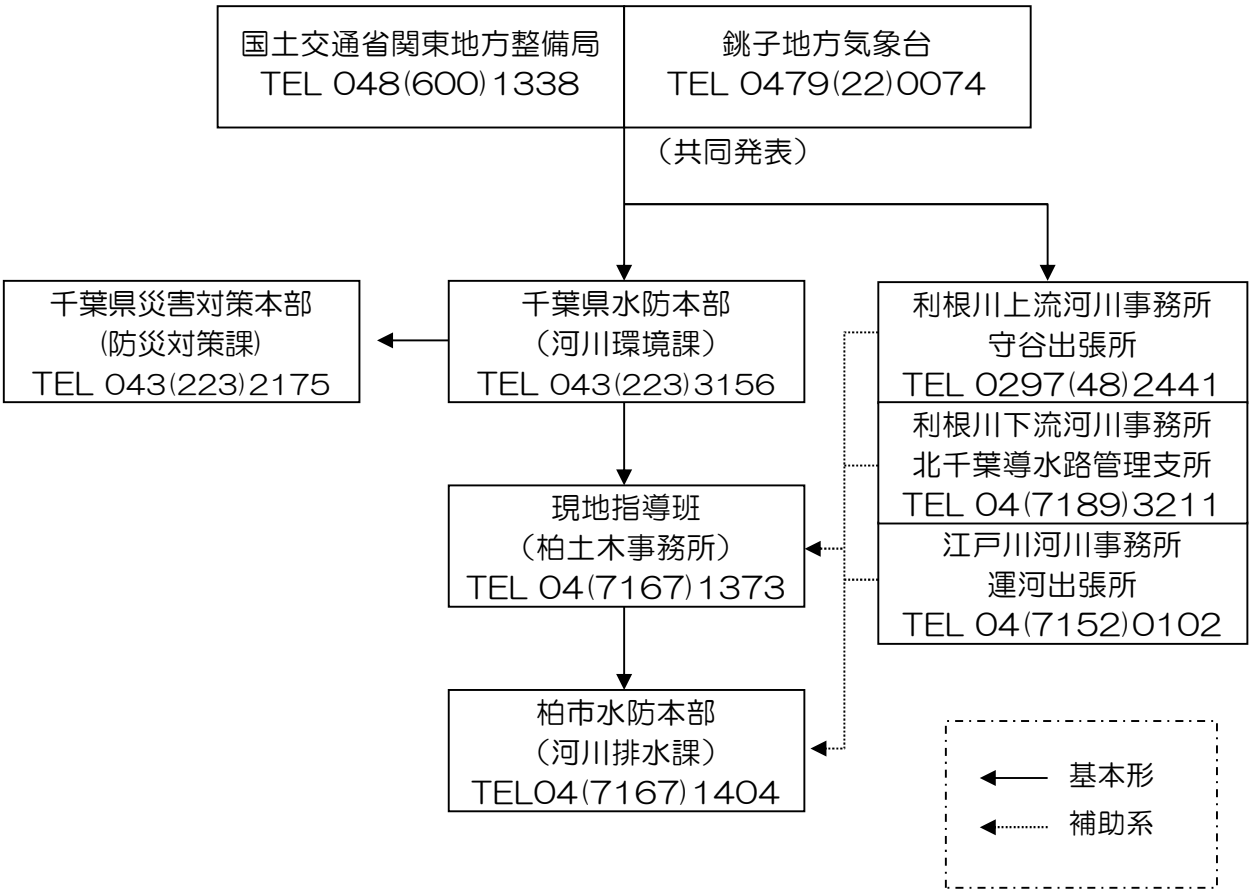

エ　水位情報の通知及び周知（国土交通大臣が実施）　［水防］

国土交通省関東地方整備局が県知事に対して水位情報を周知する河川及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

㈠ 水位情報を通知及び周知する河川

河川名	基準地点	所在地	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)
手賀川	新曙橋	千葉県柏市曙橋	YP+0.000	2.40	2.60	3.50	3.75
利根運河	野田	千葉県野田市中野台	YP+3.500	4.60	6.30	8.50	9.10

河川名	水位情報周知区間（上段:左岸、下段:右岸）			発表者	伝達者	受報者
	基点	～	終点			
手賀川	手賀沼からの流出点	～	利根川合流点	利根川下流河川事務所長	利根川下流洪水対策支部	千葉県水防本部
利根運河	幹川分派点	～	江戸川合流点	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部

㈡ 根拠法

種別	根拠とする法律条文
水位情報の通知及び周知	水防法第 13 条

オ　火災警報

火災警報は、気象庁銚子地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況及び柏市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報で、その発令及び解除の基準は以下のとおりである。

表　火災警報の発令及び解除基準

区分	発令基準
発　令	1　実効湿度 60%以下で最低湿度が 40%以下になり最大風速が７ m/s 超える見込みのとき 2　平均風速 １０m/s 以上の風が１時間以上連続に吹く見込みのとき
解　除	おおむね平常に復したと市長が認めたとき

(2) 警報等の伝達系統及び方法

気象情報等の受領伝達は、危機管理部が担当する。危機管理部は、必要と認める場合は、速やかに危機管理部長を通じて、市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

河川氾濫時においては、下流側の組織や住民が、上流側の組織や住民の情報を得ることができるよう、情報共有や連携に留意した通信を行う。

なお、火災警報信号・水防信号は「本項(4) 異常現象発見時の通報」のとおりである。

ア　雨量及び水位の観測・報告（危機管理部が実施）　[水防]

危機管理部は、気象状況により河川流域に相当の降雨があるものと認めるときは、本市気象情報収集システム及び各防災・気象関係機関による気象情報（後述の(3)気象情報の収集・伝達）を確認し、常に適切な情報の把握に努める。

イ　水位の観測・報告　[水防]

危機管理部は、気象状況により河川流域に相当の降雨があるものと認めるときは、基準水位観測所による水位情報を確認し、常に適切な情報の把握に努めなければならない。

また、土木部及び消防局は、気象状況により洪水のおそれ又は越流堤から田中調節池内へ流入するおそれを察知したとき、もしくは越流堤から田中調節池内へ流入を察知したときは、その後の水位変動を監視し、水防団待機水位に達したときから次のとおり、随時、危機管理部に報告しなければならない。

(ｱ) 水防団待機水位（通報水位）に達した時よりこの水位に下がるまでの間
(ｲ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
(ｳ) 最高水位とそれに達したとき
(ｴ) 氾濫注意水位（警戒水位）に下がったとき
(ｵ) 水防団待機水位（通報水位）に下がったとき

ウ　基準水位観測所　［水防］

(ｱ) 基準水位観測所（国土交通省）

「前項(１)イ (ｲ) ａ 基準水位観測所」のとおり。

(ｲ) 千葉県水防テレメータ

河川名	局名	設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎３	2.40m	2.60m	2.80m	3.81m	雨量観測局併設
手賀沼	北柏	柏市柏下１番地先	－	－	－	－	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田 130-4	－	－	－	3.71m	
大津川	中之橋	柏市大井 2-9 地先	－	－	－	4.58m	

(ｳ) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を市長（水防管理者）等、関係機関等に速やかに周知すること。

エ　情報伝達

(ｱ) 伝達目安　※夜間等状況に応じて情報伝達することとする。

	伝達手段	高齢者等避難（警戒レベル３）	避難指示（警戒レベル４）
１	防災行政無線	○	○
２	柏市ホームページ	○	○
３	かしわメール配信サービス	○	○
４	柏市公式X・LINE	○	○
５	防災アプリ	○	○
６	広報車	○	○
７	消防団	○	○
８	テレビ	○	○
９	緊急速報メール	○	○

(ｲ) 手段と内容

	伝達手段	内容	注意事項
1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られ、また、対象地域を限定した情報伝達ができない
2	柏市 ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
3	かしわメール配信サービス	一斉に情報を発信する	利用者のみに限られる
4	柏市公式 X・LINE	一斉に情報発信する	同上
5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する	同上
6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合があり、アクセスルートの確認も必要
7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上
8	テレビ	ＮＨＫ、千葉テレビ、ＪＣＯＭ等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い
9	緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール	市内滞在者の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）する	住民以外でも当該エリアに居合わせた人にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意

（3）気象情報の収集・伝達

応急対策を実施するため、市が必要とする気象情報等の収集については、次のとおり行う。なお、伝達については他の気象警報等に準じて行うものとする。

ア　気象庁・気象庁銚子地方気象台からの情報　［水防］

市町村等が行う避難指示等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報についてホームページから情報提供を受ける。

●あなたの町の防災情報　●気象警報・注意報　●アメダス　●雨雲の動き
●銚子地方気象台

イ　国土交通省からの情報　［水防］

市区町村の水防や避難指示等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。

ウ　千葉県からの情報　［水防］

(ｱ) 水防本部職員専用情報

●「雨量水位観測情報」　●「土砂災害警戒情報システム」

(ｲ) 一般向け「雨量水位観測情報」、「気象注警報」

エ　柏市からの情報（柏市管路内水位観測システム（RisKma（リスクマ））

市内の雨水管等に設置した水位計や道路等に設置したセンサーによる水位情報や道路冠水の情報及び国・県や近隣の自治体に設置された観測機器（河川水位計、雨量計など）によるリアルタイムの観測情報を確認する。

オ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

カ　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

キ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生の危険度の高まりを地図上で概ね１km ごとに５段階に色分けして示す予測で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

ク　線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞する「線状降水帯」による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から府県単位等で呼びかける。

ケ　民間委託による気象情報

市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を民間気象会社に委託し、市が防災対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

（４）異常現象発見時の通報

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から情報を受けた警察官から通報を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに最寄りの県の出先機関、柏警察署及び銚子地方気象台、その他の関係機関に通報する。通報すべき異常現象は次のとおりである。

●著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強い降雹等）

●気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象（例えば、数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震）

ア　火災警報信号

信号別	種　別	打　鐘　信　号	余韻防止付サイレン信号	その他の信　号
火災警報信号	火災警報発令信号	○　○－○－○－○ ○　○－○－○－○ （１点と４点のらん打）	約 30 秒 ○　―　○　― 約６秒	掲示板 火災警報発令中 吹流し旗
	火災警報解除信号	○　○　　○－○ ○　○　　○－○ （１点２個と２点のらん打）	約 10 秒　約１分 ○　―　○　― 約３秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し旗の降下

イ　水防信号　［水防］

方法／区分	警　鐘　信　号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○ （１　　点）	約 15 秒　　約 15 秒 約５秒○－　－約５秒○－ 休　止　　休　止
水防団員出動	○－○－○　○－○－○ （３　　点）	約６秒　　約６秒 約５秒○－　－約５秒○－ 休　止　　休　止
居住者の出動	○－○－○－○ ○－○－○－○ （４　　点）	約５秒　　約５秒 約 10 秒○－　－約 10 秒○－ 休　止　　休　止
避難信号	○　○　○ ○　○　○ （乱　　打）	約５秒　　約５秒 約１分○－　－約１分○－ 休　止　　休　止

ウ　水防標識　［水防］

水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

(ｱ) 水防要員の標識

左腕に次の標識をつけるものとする。

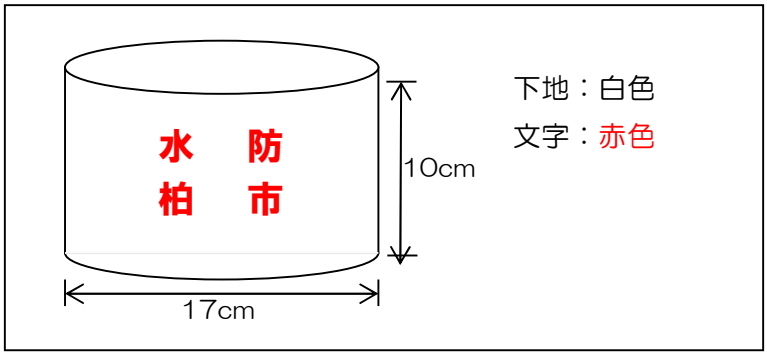

(ｲ) 水防本部の標識

昼間は標旗（下図ａ）を掲げ、夜間は提灯（下図ｂ）を掲げることとする。

ａ　屯所標識

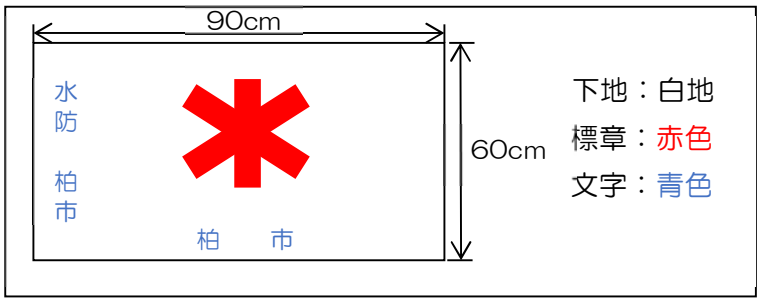

ｂ　標灯（夜間）

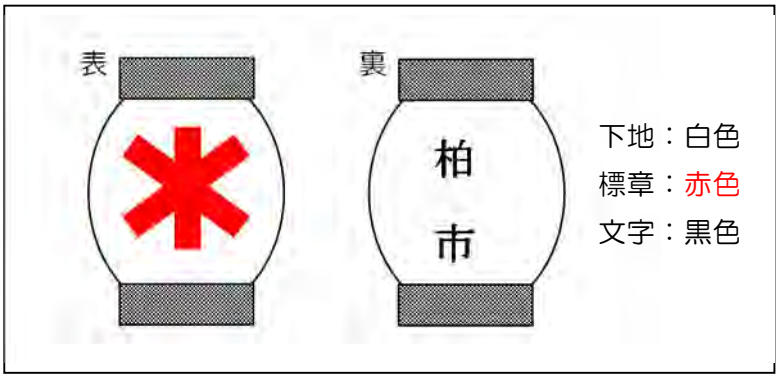

エ　緊急自動車優先通行標識　［水防］

水防用緊急自動車として使用する車は、道路交通法施行令第１３条の規定によりあらかじめ千葉県公安委員会の指定を受け、標識・サイレン等の設備を設置することとする。

第６　避難対策

項目		担当部局	関係機関
１	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署
２	立入禁止・制限、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署
３	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局	
４	避難所開設・運営	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、ＮＴＴ、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）
５	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、消防局、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	要配慮者利用施設
６	避難所の閉鎖条件	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、ＮＴＴ、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

基本方針

- 避難情報を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底する。
- 休日・夜間の避難所開錠は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。

１　避難情報

活動方針

市は、危険状況を把握し、被害を予測する。また、状況に応じ、避難情報の発令、警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命じる。

【発令する避難情報】

●高齢者等避難（警戒レベル３）…土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難の準備が整い次第、避難を開始する。特に高齢者等は速やかに避難する。

●避難指示（警戒レベル４）…危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。

（１）避難者の誘導

ア　避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、各地域の浸水状況も発信しつつ、災害の発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるとともに、要配慮者への配慮を徹底する。避難行動が実施される段階において、消防団は、避難の呼びかけや巡回を行う。

イ　避難誘導

災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。併せて、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の「緊急安全確保」を行えるように努める。

(ｱ) 在宅者等

消防団、消防局、警察官が組織的に避難を誘導する。

(ｲ) 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

（2）避難情報

ア　避難情報の発令または解除の実施者

実施者	要 件	根拠法規	報告先
市長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条	柏土木 事務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法第４条	警察署長
市長（水防管理者）	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法 第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	危機管理部長

※避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方気象台（気象台へはホットラインを利用）に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

イ　避難情報の内容

① 避難対象地区（町丁名、施設名等）
② 理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
③ 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
④ その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

ウ　避難情報の解除

当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難情報の解除を行う。

２　立入禁止・制限、退去命令　［水防］

（１）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要が認められるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止もしくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：市長（本部長）、消防職員、警察官(※)、水防団員
○水防上緊急の必要がある地域 ○崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

※水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

（２）避難のための立退き

水防法第 29 条に基づき、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）、その命を受けた水防本部構成員は、必要と認める区域の居住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

市長（水防管理者）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

３　避難情報発令の判断基準

（１）洪水

本市では、利根川、利根運河、手賀沼及び手賀川のほか、中小河川（下手賀川・下手賀沼・亀成川・浦部川・和泉川・鹿黒川・大森川・古新田川・大津川・大堀川）が氾濫した場合に浸水の想定される区域が浸水想定区域として指定されている。

浸水想定区域における避難情報の発令は以下の基準を参考に、気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することを基本とするが、事態が切迫した場合は、浸水想定区域の浸水の深さも参考に堅牢な建物の可能な限り上階に一時的に避難することも考慮する。

ア　利根川（基準水位観測所　田中調節池）

避難指示等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。なお、利根川右岸９２．０～９３．５ｋｍ付近（柏市花野井～大室 重要水防箇所Ａランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

コミュニティエリア	地域
田中	大青田、大室、大室２丁目、大室３丁目、小青田、小青田３丁目、小青田４丁目、小青田５丁目、根戸、花野井、船戸、船戸１丁目、船戸２丁目、船戸３丁目、上利根、新利根
富勢	布施、布施新町１丁目、布施新町２丁目、布施新町３丁目、布施新町４丁目、弁天下、布施下

種類	内容	基準（各対象地区前の堤防）
避難指示 （警戒レベル４）	■ 危険な場所から全員避難	■ 田中調節池内の水位が 4.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル３）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 田中調節池内の水位が 3.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

イ　利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い　基準水位観測所　押付）

・浸水想定区域

堤防決壊地点については河口より７６．０km 利根川右岸（我孫子市布佐付近）を想定し、浸水想定区域を定めている。

【対象地区１】

コミュニティエリア	地域
手賀	千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷲野谷、鷲野谷新田

種類	内容	基準（押付観測所）
避難指示 （警戒レベル４）	■ 危険な場所から全員避難	■ 氾濫危険水位（7.80m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル３）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 避難判断水位（7.10m）を超過し、氾濫危険水位（7.80m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

【対象地区２】

コミュニティエリア	地域
富勢	北柏１～５丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ケ崎新田
高田・松ケ崎	根戸新田、松ケ崎、松ケ崎新田、高田
豊四季台	篠籠田、あけぼの３丁目、あけぼの５丁目
柏中央	柏、柏下、戸張、戸張新田、呼塚新田、松ケ崎新田
新田原	戸張、東柏２丁目
増尾	名戸ケ谷、増尾
藤心	藤心
風早北部	若白毛、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、塚崎
手賀	柳戸、泉（金山落）、金山、岩井、岩井新田
風早南部	藤ケ谷、高柳

種類	内容	基準（堤防決壊想定地点）
避難指示 （警戒レベル４）	■ 危険な場所から全員避難	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、２時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル３）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、３時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※浸水時間については、利根川下流河川事務所の洪水浸水想定区域図
（https://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/tonege00450.html）を参考とする

・参考にする県水防テレメータ（基準水位観測所）
「風水害等編 第３章 第２節 第１ ４（２）ウ ㈠ 千葉県水防テレメータ」のとおり。

ウ　利根運河（基準水位観測所　野田）

【対象地区】

コミュニティエリア	地域
田中	大青田、船戸、船戸山高野

種類	内容	基準（野田観測所）
避難指示 （警戒レベル４）	■ 危険な場所から全員避難	■ 避難判断水位（8.50ｍ）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル３）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 氾濫注意水位（6.30ｍ）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

エ　手賀沼及び手賀川（基準水位観測所　新曙橋）

【対象地区】

手賀沼（以下計１８地域）

コミュニティエリア	地域
柏中央	柏下、柏中村下、戸張、戸張新田、
新田原	戸張
風早北部	箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜１丁目
手賀	泉、泉村新田、片山、片山新田、鷲野谷、鷲野谷新田、岩井、岩井新田、染井入新田

手賀川（以下９地域）

コミュニティエリア	地域
手賀	片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋

種類	内容	基準（新曙橋観測所）
避難指示（警戒レベル４）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難（警戒レベル３）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

(2) 土砂災害

災害時における避難指示（警戒レベル４）の発令は以下の基準を参考に、気象予測、土砂災害が発生するおそれがある箇所の巡視等からの報告、土砂災害の前兆現象、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて総合的に判断して発令する。

ア　避難指示等の判断基準

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「警戒区域等」という。）は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難指示等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難指示等は、以下の今後の気象予測（フロー１）や土砂災害が発生するおそれがある箇所の巡視情報等（フロー２）からの報告及び基準の目安（フロー３）を含めて、総合的に判断して発令する。

※　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設……【資料編　７－２】

●避難指示等判断フロー１

分 類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準＊		
		前日までに連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40㎜～100㎜あった場合	前日までの降雨がない0㎜～40㎜の場合
緊急安全確保（警戒レベル５）	市内で土砂災害が発生している時			
避難指示（警戒レベル４）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨量が予想される時
高齢者等避難（警戒レベル３）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50㎜を超えた時	当日の日雨量が80㎜を超えた時	24時間雨量が100㎜を超えた時

＊：昭和４４年消防庁通知「土砂災害警戒形態をとる場合の基準雨量例」参照

●避難指示等判断フロー２

発生	がけ崩れの前兆現象		発生までの時間目安	程度
緊急安全確保（警戒レベル５）	□ 湧水の停止 □ 亀裂の発生 □ 小石がぼろぼろ落下	□ 湧水の噴き出し □ 斜面のはらみだし □ 地鳴り	発生直前	切迫性が非常に大きい
避難指示（警戒レベル４）	【１～２時間前】 □ 小石がばらばら落下 □ 湧水の濁り 【発生直前】（以下と同様） □ 湧水の停止 □ 亀裂の発生 □ 小石がぼろぼろ落下	□ 新たな湧水発生 □ 湧水の噴き出し □ 斜面のはらみだし □ 地鳴り	１～２時間前 または 発生直前	切迫性が大きい
高齢者等避難（警戒レベル３）	□ 湧水量の増加	□ 表面流発生	２～３時間前	切迫性がやや小

※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも柏市建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。

※がけ崩れの前兆現象は、時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

●避難指示等判断フロー３

分類	該当内容	発令時の役割
緊急安全確保（警戒レベル５）	次に該当する場合は、緊急安全確保（警戒レベル５）を発令する目安とする。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 （状況に応じて）
避難指示（警戒レベル４）	１～４のいずれか１つに該当する場合は、避難指示（警戒レベル４）を発令する目安とする。 １：土砂災害警戒情報が発表された場合 ２：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ３：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ４：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 （状況に応じて）
高齢者等避難（警戒レベル3）	１～４のいずれか１つに該当する場合は、高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する目安とする。 １：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ４：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 （状況に応じて）

解除条件	①土砂災害警戒情報又は各種警報が解除され、②現地調査の結果や銚子地方気象台、柏土木事務所等専門的知見を有する機関の助言を参考に総合的に判断する。

イ　発令時の状況と住民に求める行動

種　類	発令時の状況	住民に求める行動
緊急安全確保 （警戒レベル５）	■ 既に災害が発生しているか切迫している状況。 ■ 既に安全な避難ができず、命が危険な状況。	■ 既に避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。 ■ 避難中の場合は安全な施設へ緊急的な避難する。避難が困難な者は屋内のより安全な部屋等へ避難（上階への垂直避難や崖側から離れるなど）。
避難指示 （警戒レベル４）	■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階で人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ■ 危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。	■ 危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。 ■ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。
高齢者等避難 （警戒レベル３）	■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。 ■ 上記以外のものは避難準備を開始する。

＜土砂災害警戒情報の発表基準＞

土砂災害警戒情報は大雨により、土砂災害発生のおそれがあるときに防災情報として、県と銚子地方気象台が共同で発表する。２時間先までのスネークラインが土砂災害発生危険基準線（ＣＬ（クリティカルライン））を超過するときや、実況でＣＬを超過するときに発表される。

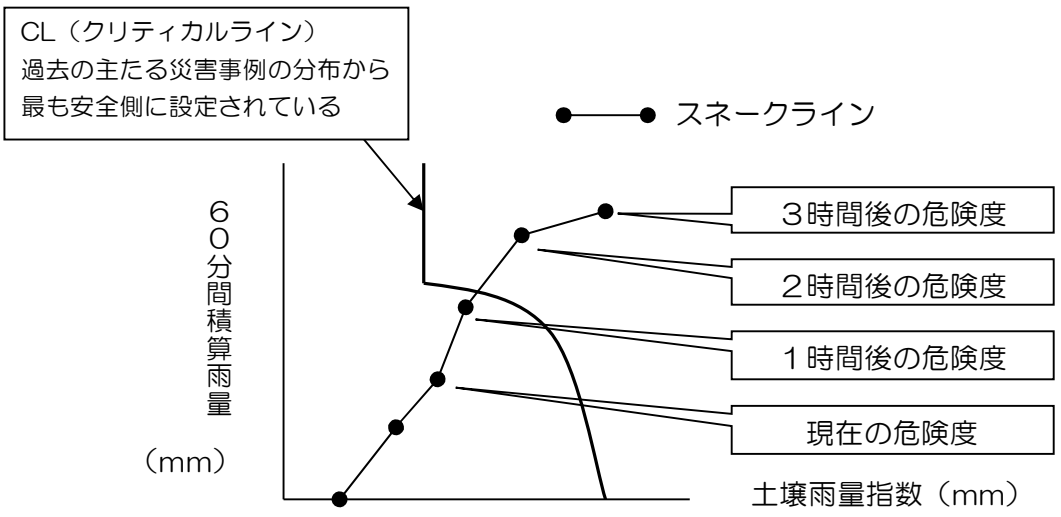

なお、市は、国の「避難情報に関するガイドライン」の改定の都度、避難指示等判断基準・伝達マニュアルの修正を行う。

また、平常時から、土砂災害警戒区域等に該当する町会・自治会・区等の地域団体と連携を図りながら、避難経路の確認、防災訓練の実施及び災害時の情報の伝達方法などの対策について推進するものとする。

土砂災害の発生が予見される又は発生した場合には、土砂災害警戒区域のある（隣接する）17コミュニティエリアの近隣センター及び富勢中学校、手賀東小学校、沼南高柳高校の２０箇所を初動開設し、災害の規模に応じて段階的に他避難所を開設していくこととする。

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧……【資料編　８－１】

４　避難所開設・運営

活動方針

市職員等は、避難所の開設・運営を行う。ここでの避難所開設は短期間（１～３日程度）を想定する。

なお、被害状況により、避難が長期化する場合は震災編に定めるところによる。

※避難所の開設・運営に係る職員は、担当部局職員を基本とし、状況に応じ地区災害対策本部員として指名された職員やその他の職員を配備するものとする。

（１）避難所開設の基準

- ■　避難情報の発令又は警戒区域の設定を実施した場合
- ■　災害の状況により避難が必要な場合

※想定される避難者数から避難所開設数や開設する避難所を決定する。

（２）避難所の開設

ア　安全確認・スペース設定

(ｱ) 市職員等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

(ｲ) 感染症の感染拡大を防ぐため、居住スペースでは、個人若しくは家族間の距離を確保する。

イ　防災資機材の準備

(ｱ) 電気、ガス、水道、電話、トイレ、インターネット環境を確認する。

(ｲ) 停電している場合は、懐中電灯（乾電池）を用意し、夜間活動に備える。

(ｳ) ライフラインの被害状況に応じて、発電機、ガソリン、投光器、非常用トイレ袋を用意する。また、毛布、暖房器具（季節に応じて）、食糧、飲料水を準備する。

(ｴ) 感染症対策として、マスク、非接触型温度計、接触型体温計、消毒液を用意する。

（３）避難者の受け入れ

ア　避難者の誘導

(ｱ) 市職員は、健康状態の良好な避難者と、健康状態がすぐれない避難者の動線及び居住ス

ペースを分ける。

(ｲ) 安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。

イ　負傷者対応

負傷者が出た場合は１１９番通報を行う。

ウ　幅広いニーズへの配慮

要配慮者を優先し、温かい所やトイレに近い所、和室等を割り当てる。

駅前等、不特定多数の避難者がいる場合やスペースが飽和状態の場合は、男女別とする。

エ　車での避難者への対応

財産保護の観点から自家用車で避難所に移動する事態に備え、駐車スペースの確保に努める。

オ　避難者への情報提供

必要に応じ、掲示板や放送設備等を利用し、災害状況、交通状況等の最新情報を提供する。この場合、障害者にも正しく情報を提供する。

（４）避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者カード」を配布し、取りまとめる。

※　避難者カード……【資料編　８－４】

（５）避難所の運営

ア　避難所状況の報告

避難所から本部への報告は、原則として派遣された市職員が行う。ただし、職員が対応できない場合は、学校職員等、施設管理者側に協力を求める。

イ　被災者ニーズ対応

必要に応じ、避難者へ毛布や水等の物資を配布する。

ウ　ペット避難

- ペット避難受入れに関するガイドラインに基づいて対応する。
- ペットと同伴で避難（ケージに入れ、避難所内で飼育）することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結を進める。
- 避難時のペットの保護及び飼育は原則としてペットの管理者が行う。
- 所有者・管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。
- 盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

（6）避難所の閉鎖

避難情報等を解除した場合は、避難所を閉鎖する。

（7）自主避難所

ア　定義

自主避難所とは、台風の接近や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき、自治体が事前に避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所を指す。

主に市内近隣センターを当該避難所として開設する。

イ　開設の目安

・台風の暴風域※1 が 24 時間以内に市町村にかかると予想されているとき
・強風注意報※2 が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

※1「暴風域」＝風速 25m/s（気象庁の台風情報）
※2「強風注意報」＝風速 13m/s（銚子地方気象台が発表）

5　要配慮者利用施設の避難体制の確保

（1）洪水

国及び県により、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定している。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、水防法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施を働きかけ、定期的に確認する。

また、市は県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

併せて、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市長に報告する。市長は、報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、必要な助言等を行う。

（2）土砂災害

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確保するとともに、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかけ、定期的に確認する。

また、市は県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

併せて、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練

を実施した場合、その結果を市長に報告する。市長は、報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、必要な助言等を行う。

【避難確保計画記載事項】

	記載事項
①	要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
②	要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
③	要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
④	要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
⑤	自衛水防組織の業務に関する事項

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、次の方法等により洪水予報等の伝達方法を確保する。

① 電話連絡　　② ＦＡＸ　　③ インターネットメール（メーリングリスト）

６　避難所の閉鎖

避難情報等を解除した場合は、避難所を閉鎖する。

第７　帰宅困難者支援

項目		担当部局	関係機関
１	市内帰宅困難者対応	危機管理部、企画部、市民生活部、経済産業部、土木部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワーク
２	広域帰宅困難者対応	※震災編の定めに準じる	※震災編の定めに準じる

基本方針

● 事前に交通機関の一時停止等が予想される場合には、むやみに移動を行わない。

１　市内帰宅困難者対応

帰宅困難者が発生した場合の対応は「震災編 第３章 第２節 第７ 帰宅困難者支援」に定めるところによるが、以下の対応を行う。

（１）呼びかけ・情報提供

交通機関の計画運休等や気象予報の状況によりあらかじめ帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

（２）帰宅困難者の安全確保

オ　一時滞在施設の閉鎖

風水害に際し、開設した帰宅困難者一時滞在施設は、近隣の指定避難所が開設された場合、帰宅困難者を近隣の避難所に誘導し、一時滞在施設を閉鎖する。ただし、指定避難所に移動する際に荒天等で安全確保が困難な場合は、安全確保ができるまで閉鎖しない。

第１２　水防　［水防］

項目		担当部局	関係機関
１	水防活動	危機管理部、土木部、消防局	消防団、防災関係機関
２	水防活動における情報伝達	危機管理部、土木部、消防局	国、県
３	洪水予報の伝達	危機管理部、土木部、消防局	国、県
４	消防機関の出動体制	消防局	国、県、消防団
５	巡視及び警戒	土木部、上下水道局、消防局	国、県、消防団
６	水防作業	消防局	国、県、消防団
７	樋管操作	土木部、上下水道局	国、県
８	緊急通行	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署
９	決壊時の処置並びに決壊後の処置	土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関
１０	水防配備の解除	危機管理部、土木部	国、県
１１	費用負担と公用負担	危機管理部、土木部、消防局	防災関係機関
１２	水防報告等	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関

基本方針

- 水防配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

１　水防活動

活動方針

（１）水防本部　［水防］

市長は、水防警報の通知等を受けたとき又は、その他水防活動の必要があると認められた場合、水防本部を設置する。

また、河川が氾濫し、市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると市長が認めるときは、市長は、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合される。

ア　組織系統　［水防］

水防本部の組織系統、事務分掌及び水防本部を中心とした水防活動体制図は、次に示すとおりであるが、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の事務は災害対策本部に統合される。

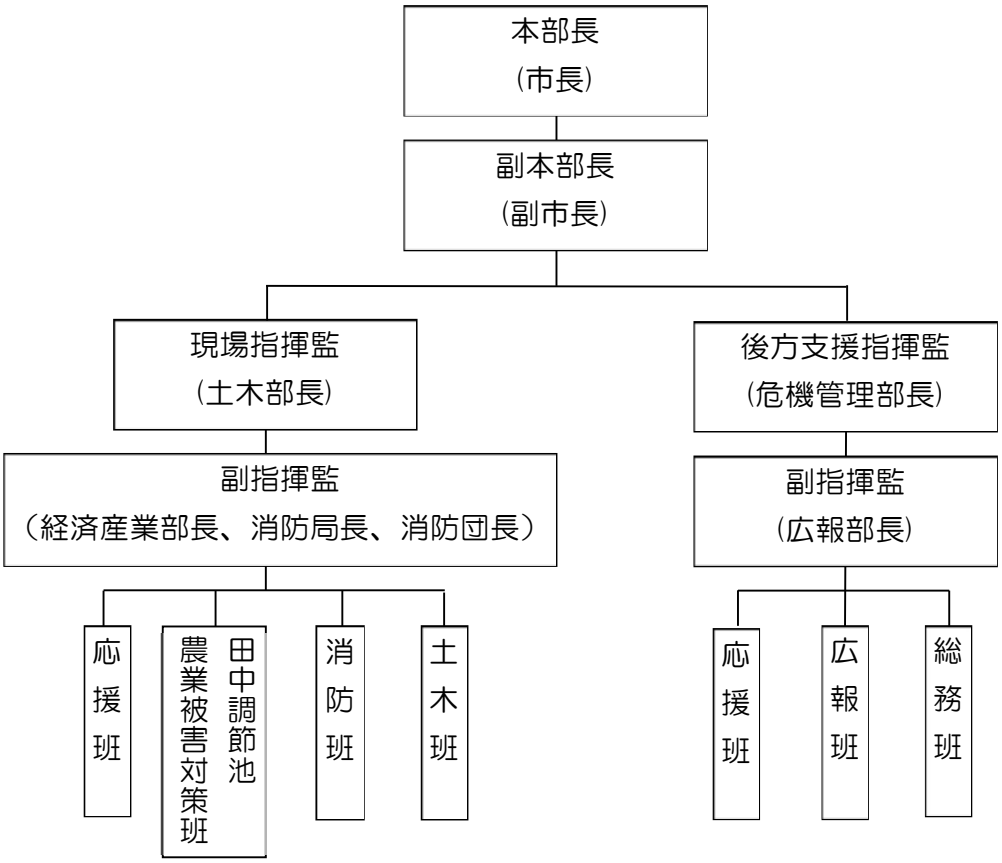

イ　事務分掌

水防本部設置時の職名又は班名	平常時の職名又は所属名	主な任務
本　部　長	市　　長	水防本部の事務を総括する。
副 本 部 長	副　市　長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
現場指揮監	土木部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、現場本部員を指揮監督する。
後方支援指揮監	危機管理部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、後方支援本部員を指揮監督する。
副 指 揮 監	広報部長 経済産業部長 消防局長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。

水防本部設置時の職名又は班名	平常時の職名又は所属名	主な任務
総　務　班	防災安全課	１　水防本部要員の動員に関すること。 ２　水防本部の指示、命令の伝達に関すること。 ３　県への連絡及び要請に関すること。 ４　各班との連絡調整に関すること。 ５　他部局への応援要請に関すること。 ６　水防活動状況の収集、整理、記録及び報告に関すること。 ７　気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。 ８　通信機器の操作、点検に関すること ９　水防本部の庶務に関すること。
広　報　班	広報広聴課	１　広報活動に関すること。 ２　報道機関との連絡及び情報の提供に関すること。 ３　水防活動時の記録写真に関すること。
土　木　班	土　木　部	１　河川に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ２　河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎょ及び立ち入りの制限に関すること。 ３　道路、橋梁等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 ４　樋管の操作に関すること。 ５　土木業者等関係者への協力要請に関すること。 ６　所管施設に係る予防的措置に関すること。 ７　各水防機関との連絡に関すること。 ８　その他、水防活動に関すること。
消　防　班	消　防　局 各署及び分署 消　防　団	１　雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 ２　広報活動に関すること。 ３　河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎょ及び立ち入りの制限に関すること。 ４　水害被害状況調査報告に関すること。 ５　水防工法に関すること。 ６　水防資器材の点検及び確保に関すること。 ７　消防団の出動に関すること。
田中調節池農業被害対策班	農　政　課	１　越流前の被害軽減対策に関すること。 ２　農業関係機関との連絡調整に関すること。 ３　農業関係被害状況の調査に関すること。 ４　田中調節池復旧対策に関すること。 ５　その他、り災農家の援護指導等に関すること。
応　援　班	その他、本部長が指名した部局課	１　水防活動の応援に関すること。

（2）水防配備体制と活動内容　［水防］

水防配備体制及び活動内容は、次のとおりである。

		体制発表時	水防配備体制と活動内容
水防本部設置	水防配備体制	【始期】 ○　次の警報の１以上が発表され、警戒本部の協議を踏まえ、危機管理部長が必要と認めるときは水防配備体制に入る。 １　気象業務法第１４条の２の規定による予報で次のもの ◆　水防活動用気象警報 又は大雨警報 ◆　水防活動用洪水警報 又は洪水警報 ２　水防法第１０条第２項の規定による予報で次のもの ◆　利根川洪水警報 ３ 水防法第１６条の規定による水防警報 ○　その他、市長が必要と認めるとき。 【終期】 ○　次の１以上の場合は、水防配備体制を解除する。 １　警報が解除され、危機管理部長が水防警戒体制をとる必要がないと認めるとき ２　市長が水防配備体制をとる必要がないと認めるとき ３　水防配備体制から第一配備体制に入ったとき	○　人員配備 配備体制別水防本部要員動員計画表による。 ○　柏市水防本部事務分掌により、水防活動及び水防事務を実施する。 １柏市地域防災無線及び柏市防災行政無線の統制運用 ２　管内河川、堤防及び施設等の巡視 ３　必要に応じ、越流堤の監視 ４　道路・橋りょう等の巡視及び輸送路線上障害物の点検 ５　水防本部は、現場からの連絡内容により必要に応じ、河川管理者及び現地指導班長へ連絡 ６　水防関係機関への連絡 ７　田中調節池内の農業被害軽減対策の指導 ８　樋管を操作した場合は、内水溢水警戒 ９　各関係機関の被害報告の調査
災害対策本部設置	第一配備体制	【始期】 ○　次の１以上の場合は、第一配備体制に入る。 １　市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき ２　市長が必要と認めるとき ※災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される（以下同じ。）。 【終期】 ○　次の１以上の場合は、第一配備体制を解除する。 １　被害が拡大するおそれがなく、市長が第一配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき ２　第一配備体制から第二配備体制に入ったとき	○　人員配備 風水害等編 第３章 第１節 第１ ２ 配備体制の表による。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。 １　水防配備体制による水防活動及び水防事務を強化 ２　水防活動の記録及び現場写真・映像の撮影 ３　水防資器材の使用状況記録 ４　公用負担証書の発行及び記録 ５　避難所施設の確保及び避難誘導 ６　第二配備体制への体制移行事務の確認

		体制発表時	水防配備体制と活動内容
災害対策本部設置	第二配備体制	【始期】 ○　次の１以上の場合は、第二配備体制に入る。 １　市域に重大な災害が発生したとき ２　柏市に気象に関する特別警報が発令されたとき ３　市長が必要と認めるとき 【終期】 ○　次の１以上の場合は、第二配備体制を解除する。 １　被害が拡大するおそれがなく、市長が第二配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき ２　第二配備体制から第三配備体制に入ったとき	○　人員配備 風水害等編 第３章 第１節 第１ ２ 配備体制の表による。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。 １　第一配備体制による水防活動及び水防事務を強化 ２　第三配備体制への体制移行事務の確認
	第三配備体制	【始期】 ○　次の１以上の場合は、第三配備体制に入る。 １　全市的に災害が拡大し、第二配備体制では対処できないとき ２　その他の状況により市長が必要と認めるとき 【終期】 ○　被害が拡大するおそれがなく、市長が第三配備体制をとる必要がなくなったと認めるときは、第三配備体制を解除する。	○　人員配備 風水害等編 第３章 第１節 第１ ２ 配備体制の表による。 （全職員対応）。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。 １　第二配備体制による水防活動及び水防事務を強化 ２　柏市の組織及び機能のすべてをあげて対処

（3）　職員の配備・動員　［水防］

職員配置人員の編成は概ね次のとおりとする。

ただし、気象その他の状況により、指揮監及び副指揮監は、配置人員の編成を増減することができる。この場合、速やかに副本部長を経由して、本部長にその内容を報告しなければならない。なお、災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

配備体制別水防本部要員動員計画表

配備人員 配備区分	本部長	副本部長	現場指揮監 後方支援 指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中調節池農業被害対策班	応援班	摘要
水防配備体制	１	２	２	４	７	２	３０	６３ 消防団は別に定める	２	—	
配備体制	「風水害等編 第３章 第２節 第１ ２ 配備体制」に準ずる										

（４）配備・動員の方法　［水防］

ア　危機管理部長は、「配備体制」を発令するときは、下図「エ　伝達系統」及び動員連絡表、又は職員参集システムにより、あらかじめ定められた職員を動員する。

イ　各部長は、職員の参集状況に応じ、順次水防活動班を編成する。ただし、緊急ややむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、水防活動を命じることができる。
また、職員の参集状況を記録し、配置人員を総務班に報告する。

ウ　配備についた職員は、上司の命令に従い、直ちに水防活動を実施する。

エ　伝達系統

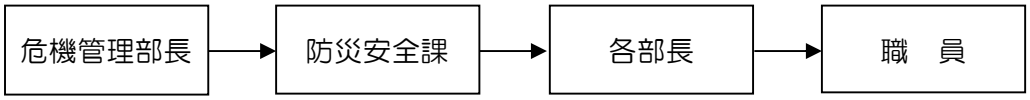

（５）職員の心構え　［水防］

ア　配備にあたるときは、万難を排して参集する。

イ　勤務時間外や休日等にかかわらず、常に気象状況や水防情報の変化に注意し、水防警戒体制の発令を知ったとき又は予測されるときは、自主的にあらかじめ決められた場所に参集する。

ウ　病気その他やむなき事情により参集が不可能な場合には、なんらかの手段を持ってその旨を所属へ連絡する。

エ　自らの言動によって市民に不安を与え若しくは誤解を招き、又は水防本部活動に支障をきたすことがないよう厳重に注意する。

オ　勤務場所を離れる場合には、所属の責任者と連絡をとり、常に所在を明らかにする。

カ　配備職員以外の者は、水防警戒体制発令後、できる限り不急の外出は避け、水防活動に支障をきたさないようにする。
また、長期配備体制となった場合の交代要員として十分な休養をとっておくこと。

２　水防活動における情報伝達

（１）柏市水防本部指令情報伝達系統

［水防］

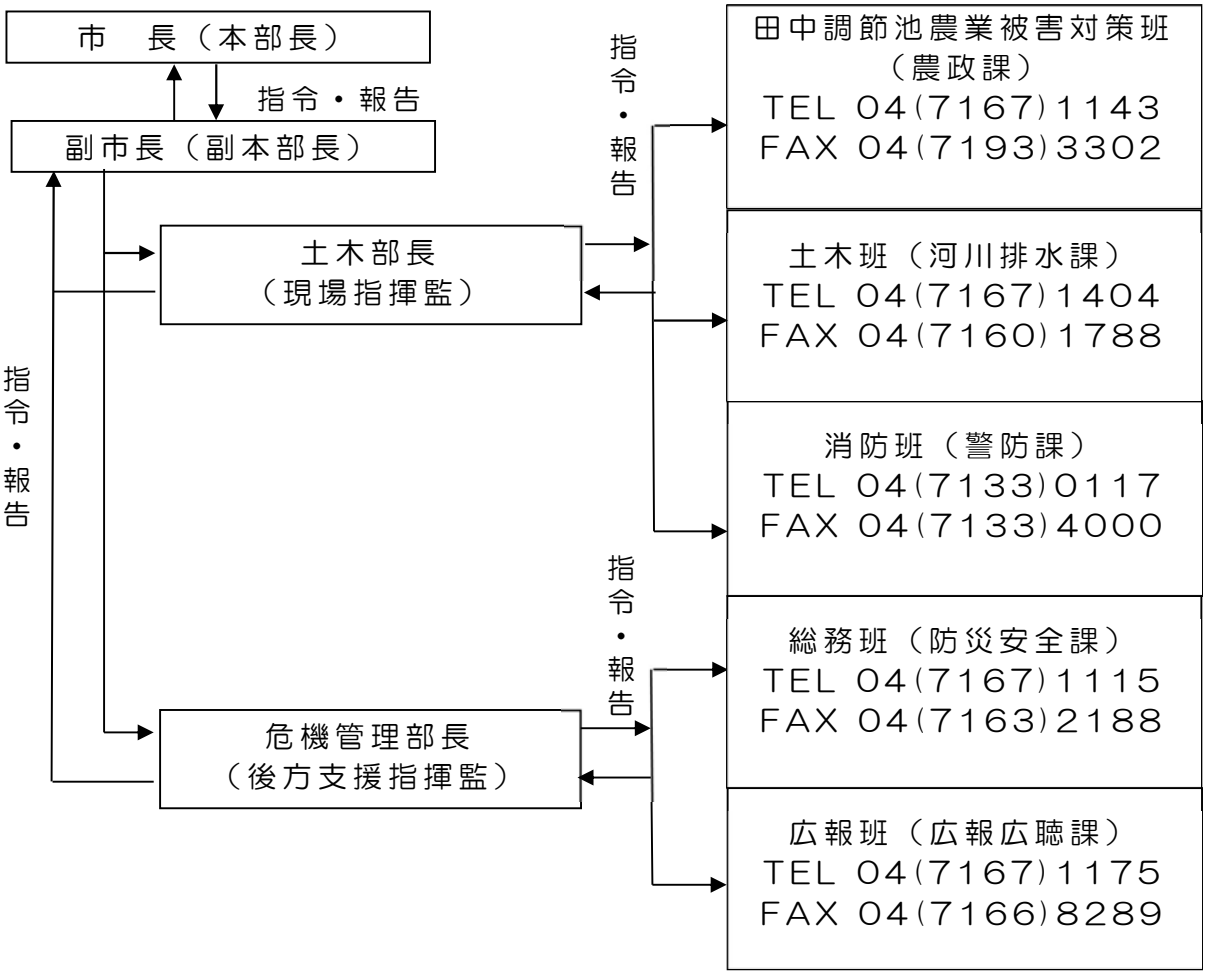

（２）柏市水防本部関係機関伝達系統

［水防］

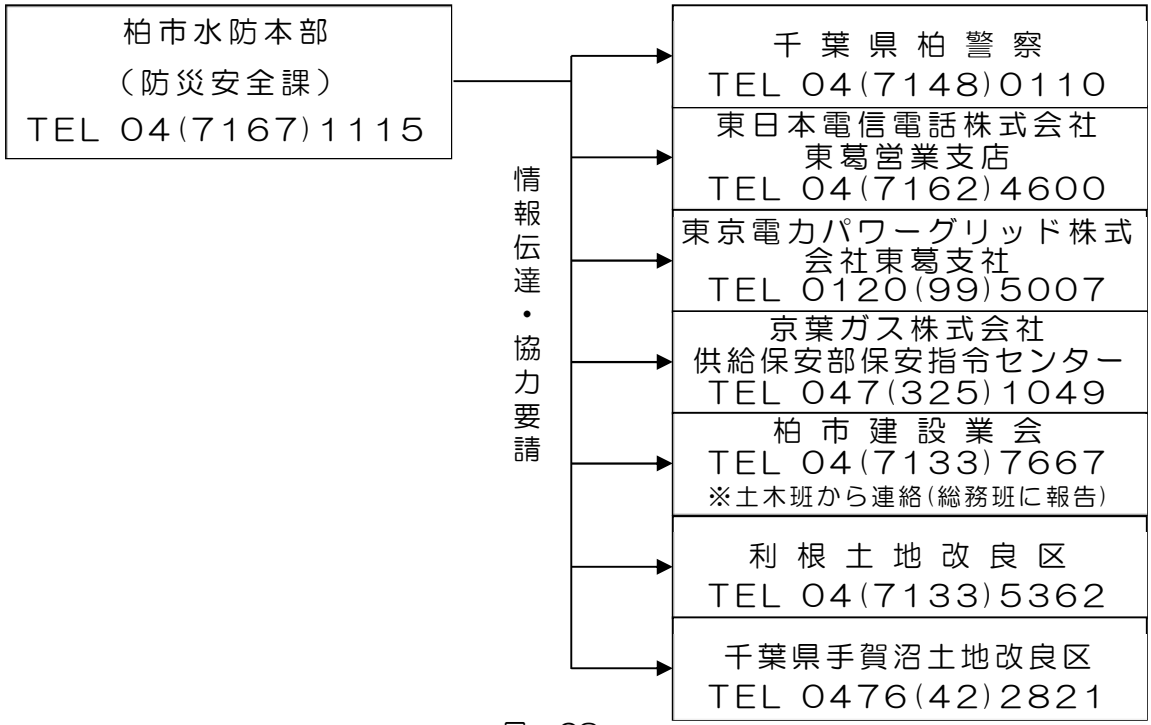

（３）水防通信　［水防］

ア　水防時の通信連絡系統

水防本部水防指令情報伝達系統（令和４年度千葉県水防計画より引用）

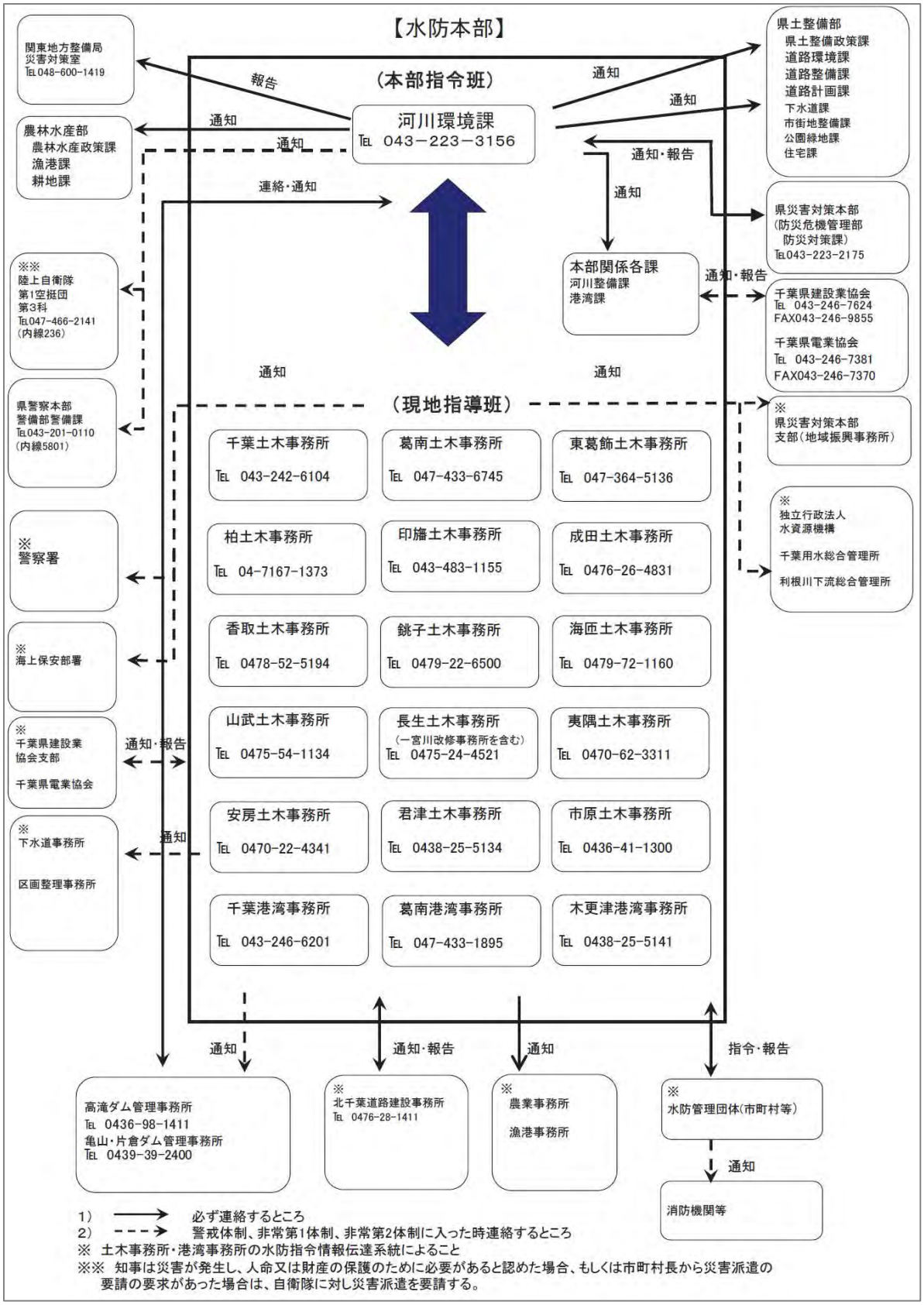

イ　災害時優先電話

水防に係る対応のため行われる通信規制を回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は水防法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用できる。

３　洪水予報の伝達

活動方針

（1）気象情報・洪水予報の収集・伝達

市（危機管理部、土木部、消防局）は、国土交通省関東地方整備局、気象庁銚子地方気象台が行なう洪水予報、国土交通省が行う水防警報をもとに、水位の監視、警戒活動を実施する。

（2）浸水想定区域内の特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

市は浸水想定区域内における主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット等を用いて自らも得るものとする。

※　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設……【資料編　７－2】

（3）注意を要する箇所　［水防］

市内の河川その他のうち、特に注意を必要とする区域及び場所は、資料編の重要水防箇所に示すとおりである。

重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

※　直轄河川重要水防箇所一覧……【資料編　１３－６】

４　消防機関の出動体制　［水防］

市長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第１７条）

（１）出動準備

市長（水防管理者）は、次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。

ア　水防警報（風水害等編 第３章 第２節 第１ ４（１）イ 水防警報 を参照）により待機又は準備の発令が発表されたとき

イ　河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあって、かつ出動の必要が予測されるとき

ウ　上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき

（２）出動

市長（水防管理者）は、次の場合、本計画においてあらかじめ定められた計画に基づき、直ちに消防機関を出動させ警戒配置につかせる。

ア　水防警報（風水害等編 第３章 第２節 第１ ４（１）イ 水防警報 を参照）により出動の指令が発表されたとき

イ　知事から出動の指示があったとき

ウ　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

エ　上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき

５　巡視及び警戒　［水防］

（１）巡視（平常時）

市水防本部土木班及び消防班は、水防法第９条の規定により、市域内の関係河川堤防等を随時巡視し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに防災安全課に連絡して必要な措置を求めなければならない。

また、連絡を受けた防災安全課は当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（２）洪水の非常警戒（出水時）

市水防本部土木班及び消防班は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回する。

特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに水防本部土木班に報告すると共に水防活動を開始する。

ア　堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ
イ　堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
ウ　堤防上面の亀裂又は沈下
エ　堤防から水があふれる状況
オ　水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
カ　橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

６　水防作業　［水防］

（１）水防工法

水防工法は、「資料編 １３－１０ 水防工法」のとおりとする。

（２）水防作業上の心得

ア　命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
イ　作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
ウ　夜間などは特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動等を厳に慎まなければならない。
エ　命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防団員を緊張せしめないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
オ　洪水等時において、堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ（堤防斜面の崩れ）陥没は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の 3/4 くらいに減少した時が最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

７　樋管操作　［水防］

（１）樋管操作

樋管の管理者及び操作員は、気象状況の通知を受けた後、又は水位の異常を認めた後は、水位の変動を監視し、次のとおり内外水位の状況に応じ時期を逸しないよう開閉を行う。この場合において、現地本部が設置されている場合は、当該現地本部を経由して水防本部に報告するものとする。

なお、国土交通省及び水資源機構の管理する水門、こう門等については、水防本部はその時の状況及び開閉措置について、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

ア　市長（水防管理者）は、あらかじめ操作員を定めておくものとする。

イ　担当部局は、気象状況等により操作員との連絡体制を確立しておくものとする。

ウ　操作員は、河川管理者の定める操作規則により操作するものとする。

エ　操作員は、平素はもとより気象状況に応じて洪水等が予想される場合は、直ちに工作物の点検を行うものとする。

オ　担当部局は、操作基準により、必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。

（２）樋管設置場所

市域内の樋管設置場所は、「資料編 １３－１２ 市内の樋管設置場所」のとおりとする。

８　緊急通行　［水防］

（１）緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長（水防管理者）から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要がある場所に赴くとき、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（２）損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

９　決壊時の処置並びに決壊後の処置　［水防］

（１）決壊時の通報関係機関

市長（水防管理者）又は消防局長は、水防に際し、堤防が決壊又はその他の施設が損壊したときは、直ちにこれを次のとおり通報しなければならない。

ア　現地指導班（柏土木事務所）
イ　氾濫流が到達すると考えられる近隣水防管理団体
ウ　当該施設管理者

（２）利根川水系における取扱い

利根川水系における伝達については、前述の処置と同時に「風水害等編 第３章 第２節 第１ ４（１）ウ 洪水予報」の逆の系統で、直ちに関係機関（利根川上流河川事務所守谷出張所及び柏土木事務所（現地指導班））に報告しなければならない。

（３）被害情報の収集・伝達

決壊時及び決壊後の被害情報の収集・伝達は、「震災編 第３章 第２節 第１ 情報収集・伝達」に準じて行う。

（４）建物等の応急対策

被災地の応急対策は、「震災編 第３章 第３節 第２ 建物等の応急復旧」に準じて行う。

（５）都市公共施設の応急復旧対策

都市公共施設の応急復旧対策は、「震災編 第３章 第３節 第１ ライフライン・道路等の応急復旧」、「震災編 第４章 第２節 施設を復旧する」に準じて行う。

（６）被災者の生活確保対策

都市公共施設及び被災地の復旧対策は、「震災編 第４章 第１節 １ 被災者の生活確保」に準じて行う。

１０　水防配備の解除　［水防］

市長（水防管理者）は、水位が氾濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防解除を命じる。

これを一般に周知させるとともに、県水防本部現地指導班（柏土木事務所）を通じ、水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

１１　費用負担と公用負担　［水防］

（１）費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第４１条により本市が負担するものとする。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者の負担とする。この負担費用の額及び負担方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。（水防法第２３条）

また、当該区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担するものとする。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせん申請することができる。（水防法第４２条）

（２）公用負担

ア　公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）、水防団長又は消防期間の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。（水防法第２８条）

(ｱ) 必要な土地の一時使用
(ｲ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
(ｳ) 車両その他の運搬用機器の使用
(ｴ) 排水用機器の使用
(ｵ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(ｱ)から(ｴ)（(ｲ)における収用を除く）の権限を行使することができる。

イ　公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長（水防管理者）、水防団長又は消防期間の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、公用負担権限委任証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

ウ　公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を二通作成して、その一通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に交付しなければならない。

エ　損失補償

柏市は、水防法第２８条の規定により、公用負担権限の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

１２　水防報告等　［水防］

（１）緊急報告

市長（水防管理者）が千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア　消防局及び消防団等を出動させたとき
イ　他の水防管理者に応援を要求したとき
ウ　堤防が決壊、氾濫したとき
エ　その他必要と認める事態が生じたとき

（２）水防顛末報告

水防本部総務班は、水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施状況概要報告書及び水防記録を作成し、市長（本部長）に報告するとともに、速やかに千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に報告する。

報告事項	担当部署
降雨並びに水位記録	防災安全課
出動並びに水防解除の時刻	防災安全課
消防局及び消防団等に属する者の出動時刻及び人数	防災安全課 警防課
水防作業状況	河川排水課 警防課
堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果	河川排水課
使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分	河川排水課 警防課
水防法第２１条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所	河川排水課 警防課
障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所	河川排水課 警防課
土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名との事由	河川排水課 警防課
他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況	防災安全課
居住者出動の状況	河川排水課 警防課
警察官の出動状況	防災安全課
現地指導班の出動人員名簿	河川排水課
立退きの状況及びそれを指示した事由	河川排水課 警防課
水防関係者の死傷	全課
殊勲者及びその功績	全課
雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見	河川排水課 警防課
堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	河川排水課
その他必要なる事項	全課
社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況	防災安全課

第１３　雪害対応

担当部局	関係機関
危機管理部、企画部、市民生活部、経済産業部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。
- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者が発生する恐れがある場合、必要に応じて駅周辺の避難所を開設する。

活動方針

（１）除雪作業

ア　状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて通行制限の実施等の措置や砂又は散布剤等の散布を迅速に行うため、諸資機材の準備など道路管理体制の充実・強化に努めるものとする。

イ　市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

（２）除雪対策の協議

柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道６号及び国道 16 号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は関係機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。

【交通量による除雪目標と内容の一般基準】

区分	標準交通量	除　雪　目　標	実　施　内　容
第一種	10,000 台/日以上 ※一般国道が相当	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	7,500台/日以上 ※主要地方道等の幹線が相当	２車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	２車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。 特別の場合１車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	7,500台/日未満 ※一般県道等の地方的幹線が相当	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。

除雪路線	国道、県道、市道が除雪の対象となる。市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、第一種～第三種の別の区分を決定するものとする。
歩道部・歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう、処置するものとする。歩道橋については特に留意し、積雪のあった時には除雪に努める。

（３）救出救助活動

市は県や交通事業者と協力し、路上の大規模な積雪によって滞留してしまった車両の乗員の保護等、応急対策の実施及び支援を行う。

交通事業者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携の上で支援体制を構築し、市と協力し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

（４）帰宅困難者支援

「震災編 第３章 第２節 第７ 帰宅困難者支援」に定めるところによるが、交通機関の計画運休等や気象予報の状況により事前に帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

第４節　被災者生活を支援する

第１　保健・環境衛生

項目		担当部局	関係機関
１	保健衛生活動	健康医療部、福祉部、経済産業部、環境部	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県接骨師会柏・我孫子支部
２	し尿処理対策	健康医療部、環境部、上下水道局、経済産業部	トイレレンタル業者、柏市浄化槽対策協議会、協定締結市
３	廃棄物処理対策	環境部	柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、協定締結市

３　廃棄物処理

（２）収集・処理

キ　風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、環境部は、早急に被災家屋等から搬出する。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴があり、その中には危険物・有害物等が混入しているおそれがある。環境部はこのことに留意し、収集運搬、分別、保管、処分を行う。

柏市地域防災計画

大

震災編

付編・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第１章　総則	第１節　計画の目的			大－２
	第２節　計画の構成			大－２
	第３節　組織体制			大－２
	第４節　配備体制	第１	体制の立ち上げ	大－３
		第２	事故警戒本部会議	大－３
		第３	配備体制	大－４
第２章　大規模事故対策計画	第１節　大規模火災対策計画	第１	基本方針	大－６
		第２	予防計画	大－６
		第３	応急対策計画	大－７
	第２節　危険物等災害対策計画	第１	危険物	大－１０
		第２	高圧ガス	大－１３
		第３	火薬類	大－１５
		第４	毒物劇物	大－１８
	第３節　航空機災害対策計画	第１	基本方針	大－２０
		第２	予防計画	大－２０
		第３	応急対策計画	大－２０
	第４節　鉄道災害対策計画	第１	基本方針	大－２４
		第２	予防計画	大－２４
		第３	応急対策計画	大－２５
	第５節　道路災害対策計画	第１	基本方針	大－３０
		第２	輸送事業者及び関係機関の責務	大－３０
		第３	予防計画	大－３０
		第４	応急対策計画	大－３１
	第６節　水道水質事故対策計画	第１	基本方針	大－３３
		第２	水質事故の想定	大－３３
		第３	予防計画	大－３３
		第４	応急対策計画	大－３４
	第７節　富士山等の噴火に伴う降灰対策計画	第１	基本方針	大－３７
		第２	被害想定	大－３８
		第３	予防計画	大－３８
		第４	応急対策計画	大－４３

第１章　総則

第１節　計画の目的

潜在的に内在している事故災害から市民及び来街者等の安全を守ることを目的として、自然災害への備えに加えて、大規模な事故（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、水道水質事故）を想定した対策を講じることにより、防災体制の一層の充実を図ることとした。

第２節　計画の構成

この計画は、市域で発生又は市域に影響のある大規模な災害について、基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。

この計画に定められていないものについては、震災編の規定を適用するものとする。

復旧対策については、原則としてそれぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応ができない場合は、震災編の復旧・復興計画を適用するものとする。

第３節　組織体制

事故が発生した場合、応急活動の主体は、事故の原因者等であり、市においては消防局を中心に消火、救出、救急等や状況に応じて他の関係機関が活動を実施することとなる。しかし、事故による被害が甚大で、市民や来街者等へ影響の及ぶおそれのある場合は、市や他の防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる必要がある。

そこで、本市においては、自然災害と同様に事故の大きさに応じた、防災体制を確立することにより、市の全機能をもってその対策にあたるものである。

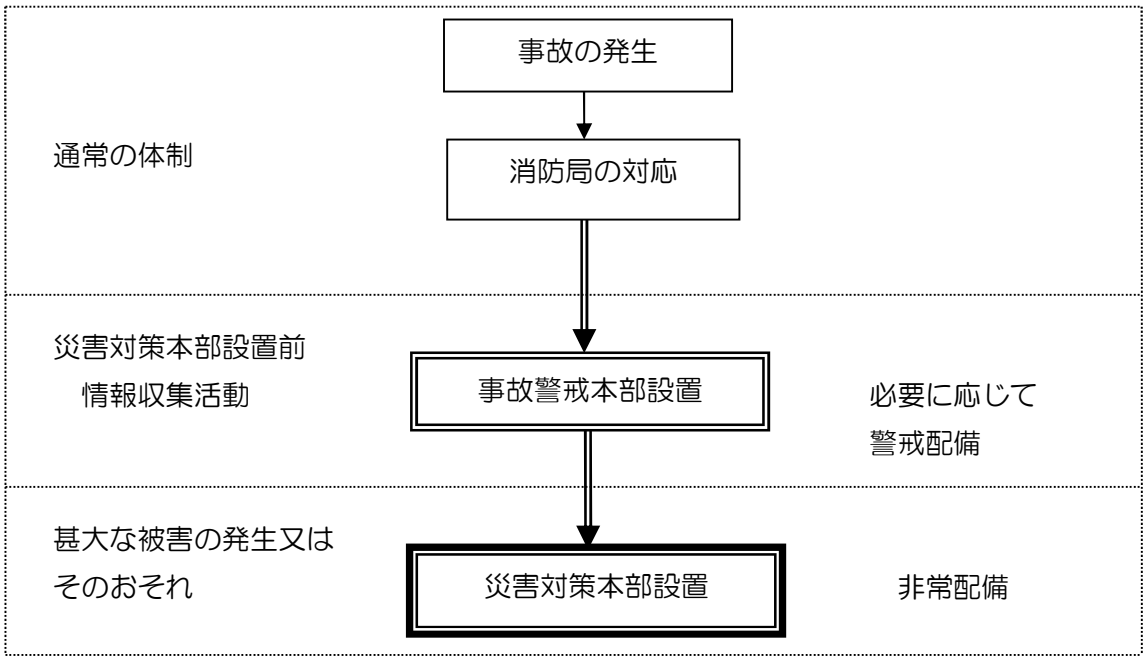

図　市の防災体制

第４節　配備体制

第１　体制の立ち上げ

市各部局長は、大規模事故等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、警戒活動を実施するとともに、危機管理部長に報告する。

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、次のような手順により行う。

守衛当直職員が情報を収受したときは、直ちに市危機管理部防災安全課長に連絡する。また、守衛当直職員は、市長その他の職員が登庁するまでの間、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の実施にあたる。

防災安全課長が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。また、守衛当直職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収受、指令伝達等の災害応急対策の実施にあたる。

危機管理部長は災害情報を収受し、内容により協議等の必要を認めたときは、市長及び副市長に連絡するとともに直ちに事故警戒本部を危機管理部に設置し情報の収集を行う。

第２　事故警戒本部会議

事故警戒本部会議は、危機管理部長が必要と認めたとき、又は各部局長から危機管理部長に要請があったときに開催する。

１　事故警戒本部会議の構成等

事故警戒本部会議は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、事故警戒本部会議の長は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。

□　危機管理部長	□　総務部長
□　財政部長	□　広報部長
□　市民生活部長	□　健康医療部長
□　福祉部長	□　都市部長
□　土木部長	□　消防局長
□　会議開催を要請した部局長	□　その他危機管理部長が必要と判断した者

２　協議事項

会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

□　被害情報の収集
□　専門又は研究機関からの情報収集
□　県及び防災関係機関との連絡調整
□　今後の対応策と配備体制の検討
□　市長からの特命事項
□　その他

第３　配備体制

事故警戒本部会議において、職員の配備が必要となった場合の職員配備体制は、風水害等編による。

第２章　大規模事故対策計画

第１節　大規模火災対策計画

第１　基本方針

柏市消防局災害出場要領に基づく火災普通出場の第３出場以上及び火災中高層出場の第２出場以上又は大規模災害消防応援実施計画に基づく他の消防機関への応援要請を必要とされる大規模な火災(以下「大規模火災」という。)であって、多数の死傷者、避難者等の発生又は発生が予測される事態について、その対策を定めるものとする。

第２　予防計画

担当部局	関係機関
都市部、消防局	大規模集客施設、大規模施設、高層建築物

１　建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、建築物の不燃化、市街地における延焼防止対策に努める。

２　防災空間の整備・拡大

防災空間の整備・拡大については、延焼の遮断効果の高いオープンスペースの確保と街路樹など、植樹による延焼防止機能の整備に努める。

３　火災予防

出火防止に関する啓発を実施するとともに、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

火災予防査察に当たっては、柏市火災予防条例、同条例施行規則及び同条例に基づく告示並びに柏市火災予防査察規程の定めるところにより実施する。

４　多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づき、次に掲げる事項を遵守させる。

■ 自衛消防組織の編制及び自衛消防活動の実施
■ 消火、通報、避難等の訓練の実施
■ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検整備の実施
■ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
■ 従業員等に対する防火、及び防災教育の実施

５　大規模・高層建築物の防火対策

大規模火災又は高層建築物の火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予測されるので、一般の建築物にも増した防火対策が必要となる。大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(４)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次に掲げる事項を指導する。

■ 消防防災システムのインテリジェント化の推進
- 高水準消防設備の整備
- 消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- 防災センターの整備
- ヘリコプターの屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースの設置の推進

■ 自衛消防業務に従事する職員に対する高度な教育訓練の計画的な実施

第３　応急対策計画

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部、土木部、消防局	柏警察署、国、県

１　応急活動体制

状況に応じて職員の非常招集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関との密接な連携の確保に努める。

２　情報収集・伝達体制

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、防災行政無線及び広報車により周辺居住者に情報の伝達に努めるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県防災危機管理部へ連絡する。

また、被災者の状況や負傷者の収容などについて、事故の原因者と密接な連携のもとに毎日指定する時間に共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

３　災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号により、住家に被害が生じた場合のほか、第４号により多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。

４　消防活動の方針

（1）大規模火災の発生に際しては、勤務中の消防職員及び出場要請のあった消防団が初期活動にあたる。市街地火災等の大規模な火災により、消火又は救助救急等の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図る。

（2）必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。この要請は、近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところによる。

５　救助・救急活動

（1）迅速な救助及び救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助及び救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。

（2）市内の医療機関は、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努めるものとする。

６　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

７　交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

８　避難活動

（1）大規模な火災が発生したときは、市、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は防災関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。

（2）避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

（3）必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。

９　医療・救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第２節　危険物等災害対策計画

第１　危険物

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署、県

１　基本方針

危険物による災害を防止し、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所及び防災関係機関の予防対策について定め、災害時における危険物の保安対策及び応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第５節　道路災害対策計画」の定めるところによる。

２　予防計画

（１）事業所等

ア　消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ　危険物施設(消防法別表に規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所)の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ｱ) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(ｲ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ｳ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の構造及び設備の保安管理をさせる。

ウ　次に掲げる予防対策を講じる。

(ｱ) 事業所等の自主的保安体制の確立

事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するための自主的保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(ｲ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行う。

(ｳ) 地域住民に対する安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民の安全を図るため、防火壁、緩衝地帯等の設置を進める。

（2）消防局

ア　消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入り検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修又は移転させるなど危険物の規制を実施する。

イ　監督行政庁としての立場から、次に掲げる予防対策を実施する。

(ｱ) 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵・取扱い等のなされる危険物の性質及び数量を把握し、これに対する的確な防災計画を策定する。

(ｲ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ｳ) 消防体制の強化

各事業所に火災防災計画を作成させるものとする。

(ｴ) 防災教育の実施

危険物関係職員及び施設の関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を実施する。

３　応急対策計画

（1）事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生後直ちに、その規模の大小にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　通報体制

(ｱ) 責任者は、直ちに 119 番で消防局、110 番で千葉県警察本部に通報するとともに、必要に応じて付近の住民並びに近隣事業所に連絡する。

(ｲ) 責任者は、被害の概要を早急に取りまとめ、消防局に通報する。

イ　初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を実施する。この場合において、近隣への延焼等の防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるものとする。

ウ　避難

責任者は、自ら作成した避難計画により、従業員等の避難を実施する。

（2）県、市及びその他関係機関

災害の規模、状況に応じ、県及び柏市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと次に掲げる応急対策を実施する。

ア　災害情報の収集及び報告

災害現場に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市長及び県防災危機管理部に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ　救急医療等の実施

当該事業所、市及び医療機関等は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

ウ　消防活動

危険物火災等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

エ　避難活動

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定して周辺住民を避難所へ誘導する。

オ　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ　交通対策活動

交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ　原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

危険物施設設置状況

施設別		件数
製造所		10
貯蔵所	屋内貯蔵所	82
	屋外タンク	31
	屋内タンク	2
	地下タンク	94
	簡易タンク	1
	移動タンク	49
	屋外貯蔵所	7

施設別		件数
取扱所	給油取扱所	74
	第一種販売	4
	第二種販売	1
	一般取扱所	56
計		411

令和６年４月１日現在
（消防局）

第２　高圧ガス

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署、県

１　基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

２　予防計画

（１）事業所等

災害時に有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア　防災組織の確立

防災組織の体系、編制方法及び業務の内容等を明示しておく。

イ　通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で消防局等防災関係機関に通報するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ　緊急動員体制の確立

大規模な災害の発生を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

エ　相互応援体制の確立

大規模な災害が発生し、当該事業所等では対応できない場合を想定し、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ　防災資機材の整備

保有する防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理並びに操作方法の習熟に努める。また、当該事業所等が保有する防災資機材等で対応できない場合を想定し、外部から防災資機材等を調達できる体制を整備する。

カ　保安教育の徹底

従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識等の習得を徹底し、保安意識の高揚を図る。

キ　防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

（2）県、市及びその他関係機関

ア　防災資機材等の整備

(ｱ) 県及び市（消防局）は、事業所等に対し防災資機材等の整備の促進を図るとともに、その管理について指導する。

(ｲ) 県及び市（消防局）は、事業所等に対して、効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなど、防災資機材等の種類及び数量の把握に努める。

イ　保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

ウ　防災訓練の実施

県及び関係団体は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

３　応急対策計画

（1）事業所等

ア　緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路に従い、消防、警察等防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ　災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに当該事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ　応急措置の実施

防災関係機関と連携して、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

エ　防災資機材等の調達

防災資機材が不足又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ　被害の拡大防止措置

毒性ガス、可燃性ガスが漏洩した場合は、ガス検知器等で濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

（2）県、市及びその他関係機関

ア　事故発生通報

事故発生の通報を受けた市（消防局）は、災害現場の被災状況を的確に把握する。状況に応じ、危機管理部及び他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ　応急措置の実施

防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

ウ　防災資機材の調達

県及び市は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合は協力して防災資機材を調達する。

千葉県警察及び柏警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ　被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺にも影響を及ぼすものと予想される場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

オ　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ　交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ　原因の究明

県、労働基準監督署、消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

第３　火薬類

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署、県

１　基本計画

火薬類による災害を防止し、災害時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策を定めるとともに、火薬類に関する災害時における保安対策及び応急対策について定める。

２　予防計画

（１）事業所等

ア　警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害が発生する恐れのあるときは、警戒体制をとるものとする。

イ　防災体制の整備

災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとする。

(ｱ) 防災組織の確立

あらかじめ防災組織の編制を行い、その業務内容について明らかにしておく。

(ｲ) 通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で防災関係機関等へ連絡するための緊急時通報体制を確保する。

(ｳ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(ｴ) 相互応援体制の確立

災害が発生し、当該事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ　安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また施設の新設等の機会がある毎に、保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ　防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めるものとする。

（２）県、市その他の関係機関

県及び関係団体は、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

３　応急対策計画

（１）事業所等

ア　緊急通報

火薬類施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により消防局及び警察等防災関係機関に通報する。

イ　災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに当該事業所又はその付近に災害対策本部等を設置し、消防局その他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ　応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急対策を実施する。

（２）県、市及びその他関係機関

ア　緊急通報

１１９番通報を受けた消防局は、その状況により常磐自動車道を管理する東日本高速道路㈱関東支社及び危機管理部並びにその他の防災関係機関に連絡する。

イ　消防活動、応急措置の実施

事業所の責任者と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な消火活動等の応急措置を実施する。

ウ　被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

エ　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

オ　交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

カ　原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

火薬類取扱事業所

施設の種類	事業所数
花火製造所	1

令和６年４月１日現在（消防局）

第４　毒物劇物

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、上下水道局、消防局	関係事業所、柏警察署、国、県

１　基本計画

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第５節　道路災害対策計画」の定めるところによる。

２　予防計画

（１）毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者

ア　毒物劇物取扱責任者の設置

毒物又は劇物を直接に取り扱う毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ　管理体制の整備

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ　施設の保守点検

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。

エ　教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

（２）健康医療部

毒物劇物販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

３　応急対策計画

（１）毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア　通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、健康医療部、警察署、又は消防局への通報を行う。

イ　応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

（２）県、市及びその他関係機関

ア　緊急通報

市消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて危機管理部及び他の防災機関と連絡調整を図る。

イ　被害の拡大防止

火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ　救急医療

大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ　水源汚染防止

毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ　避難

市長は、県及び関係機関と協議の上、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

第３節　航空機災害対策計画

第１　基本方針

市内において、民間等航空機又は自衛隊機の墜落事故等（以下「航空機事故」という。）による多数の死傷者を伴う大規模な航空機災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策について定める。

第２　予防計画

担当部局	関係機関
消防局	県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

１　情報の収集・連絡体制の整備

県、柏警察署、海上自衛隊下総教育航空群及び航空運送事業者等（以下「関係機関」という。）との情報収集及び連絡体制の整備に努める。

２　消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市及び関係機関は、航空機災害に対して各々の業務に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。また、クレーン車等の重機の調達体制に努めるものとする。

３　防災訓練

市及び関係機関は、相互の連絡体制の強化を図るため訓練の実施に努める。

第３　応急対策計画

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

１　災害情報の収集及び報告

航空機事故を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故を的確に把握するとともに、市長及び県防災対策課に事故発生の速報及び中間報告を行う。

２　関係機関の情報伝達系統

各関係機関は、航空機事故を覚知したときは、初動体制を早期に確立するため、次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

（1）民間等航空機の場合

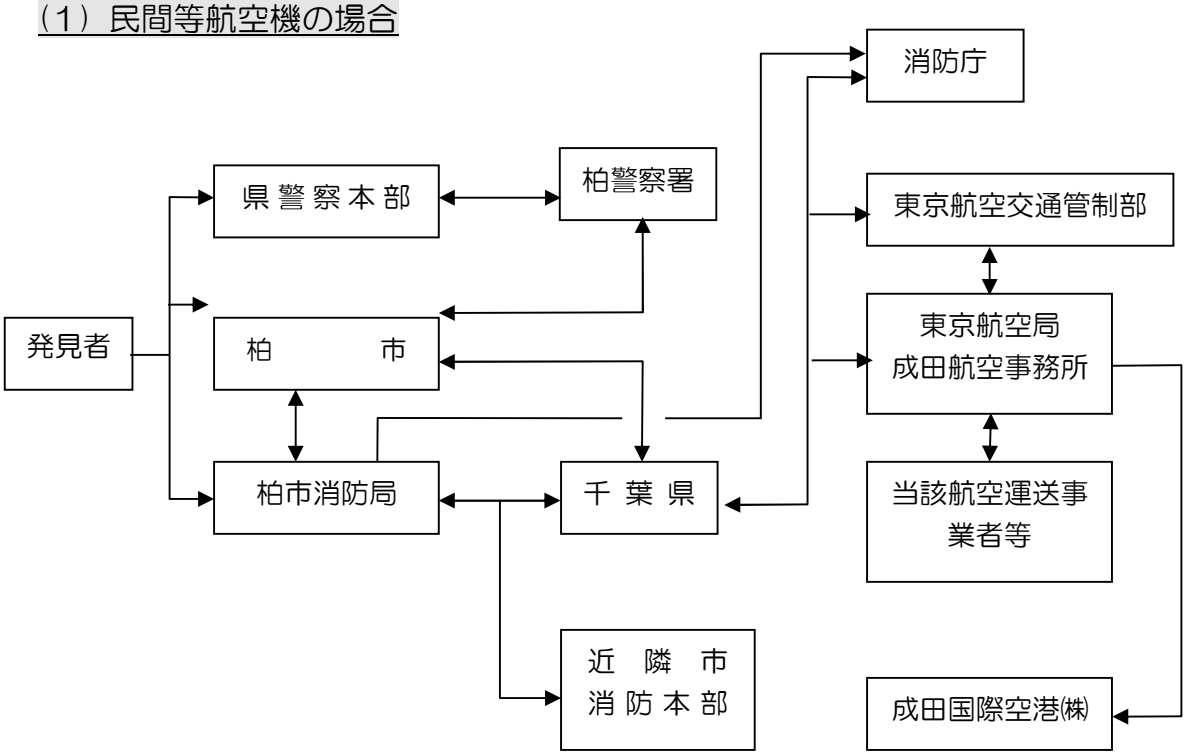

民間等航空機の場合の情報伝達系統

（2）自衛隊機の場合

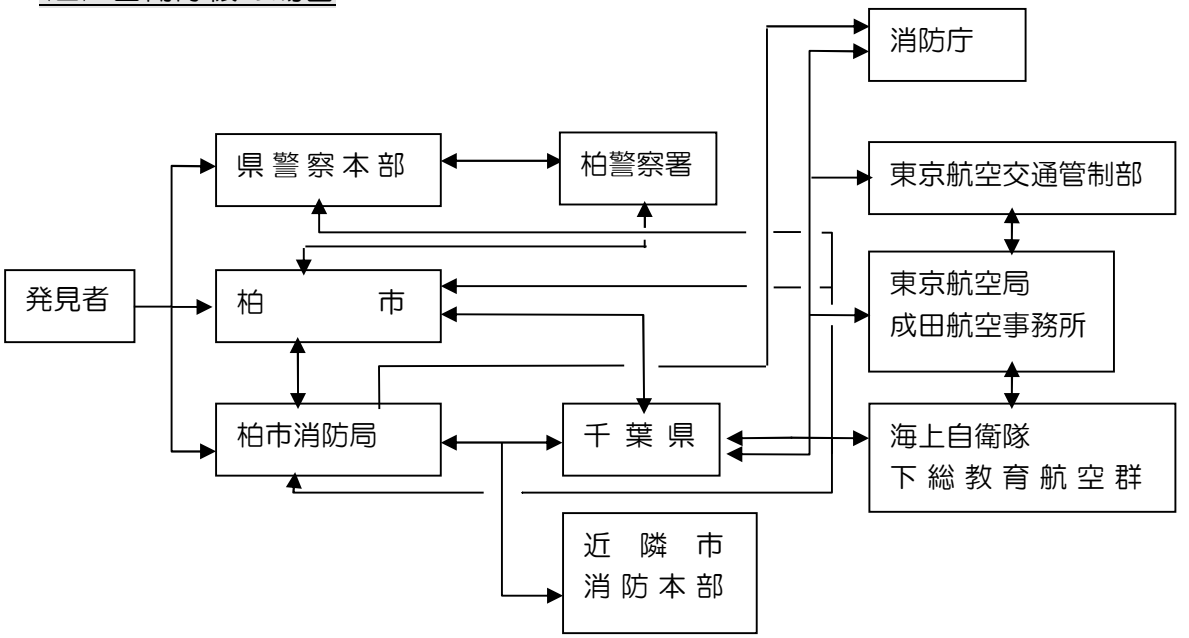

自衛隊機の場合の情報伝達系統

３　応急活動体制

航空機事故の状況に応じて職員の非常招集、情報収集の伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

４　相互協力・派遣要請計画

（1）航空機災害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
（2）応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

５　住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。
（1）被害の発生状況
（2）市及び関係機関の実施する応急対策の概要
（3）避難指示等の避難情報の伝達及び避難先の指示
（4）地域住民及び事業所への協力依頼
（5）その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、原因者と密接な連携をもって、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

なお、自衛隊機の場合は、報道機関への対応は自衛隊が行う。この場合、市は関係機関との間で公表するべき情報の確認及び調整等を行い、上記のとおり市民等へ情報伝達を行うものとする。

６　災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号により、住家に被害が生じた場合のほか、第４号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

７　消防活動の方針

航空機事故により、火災の発生又は発生するおそれのある場合は、勤務中の消防職員及び出動要請のあった消防団が初期活動又は初期活動準備にあたる。

また、大規模な火災により、消火の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図るとともに、必要に応じて近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところにより、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。
（1）自衛隊機において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が消火活動を行う。
（2）現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに消火活動を行い、自衛隊到着後は、消火活動の支援にあたる。
（3）住民に被害が及ぶ場合は、消防局は自衛隊と連携しつつ、上記の消火活動を行う。

８　救助・救急活動

迅速な救助・救急活動を行うとともに、市は被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

市内の医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努める。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。

（1）自衛隊機事故において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が乗員の救出、救護活動を行う。

（2）現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに救出、救護活動を開始し、自衛隊到着後は、現地で活動の調整を行う。

（3）住民に被害が及ぶ場合は、消防局及び市は自衛隊と連携しつつ、活動分担を明確にして、上記の住民の救出、救護活動を行う。

（4）医療機関への搬送は自衛隊及び消防局が行う。

９　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、市及び他の関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

10　交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

11　避難活動

（1）航空機災害が発生したときは、市及び関係機関は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。

（2）避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

（3）必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。

（4）下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資の地域内輸送拠点候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。

（5）その他、避難対策の実施については、震災編第３章応急対策計画第２節の「第６　避難対策」に定めるところによる。

12　救援・医療救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第４節　鉄道災害対策計画

第１　基本方針

鉄道における列車等の衝突、脱線等による多数の死傷者等の発生が予測される鉄道災害に対する対策について定める。

本市における、計画対象鉄道事業者は、次のとおりである。

１　東日本旅客鉄道㈱

２　東武鉄道㈱

３　首都圏新都市鉄道㈱

第２　予防計画

担当部局	関係機関
危機管理部、土木部、消防局	鉄道事業者、国、県

１　各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

常に乗務員及び保安要員に対する教育訓練を行うとともに検査精度の向上を図り、施設、設備、車両等の保守点検管理体制の充実に努める。

２　国、県、市等による予防対策

（1）国、公共機関、地方公共団体及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

（2）国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

（3）国、県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏み切り保安設備の整備、交通規制の実施など踏み切り道の改良に努める。

第３　応急対策計画

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部、経済産業部、土木部、消防局	鉄道事業者、柏警察署、国、県

１　鉄道事業者の責務

鉄道事業者は、事故災害発生後に直ちに、負傷者の救助救急活動等を行うとともに、災害発生時の情報伝達系統に基づき119番で消防局、110番で千葉県警察本部に通報する。鉄道事業者による応急・復旧対策の概要は、別表のとおりとする。

２　災害情報の収集及び報告

災害発生を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故の状況を的確に把握するとともに、市長及び千葉県防災対策課に事故発生の速報及び中間報告を行う。

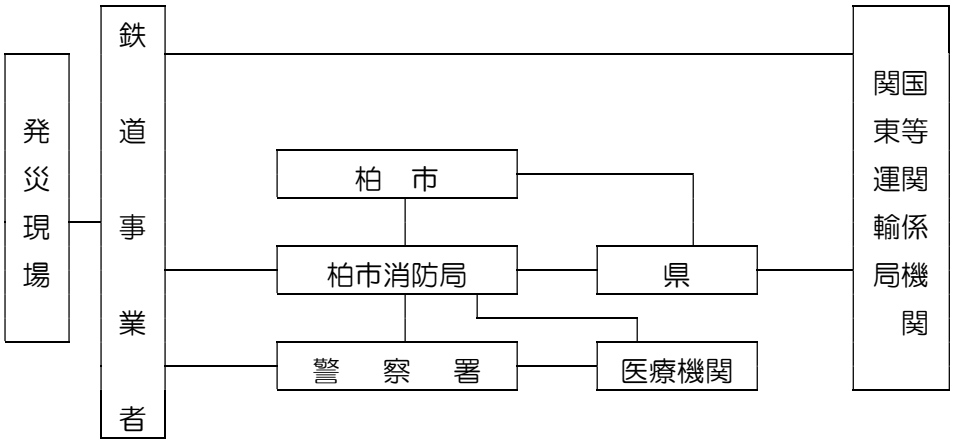

災害時の情報伝達系統図

３　相互協力・派遣要請計画

（1）事故の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
（2）応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

４　住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、必要に応じて防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。
（1）被害の発生状況
（2）市及び関係機関の実施する応急対策の概要
（3）避難指示等の避難情報の伝達及び避難先の指示
（4）地域住民及び事業所への協力依頼

（5）その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、事故の原因者と密接な連携のもとに、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

5　消火活動

火災の発生を覚知したときは、速やかに消火活動を実施する。

6　救助・救急活動

（1）必要に応じ民間からの協力により救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。

（2）必要に応じて事故現場付近に応急救護所を開設する。医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

7　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

8　交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

9　避難活動

（1）事故災害が発生したときは、市及び柏警察署等は、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

（2）必要に応じて乗客等の一時的な避難所を開設する。

10　医療・救護、防疫活動

震災編に定めるところによる。

11　代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

【別表：鉄道事業者による応急・復旧対策の概要】

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
東日本旅客鉄道㈱ 東京支社	旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、「東京支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害状況の周知及び乗車中の社員への協力要請及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。 （1）災害対策本部の設置 災害の発生により旅客輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮し早期復旧を図る。 （2）自衛消防隊 自衛消防隊は、市消防隊等の到着するまでの間、駅区長の指揮により、消火器、乾燥土砂等により初期消火活動を実施する。 （3）救護活動 東京支社は、救護活動を適切かつ迅速に実施するため、「東京支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置する。 ［情報連絡体制］ 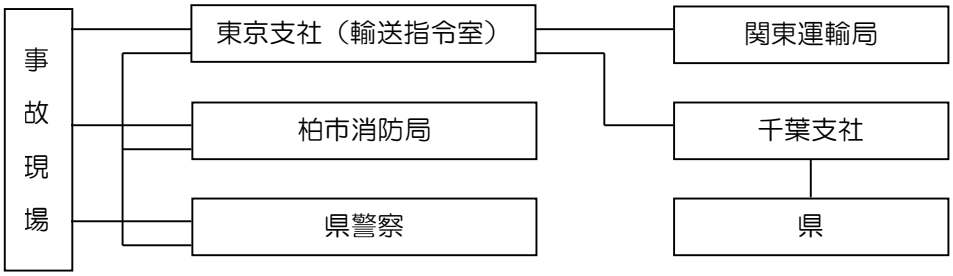

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
東武鉄道㈱	列車事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に基づき、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救助等適切機敏な処置をとる。 また、災害の発生に際し、的確な処理を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。 ［災害時の活動組織の編成計画］ （1）災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 （2）現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 （3）災害対策総本部 （1）の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として本社に災害対策総本部を設置する。 ［情報連絡体制］ 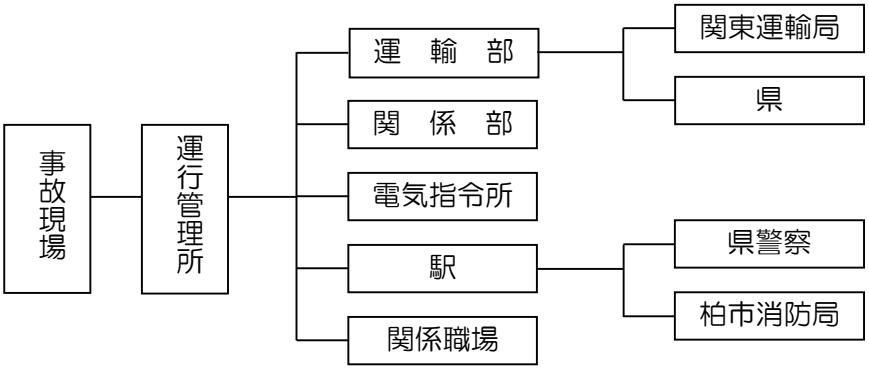 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市消防局に連絡する。

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
首都圏新都市鉄道㈱	事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し早期復旧及び輸送の確保を図る。 （1）事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合には、事故・災害対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急活動を行う。 [情報の連絡体制] 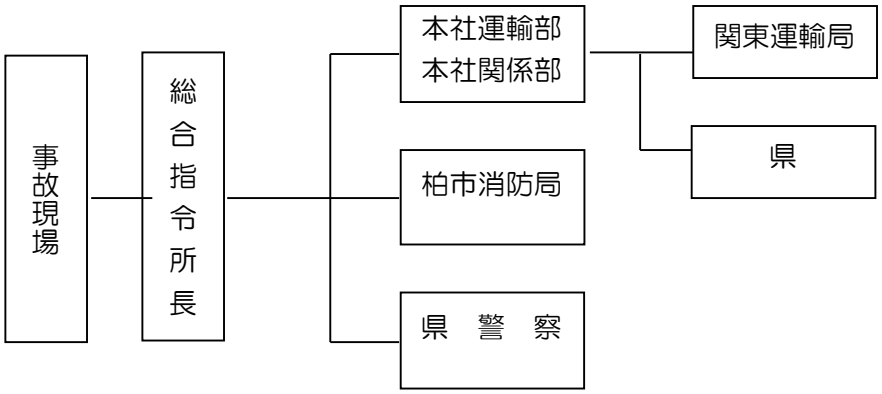 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

第５節　道路災害対策計画

第１　基本方針

多数の死傷者等が発生する道路上の災害を未然に防止し、災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

この節では、特に危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に係る災害を対象とする。

危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」及び火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

なお、高速道路における危険物運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」において平成 12 年３月に策定された「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」に基づき、迅速な現場処理を推進することとしている。

第２　輸送事業者及び関係機関の責務

輸送事業者及び関係機関は、この計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

常磐自動車道における運搬車両の事故対策については、茨城県高速道路交通警察隊、常磐自動車道三郷、いわき北茨城インターチェンジ間における消防相互応援協定に基づく出動消防機関と連携を図り対応するものとする。

第３　予防計画

担当部局	関係機関
危機管理部、消防局	国、県、東日本高速道路㈱

危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面（イエローカード）の携帯輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等防除活動が適切に行われるため、輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第４　応急対策計画

担当部局	関係機関
危機管理部、広報部、市民生活部、健康医療部、福祉部、経済産業部、土木部、消防局	柏警察署、国、県、東日本高速道路㈱

１　輸送事業者

（１）緊急通報（運転手等）

輸送事業者は、当該輸送車両から、危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに１１９番で消防局に連絡するとともに、防除活動が適切に行われるため、流出した危険物等の名称及び措置の方法を伝達する。

（２）拡散防止及び防除（運転手等）

輸送事業者は、消防局が到着するまでの間、事故現場周辺の安全確保、危険物等の適切な拡散防止及び防除を実施するものとする。

２　市及び関係機関

（１）災害通報

１１９番通報を受けたときは、防除活動のため現場に出動する職員等に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置について伝達する等職員の安全管理を徹底する。

（２）連絡

市消防局は、事故発生の情報を市防災安全課及び他の防災関係機関に連絡する。

３　消防活動

危険物等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

４　交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保のため、当該事故現場周辺の交通対策活動を実施する。

５　警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、当該事故現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

６　避難活動

市長は、流出した危険物等の性質、流出量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行い、地域住民及び周辺の学校、事業所に対し、避難指示等の措置を講じるものとする。

（1）災害が発生したときは、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に速やかに適切な避難誘導を行う。

（2）避難誘導に当たっては、避難場所、避難経路、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

（3）必要に応じて被害の及ぶ恐れのない場所に避難所を開設する。

（4）その他避難対策の実施については、震災編に定めるところによる。

７　広報活動

市並びに柏警察署は、地域住民等の民心の安定のため、流出した危険物等の情報及び被害拡大の防止について、防災行政無線及び広報車両等を使用して、警戒及び安心情報を広報する。また、必要に応じて被災状況などについて、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。

８　応急医療・救護活動

多数の傷病者等が発生した場合は、直ちに震災編に定めるところにより、医療・救護活動を実施する。

医療機関は、傷病者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

９　常磐自動車道上の消防活動

常磐自動車道における柏市地域の活動消防機関は、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間における「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」に基づき、次のとおり定めている。

方　面	IC 名		担当消防機関		IC 名		担当消防機関		IC 名
下り線	流山 IC	→	流山市消防本部	→	柏 IC	→	柏市消防局	→	谷和原 IC
上り線	流山 IC	←	柏市消防局	←	柏 IC	←	常総広域組合消防	←	谷和原 IC

第６節　水道水質事故対策計画

第１　基本方針

平成 24 年５月 19 日に発生した市内全域断水の教訓を踏まえ、市の水道水が水源の水質事故等により給水停止となるおそれ、または給水停止となる場合に備え、予め給水体制を整えるとともに、給水停止後の応急給水活動を円滑に実施するため、各種の対策について定める。

また、水質事故は水源等の水質異常により給水の停止を余儀なくされる事態を想定し、人的被害の発生については、柏市危機管理基本計画の定めるところによる。

第２　水質事故の想定

１　水道原水の水質事故

市の水源は、利根川水系江戸川の表流水と地下水であり、表流水は北千葉広域水道企業団で取水・浄化したものを受水しているため、利根川水系江戸川や地下水へ有害物質等の流入等による水質事故が考えられる。

２　水道施設の水質事故

テロ行為等による取水施設、浄水施設、送配水施設、給水施設への有害物質等の投入、破壊行為によるものと、停電や水源設備の故障による断水やにごり水の発生による水質事故が考えられる。

第３　予防計画

担当部局	関係機関
危機管理部、上下水道局	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課

１　情報連絡体制の整備

利根川水系江戸川の水質事故については、市（上下水道局）と北千葉広域水道企業団との間において休日及び夜間を含む情報の収集及び連絡体制を整備するものとする。

２　給水拠点の拡充・周知

水道水の給水停止に備え、市は応急給水拠点の拡充に努めるとともに、給水拠点の所在地についてあらゆる機会を通じて市民に周知する。

また、要配慮者への給水支援対策として、各近隣センターに配備しているペットボトル飲料水を地域住民等の協力を得て配布する体制を整える。

３　応援体制の確立

応急給水に必要となる人員を算出し、市の全部局からの応援職員体制を予め構築するとともに、柏市管工事協同組合等や地域との協力体制を具体的に整えるものとする。

４　訓練の実施

応急給水の実施が円滑に行なえるよう定期的に給水訓練を実施する。また、災害用井戸の合鍵を各近隣センターに配備するとともに、施設管理者や応援職員に貸与し、迅速な給水活動の実施を目指す。

第４　応急対策計画

担当部局	関係機関
全部局	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課、協定締結自治体等

１　情報収集・伝達

（1）北千葉広域水道企業団は、利根川水系に水質事故が発生し、又は発生の恐れがある場合、直ちに状況を市（上下水道局）に伝達する。

（2）市（上下水道局）は、北千葉広域水道企業団が供水・取水停止の可能性がある場合や水道施設で設備故障等が発生し、給水停止の可能性がある場合、上下水道局災害対策本部を設置し今後の事態予測を行うとともに、防災・広報担当部署に報告する。

（3）状況に応じて、市（危機管理部）は災害対策本部を設置して、市内部の情報共有に努める。

（4）関係機関に給水停止情報を伝達するとともに、市民への広報活動を実施する。

（5）市（上下水道局）、市役所本庁舎にコールセンターを開設する。

（6）情報の迅速・円滑な共有化を目指すため、市（上下水道局）と防災・広報担当部署の職員を情報連絡要員として相互に派遣する。

２　応急給水の準備・実施

（1）給水所が立地する施設管理者に対し、情報伝達と協力要請を行なうとともに、柏市管工事協同組合等や地域住民に応急給水活動への協力を要請する。

（2）応急給水箇所における給水活動については、市（上下水道局）の指示により、断水地域等の地区災害対策本部が対応することとし、耐震性井戸付貯水装置は市の応援職員、耐震性貯水槽と水源地は市（上下水道局）職員及び柏市管工事協同組合、給水タンクは市（上下水道局）職員が主に担当し、応急給水を実施する。給水にあたっては、原則として１人１日当たり３リットルとし、人員整理・交通整理を的確に実施する。特に、小・中学校については児童・生徒の安全を確保するため、車の通行ルートや駐車スペースを明確にする。

（3）災害拠点病院等については、優先性を考慮し、給水車を配車の上、優先給水を行なう。
（震災編第２章第３節第３「物資供給・給水体制」参照）

（4）応援に駆けつけた他水道事業体の給水活動については、市（上下水道局）の指示により、優先性を考慮して行う。

（5）ペットボトル飲料水については、地域住民の協力の下、給水所での受け取りが困難な要配慮者等に配付する。

３　給水体制

（1）給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

応急給水所については「震災編 第２章 第３節 第３ ４」を参照。

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　10―１】

（2）給水支援対策

ア　優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無　■透析医療の有無 ■産婦人科の有無　■受水槽の容量　■井戸水の利用状況

※応急給水優先病院一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編　１０－４】

イ　要配慮者対策

給水所に出向くことが困難な高齢者や要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、町会・自治会・区等や福祉関係団体との連携により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

４　応援要請・受援体制

千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に、給水車による応急給水の要請を行う。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の応急給水優先病院、給水タンクによる応急給水拠点に行う。

５　応急給水の終了・にごり水対策等

（1）断水解消時間を推計し、にごり水対策を含めた情報について市民への広報活動を実施する。
（2）にごり水の解消のため、本管の排水作業を実施する。

第７節　富士山等の噴火に伴う降灰対策計画

第１　基本方針

過去、千葉県においては、1707 年の富士山の宝永噴火にて噴煙に伴い日光が遮られる等、県内全域において数 cm の火山灰が堆積したとされている。

「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（中央防災会議令和２年４月）が報告した「大規模噴火時の広域降灰対策について ―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西風が卓越した条件下では、市原市で１時間に 3mm 以上の降灰や、累積で 4.5cm 以上の火山灰が堆積すると想定されている。

このように、千葉県においては、火山の噴火に伴う噴石や溶岩流などによる影響を受ける可能性は高くないものの、降灰の影響により、交通機関やライフライン施設、経済活動や社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定される。そのため、富士山をはじめ、周辺の火山噴火での降灰による被害を抑えるべく、本節の災害対策を示すものとする。

※国は、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を受け具体的な対策を検討しているところであり、今後、国から対策が示された場合や、研究機関等から新たな知見が発表された場合、その他本市における対応を追加又は修正する必要が生じた場合には、本節の内容を随時更新していくものとする。

第２　被害想定

本市は、富士山が噴火した場合、最大で 10cm の降灰の可能性があるエリアに入っている。降灰の堆積範囲は、下図のとおりである。

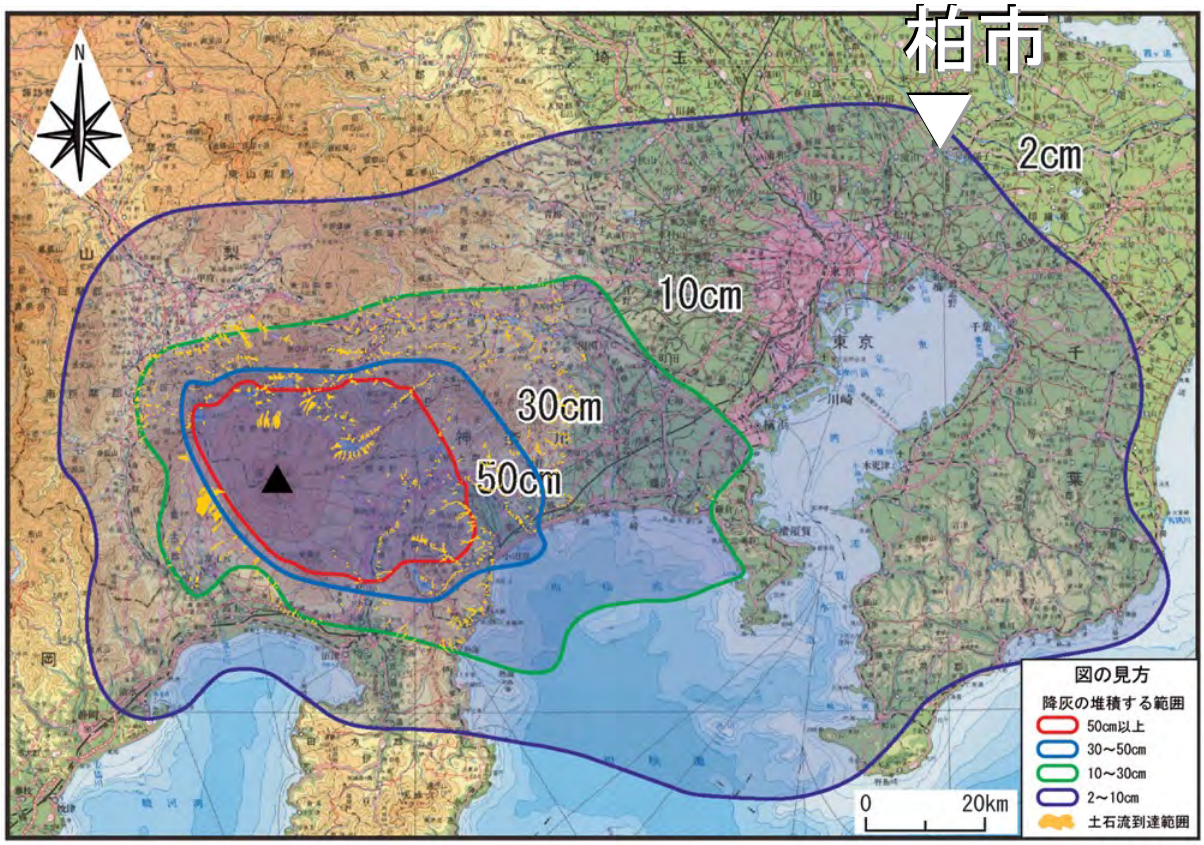

出典：降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会報告書 平成 16 年６月）

第３　予防計画

担当部局	関係機関
全部局	県、気象庁

１　火山噴火に関する知識の普及

市は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及や意識の啓発を図る。その他に、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についても周知を図るものとする。

２　火山情報

（１）噴火警報・予報・噴火警戒レベル

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して気象庁が市町村単位で発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表するものとする。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。富士山を含む、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものとする。

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

（2）噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を促すために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや 警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する。）
- このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

（3）火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（4）降灰予報

気象庁は、以下の降灰予報を提供する。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さキーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	**外出を控える** 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	**運転を控える** 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	厚さ 0.1～1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	**マスク等で防護** 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	**徐行運転する** 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲などの農作物が収穫できなくなるほか 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	厚さ 0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	**窓を閉める** 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	**フロントガラスの除灰** 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

（5）火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスが放出される場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域に向けて発表する予報。

（6）火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるために発表する。

３　市及び住民の役割

（１）市の役割

- 火山現象や前兆現象に関する知識の普及や意識の啓発
- 火山情報の種類と発表基準の周知
- 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

（２）住民の役割

- 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- 自分の住む地域の降灰の予測及び状況の把握
- マスク、ゴーグル、食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出し用品の準備

４　事前対策の検討

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、次の対策を検討する。

【検討項目】

・住民の安全、健康管理等	・農産物等への被害の軽減対策
・降灰による空調機器等への影響	・上下水道施設への影響の軽減対策
・視界不良時の交通の安全確保	・降灰の処理

第４　応急対策計画

担当部局	関係機関
全部局	県、気象庁、柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT、ライフライン機関、報道機関

１　配備体制

千葉県が作成している「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針（令和４年３月）」に記載されている噴火発生時の配備体制に基づき、本市も配備体制をとることとする。

（１）情報収集体制

気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合に、千葉県は情報収集体制となり、本市は震災編に定めるところにより「情報収集体制」をとる。

・危機管理部は、各部局に情報伝達をし、被害情報の報告を依頼する。
・危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。
・各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。

（２）警戒配備（警戒本部）

気象庁から「噴火警報」が発表された場合に、千葉県は災害即応体制となり、本市は震災編に定めるところにより「警戒配備体制」をとり、危機管理部及び体制に必要な職員は、「警戒本部」を設置して対応する。

・危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。
・各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。

（３）非常配備（災害対策本部設置の検討）

・降灰予報（速報）情報において、千葉県内に「やや多量※」以上の降灰が予測され、広域的な被害の発生が想定された場合、本市は震災編に定めるところにより「災害対策本部」の設置を検討する。降灰予報で使用する降灰量階級については、前述の「２　火山情報(4)降灰予報」を参照。

※（0.1mm≦厚さ≦１mm）【注意】火山灰が降っていることが明らかになり、路面標示(白線)が見えにくくなる。

・千葉県は、「降灰予報（速報）」で、１時間以内に予想される降灰量が「やや多量」以上の市町村に対して、情報連絡員（リエゾン）を派遣することになっている。

（４）富士山以外の火山への対応

富士山以外の火山（火山島含む）の噴火の場合は、気象庁から発表される「降灰予報（速報）」又は「降灰予報（詳細）」の発表で、千葉県内に降灰が「少量」の場合、千葉県は情報収集体制となり、本市は震災編に定めるところにより「情報収集体制」をとる。

また、その後の気象庁発表を参考にし、「警戒本部」又は「災害対策本部」を設置して対応する。

２　降灰に関する情報の発信

（１）降灰状況の周知

気象庁が、柏市内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときには、市は降灰分布を把握するとともに、銚子地方気象台等から降灰に関する風向き・風速の情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

なお、情報の発信手段は、「震災編第３章 第２節 第１　３　災害時広報」に準じる。

（２）住民への呼びかけ、注意喚起

降灰が予測される場合、市は、降灰時にとるべき行動を住民に発信する。

【降灰時にとるべき行動（例）】
- 住宅内に火山灰が入らないようにドアや窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 湿ったタオルをドアの隙間や通気口に置く。隙間風が入る窓にはテープを張る。
- 壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。
- 下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。
- 外出時は、マスクやゴーグルを着用し、必要に応じて傘を使ったり、ハンカチ等で口元を覆ったりして、目やのどを保護する。
- 自動車の運転時は、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用して、視界を確保する。また、路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してからは作動させる。

【降灰中の注意喚起例】
- パニックに陥らず、冷静に行動する。
- 外出はなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- マスクやハンカチ、もしくは衣類で鼻と口を覆う。
- コンタクトレンズは付けない。
- 可能な限り自動車の運転は避ける。

３　医療・救護

以下に記載のない項目は、「震災編第３章 第２節 第３ 医療・救護」に準じて実施する。

（１）大気環境濃度の測定と情報提供等の実施

- 火山灰の一部である浮遊粒子状物質や火山性のガスである二酸化硫黄等の大気中の濃度を県が測定した結果を受け、その状況を公表する。
- 浮遊粒子状物質や二酸化硫黄等が高濃度となった場合に、住民に注意喚起を行う。

（２）水質汚濁への対応

- 降灰や流出水により、公共用水域に異常水質が発生した際は、「千葉県異常水質対策要領」に基づき、県からの情報提供を受け、県と連絡調整を行う。

（3）健康への影響に関する情報提供・相談対応の実施

- 降灰による健康への影響に係る問合せへの対応を実施する。
- 心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施する。
- 外出が困難な状況下での運動不足等について、ホームページ等で注意喚起を実施する。
- 医療機関、福祉施設等へ降灰による健康への影響に係る情報を提供する。
- 食品への影響に関する情報提供と相談業務を行う。

（4）医療機関･福祉施設等への支援の実施

- 医療機関、福祉施設等の被害状況を把握する。
- 県と連携し、被害や交通規制等の情報を収集する。
- 県から派遣される災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等と協力して活動を行う。
- 県と連携し、停電時の電源車、給水車の派遣、非常用発電機の燃料確保及び食糧を含む物資支援を実施する。
- 県の緊急支援が必要な在宅療養患者の状況を確認する。
- 緊急に入院が必要な住民等に対し、適切な診療体制の確保に努める。（搬送手段の確保など、交通関連の支援との連携）
- 県、関係団体、関係機関と連携し、医薬品及び医療資器材の需給状況について情報収集を行い、相互提供するとともに、関係機関へも提供する。

４　避難所開設・運営

堆積した降灰の荷重が原因で住宅が倒壊した住民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、開設・運営にあたっては、「震災編第３章 第２節 第６ ２ 避難所開設・運営」に準じる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰による呼吸器、目や皮膚への影響といった被災者の健康状態に配慮するとともに、健康相談や健康診断が行える人員の配置に努める。

また、大量の降灰により浄水場の配水処理能力が低下することで、給水量の減少が予想される場合には、速やかに、避難所への給水体制を確立させる。

５　ライフライン・道路等の応急復旧

以下に記載のない項目は、「震災編第３章 第３節 第１ ライフライン・道路等の応急復旧」に準じて実施する。

また、過去の噴火事例にて以下のような被害が報告されているため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各施設の管理者が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を取る。

施設・設備	被害事例
電気設備	火山灰の荷重により、電線が切れる 雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする
上水道	水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる 火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する
下水道	火山灰が下水道管に溜まり、流れが悪くなる
道路	火山灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる
鉄道	分岐器に火山灰が堆積し、運行に支障が出る

（１）停電・通信障害への対応

ア 停電への対応の実施

- 電力事業者からの停電状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。
- 県と連携し、重要施設への継続的な電力維持の支援（非常用発電機への燃料供給等）を実施する。
- 必要に応じて、県へ備蓄発電機の貸出を要請する。

イ 通信障害への対応の実施

- 通信事業者からの障害状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。
- 県と連携し、停電エリアの基地局に対して、非常用発電機への燃料供給等を実施する。

（２）上下水道への影響

ア 上水道における対応

- 住民に対し、問い合わせ窓口を提示する。
- 県内水道事業体からの応援要請があった場合、資機材の供出、浄水薬品や水質検査、応援給水等の調整を実施する。
- 薬品等の物資の運搬や応援給水に係る輸送経路及び、火山灰を含んだ浄水汚泥の処理について、災害対策本部と協議・調整及び情報共有を行う。

イ 下水道における対応

- 県や災害応急対策の協定締結先と連携し管渠、調整池等の降灰除去を実施する。

（3）道路への影響

ア 通行規制の検討と実施

・交通事故等の恐れがある場合は、警察と連携し通行規制を実施する。

イ 降灰除去の実施

・県や協定事業者（路面清掃車、散水車保有業者）と連携し路面及び側溝の降灰の除去を実施する。
・平時から路面清掃車等の保有状況を把握する。
・処理能力の不足が見込まれる場合は、国土交通省や他の自治体に応援要請を行う。
・優先路線（緊急輸送道路等）から降灰除去を実施する。
・降灰処分候補地の事前検討を行い、道路の降灰仮置き場の確保に努める。

ウ 通行の支障となる放置車両の移動

・放置車両を路肩等へ移動する。
・放置車両の所有者へ移動するよう依頼する。

（4）帰宅困難者対策

・公共交通機関の計画運休の情報、被災状況、運行情報等の収集を行う。
・県と連携し、駅前滞留者の一時滞在施設への誘導、混乱が収束した後の帰宅支援を実施する。

６　降灰の処理

（1）火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地の所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路の降灰については、緊急輸送道路等を優先して処理することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行うことで、速やかな除灰を行う。また、上下水道施設における降灰についても、速やかに除去を行う。

※これまでの事例では、堆積した火山灰は、基本的には土砂として、道路やライフライン等の施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）において、それぞれ処分されている。処理の方法は、土捨て場への捨土や埋立てであった。

（2）降灰の収集

各家庭から排出された灰の回収については、市が実施するものとし、集積所の情報及び排出の方法について、広報等を通じて住民に周知する。

また、各事業者から排出された灰の処理については、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

（３）処理方法等

ア　仮置き場・処分場の設置

市は、必要に応じて、火山灰の一時保管場所及び処分場所を設置する。

イ　災害廃棄物処理の支援要請

火山灰の堆積による家屋の破損・倒壊等が想定される場合は、県と連携の上、市内の災害廃棄物発生状況を把握し、県に対して助言等を求めるとともに、広域支援を依頼する。

ウ　一般廃棄物処理の支援

降灰に伴う停電等により市の一般廃棄物処理施設が停止した場合は、災害時応援協定等に基づき、他市町村や民間の施設を活用した広域処理体制の構築を検討する。

県内の広域処理体制では対応が困難な場合は、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会等を通じて、県から国･周辺都県等へ支援を要請する。

降灰に伴う道路交通障害等により市の一般廃棄物回収が困難になった場合は、各家庭でごみを保管するよう広報する。

７　被災者対策・住民生活への影響

（１）住家が破損、倒壊した住民に対する支援

家が破損した住民に対し、損壊部分を保護するブルーシートを提供する。

住家の倒壊により居住が困難となり避難した住民に対し、県の支援も得ながら、不足する物資を支援する。

住家が倒壊し、居住が困難となった住民に対し、一時的に市営住宅の空き住戸の提供を検討する。

火山灰の積灰による家屋等の倒壊等により、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理を行う。

（２）生活必需品の円滑な流通の確保と正確な情報の提供

住民が落ち着いた消費行動がとれるよう、正確な情報の収集と提供及び注意喚起を行う。

また、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう監視や指導を行うことで、住民や事業者に冷静な行動を求める。

（３）農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成が阻害され、農作物の生育を妨げることから、市は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が土壌に多量に混入すると土壌の理化学性が悪化し、作物の生育に悪影響をもたらす。そのため、被害状況に応じて、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の指導を行う。

（4）災害等に便乗した消費者被害の防止

災害後に起こり得る消費者トラブルや悪徳商法の被害等に対してホームページや広報紙の他、エックス等 SNS を通じた注意喚起を行う。

（5）広域一時滞在

火山の噴火により、広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から、県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、必要に応じて、避難所を確保するとともに、避難者を受け入れるものとする。

柏市地域防災計画

放

震災編
付編・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
風水害等編
大規模事故編
放射性物質事故編

第１章　総則	第１節　計画の目的		放－１
	第２節　基本方針		放－１
	第３節　事故の想定		放－１
第２章　予防対策		第１　放射性物質取扱事業所の責務	放－３
		第２　実態の把握	放－３
		第３　情報収集・連絡体制の整備	放－４
		第４　応急活動体制の整備	放－４
		第５　退避体制の整備	放－４
		第６　防災教育・訓練の実施	放－４
第３章　応急対策		第１　情報収集・伝達	放－５
		第２　応急対策活動	放－５
		第３　警戒本部・災害対策本部の設置	放－６
		第４　緊急時における放射線モニタリング活動	放－６
		第５　広報活動	放－６
		第６　避難措置・飲料水等の摂取制限	放－７
		第７　広域避難者の受入れ	放－８
第４章　復旧・復興対策		第１　除染措置	放－９
		第２　制限措置の解除	放－９
		第３　健康管理	放－９
		第４　風評被害対策	放－９
		第５　廃棄物等の適正な処理	放－９

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、放射性物質事故の発生に伴う被害の拡大を防止し、放射性物質事故からの復旧・復興を図るための必要な対策について、市及びその他関係機関がとるべき措置を定め、市民の生命、身体及び財産を放射性物質災害から保護することを目的とする。

第２節　基本方針

本市には原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）に規定されている原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素を取り扱う事業所が存在する。

また、本市は「原子力災害対策指針」（平成２４年１０月３１日制定（原子力規制委員会））に規定される、実用発電用原子炉に係る原子炉施設から５キロ圏の「実用発電用原子炉に係る原子炉施設に係る予防的防護措置を準備する区域」（ＰＡＺ）と、30 キロ圏の「緊急防護措置を準備する区域」（ＵＰＺ）に入っていない。

更に、核燃料物質や放射性同位元素（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや運搬等は、国の所掌事項となっており、県及び市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していないが、過去の事例からも放射性物質事故による住民等への影響の甚大性に鑑み、本計画を定めるものである。

また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質による環境汚染災害を踏まえ、その対策を定めるものとする。

第３節　事故の想定

１　放射性物質取扱事業所における事故

市内に所在する放射性物質取扱事業所は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所においては、臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられるため、地震等の自然災害等に起因する事故を想定する。

２　核燃料物質等の輸送中における事故

核燃料物質の輸送に関しては、その時期やルート等が非公開であるが、茨城県の原子力施設への輸送車両が市域内を通過する可能性が極めて高いことから、陸上輸送中の車両事故による低濃縮ウラン等が露出する最悪の事態を想定する。

３　原子力施設における事故

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は水道水の摂取制限、風評被害、土壌等の除染、汚染された廃棄物の処理等に問題が生じたところである。

このため、茨城県等に立地する原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所が、地震、火災、人為的ミス等によって発生する事故を想定する。

第２章　予防対策

担当部局	関係機関
危機管理部、環境部、消防局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第１　放射性物質取扱事業所の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定、監視体制の強化及び従業員等の教育･訓練等の充実に努めるとともに、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資材等、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能･放射線測定用具、除染のための資材等及び放射性物質による汚染の拡大防止体制の整備に努めるものとする。

第２　実態の把握

１　放射性物質取扱事業所の把握

放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に実施するため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

２　放射線量の把握

（１）環境放射線モニタリング

平常時から県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して市域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

（２）放射線測定器の整備

放射性物質や放射線による事故が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備するものとする。

３　検査体制の把握

被ばく者等の検査や収容ができるようあらかじめ医療機関における検査体制・収容体制把握するとともに、一定水準を上回る放射線の被ばく者等の緊急対応についての収容計画の整備を図る等、不測の事態に備える。

第３　情報収集・伝達体制の整備

１　関係機関との連絡体制

市は、国、県、柏警察署、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

２　市民等への伝達体制

市及びその他関係機関は、放射性物質災害が発生した場合に、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報、伝達方法を整備しておくものとする。

第４　応急活動体制の整備

市（消防局）は、放射性物質災害の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資機材、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資機材及び放射性物質による汚染の拡大防止等体制整備に努めるとともに、平常時から救助・救急活動等に必要な資機材の使用方法等の習熟に努めるものとする。

また、放射性物質災害時に応急対策活動を効果的に行うため、市及び関係機関は、あらかじめ、事故警戒本部や災害対策本部の組織編成、広域応援体制を定める等、応急活動体制を整備する。

第５　退避体制の整備

放射性物質災害発生時に適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民や自主防災組織の協力を得て、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する体制とする。

第６　防災教育・訓練の実施

１　職員への教育・訓練

応急対策活動の円滑な実施を期するため、関係職員に対し放射性物質事故に関する教育及び放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

２　市民への周知

市及びその他関係機関は、平常時から住民等の放射性物質災害に対する意識の向上を図るため、屋内退避や避難、被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装等、緊急時にとるべき行動及び留意事項などについての広報活動を実施する。

第３章　応急対策

担当部局	関係機関
危機管理部、環境部、消防局、全部局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第１　情報収集・伝達

１　放射性物質取扱事業所の事故

放射性物質取扱事業者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、または周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、速やかに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

２　放射性物質運搬中の事故

原災法に規定されている原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第１０条第１項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

３　原子力事業所の事故

原災法第１５条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は県に情報収集を行うものとする。

４　未確認の放射性物質の発見

未確認の放射性物質が発見された場合、市は県・国に速やかに報告するものとする。

第２　応急対策活動

１　事業者による活動

（１）放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

（２）放射性物質運搬中における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託されたものは、立入制限区域の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、放射性物質事故の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以

外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

２　市による活動

（1）消火活動

事業者は、作業従事者等の安全を確保するとともに迅速に消火活動を行うものとする。

市（消防局）は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火方法を決定するとともに、被災者及び職員の安全確保に努め迅速に対応するものとする。

（2）救助・救急活動

市（消防局）及びその他関係機関は、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施する。また、市は広域支援が必要と認める場合は、医療機関等に対し、患者受け入れを要請し、消防局等により傷病者等を迅速に医療機関に搬送する。

（3）退避誘導

周辺住民等の退避が必要な事態が発生した場合は、速やかに退避施設を決定するとともに住民への周知及び退避施設への誘導を実施する。

（4）汚染状況検査

事故現場周辺の汚染状況を迅速に検査するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、周辺住民等に対する検査を実施する。

第３　警戒本部・災害対策本部の設置

放射性物質取扱事業者等から通報があったときは直ちに警戒本部を立ち上げ、必要に応じて災害対策本部を設置する。

原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は市民等の安全確保のために市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置し、県と連携して、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を実施する。

第４　緊急時における放射線モニタリング活動

県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して空間放射線量率を把握するとともに、県と連携しながら専門家の指導や助言のもと、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施する等、放射性物質による環境への影響等について把握するものとする。

第５　広報活動

放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

第６　避難措置・飲料水等の摂取制限

県が発信する情報やモニタリング結果等から、「原子力災害対策指針」における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。

また、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

なお、飲料水の摂取制限時は、井戸水等を活用した応急給水を実施する。（大規模事故編第２章第6節のとおり）

【ＯＩＬと防護措置について】

原子力災害対策指針（令和元年７月３日修正）より

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β線：13,000cpm【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１ 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

（単位：μSv/h＝毎時マイクロシーベルト、Bq/kg＝ベクレル）

【食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
放射性セシウム （セシウム134及びセシウム137）	10 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	100 Bq/kg

【ＯＩＬ】

■　運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)：防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベル

第７　広域避難者の受入れ

１　避難者の受入れ調整と施設の提供

同時被災等で受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れ、施設を提供するものとする。

２　広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

（１）全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市では、避難者が避難元市町村からの公共サービスや情報を受けられるよう、避難者に「全国避難者情報システム」への登録を促す。

（２）住宅等の滞在施設の提供

避難者の生活環境を整えるため、滞在施設の提供に努める。

第４章　復旧・復興対策

担当部局	関係機関
環境部、全部局	原子力事業者、国、県、協定締結自治体、医療機関

第１　除染措置

放射性物質取扱事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

市は、国や県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。なお、除染にあたっては、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処のために策定した柏市除染実施計画（平成２４年３月策定・平成２５年４月一部改訂）の考え方を参考とする。

第２　制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

第３　健康管理

被災者の状況を把握するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、内部被爆検査の支援や健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

第４　風評被害対策

県や近隣市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

第５　廃棄物等の適正な処理

国や県の指示、法令等に基づき、県や近隣市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

柏市地域防災計画
令和７年３月
発行／柏市防災会議　　編集／柏市危機管理部防災安全課